

全国町村会総合賠償補償保険制度
の手引
(令和 8 年)

全 国 町 村 会

本保険制度の趣旨

総合賠償補償保険制度は、町村の所有、使用、管理する公共施設の瑕疵及び町村の業務遂行上の過失に起因して法律上の損害賠償責任が生じた場合の損害に対して総合的に保険金を支払う制度として、1984年度より発足したものです。

本制度の趣旨は、町村が法律上の賠償責任を負った場合に生じる賠償金の支出によってもたらされる財政運営への支障を避けるため、さらに本保険制度を通じ、町村行政の円滑な推進に寄与することを目的に、町村の相互救済事業として、実施しているものです。

全国町村会総合賠償補償保険制度 の手引

目 次

第1章 本保険制度のしくみ

1. 保険の構成	(1)
(1) 賠償責任保険・個人情報漏えい保険・サイバー保険・ 予防接種事故賠償補償保険	(1)
(2) 補償保険	(2)
(3) 公金総合保険	(2)
(4) 使用者賠償責任保険	(2)
2. 保険契約者	(2)
3. 被保険者	(2)
4. 引受保険会社	(4)
5. 保険期間	(4)

第2章 賠償責任保険（除く予防接種事故）

1. 対象となる損害	(5)
2. 保険金支払いの対象となる損害の範囲	(6)
3. 自治体施設の内容	(7)
4. 自治体業務の内容	(12)
5. 自治体生産物の内容	(17)
6. 自治体受託物の内容	(18)
7. 保険金支払いの対象とならない事故	(19)
8. 保険金額（支払限度額）	(23)
9. 日本スポーツ振興センター災害共済給付との関係	(24)

第3章 予防接種事故賠償補償保険

1. 予防接種保険の仕組み	(29)
2. 予防接種賠償責任保険（A保険）	(30)
(1) 対象となる損害	(30)
(2) 対象となる予防接種	(32)

(3) 保険金額（支払限度額）	(33)
(4) 対象とならない主な事故	(33)
3. 法定救済措置費用保険（B保険）	(35)
(1) 対象となる損害	(35)
(2) 保険金額（このB保険で支払われる保険金の額）	(36)
(3) 対象とならない損害	(38)
4. 行政措置災害補償保険（C保険）	(38)
(1) 対象となる損害	(38)
(2) 保険金額（このC保険で支払われる保険金の額）	(39)
(3) 対象とならない損害	(39)
(4) 予防接種事故災害補償規程	(39)

第4章 個人情報漏えい保険

1. 保険金支払いの対象となる損害	(43)
2. 対象となる個人情報漏えい事故の範囲	(44)
3. 保険金支払いの対象とならない主な事故	(46)
4. 保険金額（支払限度額）および自己負担額（免責金額）	(48)

第5章 補償保険

1. 対象となる損害	(49)
2. 対象となる町村等の行事（活動）	(49)
3. 補償対象となる者	(55)
4. 保険金額および保険金算出方法	(56)
5. 保険金支払いの対象とならない主な事故	(57)
6. 総合災害補償規程	(58)

第6章 公金総合保険

1. 対象となる損害	(64)
2. 対象となる公金の範囲	(64)
3. 保険金支払いの対象とならない主な事故	(65)
4. 保険金額および支払限度額	(65)
5. 約束手形における保険金の支払いと支払いの時期について	(66)

第7章 サイバー保険

1. 保険金支払い対象となる損害	(67)
2. 対象となるサイバー保険の事故事例	(71)
3. 保険金支払いの対象とならない主な事故	(73)
4. 保険金額（支払限度額）および自己負担額	(75)
5. サイバー保険と個人情報漏えい保険との差異（イメージ）	(75)
6. 事故発生時の対応と費用保険金について（イメージ）	(75)
7. 緊急時サポート総合サービス	(76)

第8章 使用者賠償責任保険

1. 対象となる損害	(79)
2. お支払いする保険金の範囲	(79)
3. 保険金支払いの対象とならない主な損害	(80)
4. 保険金の支払限度額	(81)
5. 町村等に法律上の責任のある公務災害	(81)

第9章 その他の保険

1. 住民活動者および避難支援者賠償責任保険	(83)
2. 緊急銃猟対応費用保険	(86)

第10章 加入手続き

1. 加入のご案内	(89)
2. 加入する契約類型	(90)
3. 保険料分担金の算出	(92)
4. 加入手続き	(92)
5. 中途加入	(94)
6. 契約内容の変更・サイバー保険または使用者賠償責任保険の中途付帯	(95)
（様式第1号）加入依頼書記入例	(97)

第11章 保険金請求および支払い

1. 事故が発生した場合の手続き	(99)
2. 事故処理手続の事務フロー	(100)
3. 被害者との示談交渉	(101)
4. 賠償責任保険金支払いの対象となる損害の範囲	(102)
5. 個人情報の取扱いに関する同意書（案）	(105)
6. 保険金請求に必要な書類	(108)
7. 保険金の支払時期	(110)
（様式第3号）事故報告書記入例	(112)
（様式第3-2号）事故報告書（個人情報漏えい保険・サイバー保険用）記入例	(114)

（様式第3－3号）事故報告書（使用者賠償責任保険用）	（115）
保険金請求書	（116）
第12章 質疑応答	
1. 一般的事項	（118）
2. 道路関係	（128）
3. 学校関係	（133）
4. 社会体育、社会教育、社会福祉関係	（137）
5. 予防接種関係	（142）
6. 公金総合保険関係	（145）
7. 個人情報漏えい保険関係	（148）
8. サイバー保険関係	（149）
9. 使用者賠償責任保険関係	（149）
10. 住民活動者および避難支援者賠償責任保険関係	（150）
11. 緊急銃猟対応費用保険関係	（150）
第13章 契約特約書・約款・特約条項	
1. 全国町村会賠償責任保険契約および災害補償保険契約特約書	（151）
2. 賠償責任保険普通保険約款	（162）
3. 追加被保険者追加条項（地方自治体特約条項・生産物特約条項・受託者特約条項用）	（178）
4. 地方自治体特約条項	（180）
5. 人格権侵害担保追加条項（地方自治体特約条項用）	（185）
6. 生産物特約条項	（187）
7. 賠償責任保険追加条項	（191）
8. 受託者特約条項	（205）
9. 漏水担保追加条項（受託者特約条項用）	（208）
10. 除染作業に関する追加条項（地方自治体特約条項用）	（209）
11. 災害補償保険普通保険約款	（215）
12. スポーツ災害補償特約	（238）
13. 学校管理下災害補償特約	（239）
14. 施設災害補償特約	（240）
15. 入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約	（242）
16. 死亡補償保険金、後遺障害補償保険金のみ支払特約条項	（246）
17. 保険料支払に関する特約条項	（247）
18. 全国町村会予防接種事故賠償補償保険契約特約書	（248）
19. 医師特約条項	（258）
20. 予防接種のみ担保追加条項（医師特約条項用）	（266）
21. 予防接種実施主体特約条項	（267）

22. 日付データ処理等に関する不担保追加条項（医師特約条項用）	(270)
23. 保険料支払関連特約条項の読み替えに関する追加条項（医師特約条項用）	(272)
24. 刑事弁護士費用担保追加条項（医師特約条項用）	(275)
25. 医療施設特約条項	(280)
26. 全国町村会公金総合保険契約特約書	(289)
27. 動産総合保険普通保険約款	(295)
28. 臨時費用不担保限定特約条項	(316)
29. 商品包括契約特約条項C	(317)
30. 自動販売機等特約条項	(322)
31. 情報のみ損害不担保条項	(323)
32. サイバー攻撃等不担保特約条項	(324)
33. 物損害追加特約条項	(326)
34. 保険料支払に関する特約条項	(329)
35. 業務過誤賠償責任保険普通保険約款	(330)
36. サイバー保険特約条項	(347)
37. 制裁等に関する追加条項（サイバー保険特約条項用）	(368)
38. サイバー攻撃による対人・対物事故補償追加条項（サイバー保険特約条項用）	(369)
39. 戦争等不担保追加条項（サイバー保険特約条項用）	(382)
40. サイバー保険特約条項の変更に関する追加条項（全国町村会用）	(385)
41. 個人情報漏えい補償追加条項（サイバー保険特約条項用）	(388)
42. 労働災害総合保険普通保険約款	(393)
43. 使用者賠償責任保険条項自動追加特約条項	(414)
44. 共同保険に関する特約条項	(415)
45. 保険料の確定に関する特約条項（労働災害総合保険用）	(416)
46. 保険料支払に関する特約条項	(419)
47. 保険契約の終期に関する特約	(420)
48. 地方公務員災害補償法に関わる特約条項（全国町村会用）	(421)
49. ボランティア活動保険普通保険約款	(423)
50. 地方公共団体特約条項	(460)
51. 保険料支払に関する特約条項	(463)
52. 費用・利益保険普通保険約款	(464)
53. 事業費用・利益保険特約条項（全国町村会 緊急銃猟制度用）	(476)
54. 共同保険に関する特約条項	(479)
55. 保険料支払に関する特約条項（全国町村会 団体契約用）	(480)
事故発生時の連絡先一覧	巻末
ご契約に関する問い合わせ先	巻末

第1章 本保険制度のしくみ

1. 保険の構成

本保険は、「全国町村会総合賠償補償保険」と称し、次の8種類の保険により構成されています。※本制度の賠償責任保険は日本国内の事故が対象となります。

本保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。また、特約書、約款に記載されていない事柄、または解釈は、本手引の内容を適用します。

(1) 賠償責任保険・予防接種事故賠償補償保険・サイバー保険・個人情報漏えい保険

本保険は、町村等が所有、使用、管理する施設の瑕疵や町村等の行う業務遂行上の過失に起因する事故について、町村等に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対して保険金を支払う保険で、主に次の特約書、約款が適用されます。

賠償責任保険（除く予防接種事故）

- ① 全国町村会賠償責任保険契約および災害補償保険契約特約書
- ② 賠償責任保険普通保険約款
- ③ 地方自治体特約条項
- ④ 人格権侵害担保追加条項（地方自治体特約条項用）
- ⑤ 追加被保険者追加条項（地方自治体特約条項・生産物特約条項・受託者特約条項用）
- ⑥ 賠償責任保険追加条項
- ⑦ 生産物特約条項
- ⑧ 受託者特約条項
- ⑨ 除染作業に関する追加条項
- ⑩ 医師特約条項（第2章4(8)の健診等業務の遂行に限る）
- ⑪ 医療施設特約条項（第2章4(8)の健診等業務の遂行に限る）

予防接種事故賠償補償保険

- ① 全国町村会予防接種事故賠償補償保険特約書
- ② 医師特約条項
- ③ 予防接種のみ担保追加条項（医療特約条項用）
- ④ 予防接種実施主体特約条項

サイバー保険・個人情報漏えい保険

- ① 全国町村会賠償責任保険契約および災害補償保険契約特約書
- ② 業務過誤賠償責任保険普通保険約款
- ③ サイバー保険特約条項
- ④ 制裁等に関する追加条項（サイバー保険特約条項用）
- ⑤ サイバー攻撃による対人・対物事故補償追加条項（サイバー保険特約条項用）
- ⑥ 戦争不担保追加条項（サイバー保険特約条項用）
- ⑦ サイバー保険特約条項の変更に関する追加条項（全国町村会用）
- ⑧ 個人情報漏えい補償追加条項（サイバー保険特約条項用）※個人情報漏えい保険のみ適用

(2) 補償保険

本保険は、町村等が行う諸行事等の開催中に参加している住民や団体あるいは町村等の管理下で行われるボランティア（無償）活動に参加している住民が被った急激かつ偶然な外来の事故について、町村等に法律上の賠償責任が生じるか否かに関係なく、町村等が被害者に支払う補償金（見舞金）に対して保険金を支払う保険で、次の特約書、約款が適用されます。

- ① 全国町村会賠償責任保険特約および災害補償保険契約特約書
- ② 災害補償保険普通保険約款
- ③ スポーツ災害補償特約
- ④ 学校管理下災害補償特約
- ⑤ 施設災害補償特約
- ⑥ 入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約
- ⑦ 死亡補償保険金、後遺障害補償保険金のみ支払特約

(3) 公金総合保険

本保険は、町村等が取扱う公金が町村行政機関等または集金者の自宅等での保管中および運送中に火災、盗難等によって損害を被った場合、その損害に対して保険金を支払う保険で、次の特約書、約款が適用されます。

- ① 全国町村会公金総合保険契約特約書
- ② 動産総合保険普通保険約款
- ③ 臨時費用不担保特約条項
- ④ 商品包括契約特約条項C
- ⑤ 自動販売機等特約条項
- ⑥ 物損害追加特約条項
- ⑦ サイバー攻撃等不担保特約条項
- ⑧ 情報のみ損害不担保条項

(4) 使用者賠償責任保険

本保険は、被用者が被った公務災害の他、通勤災害が町村等の責任で発生した場合に、地公務員災害補償基金等からの補償を超える額の損害賠償請求が当該被用者またはその遺族よりなされたときに、被保険者（町村等）が法律上の責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う保険で、主に次の約款が適用されます。

- ① 労働災害総合保険普通保険約款
- ② 使用者賠償責任保険条項自動追加特約条項
- ③ 地方公務員災害補償法に関わる特約条項（全国町村会用）

(5) その他の保険

1. 住民活動者および避難支援者賠償責任保険

本保険は住民活動者および避難支援者が活動中に法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う保険で、主に次の約款が適用されます。

- ① ボランティア活動保険普通保険約款
- ② 地方公共団体特約条項

2. 緊急銃猟対応費用保険

本保険は鳥獣保護管理法に基づき、緊急銃猟を行ったことに起因して、損失の補償を行うことによって被保険者が被る費用について保険金を支払う保険で、主に次の約款が適用されます。

- ① 費用・利益保険普通保険約款

- ② 事業費用・利益保険特約条項（全国町村会 緊急銃猟制度用）

2. 保険契約者（全国町村会）

本保険は、全国町村会が保険契約者となり、本保険に加入を希望する町村等を取りまとめ一括して保険会社と契約を行う団体契約となっています。全国町村会は、保険契約者として本保険加入希望町村等の保険料分担金をとりまとめ保険会社に支払います。

3. 被保険者

被保険者とは、事故の際、保険会社に保険金を請求し、これを受けとる権利のある（賠償事故の場合に先取特権を有する被害者を除きます。）をいいます。本保険の被保険者は次のとおりです。以下、各保険の被保険者を「町村等」といいます。

(1) 賠償責任保険（除く予防接種事故）・個人情報漏えい保険・サイバー保険

- ① 本保険に加入した町村
- ② 特別に加入を認めた市（2025年5月末現在本保険制度に加入している市で、継続して加入を希望する市）
- ③ 本保険に加入した町村または市が構成している一部事務組合、広域連合、合併特例区および地方独立行政法人（※1）
- ④ 「追加被保険者追加条項」(第11章3. 参照) の第2条に掲げる条件を満たす指定管理者（P16・17 賠償責任保険における行政事務の外部委託 参照）
- ⑤ 「追加被保険者追加条項」(第11章3. 参照) の第3条に掲げる条件を満たす本保険に加入した町村または市から業務委託を受けた私人（有償ボランティアを含む）
- ⑥ 健診等の保健事業における実施主体および運営主体（※2）（※3）

(2) 予防接種事故賠償補償保険

- ① 本保険に加入した町村
- ② 特別に加入を認めた市（2025年5月末現在本保険制度に加入している市で、継続して加入を希望する市）
- ③ 前記①および②より委託を受けて予防接種を行う医師（保険期間以前に委託を受けて予防接種を行った医師を含みます。）
- ④ 本保険に加入した町村または市が構成している一部事務組合・広域連合（※1）

(3) 補償保険（災害補償保険）

- ① 本保険に加入した町村
- ② 特別に加入を認めた市（2025年5月末現在本保険制度に加入している市で、継続して加入を希望する市）
- ③ 本保険に加入した町村または市が構成している一部事務組合、広域連合および合併特例区（※1）

(4) 公金総合保険（動産総合保険）

- ① 本保険に加入した町村
特別に加入を認めた市（2025年5月末現在本保険制度に加入している市で、継続して加入を希望する市）
- ② 本保険に加入した町村または市が構成している一部事務組合、広域連合および合併特例区（※1）
- ③ 地方自治法第252条の2に基づく協議会またはこれに準ずる協議会であって市町村により構成されるもの。

ただし、当該協議会の現金等が、加入町村等の庁舎内で保管されているか、または加入町村等の職員の管理下（町村等の職員自ら輸送する場合を含みます。）にあるかいずれかの場合にかぎり、その協議会を被保険者とみなします。

⑤ 全国町村会および都道府県町村会

(5) 使用者賠償責任保険（労働災害総合保険 使用者賠償責任条項）

① 本保険に加入した町村

② 特別に加入を認めた市（2025年5月末現在本保険制度に加入している市で、継続して加入を希望する市）

（※1） この一部事務組合、広域連合・合併特例区等は保険料分担金を負担する必要はなく、構成町村（市）が本保険に加入すれば自動的に賠償責任保険の被保険者になります。ただし、企業団は被保険者にはなりません。（第10章質疑応答1 参照）

なお、地方独立行政法人は、「追加被保険者追加条項」（第11章3. 参照）に定めるものにかぎります。

（※2） 医師特約条項および医療施設特約条項にかぎります。

（※3） 実施主体および運営主体の定義は以下のとおりです。

- ・ 健診等保健事業の実施において主体となる町村
- ・ 健診等保健事業の運営において主体となる町村より委託を受けた団体、公益法人等
- ・ 健診等保健事業に従事する医師・歯科医師等

(6) 住民活動者および避難支援者賠償責任保険

① 住民活動および避難支援活動に従事する者

② ①に掲げる者の監督義務者（監督義務者に代わって監督する者を含みます。）

(7) 緊急銃猟対応費用保険

① 本保険に加入した町村

② 特別に加入を認めた市（2025年5月末現在本保険制度に加入している市で、継続して加入を希望する市）

4. 引受保険会社

損害保険会社4社（幹事保険会社 損保ジャパン）による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損保ジャパンは幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金当等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。補償保険（災害補償保険）は、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返れい金等の8割まで（破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、補償保険（災害補償保険）以外は、損害保険契約者保護機構の補償対象ではありません。

5. 保険期間

2026年6月1日午前0時から2027年5月31日午後12時までの1年間とします。本保険の対象となる事故は、保険期間中に発生した事故にかぎりますが、予防接種による事故については、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合が本保険の対象となります。

第2章 賠償責任保険

(除く 予防接種事故)

1. 対象となる損害

本保険は町村等に国家賠償法、民法等による損害賠償責任が生じたことによって被る以下の損害に対して総合的に保険金を支払います。

- ①被保険者（町村等）が所有、使用、管理する自治体施設（注1）の瑕疵（欠陥）
- ②被保険者（町村等）が所有、使用、管理する自治体施設の管理業務遂行上の過失
- ③被保険者（町村等）が行う自治体業務（注2）遂行上の過失
- ④被保険者（町村等）が所有・使用・管理する自治体施設において生産販売または提供する、自治体生産物（注3）の欠陥
- ⑤被保険者（町村等）が所有・使用・管理する自治体施設において住民から預かる自治体受託物（注4）の管理上の過失
- ⑥健診等の保健事業にかかる医療行為による過失

これらの事由に起因して、住民等第三者の生命もしくは身体を害し（身体障害）、または財物を滅失、き損もしくは汚損（財物損壊）した場合において（注5）、被保険者（町村等）に法律上の賠償責任が生じたことによって被る損害について保険金をお支払いします。

また、上記①から③の業務に起因して、次の行為に基づく人格権侵害（注6）により、町村等に法律上の賠償責任が生じたことによって被る損害に対して保険金を支払います。

- ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
- ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

（注1）自治体施設には、町村等が所有、使用、管理するほとんどすべての公共施設が含まれています。

なお、保険約款上は「地方自治体特約条項」第2条①に定めがあります。

（注2）自治体業務には、町村等が行政として行うほとんどすべての業務が含まれています。詳細は「自治体業務の内容」をご参照ください。

なお、保険約款上は「地方自治体特約条項」第2条②に定めがあります。

（注3）自治体生産物とは、町村等の所有、使用、管理している公共施設等で生産、販売または提供する飲食物およびその他の製品をいいます。詳細は「自治体生産物の内容」をご参照ください。

なお、保険約款上は「生産物特約条項」に定めがあります。

(注4) 住民とは、被保険者以外の第三者である自然人をいいます。詳細は「自治体受託物の内容」をご参照ください。

なお、保険約款上は「受託者特約条項」に定めがあります。

(注5) 本保険で対象となるのは、住民等第三者（他の町村等の住民も含まれます。）の身体障害、財物損壊による賠償責任です。従って、日照権侵害や印鑑証明発行等ミスによる住民等第三者に対する財産侵害などの身体障害、財物損壊を伴わない損害については、たとえ町村等に法律上の賠償責任が生じててもこの保険の対象にはなりません。

個人情報漏えい・人格権侵害に関しては身体障害・財物損壊を伴わない精神的損害を対象としています。

(注6) 保険約款上は「人格権侵害担保追加条項」に定めがあります。

2. 保険金支払いの対象となる損害の範囲

保険金支払いの対象となる損害は、次の賠償金および費用です。（この場合の対象となる損害とは、前述したとおり、住民等第三者の身体の障害および財物の損壊が生じたものにかぎります。）

(1) 被害者に対する損害賠償金

通常は被害者との間で示談により決めた額がこの損害賠償金となりますが、裁判による場合は、その判決額となります。

なお、被害者と示談を行う場合は、責任の有無や示談金の額について事前に幹事保険会社と打合せをしてください。町村独自の判断で示談を行った場合、示談金そのまま保険金として支払われないことがありますのでご注意ください。

※被害者との示談交渉（わが国においては賠償事件の90%以上が法廷外の示談交渉にて解決）に際しては、弁護士法により保険会社が被害者との直接交渉を行うことはできませんが、本保険の幹事保険会社（損保ジャパン）がその解決に至るまで、全面的に支援・協力する仕組みになっております。したがって、賠償事故について、専門的な判断の分析、豊富な知識と経験、さらに優秀な弁護士をスタッフとして抱えている保険会社と、十分協力しながら早急な解決を図ることが必要です。

(2) 被害者に対する応急手当、緊急処置等の費用

身体障害事故が発生した場合、とりあえず被害者を病院へ護送したり、応急手当を

実施した場合の費用等被害者に対する緊急もしくはやむを得ざる処置のため支出した費用も保険金として支払われます。

(3) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬等の争訟費用

訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に関する費用も保険金として支払われます。これらの費用についても支出前に保険会社と打合せをしてください。保険会社と打合せをせずに支出した場合、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

(4) 第三者から損害の賠償をうけることができる場合の当該求償権を保全するための費用

町村等が被害者に支払った賠償金について第三者に求償することができる場合は、この権利の保全または行使について必要な手続きを行っていただくことになります。この求償権保全の義務を履行するために要した必要かつ有益な費用も保険金として支払われます。

3. 自治体施設の内容

本保険の対象とする自治体施設は、町村等が所有、使用、または管理する（注1）次の施設（注2）です。

（注1）町村等が、所有、使用、管理のいずれも行っている場合は問題ありませんが、

- ① 所有のみ町村等で、使用、管理を第三者が行っている場合
- ② 所有のみ第三者で、使用、管理を町村等が行っている場合

の取扱いは次のようになります。

〈①の場合〉自治体施設の欠陥による事故（壁のタイルがはがれ通行人がケガをしたなど）など所有者としての責任については、町村等に賠償責任があるため保険金支払いの対象になりますが、施設の使用、管理上のミス（公民館を使って第三者が展覧会を開いたが展示方法にミスがあり観客がケガをしたなど）の場合、町村等に法律上の賠償責任が通常発生しないため保険金は支払われません。また、町村等の責任と第三者の責任がともに生じたような場合は、町村等の責任部分についてのみ保険金支払いの対象になります。

〈②の場合〉上記①とは逆に、町村等が使用、管理上の責任を負う場合に保険金が支払われ、所有者（第三者）としての責任については保険金支払いの対象にはなりません。

なお、施設の管理を行う第三者が地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者の場合には、被保険者とみなし、所有、管理いずれの責任についても保険金をお支払いします。

(注2) 施設の範囲には、当該施設のほか施設の敷地と敷地内の付属施設を含み、かつ施設および付属施設内の動産を含みます。

具体的には、以下の各施設についての説明をご参照ください。

この保険は、ほとんどすべての公共施設を対象としていますが、「医療施設（病院・診療所）」は対象外になっています。ただし、健診等の保健事業にかかる業務遂行に起因する損害賠償については対象となります。

〈保険の対象とする施設〉

(1) 事務所建物

本庁舎、支所、出張所の庁舎

これには、主たる事務所としての庁舎、議会議場の他出先機関としての支所、出張所等が該当します。これらに付属する駐車場、食堂、売店、宿直用宿泊施設等が付属施設として含まれます。また、その他の施設として、町村等が所有する駐在所、派出所、無人の消防署、火の見やぐらも対象となります。

(2) 学校教育施設

学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園等の学校および児童福祉法に基づく保育所

なお、その他各種学校、専修学校、さらには町村等が管理している季節保育所・へき地保育所等（注1）も対象となります。

(注1) 2010年4月1日に施行された児童福祉法第6条の2第9項に規定される家庭的保育事業も対象となります。

この場合、賠償責任保険については町村等の責任部分のみが対象となります。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく「認定子ども園」も対象となります。

※措置児童等の関係で町村等が①運営費補助、施設費補助等を行なっている私立保育所等で②当該町村長が準町村立の施設として管理下にあるものは対象となります。この場合は、私立の保育所においてもたらされた賠償事故についてその町村

が連帯債務者になるような場合を前提としており、私立保育所のみが負わなければならない賠償責任を肩代わりするものではありません。

寄宿舍、共同プール、簡易プール（注２）あるいは林間・臨海学校等で使用する施設等で町村等または学校の管理する学校敷地外にある学校専用の建物または施設（一時的に学校の専用に供する（注３）場合は、その専用の用に供されている間）は対象施設に含まれます。

（注２）簡易プールとは、川に縄をはってプールの形態をとり、ここで水泳指導を行うような場合も含まれます。

（注３）一時的に学校の専用に供するとは、例えば林間学校等で、学校が山小屋を借用した場合は、学校側の管理不備で生じた賠償事故についても本保険の対象とします。ただし、当該施設の欠陥により生じた賠償事故については、町村等に賠償責任がないので本保険の対象とはなりません。

(3) 福祉施設

児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設、母子福祉施設、隣保館、保健センター、特別養護老人ホーム、授産施設等の福祉施設

(4) 保養施設

国民宿舎等の保養施設

(5) 文化施設

公会堂、公民館、図書館、博物館等の文化施設

これには、地区センター等社会教育等の用に供するための施設およびこれに類似の集会施設等（へき地集会所を含みます。）も含まれています。

(6) スポーツ施設

体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場、ゲートボール場、格技場、弓道場等のスポーツ施設

上記例示のもの以外であってもスポーツを行う目的の施設はすべてスポーツ施設に含まれます。また、これらの施設は、スポーツ行事に利用されている時はもちろん、その他の活動（例えば講演会、興業等）に利用されている時も対象になります。

(7) 産業施設

農林水産物加工施設、育苗施設、集出荷施設等の産業施設

(8) 生活環境施設

上水道施設（簡易水道を含みます。）、下水道施設、廃棄物処理施設等の生活環境施設

(9) 道路

本保険において、対象になるのは被保険者（町村等）が所有、使用、または管理している次の道路をいいます。（有料道路を含みます。）

① 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路

具体的には同法第3条第4号の「（市）町村道」が対象となります。

② 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく「自動車道」及び「一般自動車道」

③ 被保険者（町村等）が法令・通達等により管理している「農道」「林道」

④ その他被保険者（町村等）が所有、使用、または管理している里道、赤道、牧道等の道路

※その他の道路には土地改良区、森林組合が所有している農道、林道で、一般住民の通行に供されているもので、当該道路について、被保険者（町村等）が管理しているものを含みます。この場合の管理とは、一般的な管理の他に維持管理に要する費用等に対する補助、助成しているものを含みます。

⑤ 上記道路の付属物

道路の付属物は、道路法第2条第2項並びに同施行令第34条の第3項によるもののほか、被保険者（町村等）が所有、管理している道路の付属物はすべて対象になります。また、町村等が国・県道等町村の管理下でない道路において占用許可等を得て、設置してある施設（観光案内の看板等）も含まれます。

⑥ 渡船施設

渡船は河川、湖沼等での運航に供されているものにかぎり、道路の一部としていますが、海洋にて運航されているものは対象になりません。

(10) 公園

本保険において公園とは次のものをいいます。

① 都市公園（都市公園法にいう都市公園はもちろん、その他公園としての実態を備え一般の利用に供しているものはこれに含めます。）

② 自然公園、国立公園、国定公園等で町村等が管理しているもの

③ 河川敷に設置された公園

④ 児童公園

⑤ その他の公園（寺の境内、団地の公園等を含みます。）

(11) 港湾施設および漁港施設

港湾法並びに漁港法に基づいて設置された港湾施設、漁港施設で被保険者（町村等）が所有・使用・管理している施設

(12) 住宅施設

公営住宅、官舎等の住宅施設

具体的には次のような事故が対象になります。

- ・外壁が崩壊し、通行人（居住者を含みます。）が負傷した場合
- ・集合住宅の共用部分の欠陥によって、居住者が負傷した場合

(13) その他の施設および自然公物

その他町村等が所有、使用、または管理する施設（建造物および工作物）

その他上記に分類されない施設であっても町村等が所有・使用・管理している施設であれば、ほとんどすべて対象になります。ただし、後記の保険対象外の施設にご注意ください。なお、河川、湖沼、ため池等にかかる工作物（堤防やフェンス等の工作物）は、ここにいう「建造物および工作物」に含めます。従って、たとえば、ため池の場合、フェンスが壊れていたことが原因となって子供が水死したというような事故は、町村等に法律上の賠償責任があることを前提として本保険の対象となります。

ただし、フェンス等工作物が何もなく、自然のままに放置された河川、湖沼、ため池は、ここにいう「建造物および工作物」に含めません。そうした自然のままに放置された河川、湖沼、ため池での事故は、一般に町村等に法律上の賠償責任は発生しないとされていますが、賠償責任が発生した場合には、判決または訴訟上の和解などにより町村等に法律上の賠償責任が生じることが明らかな場合には「その他自治体の行う業務」に起因する事故として、本保険の対象となります。

〈保険対象外の施設〉

医療施設

病院、診療所等の医療施設、療養型病床群等介護保険事業の医療施設

ただし、健診等の保健事業にかかる業務遂行に起因する損害賠償については対象となります。

（注）個人情報漏えい保険、サイバー保険においても、対象外施設となります。

4. 自治体業務の内容

本保険で対象となる自治体業務は、町村等の行う次の業務です。本保険は自治体施設の場合と同様、町村等の行うほとんどすべての業務を対象としていますが、後記のとおり一部の業務については対象外となっています。

〈保険の対象とする業務〉

(1) 自治体施設の保守管理業務

前記に掲げた「自治体施設」の保守管理業務で、具体的には次のようなものです。

- ① 施設の保守、点検、修理、清掃等の業務
- ② 施設の利用者の受付、誘導、事故の際の避難等の業務
- ③ 施設の利用者に対する利用上の注意指導等の業務
- ④ その他当該施設運営上必要な業務

(2) 学校教育業務

具体的には次のような業務です。（なお、学校管理下の児童・生徒の事故に際しての保険金の支払いについては「日本スポーツ振興センター」の災害給付の上乗せ保険として制度化されていますので、「日本スポーツ振興センター災害共済給付との関係」（P25）をご参照ください。）

① 教育課程に基づく授業として行なわれる教育活動

生徒会活動、ホームルーム、クラブ活動、入学・卒業式、文化祭、運動会、遠足・キャンプ等を含みます。

② 課外指導として行なわれる教育活動

補習授業、部活動、林間・臨海学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導等

③ 登下校にかかる引率

④ その他学校業務遂行のため教職員の行う活動

（注）① 通学バスの運転ミス等による賠償損害は、自賠責保険または自動車の任意保険（共済）でカバーされますので、本保険では対象となりません。

② 「登下校にかかる引率」に起因する賠償損害は、一般的には、低年令の保育園児、幼稚園児等について生ずると考えられます。

⑤ 学校教育業務下において教職員の管理下にある児童、生徒の他に父兄等一般の住民の学校管理下（学校行事に参加中）の事故も対象になります。

(3) 社会福祉業務

社会福祉法等に定める社会福祉事業に係わる業務について被保険者（町村等）が行うすべての業務をいいます。

社会福祉法第2条で国、地方公共団体等が行う業務を規定しております。

なお、社会福祉法第2条の事業のうち、とくに町村等に関係があるものは同条第3項の第二種社会福祉事業です。

また、介護保険法に基づく介護保険事業および健康増進法に基づく保健事業に係わる業務も含みます。ただし、医療業務は除きます。

(4) 社会教育業務

社会教育法等に定める業務をいいます。

社会教育法第5条で（市）町村の教育委員会の行うべき事務を規定しています。

(5) 社会体育業務

スポーツ行事等の業務をいいます。スポーツとは、運動競技および身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含みます。）であって、心身の健全な発達を図るためのものをいいます。

具体的な業務の内容は次のとおりです。

① 町村等の主催するスポーツ行事実施業務行為

スポーツ行事の計画指示、参加者に対する注意、必要な健康診断、休憩時間の取得あるいは当該スポーツ行事の実施またはとり止め等の判断と実行等当該スポーツ行事実施上の一切の主催者として行うべき業務をいいます。

② 町村等の体育指導員の体育指導業務行為

（注）町村等が主催するスポーツ行事の実施に伴って主催者の運営上の過失により災害が発生した場合は、当然主催者たる町村等は被災者に対し法律上の賠償責任を負担することになります。

この賠償保険は、町村等の主催・共催するスポーツ行事等における町村等の賠償責任をカバーするものです。

したがって、町村等がPTA、社会教育団体（青年団、婦人会、少年団、老人クラブ等）町内会、体育協会、県市等の他の自治体または労働組合、職員互助組合、スポーツ愛好団体等と実行委員会等をつくり実施するスポーツ行事についても、町村等が法律上の賠償責任を負担する場合には当然この賠償

保険の対象となります。

(注)「主催・共催」については第5章2.をご参照ください。

(6) 工事発注・施工等の業務

工事に起因する賠償責任

① 町村等が発注する工事に起因して発生する賠償責任

ア. 町村等が請負業者に発注する工事に起因して発生する賠償責任（発注者責任）を対象とします。

ただし、対象となるのは、町村等の負う賠償責任（発注者責任）のみであり、請負業者が負う賠償責任部分は対象外となります。

イ. 請負業者の作業員（下請け業者の作業員を含みます。）が被害者の場合および請負業者の財物（工事用の機材、資材等）が破損した場合は町村等が発注した請負工事に起因する賠償責任は対象外となります。

ウ. 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事によって発生した土地の沈下、振動、軟弱化、土砂崩れ等による財物、または土地の損害と地下水の増減に対する賠償責任は対象外となります。

(注) 工事の発注者責任とは……

町村等が発注する公共工事において、工事の施工について住民等第三者に損害を及ぼした時は、公共工事請負契約上、基本的には、工事の請負業者が、その損害を賠償しなくてはならないことになっています。

ところが、発注者としての町村等にも、発注工事における安全確保のための監督、指導、注文、指示等において過失がある時は、発注者としての責任が問われます。

この発注者としての責任が「発注者責任」であり、総合賠償補償保険の対象となるのは、この発注者責任です。

② 町村等の直営工事に起因して発生する賠償責任

業者に委託せず職員が監督し行う簡単な補修（注）に起因する町村等の賠償責任は対象とします。

(注) 自ら行う簡単な補修

被保険者が自ら作業員等を手配して行う直営工事を含みますが、自治体施設の新築、改築、修理、取りこわし等の工事に起因する賠償責任は、対象外です。

(7) 予防接種業務

予防接種業務の取扱いについては、第3章予防接種事故賠償補償保険をご参照ください。

(8) 健診等業務

町村等が実施する保健・福祉事業における医療等業務をいいます。

具体的には、以下に掲げる業務となります。

- (A) 高齢者の医療の確保に関する法律第20条（特定健康診査）、第24条（特定保健指導）に基く健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導等の保健事業
- (B) 介護保険法第115条の49(保健福祉事業)に基く保健福祉事業
- (C) 母子保健法第10条（保健指導）、第11条（新生児の訪問指導）、第12条・第13条（健康診査）、第14条（栄養の摂取に関する援助）、第17条（妊産婦の訪問指導等）、第17条の2（産後ケア事業）、第19条（未熟児の訪問指導）、第20条（養育医療）に基く母子保健の向上に関する措置
- (D) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2（定期的健康診断）、第53条の13（精密検査）、第53条の14（家庭訪問指導）に基づく保健事業
- (E) 国民健康保険法第82条に基く健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業
- (F) 地域保健法第6条に基く医事および薬事に関する事項、母性および乳幼児ならびに老人の保健に関する事項、歯科保健に関する事項、精神保健に関する事項、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項、エイズ、結核、性病、伝染病その他疾病の予防に関する事項、その他地域住民の健康の保持および増進に関する事項等に必要な事業、第7条に定める保健事業
- (G) 健康増進法第17条（市町村による生活習慣相談等の実施）に基く保健指導ならびにこれらに付随する業務、第18条に定める栄養指導その他の保健指導、第19条2に基づく健康増進事業
- (H) 学校保健安全法第8条（健康相談）、第11条（就学時の健康診断）、第13条および第14条（児童生徒等の健康診断）、第15条および第16条（職員の健康診断）、第23条（学校医、学校歯科医および学校薬剤師）に基く健康診断および健康相談に関する医療の医療業務

- (I) 法令に基づく上記と同種の健診（検診）等の保健事業
- (J) 市町村が自らの行政措置として行う上記と同種の健診（検診）等の保健事業
- (K) 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律第6条（臨時に行う予防接種）に基づいて市町村が行う予防接種事業
- (L) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条（定義）に基づく医療的ケア児に対する医療的ケア業務およびこれらに付随する業務
- ただし、公的医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する医療機関をいう。）が実施する業務は除く

(9) その他の業務

その他町村等の行う前記のいずれにも分類されない業務も本保険の対象となります。例えば、町村等の依頼や一定の関与のもとに行われる住民による社会奉仕活動（ボランティア活動）等についても、町村等に賠償責任がおよぶ場合は、町村等の責任部分につき、本保険の対象となります。また民踊、フォークダンス、祭礼等、町村等が主催、共催する行事もほとんどすべて対象になります。（主催・共催の定義については第5章2.をご参照ください。）ただし、次の対象外業務にご注意ください。

また、東日本大震災により発生した原発事故に伴う放射能の除染作業を町村等の業務として行う場合は、本保険の対象となります。なお、放射能自体による損害については、本保険の対象とはなりません。

〈保険対象外の業務〉

- ① 許可、認可、命令その他の行政処分
- ② 医療業務（健診等業務は除きます。）
- ③ 消防、救急、治安または災害救助の業務
- ④ 治山、治水業務、農地開発業務、耕地整理業務、公有水面埋立業務、都市計画業務、土地区画整理業務等の土地の改良事業、保全開発業務またはそれらの企画、立案、策定に関する業務
- ⑤ 強制執行または即時強制

（注）個人情報漏えい保険、サイバー保険においても、対象外の業務となります。

賠償責任保険における行政事務の外部委託の取扱いについて

〈基本的取扱い〉

町村等の業務の一部を住民や地域団体、法人等に委託した場合、その受託者の当該業務遂行上の過失による賠償責任は、第一義的には受託者が負うものと考えられます。

しかしながら、町村等も受託者とともに、賠償責任を負うことが相当であると認められるときは、町村等の責任部分につき、本保険（賠償責任保険）の対象となります。

外部委託における町村等の賠償責任は、当該委託業務の公共性、委託にあたっての町村等の関与と事故発生原因との関係などを総合的に検討し、個別具体的に判断します。なお、外部委託をし、当該委託業務の管理、監督に町村等が一切関与していない場合は、本保険（賠償責任保険）の対象外となる可能性があります。

〈指定管理者による公の施設の管理の特例について〉

前記（基本的取扱い）にかかわらず、公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項および第4項に基づき指定管理者に行わせた場合において、町村等に賠償責任が発生する場合には、町村等の責任部分は本保険の対象となります。

また、指定管理者が負うべき賠償責任についても、2011年6月1日より、指定管理者そのものを被保険者とみなし、町村等の責任と同様に本保険で対象となりますが、施設内でその指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、その指定管理者が負うものとし、この特例は適用しません。

なお、指定管理者制度では、施設管理に加え、施設の使用許可権限も有するなど、管理委託制度に比し幅広く委託先の業務の範囲や権限が拡大しています。「追加被保険者追加条項」の第2条に掲げる条件を満たす指定管理者が、地方自治法第244条の2第3項および第4項に規定された指定管理者の業務を行う場合は、本保険の賠償保険の対象となります。

5. 自治体生産物の内容

本保険の対象とする自治体生産物は、本保険の対象となる自治体施設（3. 自治体施設の内容を参照）が提供する飲食物および製品です。

この自治体生産物が他人に引き渡された後、当該生産物の欠陥に起因して、住民等第三者に身体障害をおわせ、または住民等第三者の財物を損壊した場合の賠償責任が対象となります。

〈保険対象外の自治体生産物〉

- ① 輸出生産物（間接輸出分も対象外です。）
- ② 医療品、医療用具、医療用計測器

その他、以下の事項にご注意ください。

(1) 回収措置の義務付けと回収費用の不担保

自治体生産物に、事故の発生するあるいは再発生するおそれのある欠陥があることが判明した場合、町村等はただちに回収、検査、修理、交換等の適切な措置をとる必要があります。

町村等が漫然とこれらの措置をとることを怠ったことにより生じた事故は対象外となります。回収等の措置を行っていたにもかかわらず発生した事故は、対象となります。

なお、上記の回収等の措置に要した費用は、町村等が直接支出したか否かを問わず、保険金支払いの対象となりません。

(2) 自治体生産物の損壊それ自体の賠償損害の不担保

以下の損害は保険金支払の対象となりません。

- ① 瑕疵のある物を販売・提供したために、後でこれらの物を取替えたり補修したために被った費用
- ② これらの欠陥のある物によって事故が発生し他に損害を及ぼした場合に、その物自体が被った損害 など

(3) 効能不発揮損害の不担保

自治体生産物が、町村等の意図した効能または性能を発揮できなかったことによる損害は対象となりません。

6. 自治体受託物の内容

本保険の対象とする自治体受託物は、本保険の対象となる自治体施設（3. 自治体施設の内容を参照）において、住民（被保険者以外の第三者である自然人をいいます。）から預かり管理する受託物をいいます。

この受託物を、火災や取扱上の不注意等により損壊、もしくは盗取されたことによって、町村等が貸主や預け主等（その財物に対し正当な権利を有する者）に対して負担する賠償責任が対象となります。

〈保険対象外の受託物〉

- ① 自動車・自動二輪車等
- ② 貨幣、紙幣
- ③ 有価証券、印紙、切手、証書
- ④ 宝石、貴金属、美術品、骨とう品
- ⑤ 勲章、き章、設計書、ひな型

- ⑥ 土地（地盤、土木構造物を含みます。）、建物
- ⑦ 動物、植物等の生物
- ⑧ 所有権留保条項付売買契約に基づいて町村等が購入した財物 など

（注）住民が自治体施設内のコインロッカーに保管した荷物は、自治体に「受託者」としての管理責任までは発生しないため、「自治体受託物」に該当しません。

したがって、コインロッカーの管理に瑕疵があり、町村等に賠償責任が生じた場合、自治体施設の管理瑕疵として対象となります。

7. 保険金支払いの対象とならない事故

町村等が、次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害については保険金支払いの対象とはなりません。

〈賠償責任保険普通保険約款〉

- ① 町村等の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
 （注1）「地震」には、地殻の変動も含まれます。
 （注2）「洪水」とは、河川湖沼本来の領域を超えて溢水（氾濫）したもので、浸水の範囲が一定の異常な規模に達したものをいいます。
 （注3）「津波」とは、地震のために起こるいわゆる地震津波をいいます。
 （注4）「これらの類似の自然変象」には、風災・落雷は含まれていません。
- ④ 町村等が所有・使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任。ただし、自治体受託物に起因する賠償責任についてはこのかぎりではありません。
 （注）保険対象外の受託物（前項参照）にご注意ください。国民宿舎等での利用者の現金保管中の事故、駐車場での自動車管理下の事故、博物館等での預かり展示品の事故等は、自治体受託物に該当せず対象になりません。
- ⑤ 町村等の職員等が町村等の業務に従事中に被った身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑥ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任

- ⑦ 町村等と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

〈地方自治体特約条項〉

- ① 自治体施設の新築・改築・修理・取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
(発注工事における安全確保のための監督、注文等に関する賠償責任(発注者責任)は除きます。)発注者責任においては次に掲げる賠償責任は支払対象とはなりません。
- ア. 発注工事における請負業者およびその従業員の身体の障害ならびに、請負業者の財物の滅失、き損または汚損に起因する賠償責任
- イ. 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事にともなう次の事由による財物の滅失、き損または汚損に起因する賠償責任
- ・土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の崩壊
 - ・土地の軟弱化もしくは土砂の流出または流入による地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)その他収容物または土地の損壊
 - ・地下水の増減
- なお、町村職員等が行う簡単な補修(町村が自ら作業員等を手配して行う直営工事を含みます。)は、ここでいう「修理」とはみなさないことになっています。
- ② 航空機・自動車(原動機付自転車を含みます。)または自治体施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 屋根・樋(とい)・扉・戸・窓または通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 医師またはその補助者が行う医療行為により生じた身体障害に起因する賠償責任
本免責は予防接種事故の場合は適用しません。
- ⑤ 町村等の占有を離れた商品もしくは飲食物、または町村等の占有を離れ自治体施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任。ただし、自治体生産物に起因する賠償責任についてはこのかぎりではありません。
- ⑥ 保険契約者または町村等が故意または重大な過失により法令に違反して使用または管理する昇降機に起因する賠償責任
- ⑦ 自治体業務の終了後(自治体業務の目的物の引渡を要するときは引渡後)または自治体業務を放棄した後において、その自治体業務の結果に起因する賠償責任

(町村等が機械・装置または資材を自治体業務の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。)

- ⑧ 自治体業務のうち、その他自治体の行う業務にかかわる政策・事業または事務の企画・立案または策定に起因する賠償責任
- ⑨ 強制執行または即時強制に起因する賠償責任
- ⑩ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任。ただし、医学的・科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任を除きます。
- ⑪ 石油物質が自治体施設から公共水域に流出したことに起因する賠償責任および流出した石油物質の清掃等に要する費用
- ⑫ サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(サイバー保険にご加入の場合を除きます。) など

〈生産物特約条項〉

- ① 自治体生産物の瑕疵にもとづく自治体生産物の損壊それ自体の賠償責任
- ② 町村等が故意または重大な過失により法令に違反して生産・販売または提供した自治体生産物に起因する賠償責任
- ③ 自治体生産物が町村等の意図した効能または性能を発揮できなかったことに起因する賠償責任 など

〈受託者特約条項〉

- ① 自治体受託物に関し、町村等の使用人が行い、または加担した盗取に起因する賠償責任
- ② 町村等の使用人が所有または私用に供する自治体受託物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する自治体受託物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- ④ 自治体受託物の自然の消耗、本来の性質（自然発火・自然爆発を含みます。）またはねずみ食い・虫食い等に起因する賠償責任
- ⑤ 自治体受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 修理または加工作業機械の破損、故障もしくは停止による自治体受託物の損壊、修理もしくは加工上の過失または欠陥による自治体受託物の損壊（技術の拙劣によ

る仕上不良を含みます。)に起因する賠償責任

⑦ 自治体受託物の紛失(誤配による紛失を含みます。)に起因する賠償責任 など

〈人格権侵害担保追加条項〉

① 町村等によって、または町村等の了解もしくは同意にもとづいて町村等以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任

② 町村等による採用、雇用または解雇に関して、町村等によって、または町村等以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任

③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、町村等によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任

④ 事実と異なることを知りながら、町村等によって、または町村等の了解、同意もしくは指図により町村等以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任

⑤ 町村等によって、または町村等のために町村等以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

⑥ 宣伝された品質、性能等に適用しないことによる賠償責任

⑦ 価格表示の誤りに起因する賠償責任

⑧ 身体障害または財物の損壊による賠償責任 など

〈医療特約条項〉

① 医療行為上発生した名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任

② 美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任

③ 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任

④ 所定の免許を有しない者が行った医療に起因する賠償責任 など

〈医療施設特約条項〉

① 医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任

② 自動車(原動機付自転車を含みます。)または昇降機(エレベーター、エスカレーター)の所有、使用、または管理に起因する賠償責任

③ 石綿または石綿を含む製品の有害な特性物質に起因する賠償責任

④ 公共水域への汚染物質の排出に起因する賠償責任 など

8. 保険金額（支払限度額）

次の表のとおりとなります。（除く予防接種・健診賠償）

身体賠償				財物賠償		
身体賠償 契約類型	保険金額		自己負担額 (免責金額)	財物賠償 契約類型	保険金額	自己負担額 (免責金額)
	1 名	1 事故			1 事故	
5,000万円 型	5,000万円	5億円	なし	1,000万円 型	1,000万円	なし
1億円 型	1億円	10億円		2,000万円 型	2,000万円	
1.5億円 型	1.5億円	15億円		1億円 型	1億円	
2億円 型	2億円	20億円				
3億円 型	3億円	30億円				

健診賠償については次の表のとおりとなります。

医療行為上の事故		医療行為以外の業務遂行中の事故 医療施設の事故		人格権の侵害	
身体 1 事故	1 億円	身体 1 名	1 億円	1 名	1,000万円
年間総額	3 億円	身体 1 事故	2 億円	1 事故	1 億円
自己負担額	なし	財物 1 事故	1,000万円	年間総額	1 億円
		自己負担額	なし	自己負担額	なし

（注 1）土砂災害に起因する事故について、身体賠償の 1 事故保険金額は、1 名あたり保険金額の 3 倍となります。土砂災害の取扱いについては、質疑応答（1. 一般的事項、問12）を参照。

（注 2）ただし、自治体生産物の事故についての 1 年間の総支払限度額は、1 事故の支払限度額と同額となります。

（注 3）人格権侵害の事故についての支払限度額は、健診賠償は 1 名1,000万円、1 事故 1 億円、年間総額 1 億円、その他の賠償は 1 被害者につき100万円、1 回の不当行為につき1,000万円、保険期間中の総支払限度額1,000万円です。

(1) 支払限度額とは、事故が発生した際、保険会社から支払われる損害賠償金の限度額をいいます。保険期間中何回事故が生じても支払われます。

（ただし、自治体生産物は、1 事故の支払限度額が 1 年間の総支払限度となり、支払われた損害賠償保険金を総支払限度額から差し引いた残額が、以後の総支払限度額となります。医師特約条項は、1 事故の支払限度額の 3 倍が総支払限度額となります。）

(2) 適用単位…被保険者（町村等）単位に適用します。

*一部事務組合、広域連合、合併特例区および地方独立行政法人は、1 被保険者とします。

(3) 適用方法…支払われる保険金は次の金額のうち低い金額となります。

- ① 被害者1名あたりの支払限度額を適用して得た金額
- ② 1事故あたりの支払限度額

9. 日本スポーツ振興センター災害共済給付との関係

○身体障害の事故について

本賠償責任保険は、学校の管理下における児童・生徒の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）について日本スポーツ振興センターの上乗せ保険として設計されており（注1）、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付契約」ならびに「免責の特約」が締結されていない場合は、損害賠償額から「日本スポーツ振興センターに加入し免責の特約を付していたならば給付されたであろう金額」を控除した額が支払われることになっています。

したがって、町村等の自己負担を生じないように、必ず日本スポーツ振興センターに加入し、「免責の特約」（注2）を付してください。「免責の特約」に要する掛金は、災害給付契約に係る場合の掛金に児童・生徒等1人あたり15円を加えた額となっており、これは、学校設置者の負担で、地方交付税に措置されております。

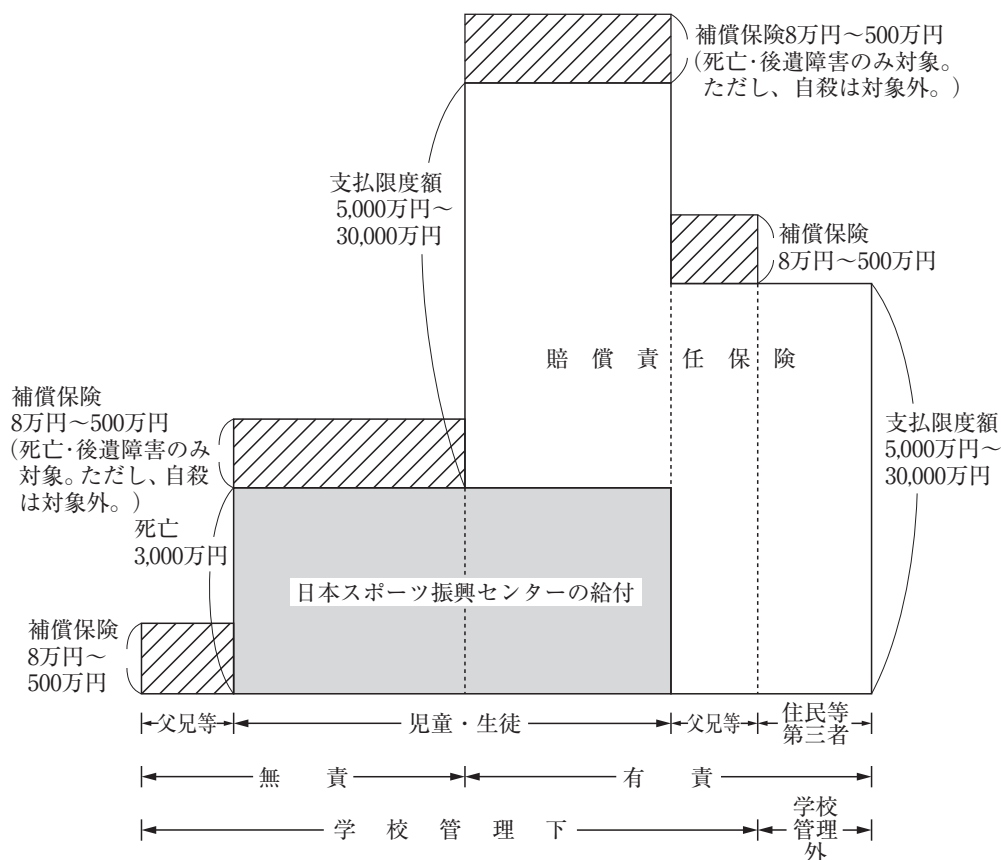
○日本スポーツ振興センターに加入することができない季節保育所、へき地保育所等についても、本保険では対象になります。

この場合、日本スポーツ振興センターへの加入資格がありませんので、本保険ですべてカバーされます。つまり、日本スポーツ振興センターに加入していれば給付されるであろう額を差引くことはなく、損害額について、本保険の支払限度額の範囲内で保険金が支払われます。

（注1）日本スポーツ振興センターの給付対象とは異なる部分があります。

（注2）「免責の特約」を付することで、町村等は、日本スポーツ振興センターが行った災害共済給付額を限度として、その損害賠償の責めを免れることができます。

(日本スポーツ振興センター給付と本会の保険制度との関係は下図のようになります。)



○日本スポーツ振興センターの給付額 (■部分)

① 死亡見舞金……3,000万円

② 障害見舞金……

1級	4,000万円	8級	740万円
2級	3,600万円	9級	590万円
3級	3,140万円	10級	430万円
4級	2,180万円	11級	310万円
5級	1,820万円	12級	225万円
6級	1,510万円	13級	150万円
7級	1,270万円	14級	88万円

(ただし、通学中はそれぞれ半額)

(注1) 学校管理下の児童・生徒に対する補償保険は、死亡・後遺障害補償保険金のみが支払われます。

(注2) 上記金額は令和7年1月現在のものです。

③ 医療給付金

学校管理下の事故によるもので、療養に要した費用の額が5,000円以上のもので、健康保険なみの医療に要する費用の4/10（支給期間10年間）

〈計 算 例〉

(1) 学校管理下の児童・生徒の事故の場合

化学の実験中、先生の指導ミスにより、爆発事故が発生し生徒1名が障害を被った。この結果、K町は次の損害賠償責任を負った。

K町は身体賠償1億円型に加入、K町の総損害賠償額7,000万円

イ. 日本スポーツ振興センター加入学校で免責の特約を付している場合、日本スポーツ振興センターより給付された額は4,000万円（障害1級）

$$7,000\text{万円} - 4,000\text{万円} = 3,000\text{万円}$$

①

$$3,000\text{万円} < 10,000\text{万円}$$

②

賠償責任保険金 = 3,000万円

(注) ①日本スポーツ振興センターの給付金

②本保険における支払限度額

ロ. 日本スポーツ振興センター加入学校で免責の特約を付していない場合および日本スポーツ振興センター未加入学校の場合

$$7,000\text{万円} - 4,000\text{万円} = 3,000\text{万円}$$

①

$$3,000\text{万円} < 10,000\text{万円}$$

②

この場合、町村が、4,000万円の自己負担をしなければなりません。

(注) ①免責の特約を付していれば給付されたであろう額

②本保険における支払限度額

(2) 学校管理下の生徒と母親の事故の場合

学校事故により、2名の負傷者が出て、K町は次の損害賠償責任（身体賠償のみ）を負った。K町は身体賠償1億円型に加入。

被害者 A 君について 500 万円

〳 A 君の母親について 300 万円

K 町の損害賠償額 500 万円 + 300 万円 = 800 万円

(A 君については日本スポーツ振興センターにより 400 万円の給付が行われたとします。)

$$\frac{(500 \text{ 万円} - 400 \text{ 万円} \textcircled{1})}{\text{A 君}} + \frac{300 \text{ 万円}}{\text{母親}} = 400 \text{ 万円}$$

400 万円 < 10,000 万円 (②) 賠償責任保険金 = 400 万円

(注) ① 日本スポーツ振興センターの給付金

② 本保険における支払限度額

(3) 学校管理外の事故の場合

校庭開放中、校舎の欠陥により 6 名の死傷者が出て、K 町は次の損害賠償責任(身体賠償のみ)を負った。K 町は身体賠償 1 億円型に加入、

$$\text{死傷者 6 名のうち} \begin{cases} 2 \text{ 名は} \cdots 11,000 \text{ 万円} \\ 4 \text{ 名は} \cdots 7,000 \text{ 万円} \end{cases}$$

K 町の総損害賠償額 = 11,000 万円 × 2 名 + 7,000 万円 × 4 名 = 50,000 万円

この場合、本保険により K 町の受取る保険金は次のとおりとなります。

イ. 被害者 1 名あたりの支払限度額 (10,000 万円) を適用した場合の金額

$$10,000 \text{ 万円} \times 2 \text{ 名} + 7,000 \text{ 万円} \times 4 \text{ 名} = 48,000 \text{ 万円}$$

ロ. 1 事故あたりの支払限度額 100,000 万円

これらのうち最も低い 48,000 万円が K 町の受取る保険金となります。

(注) 加入町村等が補償保険も加入している場合には、賠償責任保険金と補償保険金は併給されます。

第 3 章 予防接種事故賠償補償保険

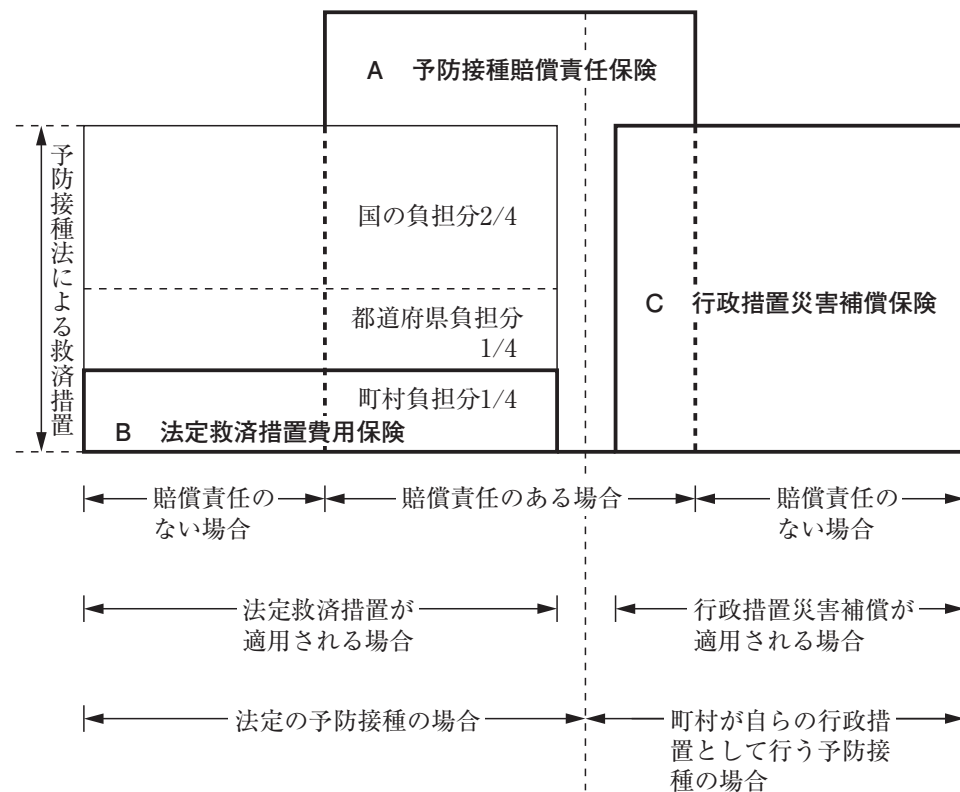
1. 予防接種保険の仕組み

医療業務については賠償責任保険では原則として対象になりませんが、予防接種業務については、次の3つの保険で対象となります。総合賠償補償保険に加入することによって自動的に予防接種にかかる事故が対象になります。

- ① 予防接種賠償責任保険—A保険
- ② 法定救済措置費用保険—B保険
- ③ 行政措置災害補償保険—C保険

(1) 3つの保険の関係

予防接種賠償責任保険（「A保険」）、法定救済措置費用保険（「B保険」）、行政措置災害補償保険（「C保険」）の3つの保険の関係は次図のようになります。



(2) 3つの保険の保険金額

A 保 険 (賠償責任保険)		B 保 険 (法定救済措置費用保険)		C 保 険 (行政措置災害補償保険)	
支払限度額		死亡保険金	障害保険金	死亡補償 保険金	障害補償 保険金
1 事故につき	保険期間中	・A類疾病および臨時接種 (特定B類疾病に係る臨時の 予防接種を除く。)	・A類疾病および臨時接種 (特定B類疾病に係る臨時の 予防接種を除く。)	4,800.0万円	1 級 4,800.0万円 2 級 3,196.0万円 3 級 2,439.9万円
10,000万円 自己負担額なし	30,000万円 自己負担額なし	1,200.0万円	1級 1,200.0万円 2級 799.0万円 3級 609.8万円		
		・B類疾病 生計維持者の場合 598.2万円	・B類疾病 1級 598.2万円 2級 398.8万円		
		生計維持者以外の場合 199.8万円	・特定B類疾病に係る 臨時の接種 1級 932.5万円 2級 621.0万円 3級 473.7万円		
		・特定B類疾病に係る 臨時の 接種生計維持者の場合 932.5万円 生計維持者以外の場合 700.0万円			

B保険とC保険の保険金額は2025年4月1日時点のものです。
例年、4月に予防接種法が改正されるため、保険金額は改正内容に合わせ変更となる可能性があります。

2. 予防接種賠償責任保険（A 保険）

1. 対象となる損害

被保険者が予防接種を行う上での（または過去に行った予防接種につき）過失により、当該予防接種を受けた者の身体もしくは生命を害した場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

ただし、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合にかぎります。

(1) 被保険者とは

- ①本保険に加入した町村
- ②特別に加入を認めた市
- ③前記①および②より委託を受けて予防接種を行う医師
- ④本保険に加入した町村または市が構成している一部事務組合・広域連合

※看護師の行う消毒上の過失や、薬剤師の行うワクチンの調合誤りなどによる医療事故については、通常、これらの者を指揮・監督する立場にある医師や町村等の責に帰せられます。（この保険では委託医師の監督下にある看護師や薬剤師の過失についても対象となります。）

なお、医師は「実施主体の補助者」として位置づけられるので、実際はほとんどの場合、被保険者たる町村等（実施主体）が、最終的には賠償責任を負担することになります。

(2) 予防接種を行う上での過失とは

このA保険は、医療という特殊な行為に基づく賠償責任を対象とするだけに当該行為にかかる賠償責任の有無は、一般の賠償問題よりも、特に慎重に決定することが必要です。

賠償請求があった場合には、医療および法律上の専門的見地から検討を行う必要があるとともに厚生労働省の見解も確認する必要もありますので、賠償請求者にただちに回答することは避け、まず幹事保険会社にご相談ください。

〈具 体 例〉

- ・注射器の消毒不完全のため生徒が重大な機能障害を起した。
- ・注射針挿入時に不注意で針が折れ障害を与えた。
- ・注射部位の誤りにより神経マヒとなった。
- ・接種液を間違えたため、多数の者が入院治療を要した。
- ・法で予防接種不適者とされている者に予防接種をさせ、死亡させた。

(3) 身体もしくは生命を害した場合とは

A保険では、予防接種上の過失により住民の生命もしくは身体を害することが保険金支払の一つの要件となっておりますので、単なる精神的苦痛（予防接種の後遺障害を心配し、数日間眠れなかった等）による損害賠償は対象とはなりません。

なお、A保険については財物損害については対象としておりません。

(4) 保険期間中に損害賠償請求がなされた場合とは

A保険は、通常の賠償責任保険が保険期間中に生じた事故を対象とするのと異なり、保険期間中に損害賠償請求がなされた事故（予防接種による身体の障害）を対象としております。損害賠償請求がなされた場合とは、具体的には次に該当したときとなります。

- ① 患者もしくはその関係者より被保険者たる町村等（医師）にクレームの意思表示があったとき、また患者もしくはその関係者にクレームの意志があること（意思表示の可能性を含みます。）を被保険者が知ったとき。

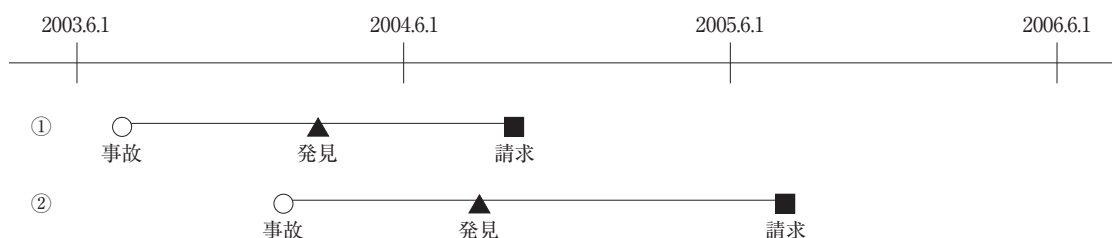
〈注〉④ 「被保険者が知ったとき」には、客観的にみて、当然被保険者が知るべきであったときを含みます。

- ⑤ クレームとは金額を明示した賠償請求に限らず何らかを請求する意思表示があった場合をいい、またクレームの方法は口頭によると文書とを問いません。

したがって、保険期間開始前に行った予防接種に起因して、保険期間中にはじめて損害賠償請求がなされた場合にも A 保険が対象となります。しかし、逆に保険期間中に行った予防接種に起因する事故であっても、保険期間後に損害賠償請求がなされた場合は、本保険を継続加入していないかぎり、A 保険の対象とはなりません。

(注) 2003 年度契約までについては、保険期間中に事故が発見されること（事故発見ベース）を A 保険適用の要件としておりましたので、2004 年 5 月 31 日までに事故を発見されている場合は、その時点での保険契約が適用されます。ただし、2004 年 6 月 1 日以降発見された事故については、損害賠償請求がなされた時点（損害賠償請求ベース）での保険契約を適用することになります。

〈具 体 例〉



①の場合：2003 年度契約は事故発見ベースのため、発見された時点である 2003 年度契約の A 保険が対象となります。

②の場合：2004 年度以降の契約は損害賠償請求ベースのため、請求された時点である 2005 年度契約の A 保険が対象となります。

(5) A 保険と B 保険 C 保険との関係

法定の救済措置または、町村等が制定する「予防接種災害補償規程」による給付と、被保険者が法律上負担する損害に対して保険金を支払う損害賠償保険金（A 保険）は併給されます。つまり、B 保険、C 保険で給付される補償保険金は損害賠償保険金（A 保険）の一部とせず併給することになります。

2. 対象となる予防接種

(1) 予防接種法に基づく予防接種

① 定期の予防接種（法第 2 条）

(対象疾病)

・ A 類疾病

①ジフテリア ②百日せき ③破傷風 ④急性灰白髄炎（ポリオ） ⑤麻しん

- ⑥風しん ⑦日本脳炎 ⑧結核（BCG） ⑨Hib感染症 ⑩肺炎球菌感染症
（小児がかかるものに限る） ⑪ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん） ⑫政令で定める疾病

・ B類疾病

①インフルエンザ、②新型コロナウイルス

イ. 65歳以上の者

ロ. 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するもの

③肺炎球菌感染症

イ. 65歳の者

ロ. 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するもの

④带状疱疹

イ. 65歳の者

ロ. 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するもの

（2026年1月現在）

（注）このA保険の場合は、ツベルクリン反応検査も対象としています。

なお、2005年4月1日から法律上廃止されましたが、廃止前のツベルクリンの事故については、引き続き保険に加入していれば対象となります。（後述のB保険・C保険は対象外）

② 臨時の予防接種（法第6条1項、2項、3項）

(2) 被保険者が自らの判断で行政措置として行う予防接種^{（注）}

このA保険では被保険者が自らの行政措置として行う予防接種^{（注）}はすべてが対象となります。

（注）行政措置として行う予防接種とは、P38の対象となる予防接種の①～③のすべての要件を満たすものです。

3. 保険金額（支払限度額）

予防接種賠償責任保険（保険金額）		自己負担額 （免責金額）
1 事故につき	保険期間中	
10,000万円	30,000万円	なし

予防接種事故については、生命もしくは身体を害した場合（身体障害）のみが対象となります。

4. 対象とならない主な事故

(1) 賠償責任保険普通保険約款

本保険では、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害は対象となりません。

このA保険では、被保険者は町村等より委託を受けて予防接種を行う医師となっておりますので、その医師の故意により生じた賠償責任も対象外となります。

業務に従事中的場合は、公務災害補償等の適用を受けますので、この賠償保険の対象とはなりません。

例えば、被保険者に行う予防接種を受けて死亡したら一般的に認められる賠償金の倍を支払うというような約束があっても、その約束によって加重された金額については保険金を支払いません。 など

本A保険では、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害は対象とはなりません。

例えば、予防接種を実施するにあたっての事前の身体状況の検査等で当該被検査者の身体的異常を発見し、これを他人に漏したことにより、名誉き損による賠償損害を被ったとしても、このA保険の対象とはなりません。

なお、本保険では、予防接種による身体障害が発生しない場合は、もともと対象外となっております。

予防接種の効果がなかった場合には、〇〇万円支払うというように予防接種の結果について特別の取決めをして予防接種を行っているような場合には、その契約によって過重された損害については対象となりません。

無免許の医師が行った予防接種に起因する賠償事故は本保険の対象とはなりません。

例えば、町村が無免許の医師とは知らずに委託した場合とか、医師の監督もないのに看護師が予防接種を行った場合等が考えられます。 など

(3) 予防接種のみ担保追加条項

- ① A保険は、あくまでも、予防接種による事故のみを対象としておりますので、予防接種以外の医療事故（例えば、校医が診断ミスによって児童の病状を悪化させたとか、風邪の治療のための注射をしたところ針が折れ死亡させた等）は対象となりません。
- ② 予防接種のみ担保追加条項第3条により、町村等が委託していない医師の行った予防接種による事故は対象となりません。

したがって、誰が委託医師となっているか委託医師名簿等により明らかにしておいてください。

3. 法定救済措置費用保険（B保険）

1. 対象となる損害

下記の(3)の補償対象者が予防接種法に基づき被保険者が行う予防接種を受け身体障害を被った場合、被保険者が予防接種法規定に従い支出する費用に対し別記（保険金額）の基準に基づき保険金を支払います。

ただし、1977年4月1日以降に実施した予防接種により身体障害が保険期間中に発見された場合にかぎります。

(1) 被保険者

- ①本保険に加入した町村
- ②特別に加入を認めた市

(2) 対象となる予防接種

このB保険の対象となる予防接種は予防接種法に基づく予防接種にかぎられます。

結核に関しては、BCGのみが対象となります。ツベルクリンは反応検査であり予防接種ではありませんので、このB保険の対象とはなりません。

(3) 補償対象者（予防接種法第15条）

前記の法律により、法による救済措置の適用対象者は、町村等の区域内に居住する間に法の規定により町村等が行う予防接種を受けた者となっています。

この法律の規定に合わせるため、このB保険では予防接種実施主体特約条項第2条に規定する「他人」の範囲が、法律の対象とする補償対象者に限定されています。したがって、法定の救済措置の適用を受ける者はすべてこの保険の対象となります。

(4) 保険期間中に発見された場合とは

事故の発見とは、具体的には次のいずれかに最初に該当したときとなります。

- ① 被保険者たる町村等（医師）が患者を診療中に医療上の過誤による患者の身体障害（死亡を含みます。）を発見したとき、または患者を診療した他の医師、医療関係者等から医療上の過誤による身体障害を知らされたとき。

（注）前記には町村等（医師）が医療上の過誤性を認識していたと否とを問わず、客観的に認識すべきであったと考える場合を含みます。

- ② 患者もしくはその関係者より被保険者たる町村等（医師）にクレームの意思表示があったとき、または患者もしくはその関係者にクレームの意思があること（意思表示の可能性を含みます。）を被保険者が知ったとき。

（注）イ。「被保険者が知ったとき」には、客観的にみて、当然被保険者が知るべきであったときを含みます。

ロ．クレームとは金額を明示した賠償請求に限らず何らかを請求する意思表示があった場合をいい、またクレームの方法は口頭によると文書とを問いません。

2. 保険金額（このB保険で支払われる保険金の額）

このB保険で支払われる保険金は、下記の「死亡保険金」と「障害保険金」の2種類ですが、この両者は、同一の被災者に対して、重複して支払われることはありません。したがって「障害保険金」を被保険者が受取った後に、補償の対象となった者が死亡したとしても、「死亡保険金」は支払われません。

- (1) 死亡保険金（法に基づく救済措置による死亡一時金が給付される場合）

・ A類疾病および臨時接種

（特定B類疾病に係る臨時の予防接種を除く。）……1,200.0万円

（注）救済措置による死亡一時金（4,800.0万円）×1/4（町村等負担分）

・ B類疾病 生計維持者の場合……598.2万円

生計維持者以外の場合……199.8万円

・ 特定B類疾病に係る臨時の予防接種

生計維持者の場合……932.5万円

生計維持者以外の場合……700.0万円

（2025年4月1日現在）

- (2) 障害保険金（法に基づく救済措置による障害年金または障害児養育年金が給付される場合）

予防接種法施行令別表第二に定める障害等級につき

・ A類疾病および臨時接種（特定B類疾病に係る臨時の予防接種を除く。）

障害等級 1 級の場合 1,200.0万円

障害等級 2 級の場合 799.0万円

障害等級 3 級の場合 609.8万円

・ B類疾病

障害等級 1 級の場合 598.2万円

障害等級 2 級の場合 398.8万円

・ 特定B類疾病に係る臨時の予防接種

障害等級 1 級の場合 932.5万円

障害等級 2 級の場合 621.0万円

障害等級 3 級の場合 473.7万円

(2025年 4 月 1 日現在)

(注1) 予防接種法による救済措置では、年金が給付されることとなっていますが、一度障害等級の認定を受けた者が将来死亡した場合は、死亡一時金として、年数に応じた一定の減額率を乗じた額が給付されることとなっています。

しかし、このB保険の保険金額は、これらの年金額を一時金に換算した額の1/4相当額（町村等負担分）に、定額化されています。（被保険者は、将来支出するであろう費用に見合う額を一度に取得することになりますので、これを積立処理等により、次年度以降の年金支出あるいは年金受給者が死亡した場合の死亡一時金にあてるようにしてください。）

(注2) 年金額を一時的に換算しているため、この障害保険金は、障害等級認定者の年令、年金受給年数等のケースによっては、年金等の町村負担分と必ずしも見合わないことがありますので、ご承知おきください。

(注3) 18歳未満の者に支給される障害児養育年金は予防接種法施行令別表第一により1級と2級が設定されています。別表第一に定められた障害等級2級は、同施行令別表第二にいう障害等級3級のかなりの部分を含んでおります。

このB保険では、障害児養育年金が支給された場合に支払われる保険金の額は障害児養育年金にかかる予防接種法施行令別表第一に基づく認定等級には関係なく、医師の診断に基づき、予防接種法施行令別表第二にいう等級により決定します。

3. 対象とならない損害

このB保険で対象とならない損害は、「被保険者の故意」によって生じた損害だけです。

4. 行政措置災害補償保険（C保険）

1. 対象となる損害

被保険者たる町村等が自らの行政措置に基づき実施する予防接種を受けた者が、当該予防接種に起因して身体障害を被った場合、被保険者たる町村等が「予防接種災害補償規程」に基づき負担する補償費用に対して保険金を支払います。

ただし、1977年4月1日以降に実施した予防接種により身体障害が保険期間中に発見された場合にかぎります。

(1) 被保険者

- ① 本保険に加入した町村
- ② 特別に加入を認めた市

(2) 対象となる予防接種

このC保険の対象となる予防接種は、法定外の予防接種で、被保険者が自ら行政措置として自ら実施する予防接種が対象となり、①から③のすべての要件を満たすことが必要です。

①被接種者の特定と周知の徹底	②委託医師・医療機関の特定と確保	③要綱等の作成と関係各方面への周知
被接種者の特定とは、対象者を特定することです。例えば、被接種者の年齢や性別を限定することが挙げられます。周知方法としては、個別通知が望ましいですが、広報誌やホームページを活用した周知方法を含みます。	実際に予防接種を行う医師を町村が事前に認識し、依頼をしていることが大切です。必ずしも契約書という形である必要はなく、委託や依頼状などでも問題はありません。なお、県等の医師会を介して医師に委託をする場合を含みます。	町村が実施主体となって行う予防接種である旨が記載された文書の作成が必要となります。また、必要に応じて、関係各方面への周知等を実施する必要があります。なお、広報誌やホームページを活用した周知方法でもかまいません。

したがって、補償対象者が被保険者以外の者の行なう予防接種により被害を被ったとしても、このC保険の対象とはなりません。

ただし、被保険者たる町村等が委託契約書等に基づき他市町村に委託して行った自己の住民に対する予防接種は、当該被保険者たる町村等が自らの行政措置として行った予防接種とみなすことになっております。

逆に被保険者が他の市町村から委託を受けて行う予防接種は、被保険者が自らの行政措置として行う予防接種とはみなしません。

また、ツベルクリンは反応検査であり予防接種ではありませんので、このC保険の対象となりません。

(3) 補償対象者

このC保険は、原則として、自己の住民にかかる予防接種災害を救済しようとするものですが、被保険者の行政上の必要性もあるので、被保険者が自らの行政措置として行う予防接種を受けた者はすべて、補償対象者としております。

したがって、被保険者が自らの行政措置として行う予防接種を受けた者であれば、住民登録のなされていない在勤・在学者等もすべて対象となることとなります。

(4) 保険期間中に発見された場合とは

この考え方は、第3章3.1の(4)の考え方とまったく同じです。

2. 保険金額（このC保険で支払われる保険金の額）

このC保険では、「死亡補償保険金」と「障害補償保険金」の2種類が対象となっており、同一の被災者に対しては、この両者は重複して支払われることはありません。なお、「医療補償保険金」は支払われませんのでご注意ください。

死亡補償保険金……対象予防接種事故（身体障害）が発見された日から180日以内に死亡した場合4,800.0万円

障害補償保険金……対象予防接種事故（身体障害）が発見された日から180日以内に予防接種法施行令別表第二に定める障害を生じた場合

障害等級1級の場合………4,800.0万円

障害等級2級の場合………3,196.0万円

障害等級3級の場合………2,439.9万円（2025年4月1日現在）

(注1) 上記の保険金は一時金として支払われます。

(注2) C保険の保険金額は、町村等の行政措置による予防接種についても、法定の救済措置による給付に準じた補償を行うことが適当であろうとの考えかたで設計したものです。

(注3) 障害の程度が、予防接種事故（身体障害）が発見された日から180日以内に確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づいて障害の程度を決定します。

この場合、被保険者が一方的に決定しますと保険で支払われないことも生じますので、決定にあたっては、必ず事前に幹事保険会社に相談してください。

3. 対象とならない損害

B保険の場合と同様、被保険者の故意によって生じた損害のみが対象外となります。

4. 予防接種事故災害補償規程

町村等はこの規程に基づき、補償対象者に対し、自らの行政措置による予防接種にかかる災害補償の責任をもつこととなります。このC保険は原則としてこの規定により町村等が負担する費用をお支払いする形をとっております。この規程は議会の議決を経ない「内規」として定めれば十分です。

本保険加入の場合は下記「予防接種事故災害補償規程」（案）の内容をもり込んだ「規程」をご採用ください。

「〇〇〇町予防接種事故災害補償規程」(案)

この規程は、全国町村会総合賠償補償保険に加入するに伴い、〇〇〇町（以下「甲」という。）が、法定外の予防接種で、自らの行政措置として実施する予防接種にかかる事故の災害補償について定める。

(補償の対象)

第1条 甲は、自己が第2条に定める予防接種を行うことにより、第3条に定める補償対象者に身体障害（死亡もしくは予防接種法施行令に定める障害にかぎる。）が発生した場合（この規程の実施後に発見された場合にかぎる。）において、当該補償対象者に対し、この規程に従い第4条に定める補償を行う。

(対象とする予防接種)

第2条 前条で定める補償の対象とする予防接種は、法定外の予防接種で、甲が自らの行政措置として自ら行うすべての予防接種とする。

ただし、昭和52年4月1日以後に実施したものにかぎる。

- ② 甲が委託契約書に基づき他の市町村に委託して行う予防接種は、前項に定める甲が自ら行う予防接種とみなす。
- ③ 甲が他の市町村より委託契約書に基づき委託を受けて行う予防接種は、第1項規定の自ら行う予防接種とはみなさない。

(補償対象者)

第3条 この規程により甲が補償を行う者は、前条規程の予防接種を受けたすべての者とする。

- ② 甲は、前項に定める補償対象者が死亡した場合は、当該補償対象者の法定相続人に対して補償を行う。

(補償基準および補償金額)

第4条 甲は、次の基準と金額に基づき補償を行う。

(1) 補償基準

- ア 補償対象者が、予防接種事故（身体障害）が発見された日から180日以内に死亡もしくは予防接種法施行令別表第二に定める障害を被った場合にかぎる。
- イ 補償対象者が、予防接種事故（身体障害）が発見された日から180日以内に障害の程度が確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づき、その

障害の程度を決定するものとする。

(2) 補償金額

ア 死亡の場合（「死亡補償金」という。）……………4,800.0万円

イ 障害の場合（「障害補償金」という。）

予防接種法施行令の障害等級 1 級の場合……………4,800.0万円

予防接種法施行令の障害等級 2 級の場合……………3,196.0万円

予防接種法施行令の障害等級 3 級の場合……………2,439.9万円

ただし、甲は「死亡補償金」と「障害補償金」を重複しては給付しない。

（準用規定）

第5条 この規程に定めていない事項については、全国町村会総合賠償補償保険制度において適用される「賠償責任保険普通保険約款」、「予防接種実施主体特約条項」および「全国町村会予防接種事故賠償補償保険契約特約書」の規定を準用する。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

第4章 個人情報漏えい保険

1. 保険金支払いの対象となる損害

本保険では、町村等が次の損害を被った場合に、保険金をお支払いします。

なお、個人情報漏えい保険で対象とする「自治体施設」、「町村等の行う業務」は賠償責任保険で対象とする施設、業務と同じです（第2章 賠償責任保険 を参照ください。）。

(1) 被害者への損害賠償による損害

被保険者（町村等）が行う業務の遂行に関して、日本国内において個人情報を漏えいしたことまたはそのおそれがあることに起因して、日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、町村等に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対して保険金を支払います。

保険金支払いの対象となる損害は次の賠償金および費用です。各賠償金・費用の詳細は、第8章 保険金請求および支払いを参照ください。

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用
- ③ 求償権保全費用

(2) 漏えい発生時の対応費用による損害

被保険者（町村等）が行う業務の遂行に関して、日本国内において個人情報を漏えいしたことまたはそのおそれがあることに起因して、下記の町村等が実施する措置に要する費用に対して保険金を支払います。

ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことが、保険期間中に次に掲げる事由のいずれかにより客観的に明らかになった場合にかぎります。

- ① サイバー攻撃が生じたことの幹事損害保険会社への書面による通知
- ② 記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等
- ③ 本人またはその家族への謝罪文の送付
- ④ 公的機関に対する文書による届出、報告等または公的機関からの通報

保険金支払の対象となる費用は次の通りです。

- ① 町村等が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、等による謝罪のための会見、発表、広告等に要した費用
- ② 事故原因の調査費用（原因調査および再現実験に要する費用）
- ③ 本人もしくはその家族への謝罪文、裁判所に提供する文章の作成、送付等の通信費用、コールセンター費用、見舞品の送付費用
- ④ 事故の対応または解決のために支出した、交通費、出張費および宿泊費

- ⑤ 個人情報情報を漏えいさせられた、またはそのおそれがある本人に対して配布する見舞品を購入した場合の費用
(送付先1件あたり500円限度)
- ⑥ 上記の各種措置・請求の履行・原因の調査を行うために有益な第三者のコンサルティング、類似の指導等を受けるために要した費用
対応費用を支出する際には、事前に幹事保険会社とお打ち合わせください。
町村独自の判断で支出された場合、全額保険金として支払われないことがありますのでご注意ください。
- ⑦ 弁護士等への相談費用
- ⑧ 他人に対して損害賠償を行うための争訟費用
- ⑨ 事故拡大の防止に努めるために要した費用

2. 対象となる個人情報漏えい事故の範囲

(1) 具体的に想定される支払事例は次の通りです。

- 事例①：個人情報データベースへ外部から不正アクセスがあり、個人情報情報が抜き出された。
- 事例②：役場に保管している個人情報を記録したパソコン、CD-Rが盗難にあった。
- 事例③：車にカバンを置いたままにし、個人情報を記載したリストが車上荒らしに遭い、盗難された。
- 事例④：インターネットのホームページから個人情報流出した。
- 事例⑤：誤って別の住民に個人情報に関する書類を送付してしまった。
- 事例⑥：町村等が個人情報データベース化を委託した企業Aが、従業員のミスにより個人情報情報を漏えいした（この場合、幹事保険会社は保険金支払後、委託先企業Aへの求償権を取得します。）。
- 事例⑦：町村等の使用人Bの不正行為により、個人情報情報が漏えいした（使用人Bの故意による場合、幹事保険会社は保険金支払後、使用人Bへの求償権を取得します。）。
- など

(参考) A自治体における住民基本台帳データ漏えい事件の例

概要：住民基本台帳データを使用したシステム開発業務を民間業者に委託したところ、再々委託先のアルバイトがデータをコピーして名簿販売業者に販売し、個人情報情報が漏えいした事件。

漏えいした個人情報、住民番号、住所、氏名、性別、生年月日、転入日、転出先、世帯主名、世帯主との続柄等。

漏えい件数：ほぼ全住民の住民記録の他、法人情報など

賠償額：慰謝料として1人あたり1万円、弁護士費用として1人あたり5,000円、合計1人あたり1万5,000円を認定。（訴訟を起こした一部住民に対して支払い）

(2) 対象となる個人情報

個人に関する情報であって、次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。

① その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（注1）により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。

② 個人識別符号（注2）が含まれるもの

（注1）その他の記述等

文書、図画もしくは電磁的記録に掲載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。

（注2）個人識別符号

個人情報の保護に関する法律施行令第1条に定めるものをいいます。

(3) 個人情報漏えいの「おそれ」とは

「顧客情報を記録したPCが行方不明になった・盗難にあった」、「顧客情報を記録したデータベースが外部の者によりスキャンされたことが判明」した場合など。

客観的に第三者への漏えいが確認できる状態ではないが、被害者にとって情報の重要度が極めて高い場合など、漏えいの可能性があるだけで本人が強い精神的苦痛を感じる等として、町村等に法律上の賠償責任が生じる場合も考えられます。

例えば、「顧客情報を記録したノートPCが盗難されたが、PCは暗号でロックされている」場合などは、暗号のレベルにより判断が異なります。非常に高度な暗号が使用されており、事実上解読が不可能と判断される場合は、「『おそれ』もあり得ない」と判断され、保険金支払いの対象とならない可能性があります。解読が極めて容易な単純な暗号であり、事実上漏えいしたものと考えることが合理的と判断される場合

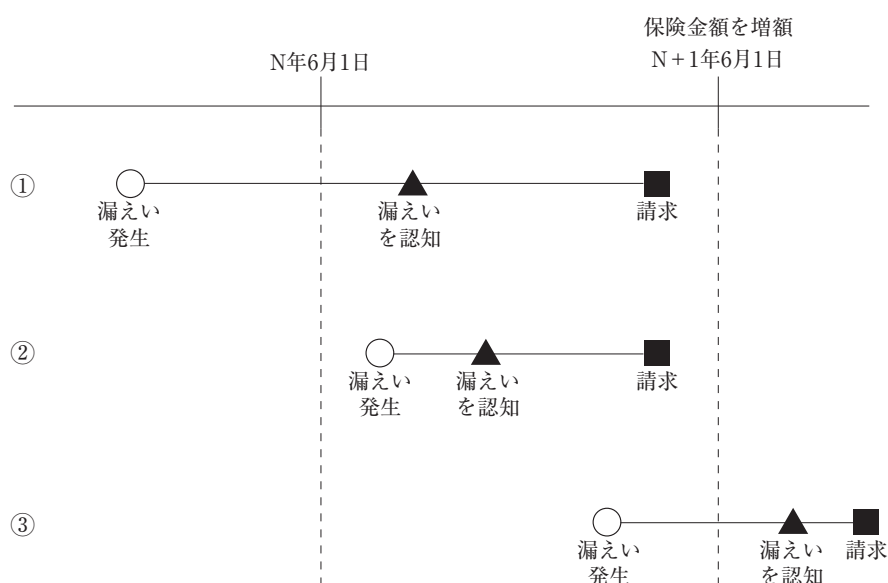
は対象となります。

(4) 漏えい事故の発生と、漏えい事実の判明、損害賠償請求の時期について

損害賠償請求時点に加入している、個人情報漏えい特約の加入内容にしたがって保険金が支払われます。

また、保険金額（支払限度額）を増額した場合、個人情報の漏えいが発生した日が保険金額（支払限度額）を増額した日より前であるときは、発生日の時点の保険金額により保険金を支払います。

〈具 体 例〉



①の場合：N年度の保険契約の対象となります。

②の場合：N年度の保険契約の対象となります。

③の場合：事故発生日時点の保険金額により保険金を支払います。

3. 保険金支払いの対象とならない主な事故

次の事由に起因する損害については保険金支払いの対象外です。

(1) 業務過誤賠償責任保険普通保険約款

① 被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求

② 法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求

- ③ 被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為に起因する損害賠償請求
 - ④ この保険契約の保険期間の開始日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ⑤ 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害賠償請求
 - ⑥ 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求
- など

(2) 個人情報漏えい補償追加条項

【賠償責任部分】

- ① 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
 - ② 被保険者の業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求
- ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
- ア．火災、破裂または爆発
- イ．サイバー攻撃またはITユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止
- ③ 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求
 - ④ 人工衛星の損壊または故障に起因する損害賠償請求

など

【対応費用部分】

- ① 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② 被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、被保険者に対して、それらが提供されなかったことに起因して発生した「個人情報漏えい対応費用」に対しては、保険金を支払いません。

など

4. 保険金額（支払限度額）および自己負担額（免責金額）

(1) 保険金額（支払限度額）

賠償責任保険金は、年間支払限度1億円、2億円の2契約タイプがあります。

対応費用保険金は、1事故あたり1,000万円です。

対応費用保険金の年間支払限度額は、3,000万円です。

(2) 支払保険金の算出

賠償責任保険金には、自己負担額（免責金額）はありません。

対応費用保険金は、縮小てん補割合（90%）が設定されています。

そのため、認定された損害額に90%を掛けた金額が対応費用保険金として支払われます。

例）個人情報漏えい事件で、500人分の個人情報が漏えいし、広告費用50万円、謝罪文送付費用（郵送料含む）15万円、見舞品購入費用25万円が発生した場合。

$(50\text{万円} + 15\text{万円} + 25\text{万円}) \times 90\% = 90\text{万円} \times 90\% = 81\text{万円}$ の保険金支払い

第5章 補償保険

1. 対象となる損害

被保険者（町村等）が主催・共催する行事（活動）および社会奉仕活動（ボランティア活動）に起因する急激かつ偶然な外来の事故（注1）によって、住民等第三者（注2）が死亡または、身体障害（後遺障害を伴うものにかぎります。）もしくは入院・通院を伴う傷害（注3）を被った場合、町村等が制定する「総合災害補償規程」に基づいて、当該被災者に支払う補償費用が保険金額を限度として支払われます。

（注1）対象となる事故は、急激性、偶然性、外来性をそれぞれ満たすものであることが必要です。

“急激性” … 原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。

“偶然性” … 原因または結果の発生を被災者が予知できない状態をいいます。

“外来性” … 原因の発生が被災者の身体に内在するものではないことをいいます。

傷害の原因となる事故は、これらの要件をみたしているのが通常ですが、要件に欠ける場合としては、次のような場合が考えられます。

- ・ けんかによるケガ
- ・ 心臓疾患等の疾病が原因となった死亡
- ・ 細菌性食中毒（学校教育業務（活動）の場合は対象となります。）

（注2）住民等第三者には、加入町村等に在住する住民だけでなく、行事等に参加している加入町村等以外の住民も含まれます。

（注3）学校管理下における児童・生徒の事故については、「入院・通院医療補償保険金」が対象になりません。

2. 対象となる町村等の行事（活動）

（1）学校教育業務（活動）

児童・生徒については死亡または後遺障害を伴うものにかぎります。通学途上を含みます。

（2）町村等が主催する社会体育活動（行事）、社会文化活動（行事）、および社会福祉活動（行事）

（3）その他町村等が主催し、住民が参加する行事

（4）社会奉仕活動（ボランティア活動）

(5) 前記（２）～（４）の行事および活動に参加するための往復途上

「往復途上」とは、所定の集合・解散場所と参加者の住居との通常の経路往復中をいいます。

なお、行事に参加する目的をもって住居を出発する前に、町村等の備える被保険者名簿においてその氏名が記載されている参加者にかぎります。

また、所定の集合・解散場所は、町村等の備える資料により確定しているものにかぎります。

(注) 補償保険は、町村等が主催する「行事等」を対象としています。

ただし、学校教育業務に関しては、学校管理下中は対象となります。

また、社会奉仕活動（ボランティア活動）に関しては、所定の要件を満たす活動は対象となります。

	行事等	その他
学校教育業務（活動）	学校管理下中 ○	
社会体育活動（行事）	○	×
社会文化活動（行事）	○	×
社会福祉活動（行事）	○	×
社会奉仕活動 （ボランティア活動）	社会奉仕活動 ○	
その他町村が主催し、 住民が参加する行事	○	×

〈学校教育業務（活動）〉

学校管理下の範囲が対象となります。ただし、学校管理下における児童・生徒についての補償保険金の給付は、死亡、後遺障害のみで、入院・通院給付はありません。

学校管理下の範囲は日本スポーツ振興センターの規定に準拠し、保険約款上次の通りとします。

1. 学校教育法または児童福祉法の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業または保育所の保育を受けているとき
2. 学校の教育計画に基づいて行なわれる課外指導を受けているとき
3. 休憩時間中に学校にいるとき、または学校長、園長等の指示もしくは承認に基づいて学校及び保育所にいるとき
4. 通常の経路および方法により通学するとき（住居と学校外において第１号の授業も

しくは第2号の課外指導が行なわれる場所または当該場所以外において集合もしくは解散する場所との間を合理的な経路および方法により往復するときを含みます。)

5. 学校が管理する寄宿舎にいるとき

規定としては、前記のとおりですが、その運用上の解釈は次のとおりです。

- (1) 2の学校の教育計画とは、個別の活動が教育計画の中に入っていないくても、教育的観点に立って教師の監督・指揮下（直接・間接を問いません。）で行われる課外指導は対象となります。

したがって、教師が直接現場にいないくても、通常の練習として生徒が自主的に計画した対外合同練習等も対象となります。

- (2) 3の「学校長、園長等の承認」とは、必ずしも個別の活動ごとに承認を要するものではなく、当該活動を包括的に承認している場合や、過去の経験からその活動を黙認しているような場合も含まれます。

なお、学校管理下における児童・生徒以外の父兄等の事故については、入院・通院給付の対象となります。

また「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づく「認定子ども園」に関しては町村等が管理する幼稚園および保育園（季節保育所・へき地保育所を含みます。）に在籍する児童を対象とします。また、町村等が管理する幼稚園・保育園と連携する、私立の幼稚園・保育園に在籍する児童が、町村等の管理下で負った障害を対象とします。

加えて、2010年4月1日に施行された児童福祉法に規定される家庭的保育事業は、学校教育業務（活動）として取扱います。

〈社会体育活動（行事）〉

住民の心身の健全な発達を図り、住民スポーツ（運動競技、身体運動、キャンプ活動その他の野外活動を含みます。）の振興を目的として、町村等が主催する次の活動で行事性のあるものをいいます。

1. 町村民体育大会（野球大会、水泳大会、バレーボール大会、卓球大会等）
2. スポーツ教室（スキー教室、スケート教室、バトミントン教室等）
3. レクリエーション活動（フォークダンス、ハイキング、魚釣等）
4. スポーツ指導者講習会

5. 学校スポーツ施設開放事業

6. その他町村が主催する社会体育活動

ただし、補償保険の場合は、次のスポーツ活動は、たとえ町村等が主催するスポーツであっても対象となりません。

- ① スポーツを職業または職務とする者が職業上または職務上行うスポーツ活動
- ② 運動競技を行うことを目的として、組織されたアマチュア・スポーツ団体で高等学校・高等専門学校・大学（短期大学を含みます。）の学生・生徒、官公署・会社等の社会人により構成された体育部・競技部・運動クラブ等の団体の構成員が行う当該団体管理下のスポーツ活動

（注1）プロスポーツ団体や、上記のようなアマチュア・スポーツ団体に所属する者は一般住民とは異なり本来その危険に対する負担は自ら負うべきものでありますので、スポーツ安全協会契約の第2種団体として加入することができるようになっております。

しかし、スポーツの専門家（アマチュア等を含みます。）が専門家としてのスポーツを行なうのではなく、たまたま町村等の主催するスポーツ行事に1住民として参加したような場合は当然対象となります。

（注2）主催の定義は第5章.2をご参照ください。

（注3）行事性のあるものとは、恒常的に行われるものではなく、一定の計画のもと、日時を事前に決め、公表して行う事柄・催しをいいます。

〈社会文化活動（行事）〉

本保険でいう社会文化活動とは、「社会教育法に準拠して町村等が主催して行う社会教育上の諸活動」で行事性のあるものをいいます。

1. 講演会、講習会、討論会、講座等の開催
2. 音楽会、演劇会、美術展、華道展、書道展等の開催
3. 青年学級、婦人学級、家庭教育学級等の開催
4. 青少年に対する社会奉仕体験活動、自然体験活動
5. その他町村等が主催する活動（社会見学会、観劇会等）

（注1）主催の定義は第5章.2をご参照ください。

（注2）行事性のあるものとは、恒常的に行われるものではなく、一定の計画のもと、日時を事前に決め、公表して行う事柄・催しをいいます。

〈社会福祉活動（行事）〉

町村等で主催する次の社会福祉関係上の活動で行事性のあるものをいいます。

1. 老人慰安旅行、心身障害児慰安会等

2. 老人健康看護（町村等で主催し保健相談・指導会等を開催する場合をいいます。）
3. その他社会福祉活動（社会福祉活動の一環としての町村等が主催する諸活動をいいます。）

（注1）主催の定義は第5章.2をご参照ください。

（注2）行事性のあるものとは、恒常的に行われるものではなく、一定の計画のもと、日時を事前に決め、公表して行う事柄・催しをいいます。

〈社会奉仕活動（ボランティア活動）〉

団体（注1）または住民個人が、町村等の事前の承認あるいは依頼（注2）を受けて、次の要件をすべて満たして行う住民（注3）のための業務・活動をいいます。

1. 無報酬（注4）で行われる活動であること
2. 労力の提供がなされること
3. 団体（注1）あるいは町村等の管理下（注5）で行われるものであること

（注1）団体とは、町内会、PTA、青年団、婦人会、子供会、NPO法人、その他ボランティア団体をいいます。必ずしも当該町村等の住民だけで構成される必要はありません。

（注2）「事前の承認」とは、町村等へ届出をし、町村等が当該活動に一定の関与（指導・指示）をすることをいい、予め町村等が承認したことを客観的に証することができることをいいます。「事前の依頼」とは、予め町村等が依頼したことを客観的に証することができることをいいます。

（注3）当該町村等の住民のためだけでなく、他の町村等の住民のための社会奉仕活動も対象となります。ただし、ボランティアの受入側町村とボランティアの派遣元町村との間で、重複して補償保険の適用ができる場合は、いずれかの町村の補償保険を適用するかを町村間で協議のうえ、決定するものとし、重複して支払わないものとします。

（注4）無報酬とは労働の対価を得ていないことをいい、昼食代・交通費等の実費の費用弁償は報酬に含みません。

（注5）「団体あるいは町村等の管理下」とは、

イ. 町村等からの依頼書、要請書、企画書等で、町村等の依頼による社会奉仕活動であることが確認できる。

ロ. 活動参加者が名簿等で確認できる。

ハ. 町村等の職員が同行しており、社会奉仕活動の内容が確認できる。

ニ. 団体管理下の場合、町村からの団体への事前の承認や依頼が確認でき、活動完了を報告している。などをいいます。

なお、町村等の管理下にある個人ボランティアも対象となります。

(注6) 防火訓練については、その指導、監督する立場の者の活動をさし、これら以外の訓練参加者は「社会奉仕活動」に参加している者とはみなしません。
なお、訓練参加者は、その他の行事として、補償保険の対象となります。

また、社会奉仕活動には避難行動要支援者の避難行動支援活動も含まれます。補償の対象となる避難支援活動の定義は以下の通りです。

(避難支援活動の定義)

個別避難計画に基づく避難支援をおこなう者または地区防災計画等に基づき、災害時に避難支援等に従事する役割の者が行う次の活動

- ・ 避難支援、避難誘導
- ・ 避難所開設準備中、避難所開設支援中
- ・ 安否確認
- ・ 出火防止など最低限の初動
- ・ 負傷者の救出、救護
- ・ 情報の収集、伝達
- ・ 飲料や食料の配布、給水活動、給電活動、炊き出し
- ・ 上記以外であっても避難支援に類する活動
- ・ 避難訓練（避難訓練の場合は避難情報の発令等不要）

〈その他町村が主催し、住民が参加する行事〉

防火・防災訓練、民踊、祭礼、選挙の投票（注1）、等のその他町村が主催する行事が対象となります。

(注1) 選挙の投票は、町村が主催し、住民が参加する行事には該当しないと考えますが、公職選挙法等に基づき町村等の選挙管理委員会が設置した投票所内で発生した、投票者（同行者を含みます。）の事故は対象としています。この場合、選挙投票の往復途上は対象となりません。

〈主催・共催について〉

町村等が住民等第三者を対象にして行う社会体育、社会教育、社会福祉等の業務（行事等）においては、町村単独で行なう場合もありますが、地区の自治会、PTA等と共同で行事等を開催することが多々あります。本保険では被保険者が主催または共催する行事等を対象としています。主催、共催の本保険での定義は次のとおりです。

A 「主催」の定義

この保険でいう「主催」とは、次のイ、ロ、ハのうち少なくとも1つの要件を満たして実施する行事等（注1）で、6町村等または町村等の委託を受けた者の管理下にある場合（注2）をいいます。

イ. 当該行事等の企画・立案（日時、場合、スケジュール、参加者の範囲等）
または、これへの参画

ロ. 運営担当者または体育指導員等の参加あるいは設置

ハ. 当該行事等のための特別の運営費の支出

（注1）「行事等」は場合のいかんを問うものではありませんので、当該行事等が町村立の体育館、プールあるいは学校施設・民間の施設等どこで行われようと、主催行事等としての要件を備えているものは、本保険の対象となります。

（注2）「町村等または町村等の委託を受けた者の管理下にある場合」とは、実際に町村等の職員あるいは、町村等から委託を受けたもの（PTAの役員とか青年団のチーフあるいは、体育指導員等が考えられます。）が責任をもって、当該行事等の開始から解散までを管理、監督あるいは、指導している状況をいい、次の間が該当します。

○行事等に参加するため、町村等が指定した場所・時間に集合し、責任者の指示の下に待機している間

○行事等実施中および休憩中

行事等を終え、町村等が指定した場所、時間に解散のため責任者の指示の下で行動している間

○野外活動等のため町村等が指定した場所、時間に集合した後、責任者の指示の下で行動している間

B 共催の定義

「共催」と「主催」を明確に区分することは極めて困難ですが、強いていえば共同主催という意味です。

したがって、町村等が単に名前だけ共催し、実態上何ら主催者としての必要条件を満たしていないような場合は共同主催とはいえません。

実態上、主催者としての要件を備えている場合は、当該町村等が主催している行事等であるということになります。

3. 補償対象となる者

(1) この補償保険の対象となる者は、次のとおりです。

①学校教育活動については、学校の管理下にある者(児童・生徒の他第三者を含みます。)

②その他の活動については、活動に参加中の者すべてです。

(注) 町村の役職員等が町村の業務に従事中の場合は、公務災害補償等の適用を受けますので、この補償保険の対象とはなりません。

しかし、自治体の役職員が公務やその延長上ではなく、被保険者(町村等)が主催・共催する行事や社会奉仕活動(ボランティア活動)の参加者として活動している場合には、公務災害補償等の対象となりませんので、この補償保険の対象となる場合があります。

(2) 参加者の範囲

対象となる者は町村等の主催する対象業務に参加中の者で、当該活動の観覧者、応援者、聴衆、入場者については、例えば事前に登録がなされている、郵送された入場券を持っているなど、特定された者であることが必要です。

ただし、スポーツ活動については、観覧者あるいは応援者が当該スポーツ活動に直接起因して身体障害を被ったような場合には、観覧者あるいは応援者について制限なく、この補償保険の対象となります。

例えば、野球大会の応援者に打者の打ったファウルボールがあたった等の場合はこの補償保険の対象となりますが、単なる観覧中に誤って転落したような場合は対象なりません。

また、社会奉仕活動に含まれる避難行動要支援者の避難行動支援活動に参加中の(者避難支援者)の範囲は、個別避難計画に基づく避難支援をおこなう者または地区防災計画等に基づき、災害時に避難支援等に従事する役割の者で次の業務に従事中の者です。

- ・ 避難支援、避難誘導
- ・ 避難所開設準備中、避難所開設支援中
- ・ 安否確認
- ・ 出火防止など最低限の初動
- ・ 負傷者の救出、救護
- ・ 情報の収集、伝達
- ・ 飲料や食料の配布、給水活動、給電活動、炊き出し
- ・ 上記以外であっても避難支援に類する活動
- ・ 避難訓練(避難訓練の場合は避難情報の発令等不要)

4. 保険金額および保険金算出方法

- (1) 死亡補償保険金額 … 契約類型に基づき1名につき200万円～500万円

傷害が直接の原因として事故の発生の日から180日以内に死亡し、町村等が死亡補償金の給付を決定した場合に支払われます。

- (2) 後遺障害補償保険金額 … 障害の程度に応じ、後記災害補償保険普通保険約款記載の「後遺障害補償保険支払区分表」に基づき、1名につき8万円～500万円

傷害が直接の原因として、事故の発生の日から180日以内に後遺障害を生じ、町村等が後遺障害補償金の給付を決定した場合に支払われます。なお、被害者が事故の発生の日より180日を超えて治療を要する場合は、事故の発生の日から181日目の医師の判断に基づき後遺障害の程度を決定します。

支払区分表は、ほぼ労災保険の後遺障害等級に基づいて作成されております。

- (3) 入院医療補償保険金額…入院日数に応じ、Ⅰ・Ⅱ型は、1万円～15万円

Ⅲ型は、2万円～30万円

事故の発生の日から180日を経過するまでの間に入院した場合に、入院日数に応じ「入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約」・「全国町村会賠償責任保険および災害補償保険契約特約書」に基づき支払われます。

- (4) 通院医療補償保険金額…通院日数に応じ、Ⅰ・Ⅱ型は、1万円～6万円

Ⅲ型は、0.5万円～12万円

事故の発生の日から180日を経過するまでの間に通院した場合に、通院日数に応じ「入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約」・「全国町村会賠償責任保険および災害補償保険契約特約書」に基づき支払われます。

学校管理下における児童・生徒については、入院、通院は対象外です。

なお、学校管理下における児童・生徒以外の父兄等の事故については入院・通院医療補償保険の対象とします。

また、入院医療補償保険金と通院医療補償保険金の両方の支払いはできません。入院と通院を伴う傷害の場合は、どちらか一方が支払われます。

(入院・通院医療補償保険金額)

入院医療補償保険金

入院日数	Ⅰ・Ⅱ型	Ⅲ型
1日～5日	1万円	2万円
6日～15日	3万円	6万円
16日～30日	6万円	12万円
31日～60日	9万円	18万円
61日～90日	12万円	24万円
91日以上	15万円	30万円

通院医療補償保険金

通院日数	Ⅰ・Ⅱ型	Ⅲ型
1日～5日	1万円	0.5万円
6日～15日		2万円
16日～30日	3万円	6万円
31日～60日	4.5万円	9万円
61日以上	6万円	12万円

(注1) 死亡および後遺障害の程度の決定は純粹に対象活動により被った災害に基づき判定され、既存の身体障害や疾病あるいはその後に被った別の傷害や疾病の影響により身体障害の程度が重大となっても、影響がなかった場合の程度に引き直して決定されます。

(注2) 死亡保険金と後遺障害保険金は同一事故では重複して支払われず、保険金額が限度となります。

例えば、片腕（ひじ関節以上）切断のため保険金額の69%が支払われた後、片腕切断の箇所が悪化し、被害の日より180日以内に死亡したとしても残余の保険金額の31%が支払われるということになります。

しかし、片腕切断後また別の行事に参加して、今度は死亡してしまったというような場合は、同一の事故ではありませんので、保険金額の100%が支払われます。

(注3) 身体の2か所以上に一度に後遺障害を被ったとしても支払われる保険金は保険金額が限度となります。

(注4) 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

5. 保険金支払いの対象とならない主な事故

本保険の対象とならない事故については、災害補償保険普通保険約款第3条に規定されておりますが、主なものは次のとおりです。

- (1) 被保険者（町村等）の故意または重大な過失
- (2) 補償対象者の故意または重大な過失。ただし、補償保険金を支払わないのは、その補償対象者の被った傷害にかぎります。
- (3) 死亡補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合は、補償保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- (4) 補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、補償保険金を支払わないのは、その補償対象者の被った傷害にかぎります。
- (5) 補償対象者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで生じた事故、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間に生じた事故。ただし、補償保険金を支払わないのは、その補償対象者の被った傷害にかぎります。

- (6) 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、補償保険金を支払わないのは、その補償対象者の被った傷害にかぎります。
- (7) 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産
- (8) 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、補償保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、補償保険金を支払います。
- (9) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故によるものである場合は、補償保険金を支払います。
- (10) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (11) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛などで医学的他覚所見のないものなど

6. 総合災害補償規程

町村等は、この規程に基づき、学校の管理下にある者および町村等が主催する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他の行事に参加する者の災害補償の責任をもつことになります。この保険は原則としてこの規程により町村等が負担する費用をお支払いする形をとっております。

「総合災害補償規程」は議会の議決を経ない「内規」として定めれば十分ですし、条例化されても結構です。

なお、各町村等の定める「総合災害補償規程」の内容が実質的に下記（案）と異なる場合は本保険でカバーする内容とズレが生じ、思わぬ費用を自己負担しなければならないことも考えられますので、最新の（案）の内容をもりこんだ規程を作成してください。

〇〇〇町総合災害補償規程（案）

この規程は全国町村会総合賠償補償保険に加入するに伴い、〇〇〇町（以下「甲」という。）が設置する学校の管理下にある者又は、主催する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、その他町村が主催する活動及び行事等に参加中の者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合もしくは後遺障害を生じた場合または傷害により入通院した場合の補償について定める。

（補償する対象）

第1条 甲は自己が設置する学校の管理下にある者又は、自己が主催する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、その他の活動に参加中の者が急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という。）に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合もしくは後遺障害（身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同様とする）。を生じた場合または入通院した場合、当該参加者（以下「被災者」という。）またはその者の相続人に対し、この「総合災害補償規程」に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）を含む。ただし、細菌性中毒及びウイルス性食中毒は含まない。（学校管理下にある者はこの限りでない。）

3 本規定において「参加中」には、次の各号の要件を満たす、行事等の所定の集合・解散場所と被災者の通常の経路往復中を含みます。

- (1) 行事に参加する目的をもって住居を出発する前に、甲が備える被保険者名簿においてその氏名が記載されている者にかぎります。
- (2) 所定の集合・解散場所は、甲の備える資料により確定しているものにかぎります。

(補償金額と補償基準)

第2条 甲は、別表の給付表に定める給付額を、補償金として被災者またはその相続人に支払うものとする。ただし、学校管理下にある児童・生徒については入通院補償給付金は対象とならない。

(補償金を支払わない場合)

第3条 甲は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、被災者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合もしくは後遺障害を生じた場合または入通院した場合においては補償金を支払わないものとする。

- (1) 被災者の故意または重大な過失
- (2) この「総合災害補償規程」に基づき、死亡給付金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合は、給付金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎる。
- (3) 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし給付金を支払わないのはその被災者の被った傷害にかぎる。
- (4) 被災者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし給付金を支払わないのはその被災者の被った傷害にかぎる。
- (5) 被災者の妊娠、出産、早産または流産
- (6) 被災者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、給付金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、給付金を支払うものとする。
- (7) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし環境汚染の発生が不測かつ突発的
事故による場合にはこのかぎりでない。
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）またはこれらに随伴して生じた事故もしくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (9) 地震、噴火、もしくは津波またはこれらに随伴して生じた事故もしくはこれ

らに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様とする。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有毒な特性もしくはこれらの特性による事故またはこれらに伴って生じた事故もしくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- (11) 前号以外の放射線照射または放射能汚染

- (12) スポーツを職業または職務とする者が職業上または職務上行うスポーツ活動中に被った事故

- (13) 被災者が法令によって定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいう。）を持たないで、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間の事故

- 2 前項の他頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛などで医学的他覚所見のないものに対しては、補償金を支払わないものとする。

（この規程の適用除外）

第4条 この規程は下記各号の者には適用しない。

- (1) 甲の業務に従事中の甲の使用人（甲が甲の公務遂行のため委嘱した者で公務災害補償またはこれに準ずる補償を受ける者を含む。）
- (2) 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュア・スポーツ団体で高等学校・高等専門学校・大学（短期大学を含む。）・専門職大学（短期大学を含む。）の学生・生徒・官公署・会社等の社会人により構成された体育部・競技部・運動クラブ等の団体管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員。

（準用規定）

第5条 この規程にない事項については、「全国町村会賠償責任保険契約および災害補償保険契約特約書」「災害補償保険普通保険約款」「スポーツ災害補償特約」「学校管理下災害補償特約」「施設災害補償特約」「入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約」「死亡補償保険金、後遺障害補償のみ支払特約」の規程を準用する。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

別表	区 分	給 付 額（最高）	
	死亡給付金	○万円	
	後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより ○万円～○万円	
	医療補償給付金	入院日数 ○万円 1日以上5日まで	通院日数 ○万円 1日以上5日まで
		入院日数 ○万円 6日以上15日まで	通院日数 ○万円 6日以上15日まで
		入院日数 ○万円 16日以上30日まで	通院日数 ○万円 16日以上30日まで
		入院日数 ○万円 31日以上60日まで	通院日数 ○万円 31日以上60日まで
入院日数 ○万円 61日以上90日まで		通院日数 ○万円 61日以上	
入院日数 ○万円 91日以上			

○

〈補償規定を定める場合のご注意〉

契約類型別の「死亡給付金」「後遺障害給付金」「医療補償給付金」の給付額は次のとおりとなります。

死亡補償・後遺障害補償給付金

契約類型	死亡給付金	後遺傷害給付金
I 型	200万円	8～200万円
II 型	500万円	20～500万円
III 型	500万円	20～500万円

入院医療補償給付金

入院日数	I・II 型	III 型
1日～5日	1万円	2万円
6日～15日	3万円	6万円
16日～30日	6万円	12万円
31日～60日	9万円	18万円
61日～90日	12万円	24万円
91日以上	15万円	30万円

通院医療補償給付金

通院日数	I・II 型	III 型
1日～5日		0.5万円
6日～15日	1万円	2万円
16日～30日	3万円	6万円
31日～60日	4.5万円	9万円
61日以上	6万円	12万円

第 6 章 公金総合保険

1. 対象となる損害

本保険は、町村等が取扱う公金が、日本国内において輸送中、保管中を問わず、下記のような偶然な事故によって、損害が発生した場合、保険金額の限度内において実損によりお支払いします。

〈対象となる事故〉

- (1) 火災、爆発
- (2) 盗難、強盗、引ったくり
- (3) 集金者等の集金した公金が詐欺にあった場合の損害
- (4) 台風・暴風雨・豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災によって生じた損害

具体的には、次のような事故の場合です。

- (1) 町村等もしくは町村等の委嘱を受けた集金者が納税者よりの徴収金を役所に納めるまでの事故
- (2) 役所より各種給付金・町村職員給与等が各受給者に手渡されるまでの事故
- (3) 公金に係わる輸送中・保管中の各町村等の管理下における偶発的な事故

2. 対象となる公金の範囲

保険の目的となる公金の範囲は、次のとおりです。

- (1) 町村等が取扱う一般会計および特別会計の収入金または支払金その他町村等が公金に準じて取扱う歳計外現金（共済掛金等を含みます。）等
- (2) 町村等の職員および町村等の委託を受けた集金者（納税組合、コンビニエンスストア等を含みます。）が個別に徴収した各種税金、国民年金、水道料、保育料、各種事務手数料及び施設使用料等
- (3) 職員の給与、賞与および支払等のため保管中の現金等

（注1）現金等とは通貨（外国通貨を含みます。）小切手、収入印紙、収入証紙、定額小為替および約束手形のことをいいます。

（注2）公金に該当するのは、一般会計、特別会計、地方公営企業に帰属する現金等。町村等が出資して設立した公益法人、第三セクター、公社、社会福祉協議会などに帰属する現金等は、対象となりません。（ただし、これらの団体が「町村等の委託を受けた集金者」として扱う町村等の公金は対象となります。）

（注3）コンビニエンスストアが取扱う公金については、委託形態によらずコンビニ

エンスストア管理下における公金は対象となります。

(注4) 学校で保管中の教材費、給食費、PTA会費等は対象となります。

(注5) 職員の慰安旅行費などは対象外となります。

3. 保険金支払いの対象とならない主な事故

本保険の対象にならない事故については、全国町村会公金総合保険契約特約書第9条に規定されているとおりですが、主なものは次のとおりです。

- (1) 町村等の故意または重大な過失による損害
- (2) 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- (3) 地震、噴火、これらによる津波による損害
- (4) 置き忘れ、紛失による損害
- (5) 町村等の職員および集金者が単独もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、その他これらに類似の行為（横領など）によって保険の目的に生じた損害
- (6) 原因のいかんを問わず、勘定間違い、支払の過誤または受け取り不足等の出納過誤によって生じた損害
- (7) 帳簿、帳票等により確認ができない損害
- (8) 騒じょう等の事変による損害
- (9) サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害 など

4. 保険金額および支払限度額

- (1) 保険金額

直近の一般会計歳入額の20%が保険金額となります。

- (2) 支払限度額

輸送中、保管中を問わず損害が発生した場合には一事故につき保険金額の限度内において実際に発生した損害の額を支払います。なお、自己負担額（免責金額）はありません。

- (3) 臨時費用保険金

火災、落雷、破裂または爆発、盗難により公金に損害が生じた場合には、損害保険金の30%（ただし、1回の事故について300万円限度）の臨時費用保険金をお支払いします。

5. 約束手形における保険金の支払いと支払いの時期について

保険金の支払時期および内容は次のとおりとなります。

- (1) 公示催告期間中に権利者の届出があり、届出者が権利者であることが確定した場合は、被害を受けた有価証券の時価額ベースの損害額を保険金としてお支払いします。
- (2) 公示催告期間中に権利の届出がなされておらず、未だ除権決定も出ていない場合は、時価額ベースの損害額を直ちに保険金として支払わず、まず公示催告費用、除権決定費用を支払い、原則除権決定を待ちます。
- (3) 公示催告期間中に権利の届出がなく、除権決定が出され、有価証券が再発行された場合、合理的に支出された、公示催告費用・除権決定費用・再発行費用を損害額として保険金をお支払いします。

第7章 サイバー保険

1. 保険金支払い対象となる損害

本保険では、被保険者（町村等）が行う業務の遂行に関して、次の①～④の事由に起因して、町村等に対して損害賠償請求がなされたことにより、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。また、事故の原因調査から解決・再発防止までの費用に対して保険金を支払います。なお、サイバー保険で対象とする「自治体施設」、「町村等の行う業務」は賠償責任保険で対象とする施設・業務と同じです（第2章 賠償責任保険 を参照ください。）。

(1) 保険の対象となる事由

① サイバー攻撃

不正アクセスやDDoS攻撃、データの改ざん・破壊など被保険者システムに対する外部からの攻撃による損害

② 情報漏えい・おそれ

被保険者の業務における情報漏えい、またはそのおそれによる損害

③ デジタルコンテンツ不当事由

被保険者の業務の一環としてのデジタルコンテンツの提供などによる名誉き損やプライバシー侵害、著作権侵害などによる損害

④ ITユーザー業務による偶然な事故

①から③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由による損害

(2) 第三者に対する賠償責任における保険金

サイバー攻撃、情報の漏えいまたはそのおそれ、デジタルコンテンツ不当事由、ITユーザー業務による偶然な事由によって、損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る、次の①～③の損害に対して保険金をお支払いします。

名称	損害の内容
① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、科料、過料、違約金、課徴金、懲罰的賠償金および倍額賠償金の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定 ^(※) がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 (※) 業務の結果を保証することを含みます。

② 争訟費用	被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
③ 協力費用	被保険者が損害賠償請求の解決のために支出した費用

(3) 事故発生時の各種対応費用における保険金

次の①から⑤について保険金を支払います。

- ① サイバー攻撃、デジタルコンテンツ不当事由、ITユーザー業務による偶然な事由によって、他人の損失等（他人の業務の休止または阻害、ソフトウェアもしくは電子データの破壊等の経済的な損失の発生をいいます）が発生するおそれのある状況を認識した場合またはサイバー攻撃の発生が客観的に明らかになった場合に、以下の事故対応特別費用について保険金をお支払いします。

名称	損害の内容
【1】事故対応関連費用	次のアからソに掲げる費用 ア. 文書作成のために要する費用 イ. 増設コピー機の賃借費用 ウ. 事故状況の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。 エ. 事故の原因調査および再現実験に要する費用 オ. 事故の拡大の防止に努めるために要した費用 カ. 事故の対応のために要する記名被保険者の使用人等の交通費および宿泊費 キ. 通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用 ク. 記名被保険者の使用人等の超過勤務手当 ケ. 臨時雇入費用 コ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用 サ. コールセンターの設置、運営等の費用 シ. 弁護士等への相談費用 ス. 有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用 セ. 記名被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求をすることができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用 ソ. 事故に関して、記名被保険者の信用を毀損するインターネット上での書き込み、投稿等に対応するために要した費用

【2】再発防止費用	発生した事故と同一の事象または同一の原因による事象が再び起きないようにするためのセキュリティ対策に要した一時的な費用（被保険者システムにおける事故の直接的な発生原因となった箇所にかかる費用にかぎります。なお、事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用および再発防止策の結果、再発防止策の実施状況に関する報告書発行費用等を含みます。）
【3】データ復旧費用	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する電子データもしくはデジタルコンテンツまたは記名被保険者のWEB サイトが事故により消失、改ざん、破壊等の被害を受けた場合における次のアまたはイに掲げる費用 ア. 被害を受けたものを事故の発生前の状態に修復または復旧する費用 イ. 被害を受けたものと同種同等のものを再作成または再取得する費用
【4】被保険者システム修復費用	事故により被保険者システムの損傷が発生した場合に要する次のアからウに掲げる費用 ア. 被保険者システムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検、調整試運転等の費用 イ. 損傷した被保険者システムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用および撤去費用 ウ. 消失、改ざん、破壊等を被ったソフトウェア（使用人等の所有するモバイル通信端末等を除きます）の修復、再製作または再取得費用
【5】法人謝罪対応費用	事故による被害を受けた法人に対する見舞品 ^(※) の購入費用および発送費用。この費用に関しては、1法人あたり個別の限度額を設定します。 (※) 有体物にかぎります。

- ② サイバー攻撃のおそれが保険期間中に発見された場合^(注)に支出するサイバー攻撃対応費用について保険金をお支払いします。

名称	損害の内容
【1】調査費用	サイバー攻撃の有無を判断するために要した外部調査委託費用

【2】遮断対応費用	被保険者システムの遮断対応を行うために要した外部委託費用
【3】事故対応関連費用	① 【1】 エ、シおよびスに掲げる費用 ^(※) (※) 実際にサイバー攻撃が生じていた場合に支出した費用を除きます。

(注) 公的機関からの通報、被保険者がセキュリティ運用を委託している会社からの通報などにより発見された場合にかぎります。.

- ③ サイバー攻撃のおそれを保険期間中に発見した場合(注)に支出する以下のサイバー攻撃緊急初動費用について保険金をお支払いします。

名称	損害の内容
【1】調査費用	サイバー攻撃の有無を判断するために要した外部調査委託費用
【2】遮断対応費用	被保険者システムの遮断対応を行うために要した外部委託費用

(注) ②に規定する保険金をお支払いする場合を除きます。

- ④ 情報漏えいまたはそのおそれを発見したこと^(注)によって支出する以下の情報漏えい対応費用について保険金をお支払いします。

名称	損害の内容
【1】認証取得費用	情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用
【2】個人見舞費用	個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品 ^(※) の購入費用および見舞品 ^(※) の発送費用。この費用に関しては、1名あたり個別の限度額が設定されます。 (※) 有体物にかぎります。
【3】法人見舞費用	情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞金、見舞品 ^(※) の購入費用および見舞品 ^(※) の発送費。この費用に関しては、1法人あたり個別の限度額が設定されます。 (※) 有体物にかぎります。
【4】不正使用監視費用	漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用

【5】事故対応関連費用	①【1】に掲げる費用
【6】再発防止費用	①【2】に掲げる費用
【7】データ復旧費用	①【3】に掲げる費用
【8】被保険者システム 修復費用	①【4】に掲げる費用

(注) 情報漏えいの対象となる本人またはその家族への謝罪文の送付などによって発生したことが客観的に明らかになる場合にかぎります。

- ⑤ 規制手続きもしくは、法令等に抵触するおそれがある場合において支出した以下の法令等対応費用について保険金をお支払いします。

名称	損害の内容
【1】調査・報告対応費用	次のアからキに掲げる費用 ア. 弁護士費用または有益な第三者のコンサルティングもしくは類似の指導を受けるために要した費用のうち、必要と認められる費用 イ. 文書の作成および公的機関への報告にかかる費用 ウ. 記名被保険者の使用人等の超過勤務手当、交通費および宿泊費 エ. 文書提出命令または当事者照会の対応にかかる費用 オ. 資料の翻訳にかかる費用 カ. 証拠収集費用 キ. アからカに付随する費用
【2】訴追対応費用	公的機関からの規制手続きに関して確認判決または差し止め命令を請求するため法的手続きを行うために負担した費用
【3】再発防止策定費用	事故の再発を防止するための計画の策定にあたって有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導を受けるために要した費用のうち、必要と認められる費用

2. 対象となるサイバー保険の事故事例

- (1) 具体的に想定される支払事例は次の通りです。

サイバー攻撃

事例①：ランサム攻撃

ホームページが不正アクセスを受け、データを削除され、データの復旧を交換条件として暗号資産であるBitcoinを支払うよう求める英文の脅迫文が

残されていた。

ウェブサイトは復旧できたが、調査を行ったところ、データを窃取されたことが判明。

事例②：脆弱性攻撃

ホームページのお問い合わせフォームを踏み台として、大量の迷惑メールが第三者へ送信される事態が発生した。原因はお問い合わせフォームへ外部からシステムを利用した機械的な連続投稿がされたことであると判明した。

事例③：インフラへの攻撃

町が管理するクリーンセンターの制御システムへ監視カメラの脆弱性を利用して侵入され、制御システムの警報装置の動作を停止させた上で、センター内のシステムを操作し、その結果、爆発事故が引き起こされた。

事例④：ホームページの改ざん

不正アクセスから町村が管理するホームページやサイトの一部が改ざんされていた。住民が該当ページを閲覧すると不正なサイトに誘導され詐欺行為の被害を受ける可能性があったことが判明した。

事例⑤：システムの停止

職員のパソコンがウイルスに感染し、IDとPWが不正に利用されたことが発端となり、システム内部に不正なプログラムを仕込まれ、自治体のサーバーやネットワークが使用できない状況が発生。行政サービスが長時間停止となり、住民や企業に損害を与えた。

事例⑥：委託業者での事故

支援事業や助成事業を委託している業者のコンピュータシステムがランサムウェアに感染し、法人の申請内容や金融機関、メールアドレスなどの情報が流出した。

事例⑦：サテライトオフィスでの事故

地方創生テレワークの推進で町村が運営するサテライトオフィスのWi-Fi設備が不正アクセスを受け、オフィスを利用していた企業職員のPCがコンピュータウイルスに感染し、損害を与えてしまった。

情報漏えい・おそれ

事例①：犯罪行為

職員が転売を目的に個人・企業情報3,000件を不正にコピーし持ち出し、

サイバー犯罪対策課に逮捕された。また、押収したパソコンやスマートフォンからは役場の内部資料も見つかった。

事例②：誤交付

住民票交付請求に対し同姓同名の別個人の住民票を交付してしまった。

デジタルコンテンツ不当事由

事例①：名誉棄損・プライバシー侵害

ホームページの掲載内容について住民から名誉棄損やプライバシー侵害などで賠償請求された。

ＩＴユーザー業務

事例①：不適切な使用

職員が不適切な方法でシステムへログインし、業務を行おうとした。その行動を異常と検知し、システムが遮断された。その結果、クラウドサービスが利用できなくなり他の町村へ損害を与えた。

(参考) 自治体におけるランサム攻撃の事例

概要：A自治体のウェブサイトが閲覧できないことに職員が気づき、委託先が調査を行ったところ案内ページの脆弱性を突かれ、不正アクセスを受けていたことが判明した。また、ウェブサイトよりデータが削除され、データの復旧を交換条件として暗号資産であるBitcoinを支払うよう求める英文の脅迫文が残されていた。

データについてはバックアップを行っていたため、ウェブサイトは復旧できたが、調査を行ったところ、データを窃取された可能性があることがわかった。

対象となるのは、同サイトの問い合わせフォームを利用した個人約800件および法人約200件のデータ。氏名やメールアドレス、意見、要望のほか、任意で入力した住所や電話番号なども含まれる。

対応：原因調査費用400万円、復旧費用100万円（推測値）

対応費用の発生に加え、賠償額も別途発生するものと推測される。

3. 保険金支払いの対象とならない主な事故

次の事由に起因する損害については保険金支払いの対象外です。

(1) 共通

- ① 保険契約者または被保険者の故意

- ② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
- ③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
- ④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐欺されたこと。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐欺されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
- ⑤ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. サイバー攻撃またはIT ユーザー業務の偶然的な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止
- ⑥ 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害を除きます。
- ⑦ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還
- ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害
- ⑨ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
- ⑩ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
- ⑪ 戦争等（以下のアからウに掲げるものをいいます。）
 - ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - イ. アの過程または直接的な準備として行われた国家関与型サイバー攻撃
 - ウ. 国家関与型サイバー攻撃のうち、被害国家における重要インフラサービス、安全保障または防衛に重大な影響を及ぼすもの
- ⑫ 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業者である場合、前払支払手段の不正な操作や不正な資金移動等
- ⑬ 記名被保険者が金融機関である場合、金融商品等の取引や手続き、システムもしくは現金自動預入支払機を通じて行われる資金または財産の移転等

など

※①から③については、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。

(2) 事故発生時の各種対応費用部分

- ① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情

報の漏えいまたはそのおそれ

- ② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されなかったこと
- など

4. 保険金額（支払限度額）および自己負担額

(1) 保険金額（支払限度額）

賠償責任保険金は、1事故・期間中1億円、1事故・期間中2億円の2契約タイプがあります。

対応費用保険金は、1事故・期間中3,000万円です。

ただし、個人見舞費用や法人見舞費用、法人謝罪対応費用等の費用については上限額が決まっているものがございます。詳細は、約款や特約条項をご確認ください。

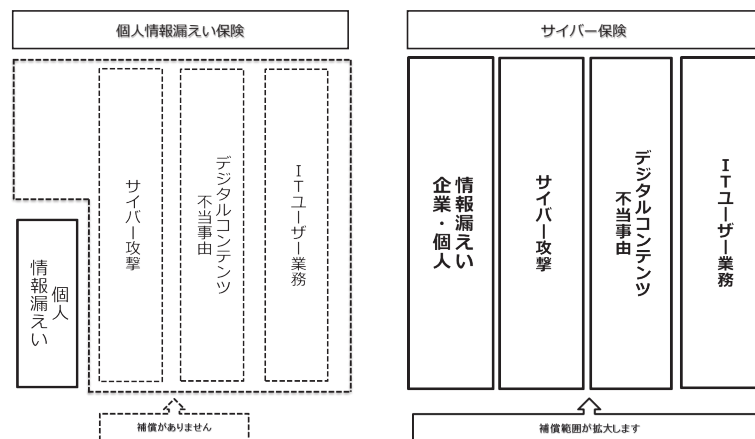
なお、サイバー保険でお支払いする保険金の限度額は、保険期間中を通じ、合算して賠償責任の限度額となります。

(2) 自己負担額

自己負担額はありません。

5. サイバー保険と個人情報漏えい保険との差異（イメージ）

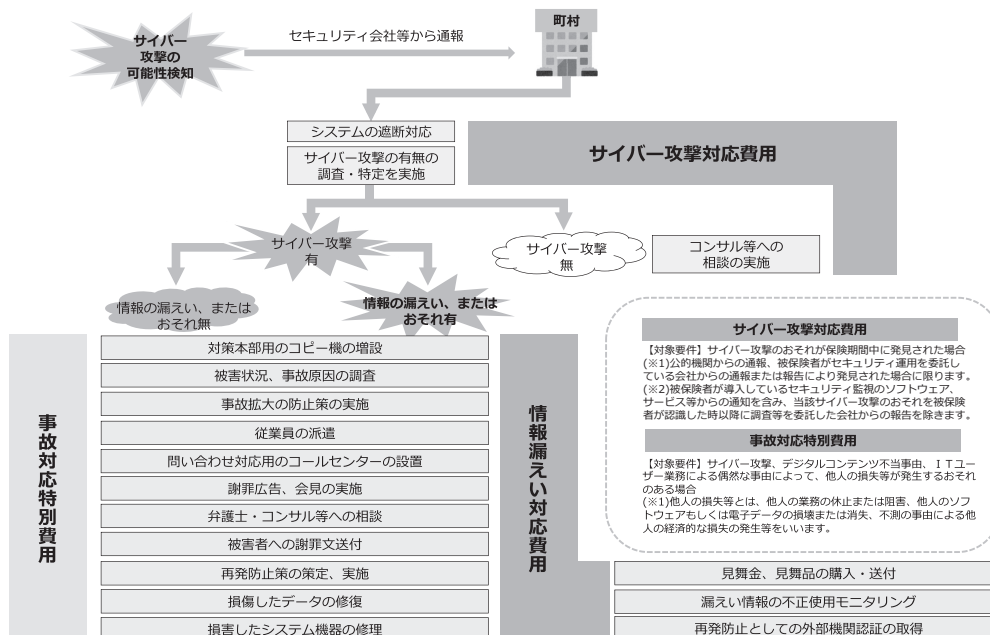
現行の個人情報漏えい保険は、個人情報の漏えいやおそれをのみが保険の対象となる事由となっております。一方、サイバー保険は、個人情報に加えて企業情報の漏えいやおそれ、サイバー攻撃、デジタルコンテンツ不当事由、ITユーザー業務に起因する賠償責任や各種対応費用に対して、保険金を支払います。



6. 事故発生時の対応と費用保険金について（イメージ）

サイバー攻撃を受けた場合において対象となる可能性がある費用保険金のイメージをご案内します。

		個人情報漏えい保険	サイバー保険
対象の情報		賠償：個人情報 費用：個人情報	賠償：個人情報・法人情報 費用：個人情報・法人情報
事故種類	サイバー攻撃	×	○
	情報の漏えい、またはそのおそれ	○ <u>個人情報のみ</u>	○
	デジタルコンテンツ不当事由	×	○
	上記以外のITユーザー業務遂行の偶然な事由	×	○
保険金	賠償	○	○
	費用		
	原因調査費用 損害拡大防止費用 謝罪文作成費用 会見・広告等対応費用 など	○	○
	再発防止費用 データ復旧費用 不正使用監視費用 法令等対応費用 システム修復費用 など	×	○
	個人見舞費用	△ <u>見舞品のみ（見舞金は対象外）</u>	○
	法人見舞費用	×	○

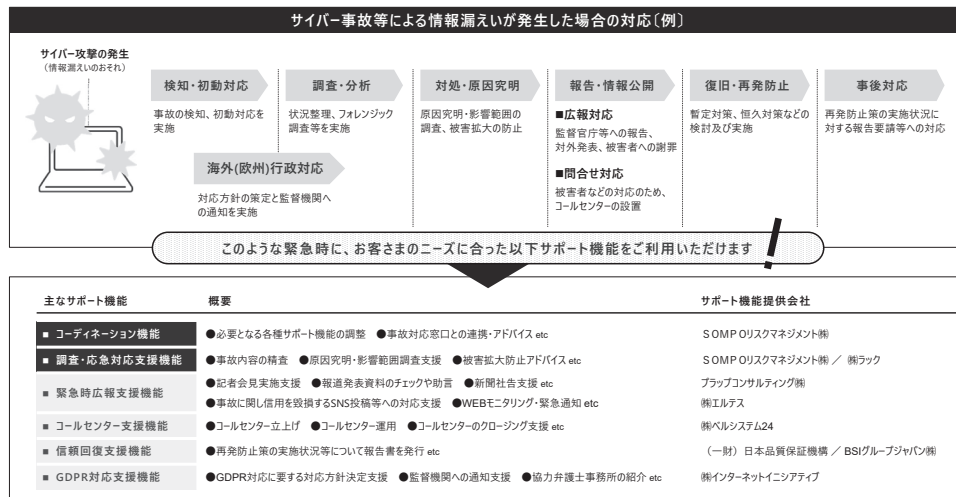


7. 緊急時サポート総合サービス

「サイバー保険」にご加入いただくと、情報漏えいまたはそのおそれが生じたことを知った場合に必要な各種機能を備えた「緊急時サポート総合サービス」がご利用いただけます。

(ただし、サイバー保険でお支払いができない場合、費用負担が発生します。)

万が一、サイバー攻撃などによる情報漏えいによって、当該事故の公表や本人への謝罪等の対応をしなければならない緊急時に、ワンストップかつ総合的にサポートすることができます。



(1) ご利用方法

① インシデントサポートデスクへ連絡

事故が発生した際、お客さまよりインシデントサポートデスクへ事故報告および本サービスの利用希望をお知らせいただきます。状況をヒアリングの上、初動対応のアドバイスも合わせて実施します。

② 保険の適用可否の判断

SOMPOリスクマネジメント(株)より損害保険ジャパン(株)の保険金サービス課に事故受付の連絡をし、報告された事故へのサイバー保険適用可否について問い合わせます。

③ 緊急時サポート総合サービスの利用開始

ご契約のサイバー保険が適用可能な事故と判定された際、SOMPOリスクマネジメント(株)よりサポート機能の提案・調整支援をします。

④ サポート機能提供各社※との個別業務契約

ご利用されるサポート機能提供会社とお客さまの間で、個別の業務契約を締結していただきます。

※SOMPOリスクマネジメント(株)を含みます

⑤ 保険金の支払い可否の照会

事故対応のためにお客さまがご負担された諸費用への保険金お支払い可否につき、損

害保険ジャパン(株)へご照会をいただきます。

SOMPOサイバーインシデントサポートデスク

0120-318-258

24時間365日受付（年中無休）※

※夜間（17時以降）および休日・祝日の受付事案については、SOMPOリスクマネジメント(株)における対応およびサービス提供が翌営業日（平日9時以降）になる場合があります。

第 8 章 使用者賠償責任保險

1. 対象となる損害

本保険は、被用者が被った公務災害の他、通勤災害が被保険者（町村等）の責任で発生した場合に、地方公務員災害補償基金等からの補償を超える額の損害賠償請求が当該被用者またはその遺族よりなされたときに、被保険者（町村等）が法律上の責任を負担することによって支払う損害賠償金等を保険金として支払います。

(1) 対象とする被用者の範囲

任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない常勤職員。ただし、一般職に限ります。

(2) 被保険者

- ① 本保険に加入した町村
- ② 特別に加入を認めた市

（注）一部事務組合、広域連合等は被保険者には含まれません。

(3) 保険金支払いの要件

地方公務員災害補償基金の補償が決定されることが、保険金お支払いの条件となります。ただし、費用保険金（争訟費用や弁護士報酬など）は、地方公務員災害補償基金の補償を保険金のお支払いの要件とはしていませんが、事前に損保ジャパンの書面による同意が必要です。

2. お支払いする保険金の範囲

公務災害に関し、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る次のような損害賠償金や費用について保険金としてお支払いします。

(1) 被災した被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金^{（注）}

具体的には、

- (イ) 死亡や後遺障害の場合の逸失利益（本人の得べかりし利益の喪失）
- (ロ) 休業損失
- (ハ) 慰謝料

（注）賠償保険金は、損害賠償金が以下の金額の合計額を超える場合に、その超過額についてのみ、てん補限度額を限度としてお支払いします。

- ・ 地方公務員災害補償基金等から支払われるべき金額
- ・ 自動車損害賠償責任保険等から支払われるべき金額
- ・ 法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき支払われるべき金額

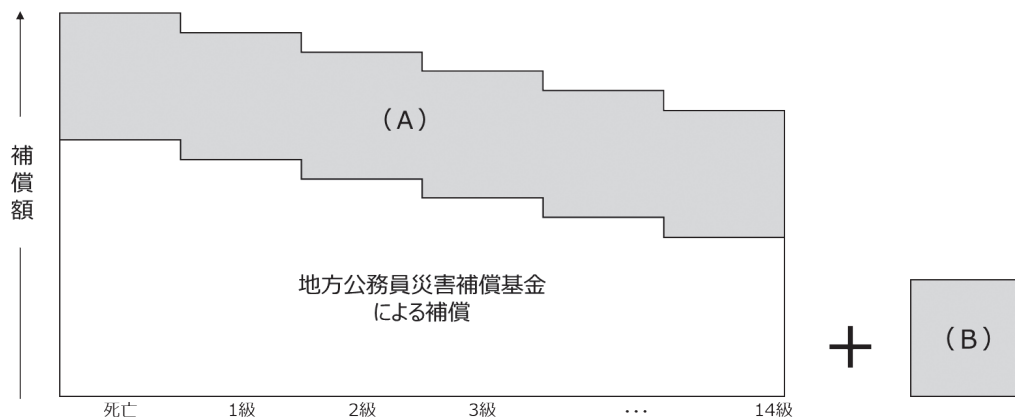
(2) 争訟費用

訴訟や調停に持ち込まれた場合は、それに要する費用や弁護士報酬についても保険金のお支払いの対象となります。

(注1) 訴訟等になる場合は、事前に損保ジャパンにご連絡いただきます。

(注2) 損害賠償金の額がこの保険のてん補限度額を超える場合は、てん補限度額の損害賠償金額に対する割合をもってお支払いします。

上記を図示した場合以下の通りとなります。



<使用者賠償責任保険の担保範囲>

(A) 賠償保険金 (B) 争訟費用など

※法定外補償規定を定めている場合は、損害賠償金が地方公務員災害補償基金による補償および法定外補償の給付合算額を超過する場合にかぎり、その超過額をお支払いします。

3. 保険金支払いの対象とならない主な損害

次の事由に起因する被用者の身体の障害については、保険金をお支払いできません。

- (1) 町村等または事業場の責任者の故意に起因する被用者の身体障害
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する被用者の身体障害
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する被用者の身体障害
- (4) 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用に起因する被用者の身体障害
- (5) 風土病に起因する被用者の身体障害
- (6) 職業性疾病に起因する被用者の身体障害

- (7) 石綿（アスベスト）または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する被
用者の身体障害

など

次に該当する損害賠償金または費用

- ・被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償
規定がある場合、その契約または規定がなければ町村等が負担しない損害賠償 など

また、公務災害であっても町村等に賠償責任の生じない事故は、被用者またはその遺族に
対し賠償する必要がないためこの保険のお支払いの対象になりません。

(注) 第13章に掲載している「労働災害総合保険普通保険約款」の「第1章 法定外補償条
項」は本保険では補償の対象外です。

4. 保険金の支払限度額

保険金の支払限度額（てん補限度額）は下表のとおりです。

てん補限度額		自己負担額
1名につき	1億円	なし
1災害につき	1億円	

(注1) 保険期間中の総額について限度はございません。

(注2) 1～10類型共通となります。

5. 町村等に法律上の責任のある公務災害

公務災害が発生した場合に、使用者（町村等）に法律上の責任が発生するのは次の2つの要
件が備わったときです。

- (1) 使用者側に過失があること

法律上の責任は、原則として使用者（町村等）に過失のあった場合に発生します。ただ
し、建物の欠陥などにより生じた災害については厳格な責任が課せられております。

- (2) 地方公務員災害補償基金による補償で償いきれない損害があること

地方公務員災害補償法の規定により「基金がこの法律による補償を行つたときは、同一
の事由については、地方公共団体は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れ
る。」ことになっております。したがって、地方公務員災害補償基金によって償われない

部分（逸失利益の不足額、慰謝料など）があることが法律上の責任が発生することの要件となります。

第 9 章 その他の保険

1. 住民活動者および避難支援者賠償責任保険

(1) 対象となる損害

被保険者（住民活動者および避難支援者）が法律上の損害賠償責任（②の事故については、保管物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任にかぎります。）を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

① 次のア. からウ. までの掲げる事由による他人の身体の障害または他人の財物の損壊

ア. 住民活動中および避難支援活動中に発生した偶然な事由

イ. 住民活動および避難支援活動に伴って提供した財物に起因する偶然な事由

ウ. 住民活動および避難支援活動の結果に起因する偶然な事由

② 住民活動および避難支援活動に伴って占有、使用または管理する保管物の偶然な事由による損壊、紛失または盗取（詐欺を含みます。）

③ 住民活動および避難支援活動に従事している間における行為に起因する偶然な事由による軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能

(2) 対象となる活動

① 住民活動

加入市町村が認定した、無報酬・公益的・自発的・継続的・計画的な活動

各要件の考え方

要件	考え方
加入市町村が認定した	加入市町村が市町村のために行われる活動であることを認めるにふさわしい活動であるかという点で加入市町村にてご判断ください。
無報酬	労働の対価を得ていないことをいい、昼食代・交通費等の実費の費用弁償は報酬に含みません。
公益的	社会全体や不特定多数の人々の利益に貢献する活動であることを指します。
自発的	市町村の管理下ではなく、住民が自身の意思で行うことを指します。
継続的	一過性のものではなく、継続的に同種の活動が行われることを指します。
計画的	突発的に行われるものではなく、事前に日時や場所、参加者等を決めて行われていることを指します。

<対象となる活動の例>

- ・町内会・自治会の活動（懇親を目的とするイベント等を除く）
- ・町村所有施設の管理活動

- ・地域清掃活動
- ・地域住民による防犯パトロール

② 避難支援活動

個別避難計画に基づく避難支援をおこなう者または地区防災計画等に基づき、災害時に避難支援等に従事する役割の者が行う次の活動

- ・避難支援、避難誘導
- ・避難所開設準備中、避難所開設支援中
- ・安否確認
- ・出火防止など最低限の初動
- ・負傷者の救出、救護
- ・情報の収集、伝達
- ・飲料や食料の配布、給水活動、給電活動、炊き出し
- ・上記以外であっても避難支援に類する活動
- ・避難訓練（避難訓練の場合は避難情報の発令等不要）

<対象となる活動の例>

平時	見守り	×
	避難訓練など	○
発災前 ～ 発災直後	要支援者宅へ向かう途中	○
	要支援者宅での準備	○
	要支援者宅から避難所へ向かう途中（避難誘導中）	○
	避難所到着後の準備など	○
	避難所開設準備中	○
	避難所運営支援中	○
	安否確認	○
	出火防止など最低限の初動	○
	負傷者の救出、救護	○
	情報の収集伝達	○
	避難所において飲料水の配分や炊き出し、給水・給電活動など	○
復旧	災害後の後片付け・がれき撤去等	×
	一時避難とならない場合の避難所や仮設住宅での支援中	×

事前避難を対象としているため、自治体の避難情報が解除されたことをもって補償は終了します。

ただし、避難行動要支援者を合理的な経路で自宅へ送り届ける場合や、避難所の撤収作業など必要最低限の避難支援に類する活動は補償対象とします。

(3) 補償対象者

- ① (2)の対象活動に従事する者
- ② ①に掲げる者の監督義務者（監督義務者に代わって監督する者を含みます。）

(4) 保険金の支払限度額

保険金の支払限度額は下表の通りです。

保険金額		自己負担額
身体賠償	1億円（1名1事故）	なし
財物賠償	1億円（1事故）	

（注）1～10類型共通となります。

(5) 保険金支払いの対象とならない事故

次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ③地震、噴火または津波
- ④核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）または核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。以下同様とします。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ②から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する事故
- ⑧ 被保険者の、または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する事故
- ⑨ 航空機、自動車または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する事故
- ⑩ 被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する事故
- ⑪ 提供物または住民活動および避難支援活動の結果が、所期の効能、性能を発揮できな

かったことに起因する事故。ただし、提供物の本来意図しなかった悪影響によって発生した事故を除きます。

⑫ 被保険者の職業上の業務の遂行に直接起因する事故

⑬ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者による次のア．からウ．までに掲げる業務の遂行に起因する事故

ア．人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案（医療用の器具、器械または装置を上記のために使用した場合を含みます。）

イ．医薬品または医療器具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示

ウ．あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業人がその資格に基づいて行う施術

など

（注）第13章に掲載している「ボランティア活動保険普通保険約款」の「第2章 傷害補償条項」は本保険では補償の対象外です。

（6）住民への周知

本保険は住民活動、避難支援活動を行う住民を被保険者としているため、対象となりうる住民への周知をお願いいたします。

（対応例）ホームページへの掲載、広報誌への掲載など

住民へ周知するためのひな形もご用意をしておりますので、ご要望がございましたら都道府県の町村会または取扱代理店までご連絡ください。

2. 緊急銃猟対応費用保険

（1）対象となる損害

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」といいます。）第三章の二緊急銃猟の規定に基づき、緊急銃猟を行ったことに起因して、鳥獣保護管理法第三十四条の六に規定される損失の補償を行うことによって被保険者が被る費用について保険金をお支払いします。

（2）対象となる事例

損失補償の対象となる「通常生ずべき物損」の事例は以下の通りです。

① 発射された弾丸が着弾し、建物、乗物等が損壊されることにより生じる損失

- ② 建物、乗物等が損壊されていなければ、これらの物件の運用により得られた利益
 - ③ 緊急銃猟の実施行為そのものではないが、法第34条の3第1項の規定により他人の土地に立ち入り、又は障害物を除去することによって発生し得る損失
- なお、損失補償の詳細は環境省作成の「緊急銃猟ガイドライン」をご確認ください。

(3) 保険金の請求に必要な資料

保険金の請求にあたっては以下の資料をご提出いただきます。

- ① 環境省が定める緊急銃猟時の確認チェックリスト（幹事保険会社所定の様式）
- ② 損失補償請求者の住所および氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)、補償請求の理由、補償請求額の総額およびその内訳
- ③ 鳥獣保護管理法に基づく緊急銃猟が行われた日時、場所、事故の内容および対応記録
- ④ その他、幹事保険会社が保険契約者に対し要求する業務遂行上必要な情報

(4) 保険金の支払限度額

保険金の支払限度額は下表の通りです。

保険金額		自己負担額
1事故あたり	3,000万円	なし
期間中	3億円	

(注1) 1～10類型共通となります。

(注2) 期間中の限度額は契約の全体の合算です。

(5) 保険金支払いの対象とならない事故

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 関係者の故意、重大な過失または法令違反
- ② 鳥獣保護管理法に基づく緊急銃猟を除く、差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合は、この限りではありません。
- ③ 保険契約者、被保険者または関係者の犯罪行為、闘争行為またはこれらの者の逮捕もしくは出入国拒否等の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合は、この限りではありません。
- ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失、き損または汚損による物的損害
- ⑤ 債権者である被保険者が、債務者の債務不履行により被る損害

⑥ 脅迫および恐喝

⑦ 不当拘束

など

(6) 賠償責任保険の補償範囲との違い

本保険と賠償責任保険の補償範囲の違いについては下表のとおりです。

損失・損害の種類		町村の責任	
		損害賠償	損失補償
物損	通常生ずると考えられるもの	×	○
	通常生ずると考えられるもの以外	△ (注1)	×
人身事故 (注2)		○	×

賠償責任保険で対象とする範囲 緊急銃猟対応費用保険で対象とする範囲

(注1) 損失補償の対象とならない物損すべてにおいて賠償責任保険でお支払いの対象になるということではなく、町村に損害賠償責任が発生した場合に限りお支払いの対象となります。

(注2) 「銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない」ことが緊急銃猟実施の条件の一つであるため、人身事故が発生した場合は市町村の安全確保措置に問題があったとして、国家賠償請求の対象となると考えられます。

すべての人身事故が賠償責任保険でお支払いの対象になるということではなく、町村に損害賠償責任が発生した場合に限りお支払いの対象となります。

第10章 加 入 手 続 き

1. 加入のご案内

令和7年度版

全国町村会総合賠償補償保険加入のご案内

加入する町村(市)は次票「加入依頼書」(様式第1号)に、希望する契約種類の選択と所定事項を記入のうえ、これに保険料分担金を添えて期日までに都道府県町村会へ提出してください。

1. 契約類型および保険料分担金率について

以下の契約類型から加入を希望するプランをお選びください。

契約 類型	基本補償								オプション		保険料分担金			
	身体賠償	財物賠償	健診 賠償	予防 接種	公金 総合	その 他	補償 保険	個人情報	サイバー	使用者 賠償	基本補償 のみ	基本補償 +サイバー	基本補償 +使用者賠償	基本補償 +サイバー +使用者賠償
1	5,000万円	1,000万円	○	○	○	○	なし	1億円	1億円	1億円	50.0円	54.2円	63.0円	67.2円
2	5,000万円	1,000万円	○	○	○	○	I型	1億円	1億円	1億円	58.6円	62.8円	71.6円	75.8円
3	1億円	2,000万円	○	○	○	○	I型	1億円	1億円	1億円	70.1円	74.3円	83.1円	87.3円
4	1億円	2,000万円	○	○	○	○	II型	1億円	1億円	1億円	77.6円	81.8円	90.6円	94.8円
5	1.5億円	2,000万円	○	○	○	○	I型	1億円	1億円	1億円	78.7円	82.9円	91.7円	95.9円
6	1.5億円	2,000万円	○	○	○	○	II型	1億円	1億円	1億円	86.2円	90.4円	99.2円	103.4円
7	2億円	2,000万円	○	○	○	○	II型	2億円	2億円	1億円	89.4円	93.6円	102.4円	106.6円
8	2億円	2,000万円	○	○	○	○	III型	2億円	2億円	1億円	93.8円	98.0円	106.8円	111.0円
9	2億円	1億円	○	○	○	○	III型	2億円	2億円	1億円	95.1円	99.3円	108.1円	112.3円
10	3億円	1億円	○	○	○	○	III型	2億円	2億円	1億円	102.8円	107.0円	115.8円	120.0円

※各契約種類の保険金額(支払限度額)は、次項を参照ください。

※オプションを付帯する場合は基本補償の保険料分担金率に以下の金額が追加されます。

サイバー保険: 4.2円 使用者賠償責任保険: 13円

※サイバー保険にご加入いただく場合は、個人情報漏えい保険がサイバー保険に切り替わります。

※「その他」は住民活動者および避難支援者賠償責任保険と緊急銃弾対応費用保険を指します。

2. 加入手続きについて

(1) 住民数

加入時点(6月1日更新加入の場合は4月1日現在)で把握される最新の「住民基本台帳」による住民総数(外国人を含みます。)をご記入ください。

(2) 保険責任

保険期間の始期は当該年の6月1日午前0時からですが、この始期までに保険料分担金が都道府県町村会に納入されていない場合は、保険責任が発生しませんのでご注意ください。

(3) 型の変更

加入した型を、後日変更する場合には、変更後と変更前の保険料分担金率の差に未経過期間の月数を乗じて算出してください。

3. 個人情報の取扱い等について

全国町村会および都道府県町村会は、本保険契約の適切な運営を目的として、本保険契約に関する個人情報(加入依頼書に記載された町村(市)長名、所管課の名称・職名・氏名)を利用し、また、引受保険会社(幹事)である損保ジャパンに提供します。損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。か、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

加入町村(市)は、こうした個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

契約内容の詳細は、「手引」または「あらまし」をご参照ください。

2. 加入する契約類型

契約類型は次のとおりです。なお近年における賠償額の高額化の趨勢に十分対応できるように、契約類型を選択し、ご加入ください。

(1) 契約類型別保険金額（限度額）

賠償責任保険（身体賠償）

身体賠償			
身体賠償 契約類型	保険金額		
	1 名	1 事故（※）	
5,000万円 型	5,000万円	5 億円	
1 億円 型	1 億円	10億円	
1.5億円 型	1.5億円	15億円	
2 億円 型	2 億円	20億円	
3 億円 型	3 億円	30億円	

賠償責任保険（財物賠償）

財物賠償			
財物賠償 契約類型	保険金額		
	1 事故		
1,000万円 型	1,000万円		
2,000万円 型	2,000万円		
1 億円 型	1 億円		

（※）土砂災害に起因する事故に関しては、1 名あたり保険金額の3 倍となります。

（※）人格権侵害については1 名100万円限度、年間1,000万円限度となります。

健診賠償

医療行為上の事故		医療行為以外の業務遂行中の事故 医療施設の事故		人格権の侵害	
身体 1 事故	1 億円	身体 1 名	1 億円	1 名	1,000万円
年間総額	3 億円	身体 1 事故	2 億円	1 事故	1 億円
自己負担額	なし	財物 1 事故	1,000万円	年間総額	1 億円
		自己負担額	なし	自己負担額	なし

補償保険（医療補償保険を含みます。）

契約 類型	保険金額			
	死亡	後遺障害	入院	通院
I 型	200万円	8～200万円	1～15万円	1～6万円
II 型	500万円	20～500万円	1～15万円	1～6万円
III 型	500万円	20～500万円	2～30万円	0.5～12万円

入院医療補償保険金

入院日数	I・II 型	III 型
1 日～5 日	1 万円	2 万円
6 日～15 日	3 万円	6 万円
16 日～30 日	6 万円	12 万円
31 日～60 日	9 万円	18 万円
61 日～90 日	12 万円	24 万円
91 日以上	15 万円	30 万円

通院医療補償保険金

通院日数	I・II 型	III 型
1 日～5 日		0.5 万円
6 日～15 日	1 万円	2 万円
16 日～30 日	3 万円	6 万円
31 日～60 日	4.5 万円	9 万円
61 日以上	6 万円	12 万円

公金総合保険 個人情報漏えい保険

保険金額	個人情報漏えいによる賠償責任	
一般会計 歳入額 の20%	契約型	年間支払限度額
	1～6	1億円
	7～10	2億円
対応費用		
1事故支払限度額		年間支払限度額
1,000万円		3,000万円

(オプション) サイバー保険

サイバー攻撃等による賠償責任	
契約型	年間支払限度額
1～6	1億円
7～10	2億円
対応費用	
1事故・年間支払限度額	
3,000万円	

(オプション)

使用者賠償責任保険

保険金額 ※全類型共通	
1名	1災害
1億円	1億円

住民活動者および避難支援者賠償責任保険

保険金額 ※全類型共通	
身体賠償	1億円(1名1事故)
財物賠償	1億円(1事故)

緊急銃猟対応費用保険

保険金額 ※全類型共通	
1事故あたり	3,000万円
期間中	3億円

予防接種保険 (賠償責任保険に付帯)

※全契約合算

A 保 険 (賠償責任保険)		B 保 険 (法定救済措置費用保険)		C 保 険 (行政措置災害補償保険)	
支払限度額		死亡保険金	障害保険金	死亡補償 保険金	障害補償 保険金
1事故につき	保険期間中	・A類疾病および臨時接種 (特定B類疾病に係る臨時の 予防接種を除く。) 1,200.0万円 ・B類疾病 生計維持者の場合 598.2万円 生計維持者以外の場合 199.8万円 ・特定B類疾病に係る 臨時の 接種生計維持者の場合 932.5万円 生計維持者以外の場合 700.0万円	・A類疾病および臨時接種 (特定B類疾病に係る臨時の 予防接種を除く。) 1級 1,200.0万円 2級 799.0万円 3級 609.8万円 ・B類疾病 1級 598.2万円 2級 398.8万円 ・特定B類疾病に係る 臨時の接種 1級 932.5万円 2級 621.0万円 3級 473.7万円	4,800.0万円	1級 4,800.0万円 2級 3,196.0万円 3級 2,439.9万円
10,000万円 自己負担額なし	30,000万円 自己負担額なし				

B保険とC保険の保険金額は2024年4月1日時点のものです。
例年、4月に予防接種法が改正されるため、保険金額は改正内容に合わせ変更となる可能性があります。

- (注1) 賠償責任保険と補償保険は、併給されます。
- (注2) 医療補償保険は、入院医療補償保険金と通院医療補償保険金の両方の支払いはできません。入院と通院を伴う傷害の場合は、どちらか一方が支払われます。
- (注3) 個人情報漏えい保険の対応費用は、個人情報漏えい保険の賠償責任に標準付帯されます。
- (注4) 個人情報漏えい保険の対応費用には、縮小てん補割合 (90%) が設定されています。
- (注5) サイバー保険にご加入いただく場合は、個人情報漏えい保険がサイバー保険に切り替わります。
- (注6) サイバー保険の保険金の限度額は、保険期間中を通じ、合算して賠償責任の限度額となります。

(2) 契約類型別保険料分担金率（１年間に付き住民１人あたり）

以下の契約類型から１種類を選択して加入してください。

契約 類型	基本補償							オプション		保険料分担金			
	身体賠償	財物賠償	健診 賠償	予防 接種	公金 総合	補償保険	個人賠償	サイバー	使用者 賠償	基本補償 のみ	基本補償 +サイバー	基本補償 +使用者賠償	基本補償 +サイバー +使用者賠償
1	5,000万円	1,000万円	○	○	○	なし	1億円	1億円	1億円	50.0円	54.2円	63.0円	67.2円
2	5,000万円	1,000万円	○	○	○	I 型	1億円	1億円	1億円	58.6円	62.8円	71.6円	75.8円
3	1億円	2,000万円	○	○	○	I 型	1億円	1億円	1億円	70.1円	74.3円	83.1円	87.3円
4	1億円	2,000万円	○	○	○	II 型	1億円	1億円	1億円	77.6円	81.8円	90.6円	94.8円
5	1.5億円	2,000万円	○	○	○	I 型	1億円	1億円	1億円	78.7円	82.9円	91.7円	95.9円
6	1.5億円	2,000万円	○	○	○	II 型	1億円	1億円	1億円	86.2円	90.4円	99.2円	103.4円
7	2億円	2,000万円	○	○	○	II 型	2億円	2億円	1億円	89.4円	93.6円	102.4円	106.6円
8	2億円	2,000万円	○	○	○	III 型	2億円	2億円	1億円	93.8円	98.0円	106.8円	111.0円
9	2億円	1億円	○	○	○	III 型	2億円	2億円	1億円	95.1円	99.3円	108.1円	112.3円
10	3億円	1億円	○	○	○	III 型	2億円	2億円	1億円	102.8円	107.0円	115.8円	120.0円

※各契約類型の保険金額（支払限度額）は、次項を参照ください。

※オプションを付帯する場合は基本補償の保険料分担金率に以下の金額が追加されます。

サイバー保険：4.2 円 使用者賠償責任保険：13 円

※サイバー保険にご加入いただく場合は、個人情報漏えい保険がサイバー保険に切り替わります。

3. 保険料分担金の算出

本保険の保険料分担金は、加入する契約類型（類型１～類型10）を１つ選択し、当該市・町・村の住民数に保険料分担金率を乗じて算出します。

なお、算出基礎となる住民数は原則として加入時点（６月１日更新加入の場合は４月１日現在）の「住民基本台帳」による住民総数（外国人を含みます。）です。

〈具 体 例〉

「契約類型 9、サイバー保険・使用者賠償責任保険付帯」に加入する場合、当該町の人口が10,866 人であれば、払い込む１年間の保険料分担金は次のとおりです。

保険料分担率：112.3 円 (95.1 円 + 4.2 円 + 13.0 円)

10,866 人 × 112.3 円 = 1,220,251.8 円 ⇒ 1,220,252 円（円未満四捨五入）

4. 加入手続き

(1) 加入する町村等は、

「加入依頼書」（様式第 1 号）に加入を希望する契約類型を選択して、所定事項の記入のうえ、これにもとづく保険料分担金を添えて、提出期限までに都道府県町村会へ提出してください。

加入依頼書の記載内容に間違いがないか、ご確認のうえお申込みください。

保険責任は、保険料分担金を都道府県町村会あて、銀行振込、郵便振替等によって送金した日の午後 4 時前の事故は原則として対象になりませんのでご注意ください。

※後日、都道府県町村会より返送される加入依頼書（町村返送用）は大切に保管してください。

(2) 都道府県町村会は、

① (1)による加入依頼書にもとづき、「加入依頼書送付書」(様式第2号)に必要な事項を記載し、加入依頼書(契約確認用)①と加入依頼書送付書(契約確認用)①を提出期限までに全国町村会へ提出してください。

② 加入町村等から保険料分担金を送金されたら金額を確認のうえ、加入依頼書②③④⑤に領収日付、領収印を捺印し、加入依頼書(町村(市)返送用)②を当該町村等に返送してください。

(返送された加入依頼書は本保険の「加入証」となりますので、事故が発生して保険金を請求する場合に提示できるよう町村などで保管することになります。)

③ 加入依頼書(全国町村会控)④と加入依頼書送付書(全国町村会控)③は、これに相当する保険料分担金とともに全国町村会へ提出・送金してください。

④ 加入依頼書(損保ジャパン保険金サービス課控)⑤は、損保ジャパン保険金サービス課へ提出してください。

(3) 全国町村会は

① 加入依頼書(契約確認用)①と加入依頼書送付書(契約確認用)①および保険料分担金をとりまとめ、損保ジャパン本店へ提出し、一括保険契約を締結します。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) ご加入の際、告知事項(加入依頼書の記載事項すべて)について、事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち重要な事項(住民数)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金が支払われないことがあります。

●通知義務(ご契約締結後における注意点)

保険契約締結後、ご契約内容の変更や市町村合併が発生する場合、あらかじめご通知ください。ご通知やご通知に基づく追加保険料分担金のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金が支払われないことやご契約が解除されることがあります。

●重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

●クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）ができません。

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- この手引は概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

5. 中途加入

- (1) 本保険は、2026年6月1日午前0時から2027年5月31日午後12時までを基本保険期間としています。2026年6月2日以降2027年5月31日までの間に新規に加入する町村は、2027年5月31日までの短期（12か月未満）を保険期間とする加入申込をしていただきます。
- (2) 1年間の保険料分担金率はP.88のとおりですが、年度の途中で加入する場合の12か月未満の保険期間にもとづく保険料分担金は年間保険料の月割計算とし、1か月未満の端日数が生じた場合には1か月に切上げて計算します。

加入月日別の月割保険料分担金率は以下のとおり計算してください。（10銭未満は四捨五入となります。）

〈加入月日別保険料分担金率算出方法〉

加 入 月 日		加入月日別 保険料分担金率算出方法		備 考
2026年	6月1日～6月30日	年間 保 険 料 分 担 金 率	$\times \frac{12}{12}$	10銭未満 四捨五入
	7月1日～7月31日		$\times \frac{11}{12}$	
	8月1日～8月31日		$\times \frac{10}{12}$	
	9月1日～9月30日		$\times \frac{9}{12}$	
	10月1日～10月31日		$\times \frac{8}{12}$	
	11月1日～11月30日		$\times \frac{7}{12}$	
	12月1日～12月31日		$\times \frac{6}{12}$	
	1月1日～1月31日		$\times \frac{5}{12}$	
	2月1日～2月28日		$\times \frac{4}{12}$	
	3月1日～3月31日		$\times \frac{3}{12}$	
2027年	4月1日～4月30日		$\times \frac{2}{12}$	
	5月1日～5月31日		$\times \frac{1}{12}$	

〈具体例〉

7月20日より、「契約類型10」に中途加入する場合、当該町の人口が12,345人であれば、保険満期日（5月31日）までの保険料分担金は次のとおりです。

「契約類型10」＝102.8円

$102.8円 \times 11 / 12 = 94.2円$ （10銭未満四捨五入）

したがって、

$12,345人 \times 94.2円 = 1,162,899円$ （円未満四捨五入）

6. 契約内容の変更・サイバー保険または使用者賠償責任保険の中途付帯

予算措置等のやむを得ない事情により、後日契約内容を変更する場合には、次のような補償条件がアップする場合にかぎり、受付させていただきます。

〈補償条件がアップするケース〉

- ・契約類型を保険金額が高い契約類型に変更する場合（例：契約類型8を契約類型10に変更）
- ・サイバー保険を中途付帯する場合
- ・使用者賠償責任保険を中途付帯する場合

契約内容を変更する場合には、再度「加入依頼書（様式第1号）」に所定事項を記入のうえ、変更前後の保険料率の差を未経過月数で月割し、保険期間開始時の住民数を乗じた金額をご記入のうえ、都道府県町村会へ提出してください。

（加入依頼書の余白に、例えば、「○月○日 契約類型△型を、契約類型×型へ変更」、「○月○日 サイバー保険を中途付帯」、「○月○日 使用者賠償責任保険を中途付帯」等を記載ください。）

契約内容を変更される場合は事前にご連絡ください。ご連絡ないまま万一事故を起された場合、保険金がお支払いできないことがありますのでご注意ください。

〈具 体 例〉

「契約類型8」を、「契約類型8（サイバー保険付帯）」に変更する場合（10月3日付けをもって）の保険料分担金は次のとおりです。

未経過期間＝10月3日から5月31日まで（8か月）

未経過期間に対応する保険料分担金（人口10,865人）

変更前：「契約類型8」の保険料分担金率＝93.8円

変更後：「契約類型8（サイバー保険付帯）」の保険料分担金率＝98.0円（サイバー保険付帯＋4.2円）

$(98.0 \text{ 円} - 93.8 \text{ 円}) \times 8/12 = 2.8 \text{ 円}$ （端数が発生する場合は、10銭未満四捨五入）

$10,865 \text{ 人} \times 2.8 \text{ 円} = 30,422 \text{ 円}$ （端数が発生する場合は、円未満四捨五入）

（追加保険料）

（注1）型変更、サイバー保険中途付帯の場合は、直近の人口数ではなく6月1日更新加入時にご申告された人口数で算出ください。

（注2）使用者賠償責任保険を中途付帯する場合はサイバー保険4.2円の部分を13.0円に読み替えてください。

記入例

〇〇 都道府県 町村会長 殿

〇〇 町村長 (市) 〇〇 〇〇 (押印省略可)

保険始期をご記入ください。

全国町村会総合賠償補償保険加入依頼書

全国町村会が損害保険ジャパン株式会社を幹事とする損害保険会社と締結した「全国町村会総合賠償補償保険」に下記事項が事実と相違ないことを確認し、下記のとおり加入の申込みをします。

1. 保険期間 令和 8 年 6 月 1 日 ~ 令和 9 年 5 月 31 日

2. 契約類型

(1) 前票「加入のご案内」の「1. 契約類型」欄に加入する契約累計、オプションの付保を○で囲んでください。およびオプションの有無を○で囲んでください。

契約類型 (ご加入型を○で囲んでください。)	〈オプション〉サイバー保険	〈オプション〉使用者賠償責任保険
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	付保する 付保しない	付保する 付保しない

(2) 加入を希望する契約類型「2. 加入手続きについて」欄にサイバー保険に加入する場合は、前票1のサイバー保険込みの分担金率となります。記載内容を訂正する際は訂正印を押印ください。

(3) 保険料分担金率に住民数を乗じて、保険料分担金を算出してください。

契約類型	保険料分担金率	住民数	保険料分担金
① 9	② 112.3 円	③ 10,869 人	②×③ 1,220,589 円

3. その他 加入する契約類型および保険料分担金率をご記入ください。 110.3円×10,869人=1198,850.7円 →1,198,851円 (円未満を四捨五入)

加入依頼書について、ご照会する場合の所管部署および担当者名を記入してください。	担当部署 総務課 庶務係	担当者名 〇〇 〇〇
TEL	Tel : ●●●●-●●●●-●●●●	メールアドレス XXX@XXX.XXX

注) この加入依頼書は、5枚とも全て都道府県町村会に提出ください。
各都道府県町村会にて保険料分担金受領後に領収印を押印し、「町村(市)返送用」を返送します。

型変更の場合の記入方法

- ・「契約類型」欄・・・変更後の契約類型を記入し、余白に変更前の契約類型をご記入ください。
- ・「保険料分担金率」欄・・・(変更後の保険料分担金率-変更前の保険料分担金率)×未経過月数÷12(小数点第2位を四捨五入)をご記入ください。
※未経過月数は、型変更月の属する月を含みます(3月10日に変更の場合：未経過月数3ヶ月)。
- ・「住民数」欄・・・型変更前(6月加入時点)の住民数をご記入ください。
- ・「保険料分担金率」欄・・・追加もしくは返戻保険料をご記入ください。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

全国町村会長 殿

加入依頼書送付書

保険制度名	総合賠償補償保険

〇 〇 町村会長

加入依頼書および保険料分担金を下記のとおり送付・送金します。

契約類型 契約プラン型	加入 町村（市）数	サイバー保険 町村（市）数	使用者賠償 加入町村（市）数	保険料分担金（円）
1型	0	0	0	0
2型	1	0	0	209,441
3型	1	0	0	226,012
4型	5	5	1	3,895,450
5型	1	1	0	751,765
6型	1	1	1	764,519
7型	6	6	1	8,349,647
8型	8	8	2	11,977,901
9型	2	2	1	1,531,423
10型	2	2	2	1,895,450
合計 (送金額)	27	25	8	29,601,608

(注) 本送付書は、契約類型・基本契約プラン型別に記入、集計してください。
記入方法は、手引きの記載例をご参照ください。

第11章 保険金請求および支払い

1. 事故が発生した場合の手続き

(1) 保険会社（損害保険ジャパン株式会社）への連絡

事故が発生し、被害者から損害賠償請求を受けるような場合には、すみやかに損保ジャパンの保険金サービス課へ連絡し相談してください。

連絡先は、巻末の「事故発生時の連絡先一覧」の中から最寄の損保ジャパンの保険金サービス課をお選びください。

連絡は、「全国町村会の総合賠償補償保険に加入している町村であり、今回事故が発生した。損害調査の係に連絡したい。」旨申し出てください。

その際、連絡すべき項目は別添「事故報告書」（様式第3号）記載項目と同様の事項ですので、あらかじめこれらの項目について調査可能のものは調査しておいてください。

なお、保険会社は当該町村の承諾がないかぎり、保険の内容、事故の内容等について一切外部にもらすことはありません。

(2) 都道府県町村会、全国町村会への報告

別添、様式第3号「事故報告」に所定事項（判明している事項）を記入のうえ、4写式の㊦（町村控）を控え、他の3枚を当該都道府県町村会宛送付してください。

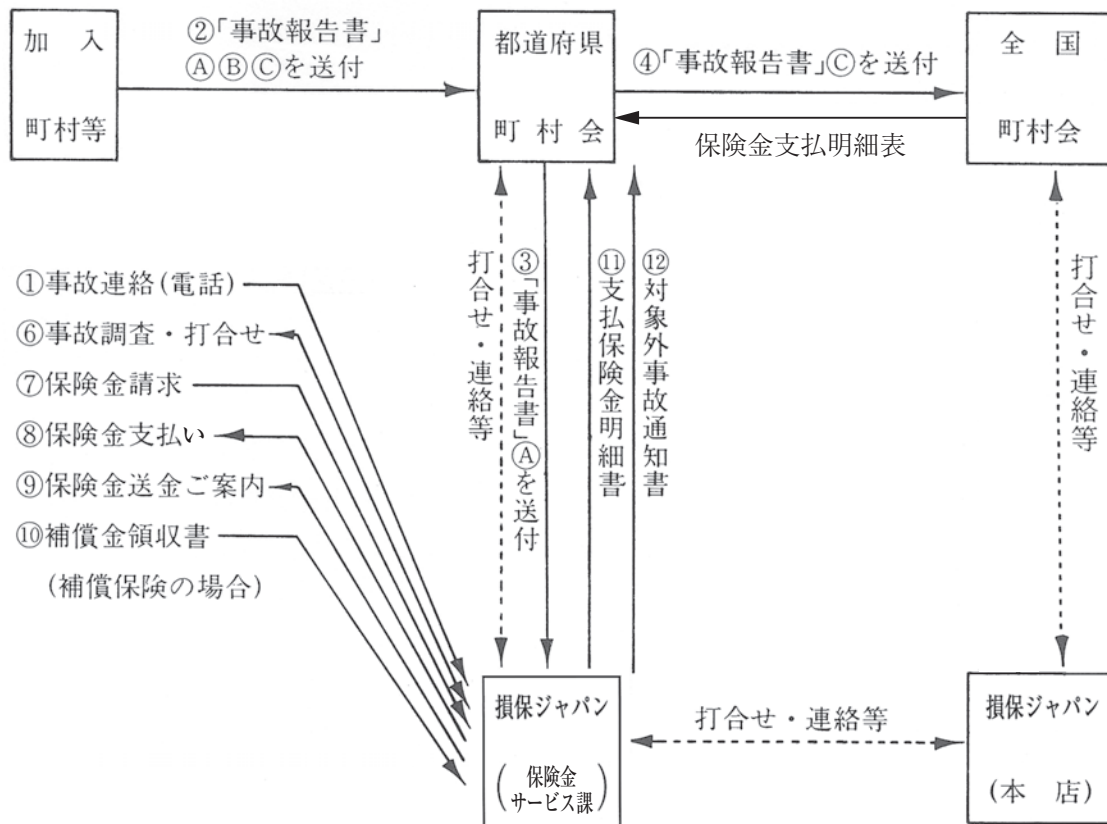
都道府県町村会は㊧（都道府県町村会用）を控え㊣（全国町村会用）を全国町村会宛送付します。なお、都道府県町村会は㊡（損保ジャパン保険金サービス課用）を該当する県の損保ジャパン保険金サービス課へ送付し、事故処理を依頼してください。

(3) 事故処理の進め方

賠償責任の有無、過失相殺、示談の方法あるいは保険金請求書の書き方、添付書類など具体的な事故処理の手続きは、当該町村等と損保ジャパンの保険金サービス課との間で進めます。

（注）手続を図示すると次項「2. 事故処理手続の事務フロー」のとおりです。

2. 事故処理手順の事務フロー



- ① 事故が発生したらただちに電話で保険金サービス課（巻末「事故発生時の連絡先一覧」参照）に連絡します。
- ② 加入町村は事故の状況を調査のうえ、「事故報告書」（様式3）を4部作成（4写式）し、①②③を都道府県町村会あて送付します。
- ③ 都道府県町村会は町村より受取った「事故報告書」②を自己の控とし、①を損保ジャパンの保険金サービス課へ送付します。
- ④ 都道府県町村会は残りの「事故報告書」③を全国町村会あて送付します。
- ⑤ 全国町村会は「事故報告書」③を自己の控とします。
- ⑥ 損保ジャパンの保険金サービス課は町村からの事故報告に基づき、事故調査、当該町村との打合せを行います。
- ⑦ 事故調査が終り、被災者との間で、補償額あるいは賠償額が決定しますと、町村は損保ジャパンの保険金サービス課に対し、示談書等必要書類添付のうえ、所定の保険金請求用紙で保険金の請求を行います。

必要書類は、損保ジャパンの保険金サービス課からご案内します。

(注) 2010年4月1日から施行された保険法により、賠償責任保険の保険金請求権につき、被害者が先取特権を有しますので、受取人を被保険者とする場合には、所定の書類を添付する必要があります。具体的には、事故の際に、損保ジャパンの保険金サービス課よりご案内します。

- ⑧ 保険金請求書に基づき被保険者に保険金が支払われます。
- ⑨ 保険金支払が確定したときは、損保ジャパンの保険金サービス課は「保険金送金ご案内」を町村に送付します。
- ⑩ 補償保険の場合、補償保険金を町村が受取ったときには、保険金領収後30日以内に被害者から補償金領収書を取付けその写しを保険金を支払った損保ジャパンの保険金サービス課あて送付します。

3. 被害者との示談交渉

1. 被害者との示談交渉（我国においては、賠償事件の90%以上が法廷外の示談交渉で解決しています。）は保険会社と相談しつつ進める事が大切です。ただし、現在、弁護士法により、自動車保険等一部を除き保険会社は被害者との直接交渉を行なうことができませんが、事故の円満な解決に向け、示談援助を実施しており、本保険の幹事保険会社（損保ジャパン）が、事故解決に至るまで、全面的に支援・協力する仕組みになっております。事故は頻繁に起こるものではないため、被害者との示談交渉の経験もあまりない町村が多いと思われます。幹事保険会社（損保ジャパン）は賠償事故について、専門的な判例の分析、統計の整理等を行っており、示談交渉に難航した場合、町村の立場に立ち、数多くの事案に対して対応してきた豊富な知識と経験をもとに、事故の円満な解決に向け、適切なアドバイスを行うようにしております。

円満な示談解決には、まず幹事保険会社（損保ジャパン）に相談し、この「知識と経験」を利用することが得策かと思われます。

2. 示談がこじれる場合の多くは、被害者から常識を外れた無理難題な請求が提起されている場合です。ことに町村が相手となれば被害者は多大な金額を請求することが予想されます。

また、道路の賠償事故は被害者の過失と競合して発生するケースが多いことも予想され、その過失割合をめぐってなかなか示談解決にいたらない場合も予想されます。

3. もし、保険会社と相談せずに町村独自で示談を行った場合、その示談金がそのまま保険金として支払われない場合もあります。

この賠償保険は、基本的には、賠償事故によって町村の負担すべき賠償金を保険で肩代りするためにある保険です。ですから示談金と保険金とに差額が生じないようにこれを活用すべきであると考えます。

保険会社も町村の立場に立ち町村と協力して事故を解決しようと心がけるようにしており、決して一方的に保険会社だけの考え方を押しつける訳ではありません。背景に本保険の仕組が多数の町村から保険料分担金（掛金）を預り、それを事故のあった町村に支払うことになっていることから保険会社としても保険金を支払う場合には基準を守る必要があることをご理解ください。

（注）賠償責任保険普通保険約款第16条にあるように町村が損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ保険会社の承認を必要とします。

4. 過失相殺について

賠償を受ける相手方にも何割かの過失があると判明したときは、相手方の総損害額にその割合を乗じて得た額を相手方の損害額から控除します。なお、この過失相殺の割合の判定は、保険会社と連絡をとったうえで相手方に伝えるようにしてください。

4. 賠償責任保険金支払いの対象となる損害の範囲

1. 被害者に対する損害賠償金（賠償責任保険普通保険約款第2条(1)①）

通常は、被害者との間で示談により決めた額がこの損害賠償金となりますが、裁判による場合は、その判決額となります。法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

（注）損害賠償金の対象となる費用は、次の項目となります。

(1) ケガの場合

予想される損害賠償金項目は次のとおりです。

① 治療関係費

応急手当費、診察料、入院費、投薬料、手術料、処置料、栄養費、通院費、看護料、温泉治療費、柔道整復等の費用、義肢等の費用、診断書料などです。

これらは、原則として実費とし、治療、療費に必要と認められる範囲で妥当な額が算定されます。

なお、これらの費用については、それぞれの明細書と領収証を基に算定されま

すので、これらを準備しておく必要があります。

② 休業補償費

治療期間中の休業による損害は、収入減の実額が算出されます。

なお、この場合、就業を証明する書類と所得証明書または源泉徴収票をもとに計算されます。

③ 慰謝料

慰謝料の対象日数は治療期間における被害者の傷害の程度、実治療日数その他を考慮して、治療期間日数を限度として決められます。

(2) 後遺障害がある場合

事故によって身体やその働きに永久的な障害が残った場合は、前述の「ケガに対して」とは別に、障害の程度に応じた等級（14等級あります。）により算出されます。なおこの場合の等級認定は、医師（できるだけ労災認定の出来る医師）の認定をもとに行いますので、その診断書を必要とします。また障害部位の写真等を必要とします。

(3) 死亡の場合

① 葬儀料

通常のお通夜、葬式などに要した費用が算出されます。ただし、香典返しは除外されます。

② 本人が生きていたら得られたはずの収入

死亡時における被害者本人の年間収入額から、その時における本人の生活費を差し引いて年間純益を算出し、死亡時の年齢に対する就労可能年数（あと何年働けたか）によりその間の中間利息を差し引いて、計算します。なお、現実に収入のなかった子ども、学生、主婦等の場合については、通常、社会的な平均賃金に基づいて計算します。

③ 慰謝料

死亡本人のほか、父母、配偶者、子等遺族が受けた精神的苦痛による損害であり、被害者の年齢、性別、職業、家庭生活に及ぼす影響を考慮して算出されます。

④ 死亡に至るまでのケガ

前記①～③とは別に支払われます。なお、項目は前述の「ケガの場合」と同様です。

(4) 個人情報漏えい事故の場合

① 慰謝料

個人情報漏えいまたはそのおそれにより、被害者が受けた精神的苦痛による損害であり、漏えいした個人情報の内容等を考慮して決定されます。

② 経済的損失

漏えいに伴って生じた被害者の経済的な損失に関しても、個人情報の漏えいと相当の因果関係が認められる場合には保険金支払いの対象となります。

※保険金支払いの対象とならない事項にご留意ください。

(5) 財物の損害の場合

① 事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用が、時価額を限度に対象となります。全損の場合は、時価額が損害額となります。

② 修理費用以外に財物が損壊することによって、事故と相当因果関係のある間接損害（代車費用、休業損害費用等）が発生する場合は、その費用も対象となります。

2. 権利保全行使費用

賠償責任保険普通保険約款第16条では、町村等が他人から損害の賠償を受けることができる場合においては、その権利の保全または行使について必要な手続きをすることが義務付けられています。これは、保険会社が、損害賠償金を保険金として支払った限度において、町村等が他人に対して求償する権利を代位取得することになっているからです。（第21条）

町村等が、この求償権保全の義務を履行するに要した費用については、求償権保全に必要なかつ有益なものにかぎり、保険金として支払われます。（第2条(1)②）

3. 損害防止費用

賠償責任保険普通保険約款第16条では、町村等は損害が発生した場合（被保険者が法律上の賠償責任を負担することが明らかであると判断した場合）には、その損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずることが義務付けられています。この賠償保険では、この損害防止に要した費用のうち必要または有益であった費用は、保険金として支払われます。（第2条(1)③）

4. 争訟費用

町村等が保険会社（幹事保険会社）の承認を得て支出した、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解または調停に関する費用は、本保険で支払われます。

この費用は、支払限度額とは別枠で支払われますが、損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の条件によります。

$$\text{争訟費用の支払額} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{保険金額（支払限度額）}}{\text{損害賠償金の額}}$$

5. 賠償責任事故解決にかかる協力費用

保険会社（幹事保険会社）が必要と認めたときは、保険会社は町村等に代って、自己の費用で賠償事故の解決にあたるができることとなっていますが、この場合、被保険者は保険会社の行うすべての要求に協力しなければなりません。（賠償責任保険普通保険約款第17条(1)）この保険会社に対する協力費用は、支払限度額とは別枠で支払われます。

6. 緊急措置費用

町村等が賠償責任を負担すると判断して、その損害の防止軽減の手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合、そのために要した費用のうち、被害者に対する緊急もしくは止むをえざる処置のため、町村等が支出した費用は、保険金として本保険により支払われます。

ここでいう緊急止むをえざる処置に要する費用に該当するものとしては、次のようなものがあります。

- ・被害者に対する応急手当、護送、診断、治療、看護等の費用

5. 個人情報の取扱いに関する同意書（案）

事故に関する情報は、プライバシーに関する情報やセンシティブ情報（医療情報）などが含まれていることから、取扱いには十分に注意する必要があります。また、事故対応においては、損保ジャパンから修理工場や医療機関などに被害者の個人情報を伝えることもあります。したがって、損保ジャパンへ事故報告書を送付する場合は、損害を受けた被害者もしくは財物の所有者（以下「相手方」といいます。）の個人情報取扱について、当事者間で以下の事項に合意していることが必要となります。

1. 損保ジャパンが、保険金の支払い、支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得、利用すること。
2. 損保ジャパンが、上記1. の利用目的のために、業務委託先、修理業者、医療機関、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
3. 全国町村会および都道府県町村会が、本保険制度の適切な運営を目的として、相手方の個人情報を取得し、また、損保ジャパンに提供すること。

当事者間で合意する際、同意書は保険金請求の手続上、必要な書類ではありませんが、同意書を取り付ける場合の雛形として、「個人情報の取扱いに関する同意書（案）」をご利用ください。

個人情報の取扱いに関する同意書（案）

（同意日）

年 月 日

〇〇町村(市)御中

住所

氏名

印

私は、 年 月 日の事故に係る個人情報の内容について、損害保険ジャパン株式会社（以下、「損保ジャパン」といいます。）に提供し、下記のとおり取り扱われることに同意します。

記

1. 〇〇町村（市）が、損保ジャパンに対し保険金の請求を行うために、必要な次の個人情報を損保ジャパン、全国町村会および都道府県町村会に提供すること。

【必要な個人情報の例】

氏名、性別、年齢（未成年の場合は保護者氏名）、住所、電話番号

身体事故の場合は、身体障害の程度・部位・症状、治療病院の名称

財物事故の場合は、所有者の氏名・住所、損壊財物の名称、損壊の程度、
修理業者の名称、損害見込額、等

2. 損保ジャパンが、保険金支払い等の業務上必要とする範囲で、上記1.の個人情報の取得・利用を行い、業務委託先、修理業者、医療機関、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること（損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細は、損保ジャパン公式ウェブサイト<https://www.sompo-japan.co.jp/>に記載）。

以 上

6. 保険金請求に必要な書類

保険金請求に際し、下表の○印がついているものが必要となります。

	必 要 書 類	賠 償	補 償
身体・財物共通	事故報告書	○	○
	保険金請求書	○	○
	示談書	○	
	事故証明書またはこれに代る証明書等	○	○
	被害者からの領収書または振込明細書など（被害者に対して被保険者（加入町村等）が賠償金をお支払済みの場合） または 被害者からの承諾書（被害者に対して被保険者（加入町村等）が賠償金をお支払済みでない場合）	○	
身体事故	診断書 （入通院申告書……補償保険で支払が30万円以下の場合）	○	○
	後遺障害診断書	○	○
	死亡診断書または死体検案書	○	○
	診療報酬明細書（治療費明細書）	○	
	通院費、看護料、諸雑費、義肢、葬儀費等の明細書や受領証	○	
	休業損害証明書 ・ 給与所得者の場合 事業主の休業損害証明書（源泉徴収票添付） ・ 自由業者、自営業者、農林漁業者等の場合 税務署の発行する所得額証明書又は確定申告書控。なお納税証明書は正確な所得が判明しないので休業損害立証書類とはなりません。 （注）上記証明がとれない場合は民生委員の職業証明（書式は特に定まっています。）をご提出ください	○	
	補償金領収書		○
	被害者の住民票（予防接種事故のみ）	○	○
	省略のない戸籍謄本	○	
財物事故	写真・図面等	○	
	被害物件の修復・修理費など損害を証明する書類	○	

備	考
様式第3号	
様式は、事故発生報告後に、損保ジャパン保険金サービス課から提供します。	
・交通事故の場合は交通事故証明書（自動車安全運転センターからとりつける） ・学校事故の場合は、日本スポーツ振興センターの給付決定書 ・予防接種事故（法定）の場合は、法定救済措置の認定書	
賠償責任保険の保険金受取人を被保険者とする場合に添付が必要な書類です。なお、承諾書は、損保ジャパン所定用紙となります。	
・治療を受けた医師に、傷害の態様、入院期間・実日数等を含めて作成してもらいます。ただし、診断書がない場合には請求書の「事故原因状況」欄に事故状況の他、傷害の態様、入院日数、病院名（電話番号も記入）を必ず記入してください。 ・後遺障害がある場合は後遺障害診断書を別途作成してもらいます。 ・死亡に立ち会った医師または検死を行なった医師に作成してもらいます。 （注）診断書の態様欄に「死亡」の旨記載してある場合は別途取りつける必要はありません。	
治療を受けた病院に作成してもらいます。	
通院に使用した交通機関の往復費用、利用回数等の明細書、派出婦の明細書や領収証、療養に必要とする物品を購入した場合の領収証および葬儀費の明細書や領収証を整理してご提出ください。	
・給与所得者の場合は事業主から事故前3か月の支給額と、事故による欠勤日数およびその間の給与不払を証明した休業損害証明書を発行してもらいます。 ・自由業者、自営業者、農林漁業者等は税務署から前年度の所得額証明書を取付けるか、あるいは前年度の確定申告書控をご用意ください。	
補償金支払の場合は、保険金支払後30日以内に取付けます。 （保険会社には写（コピー）をご提出ください。また、金融機関振込通知書の写しでも問題ありません。）	
示談の相手方を確認する必要がある場合に、関係町村役場で発行してもらいます。	
被害の状態がわかるもの。	
修理費請求書（見積書・領収書）、被害車両の車検証コピー等、修理内容のわかるもの。	

必 要 書 類		公金総合
公 金 総 合	損 害 立 証 資 料	○
	盗 難 品 明 細 書	○
	盗難に関する念書	○
	罹災証明（消防署発行）	○

必要書類		個人情報漏えい
個 人 情 報	保険金請求書	○
	示談書	○
	漏えいの発生を確認する資料	○
	損害立証資料	○

7. 保険金の支払時期

損保ジャパンは、町村等が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

備	考
出納帳や台帳、帳簿類の写し、領収書等損害の立証、金額の確認を行うための経理関係書類（写）	
盗難等の場合、警察署に被害届出を出してください。その際、受理番号（届出番号）を必ず確認して明細書上に記入願います。	
盗難の場合の権利移転についての念書です。	
火災により公金に被害があった場合はお取付けください。	

備	考
損害賠償の場合	
新聞広告、警察・他省庁への連絡文書（写）等	
印刷費の請求書、見舞品購入時の請求書 等	

■保険会社との間で問題を解決できない場合

（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241（全国共通）

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・12/30～1/4 は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/>

事故報告書記入例

(様式第3号)

全国町村会総合賠償補償保険事故報告書

損害保険ジャパン株式会社 御中

次のとおり通知いたします。
また、私は本件事故について、損害を受けた被害者・財物の所有者（以下「相手方」といいます。）の個人情報の取扱いについて当事者間で以下の事項に合意していることを通知いたします。
1. 貴社が、保険金の支払い、支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得、利用すること。
2. 貴社が、上記1.の利用目的のために、業務委託先、修理業者、医療機関、等を提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
3. 全国町村会および都道府県町村会が、本保険制度の適切な運営を目的として、相手方の個人情報を取得し、また、引受保険会社（幹事）である損害保険ジャパン株式会社に提供すること。

令和 年 7 月 9 日

北海道 石狩市 組合 管理者

北海道 石狩市 組合 管理者

(押印省略可)

加入証番 号	35 (記入省略可)	保険料分担金 領収日 (加入証に押印してある 領収日)	令和 年 5 月 28 日	契約 類型	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	
事故発生日時	令和 年 7 月 8 日 午前 10 時 30 分 (予防接種事故の場合は、賠償問題になる可能性を 接種した医師または町村が最初に認識した日)					
事故発生場所	石狩郡石狩町中部 10 番地					
事故発生施設 の 名 称	石狩町立体育館 (町村等が所有する施設 組合が使用管理)					
活動または 業務の種類	(具体的に記入してください) 町主催のバレーボール大会					
加害者氏名	(直接加害行為をした第三者がいる場合に記入してください) 田代 佳子			届 出 警察署名	石狩警察署	
身 体 事 故	被害者	氏名	山田 花子 (男) (女) 32 才	保護者氏名	(被害者が未成年の場合のみ記入)	
		住所	石狩町花川 151 番地 TEL 01234 5 6789			
	身体 障害 (精神的損害)	程度	死亡 後遺障害 (見込) 入院 (日見込) 通院 (日見込)			
		部位	左大腿骨			
	症状	骨折 切断 創傷 打撲 火傷 その他 ()				
治療病院名	村上整形外科病院 TEL 01464 7 3112					
財 物 事 故	所 有 者	(氏名) (住所)				
	損 壊 財 物 の 名 称		損壊の 程 度			
	修理業者名	(注1) 担当者名 TEL :			損 害 見込額	
公 金 事 故	盗 難 等 の 場 合	届出警察署 (派出所)			届出番号 ()	
		届出年月日 年 月 日			受理番号 ()	
	火 災 等 の 場 合	届出消防署名				
		損害見込額				

(注1) 修理等の着手を急ぐ場合は、事故報告書作成前に直接損保ジャパンにご連絡ください。

事故の発生状況	(学校事故の場合 ☐ 授業中 ☐ 課外活動中 ☐ 休憩時間中 ☐ その他) (道路事故の場合 ☐ 完全舗装 ☐ 簡易舗装 ☐ 舗装なし) (予防接種事故の場合 ☐ 法定予防接種 ☐ 行政措置予防接種 接種名 _____)	
	町主催の バレーボール大会 婦人の部一回戦において攻撃の際に 打ったボールがネットの支柱に当たり、支柱が倒れてきたとき そこにいた 山田花子さん(防禦側の選手)が下敷となった。 ただちに 村山整形外科病院に 収容したが、左大腿骨骨折の 傷害を受けていることが判明 した。	
	(事故発生状況図)	
事故の原因	ネットの支柱が穴によく差し込まれていなかった。 これは、大会準備に手回し取り、最終チェックが不完全であった ため見過していたものである。	
被害者の意志表示	入院治療費を町が負担すべきであると主張している。	
町村等の対応	なし	
その他特記事項	(請求者が一部事務組合等である場合はその構成をご記入ください。例：A町、B村、C市…)	
町村等 連絡先	所在地 〒 061-0033 ○○郡○○町中部1番地	
	担当部署	教育委員会庶務課 TEL: 01234-5-111
	担当者名	○○ ○○ メールアドレス: XXX@XXX.XXX

全国町村会総合賠償補償保険事故報告書
(個人情報漏えい保険・サイバー保険用)

損害保険ジャパン株式会社 御中

次のとおり通知いたします。
また、私は本件事故について、損害を受けた被害者・財物の所有者(以下「相手方」といいます。)の個人情報の取扱いについて当事者間で以下の事項に合意していることを通知いたします。
1.貴社が、保険金の支払い、支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得、利用すること。
2.貴社が、上記1.の利用目的のために、業務委託先、修理業者、医療機関、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
3.全国町村会および都道府県町村会が、本保険制度の適切な運営を目的として、相手方の個人情報を取得し、また、引受保険会社(幹事)である損害保険ジャパン株式会社に提供すること。

令和 〇 年 9 月 5 日

北海道

石狩

町長
市
組合 管理者

北海 太郎

㊤

(押印省略可)

加入証番号	35 (記入省略可)	保険料分担金 領収日 (加入者証に押印してある 領収日)	令和 年 5 月 28 日	契約類型	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
事故が発生した日時	令和 〇 年 7 月 8 日 午前 午後 10 時 30 分	サイバー保険 加入有無	加入あり 加入なし		
町村が事故を 認識した日時	令和 〇 年 9 月 2 日 午前 午後 2 時 00 分				
加害者氏名	(直接漏えい行為をした第三者がいる場合にご記入下さい)			届出警察署名	
事故発生状況	〇〇課職員、山田花子が私物であるパソコンに住民データを移して作業していたところ、パソコンがウイルスに感染しており、ファイル交換ソフトを通じて個人情報を含むファイルが流出したとみられる。				
漏えいした情報の種類	(情報の種類) 住民の氏名、性別、年齢、住所、電話番号 (件数) 500件程度				
事故の判明経緯	流出したファイルがインターネット上に掲載されていたところ、それを見た住民からの通報により判明				
事故の原因	ファイル交換ソフトの導入された私物、パソコンでの作業が原因と思われる。				
町村等の対応	・ホームページ広報誌上にお詫びを掲載 ・漏えいを確認した世帯へ謝罪文を送付予定 ・事故原因調査に際するコンサルティングを検討中です				
予定している対応費用	(謝罪会見・公告・文書費用、交通費・出張費・宿泊費、見舞品購入費用、事故原因調査・コンサルティング費用、その他予定している費用をご記入ください。) 実施予定です 検討中です				
その他特記事項	(請求者が一部事務組合等である場合はその構成をご記入ください。例：A町、B村、C市…) なし				
町村等連絡先	所在地 〒 061-0033 〇〇郡〇〇町中部1番地 担当部署 総務課 TEL: 01234-5-111 担当者名 〇〇 〇〇 メールアドレス: XXX@XXX.XXX				

全国町村会総合賠償補償保険事故報告書(使用者賠償責任保険用)

損害保険ジャパン株式会社 御中

次のとおり通知いたします。
また、私は本件事故について、損害を受けた被害者・財物の所有者(以下「相手方」といいます。)の個人情報の取扱いについて当事者間で以下の事項に合意していることを通知いたします。

1. 貴社が、保険金の支払い、支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得、利用すること。
2. 貴社が、上記1.の利用目的のために、業務委託先、修理業者、医療機関、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
3. 全国町村会および都道府県町村会が、本保険制度の適切な運営を目的として、相手方の個人情報を取得し、また、引受保険会社(幹事)である損害保険ジャパン株式会社に提供すること。

令和 7 年 1 月 1 日

東京 県 ●● 町長 氏名 ●● ●●

(押印省略可)

加入証 番号	35	加入依頼書 受付日(注)	令和 ○ 年 5 月 28 日	契約類型	10
事故発生日時 (公務災害発生日)		令和 ○ 年 7 月 8 日 午前 10 時 30 分			
事故発生場所		役場内			
被災職員情報 ※補償対象範囲は常勤の 一般職のみです。	氏名	●● ●●	遺族氏名	●● ●●	
	住所	東京都○○区■●1-1-1		TEL	XXX-XXX-XXXX
	傷病名	心筋梗塞			年齢
公務災害の認定状況		☒ 審査中 ☐ 認定済			
事故状況		役場で業務中に心筋梗塞となり死亡した			
事故原因		心筋梗塞の原因が業務負荷によるものであるかについては現段階では不明			
被災職員またはその遺族の 意思表示		被災職員の遺族は、心筋梗塞の発生原因は過剰な残業が原因だと主張している			
町村等の対応		残業の実態等を調査中			
その他特記事項		なし			
町村等連絡先	所在地	〒 111-1111 東京都○○区■●1-1-1			
	担当部署	総務課	TEL	XXX-XXX-XXXX	
	担当者名	○○ ○○	メールアドレス	XXX@XXX.XXX	

(注) 加入証に押印してある受付印日付をご記入ください。
○使用者賠償責任保険の事故報告書はエクセル版のみのご提供となります。ご入用の際は取扱代理店もしくは損保ジャパンまでお申し出ください。

保険金請求書は事故報告後に、損保ジャパン保険金サービス課より提供します。

損害保険ジャパン株式会社 行

保険金請求書（火災・新種保険）

兼 他の保険契約等の保険金請求に関する同意書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書

！ご記入前にご確認ください。 表面

●ご記入ガイドをご確認いただき、
太枠内をご記入ください。

1. 以下のとおり、損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」といいます。）との保険契約に基づき、保険金を請求します。
2. 本書裏面「他の保険契約等の保険金請求に関する事項」に同意します。
3. 本書裏面「個人情報の取扱いに関する事項」のとおり、損保ジャパンの本保険金請求に関する個人情報の取扱いに同意します。
4. 下記「⑤保険金振込口座」への振込みをもって保険金を受領したものと認めます。

① ご 請 求 日

20 年 月 日

② 事故にあわれた日

20 年 月 日

③ 保険金請求者（被保険者）

原則として、事故にあわれた方ご本人です。ご本人が未成年者の場合は親権者の方が保険金請求者になります。被保険者が複数名の場合は、被保険者全員のご署名をお願いいたします。

住 所	〒						フリガナ	電話 番 号	自宅	()		
									携帯	()		
ご 署 名 欄	フリガナ								と の 被 保 険 者 の 関 係	本人	親権者	相続人
	法人の場合は記名・捺印ください。個人の場合は印鑑証明書の添付が必要な場合を除き署名のみで結構です。									その他	()	
印												

④ ご 契 約 内 容

今回の件について、同一の損害または費用を補償する他のご契約（共済契約を含みます）がありましたら、他のご契約欄に必ずご記入ください。

証 券 番 号	※おわかりにならない場合は、ご記入不要です。				
他のご契約	保険会社等の名称	保険の種類	証券番号	契約者名	保険金請求の手続き
無					未 済
有					未 済
※有の場合は右欄にご記入ください					

⑤ 保険金振込口座（1）

○保険料引き落とし口座へ保険金の振込みを希望します。※給与天引きなどのご契約の場合はお選びいただけません。

い ず れ か ひ と つ	保険金振込先										
	預 金 口 座	銀行・信託銀行・信金 信組・農工中金・労金・農協						口 座 種 類	① 普通・総合	店番	
									② 当座	口座番号	
									③ 貯蓄		
口 座 名 義		ゆうちょ銀行						通帳記号	一	通帳番号	
								住 所	〒 TEL ()		

受取人 氏名

保険金請求権者以外の方の口座で
保険金を受け取る場合のみご記入ください。

⑤ 保険金振込口座（2）

保険金振込先が2箇所となる場合のみご記入ください。

○保険料引き落とし口座へ保険金の振込みを希望します。※給与天引きなどのご契約の場合はお選びいただけません。

い ず れ か ひ と つ	保険金振込先										
	預 金 口 座	銀行・信託銀行・信金 信組・農工中金・労金・農協						口 座 種 類	① 普通・総合	店番	
									② 当座	口座番号	
									③ 貯蓄		
口 座 名 義		ゆうちょ銀行						通帳記号	一	通帳番号	
								住 所	〒 TEL ()		

受取人 氏名

保険金請求権者以外の方の口座で
保険金を受け取る場合のみご記入ください。

続けて裏面もご確認ください

代理店記入欄	受領日	20 年 月 日	受領者	管理使用欄

損害保険ジャパン株式会社

【他の保険契約等の保険金請求に関する事項】

同一の損害または費用に対して、支払責任を負う保険契約および他の保険契約等（保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問いません。以下同様とします。）から、保険契約等で定められた保険金等の額を超えてお支払いを受けた場合には、その超えた額を、損保ジャパンまたは他の保険契約等の損害保険会社・共済等へ直ちに返還します（損保ジャパンまたは他の保険契約等の損害保険会社・共済等から返還方法の指定があった場合には、その方法に従います。）。

また、他の保険契約等がある場合、損保ジャパンがその保険契約等の損害保険会社・共済等に対して、損保ジャパンの負担すべき部分（他の保険契約等がないとする場合に各損害保険会社・共済等が支払うべき保険金等の額の合計額に対する損保ジャパンの支払うべき額の割合をてん補損害額に乘じて得た額）を超えて支払った額を求償することに同意します。

【個人情報の取扱いに関する事項】

損保ジャパン（以下、「当社」と言います。）は、本保険金請求に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」と言います。）に利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
- ④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱い商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
- ⑤契約の安定的な運用を図るために、被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については当社公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

【保険金の支払方法・時期（履行期）について】

保険金の支払方法・時期（履行期）については、以下の期間内に保険金をお支払いします。

- ①「保険金請求に必要な書類」に記載された書類をご提出いただく等、必要な手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
ただし、特別な照会・調査等が不可欠な場合、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。お支払いまでの期間を延長する場合には、担当者から別途連絡いたします。
- ②期間を延長する場合の例については、下表をご参照ください。

期間を延長する場合	延長後の日数
警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会を行う場合	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会を行う場合	90日
後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における必要な事項の確認のための調査を行う場合	60日
日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

※延長する期間は、商品や事故内容によって異なります。具体的には、期間を延長する場合に担当者よりご案内いたします。

- ③同一の事故により複数の種類の保険金をお支払いする場合には、保険金請求権の発生時期や保険金請求書類が異なる保険金についても、特別のご要望がない限り、保険金を同時にお支払いします。

照 会 番 号

2×10（23090235）[337140] - 0202 ②

第12章 質 疑 応 答

1. 一般的事項

問1 本保険に加入している町村等が構成している一部事務組合・広域連合および合併特例区は、本保険の対象となりますか、また、加入手続きおよび保険金請求の手続きはどこで行うことになりますか。

(答) 本保険に加入している町村が構成員となっている地方自治法第284条で定める一部事務組合・広域連合および合併特例区が所有、使用、管理している施設の瑕疵および当該組合の業務遂行上の過失による法律上の賠償責任は、本保険の対象となります。

一部事務組合・広域連合および合併特例区が本保険に加入する必要はなく組合等を構成している町村の全部または一部が本保険に加入すれば、自動的に本保険の被保険者（保険金請求者）となります。保険金の請求は、当該組合等から直接行うことになります。

ただし、企業団は、地方公営企業法第39条の2で定める地方公営企業の事務を共同処理するものであるため被保険者に含まれず、本保険の対象となりません。

問2 一部事務組合・広域連合および合併特例区を構成している町村の本保険への契約類型が異なっている場合、当該一部事務組合・広域連合および合併特例区が適用する保険の種類はどうなりますか。

(答) ■賠償責任保険

この場合、構成している町村等の加入類型の中から原則として次の順序により契約類型を適用することになります。

①被害者が居住する町村等の加入契約類型を適用する

②当該一部事務組合または広域連合が所在する町村等の加入契約類型

③当該一部事務組合または広域連合の管理者の所属する町村等の加入契約類型

※構成組織に市（総合賠償補償保険制度に加入している合併市を除く）等が含まれ、その市等が賠償責任保険などに未加入の場合は、市等の責任分担分は、対象外となる可能性があります。構成組織内で保険加入についてご確認ください。

■個人情報漏えい保険

個人情報漏えい保険に関しては、次の順序により契約類型を適用することになります。

①当該一部事務組合・広域連合および合併特例区が所在する町村等の加入契約類型

②管理者の所属する町村等の加入契約タイプの順序により適用します。

※構成組織に市（総合賠償補償保険制度に加入している合併市を除く）等が含まれ、その市等が個人情報漏えい保険などに未加入の場合は、市等の責任分担分は、対象外となる可能性があります。構成組織内で保険加入についてご確認ください。

■サイバー保険

サイバー保険に関しては、次の順序により契約類型を適用することになります。

①当該一部事務組合・広域連合および合併特例区が所在する町村等の加入契約類型

②管理者の所属する町村等の加入契約タイプの順序により適用します。

※構成組織にサイバー保険に未加入の町村等が含まれる場合は、未加入町村等の責任分担分は、対象外となる可能性があります。構成組織内で保険加入についてご確認ください。

問3 本保険の対象施設は、町村が所有・使用・管理している施設とありますが、所有・使用・管理のいずれか1つを満たしていれば本保険の対象になるのですか。

(答) いずれか1つを満たしている施設は本保険の対象施設となります。しかしながら、言うまでもなく、保険金の支払いとなるのは、町村に法律上の賠償責任が生じた場合です。つまり使用中の施設であっても、施設の瑕疵（欠陥）による賠償責任は当該施設の所有者、管理者が負わなければなりません。また、町村で所有、管理している施設であっても、町村以外の使用者（利用者）の運営の過失による賠償責任事故は、当該使用者（利用者）が負わなければなりません。

問4 町村には、社会福祉協議会、観光協会、体育協会等の団体や、公営企業団等の団体があり、町村長が当該団体の代表者になっている場合がありますが、これらの団体が、所有・使用・管理している施設及び当該団体の業務は、本保険の対象になりますか。

(答) これらの団体は、町村等とは独立した別組織体であるため、原則として当該団体の所有・使用・管理する施設及び当該団体固有の業務遂行上もたらされる賠償責任は、当該団体が負うものと考えられ、本保険の対象となりません。

また、町村等が当該団体と共同で事業を行う場合や、町村等が業務を当該団体に行わせた場合の賠償責任については、町村等の責任部分のみ本保険の対象となり、当該団体の責任部分は対象とはなりません。ただし、施設については、町村が設置した公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項に基づき当該団体に委託した場合の当該団体が負う施設管理者としての賠償責任は、実質的に町村が管理をしているものとみなし、本保険の対象となります。

問5 自動車事故は本保険の対象となりませんか。

(答) 町村が所有・使用・管理している自動車に起因する賠償事故は、本保険では補償対象外です。（自動車に起因する事故は自動車保険（共済）で対応していただくことになります。）

なお、町村以外の第三者の所有・使用・管理している自動車による事故で、町村の業務遂行上の過失も競合した事故については、その過失部分に対しては本保険の対象になります。

例えば、明らかな道路管理上の瑕疵により、第三者の運転している自動車が事故を起こした場合、その事故の相手方に対する賠償責任について、町村の過失部分は本保険の対象となります。

また、本会の補償保険においては町村が主催する行事に参加中の者あるいは学校管理下（登下校を含みます。）の者が自動車事故にあった場合は補償保険の対象となります。

問6 スノーモービルによる事故は本保険の対象となりますか。

（答） スノーモービルは本保険地方自治体特約条項第5条(1)②の免責に該当しますので本保険の対象とはなりません。

自動車損害賠償保障法第2条第1項で「自動車」について、道路運送車両法第2条第2項に規定する「自動車」及び、同条第3項に規定する「原動機付自転車」と定義しています。さらに同法第3条で自動車の種別について定めており、別表においては検査対象外についても定めています。以上の理由からスノーモービルは、同条第2項にいうところキャタピラおよびソリを有する軽自動車に該当しますので本保険の対象外となります。別途、保険（共済）の手当が必要となります。

（参考） 道路運送車両法第2条

第2項 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条もしくは架線を用いないものまたはこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する「原動機付自転車」以外のものをいう。

第3項 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量または定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条もしくは架線を用いないものまたはこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

問7 町村等の職員が業務中に自転車を使用した際、自転車で通行人とぶつかり、損害を与えた場合、本保険の対象となりますか。

（答） 町村等の業務において、自転車を使用中に第三者に与えた損害については、対象外としている自動車や車両等に自転車が該当しないため、当該事故が原因で町村等に法律上の賠償責任が生じた場合は、本保険の賠償責任保険が支払いの対象となります。ただし、町村等の職員が自転車での通勤途上において、第三者に与えた損害については、町村等の職員個人が賠償責任を負うべきものであり、本保険の支払い対象とはなりません。

問 8 立木は本保険の対象になりますか。

(答) 本保険で対象とする町村の所有・使用・管理する対象施設敷地内にある立木は本保険の対象となります。ただし、町村が所有・管理する山林等で工作物が何もない自然に放置された立木は、一般に町村等に法律上の賠償責任は発生しないとされていますが、賠償責任が発生した場合には、判決または訴訟上の和解などにより町村等に法律上の賠償責任が生じることが明らかな場合には「その他自治体の行う業務」に起因する事故として、本保険の対象となります。

問 9 台風により町村が管理する街路樹が倒壊して、走行中の車両に損害を与えた場合本保険の対象となりますか。

(答) 台風により被保険者が管理する街路樹の倒壊や建物の屋根瓦等が飛散し、第三者に損害を与えた場合、基本的には、不可抗力で賠償責任が発生しないと考えます。自然現象のタイプの事故では、そのような危険を予見できたかが問題になり、通常予測することができない自然力によって事故が発生した場合は、不可抗力として賠償責任が発生しません。国家賠償法でいう営造物の設置管理の瑕疵とは、「営造物が通常有すべき安全性を欠き、他人に危害を及ぼす危険性のある状態」をいいます。

したがって、具体的には、屋根瓦が従前より割れたままあるいは外れていたままの状態で放置されていた等の通常有すべき安全性がかけっており管理上の過失が認められる場合のみ賠償責任が発生し、本保険の対象となります。

なお、賠償責任普通保険約款のなかで、支払対象とならない「類似の自然現象」には台風などの風災は含みませんので、法律上の賠償責任が発生する場合は本保険の対象となります。

問10 町村が出資して設立する公益法人（公社・財団など）は本保険の賠償責任保険の対象になりますか。

(答) 公益法人の施設の瑕疵および業務遂行上の瑕疵による損害賠償責任は、公益法人が負わなければなりません。本保険制度は、町村自らが負担する損害を対象とする保険のため、公益法人は本保険の対象外となります。

問11 保険対象外の業務である、治山、治水業務の本保険における取扱いを教えてください。

(答) 治山治水業務とは、国有林野事業特別会計法に規定する治山事業、治水特別会計法に規定する治水事業をいい、以下の事業が対象外となります。

- ・森林法に基づき、農林水産大臣が指定する保安施設事業
- ・地すべり等防止法に基づき、国土交通大臣または農林水産大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事
- ・砂防法に基づき、国土交通大臣の指定により設置する砂防設備に関する事業
- ・特定多目的ダム法に基づき、国土交通大臣の新築する多目的ダムの建築工事に関する事業
- ・独立行政法人水資源機構法の事業

ただし、以下の業務は対象となります。

具体例①：町有林の管理業務や、保安施設事業に該当しない町有林の整備事業、砂防施設の管理業務など。

町有林の間伐作業中に、落とした枝によって住民等に障害を負わせ、町が賠償責任を負った場合。

町有林の遊歩道の整備の瑕疵により、住民等に障害を負わせ、町が賠償責任を負った場合。

急傾斜地の法面の擁壁の管理瑕疵により、擁壁が剥落して人家に損害を負わせ、町村等が賠償責任を負った場合。

具体例②：普通河川・小規模な農業用水路や付帯する水門等の施設の管理業務など。

小規模な水路やため池などの、フェンスの管理が不十分であったために子どもが転落し、町村等が賠償責任を負った場合。

台風の際に、農業用水路の水門の開閉管理の瑕疵より人家に損害が生じ、町村等が賠償責任を負った場合。

問12 土砂災害の本保険における取扱いを教えてください。

(答) 大雨・台風に起因して発生した土砂災害については、管理瑕疵等賠償責任がある場合のみ対象となります。ただし、基本的には、自然現象により発生した土砂災害は、不可抗力で賠償責任が発生しないと考えます。

また、地震・噴火・洪水・津波等に起因する賠償責任は引続き対象外です。そのため、地震・噴火・洪水・津波等に起因して発生した土砂災害による賠償責任は対象外となります。

「土砂災害」に起因する町村等の賠償責任に関しては、身体賠償の1事故あたり保険金額が、1名あたり保険金額の3倍（他の事故は10倍）となります。

なお、本保険においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)」に基づき、次の現象を「土砂災害」といいます。

- ・急傾斜地の崩壊 傾斜度が急な土地が崩壊する自然現象
- ・土石流 山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象
- ・地滑り 土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象またはこれに伴って移動する自然現象

対象となる土砂災害の具体例

具体例①：台風に伴う土砂災害により町村等が管理する傾斜地および擁壁が崩落、民家を損壊し、町村等が賠償責任を負った場合。

なお、町村等が管理しない民有地等における土砂災害は、町村等に賠償責任が発生しないため、対象外となります。

また、町村等が管理しない民有地等において、災害対策基本法に基づく避難勧告を実施しなかったことや、地すべり等防止法に定める地すべり防止区域の指定を行わなかったことに起因する賠償責任、などはその他自治体の行う業務に適用される免責条項である「自治体業務にかかわる政策・事業または事務の企画・立案または策定」に該当するため、対象外となります。

具体例②：町村等が管理する道路において土砂災害が発生し、町村等が賠償責任を負った場合。

1. 道路上部斜面の崩落

道路管理者は、交通の安全を保持するため当該道路の周囲の地形、地勢、地質その他の条件を考慮したうえ、通常予想されえる危険の発生を防止するに足りると認められる程度の危険防止の設備を施すべきとされます。

そのため、道路管理者は道路上部斜面（公有地・民有地問わず）の管理に起因する損害に関して賠償責任を負う可能性があります。

この、町村等が管理すべき道路上部斜面の管理瑕疵に起因する土砂災害に伴う、町村等の賠償責任が対象となります。

2. 道路自体の陥没・崩落

急崖に盛土して設置された道路の崩落などに起因する、町村等の賠償責任が対象となります。

3. 道路下部斜面の崩落

道路下部斜面の、道路管理者が管理すべき法面が崩落した場合などの、町村等の賠償責任が対象となります。

問13 人格権侵害の対象となる事故例を教えてください。

（答） 身体障害を伴わない以下の①～④に規定する不当な行為により、住民等第三者の人格権を侵害したことに起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害が対象となります。

① 不当な身体拘束による自由の侵害

例えば、エレベーターの管理ミスにより、住民が故障したエレベーター内に長時間閉じ込められた場合

② 不当な身体拘束による名誉き損

不当な身体拘束により、人の社会的評価を低下させるような行為をいい、例えば、警備員の誤認によって、住民等第三者を公衆の面前で警備室に連れていくような場合

③ 口頭、文書、図画等の表示行為によるプライバシーの侵害

例えば、システム管理不備により自治体のホームページ上で顧客の住所、氏名などの情報が簡単に閲覧できるような状態が発生した場合

④ 口頭、文書、図画等の表示行為による名誉き損

口頭、文書、図画等を用いて人の社会的評価を低下させるような行為をいい、例えば、住民等の社会的評価を低下させるような情報を記載した資料を誤って外部に渡してしまったような場合

なお、犯罪行為や、保険期間前からの継続または反復として行われた不当行為、事実と異なることを町村等が知らなされた不当行為、広報宣伝活動、放送活動、出版活動、に起因する賠償責任などの保険金支払の対象外となる事由にご注意ください。

問14 東日本大震災により発生した原発事故に伴う放射能の除染作業を町村等の業務として行う場合、本保険の対象となりますか。

(答) 町村等の業務として放射能の除染をボランティアもしくは外部業者が行っている際に、通行人等第三者に損害を与え、町村等に法律上の賠償責任が発生した場合は本保険の対象となります。

また、ボランティアもしくは外部業者が、上記と同様に、町村等の業務として高圧洗浄機などを使用し行っている間に、屋根瓦などの作業対象物（除染を行っている財物そのもの）を損壊させたことにより、町村等に法律上の賠償責任が発生した場合についても、本保険の対象となります。

なお、放射能自体による損害については、本保険の対象とはなりません。

問15 イベント開催にあたり、業者より機材をレンタルします。
機材に損害を与えた場合、本保険の対象となりますか。

(答) 対象となりません。

自治体施設において、住民（被保険者以外の第三者である自然人をいいます。）から預かり管理する受託物のみ対象となります。また、以下のものは保険対象外となります。

- ① 自動車・自動二輪車等
- ② 貨幣、紙幣
- ③ 有価証券、印紙、切手、証書

- ④ 宝石、貴金属、美術品、骨とう品
- ⑤ 勲章、き章、設計書、ひな型
- ⑥ 土地（地盤、土木構造物を含みます。）、建物
- ⑦ 動物、植物等の生物
- ⑧ 所有権留保条項付売買契約に基づいて町村等が購入した財物 など

問16 私人（委託・有償ボランティア）とはどのような者が該当しますか。

（答） 私人（委託・有償ボランティア）とは、主に令和2年4月1日施行の地方公務員法及び地方自治法の改正により、町村の業務の委託を受け、または町村の業務に有償ボランティアとして活動することになった者をいいます。

問17 町村より業務の一部を委託（有償ボランティアを含む）されている、区長、交通指導員、母子保健推進委員等の事故について、(1)委託業務遂行中の賠償責任事故は本保険の対象となりますか？ (2)委託された住民が委託業務遂行中に被ったおケガ等の事故に対して、補償保険の対象となりますか？

（答） (1) 賠償責任保険

これらの住民の方が「私人（委託・有償ボランティア）」に該当する場合は、本賠償責任保険の対象とします。なお、「私人（委託・有償ボランティア）」に該当しない場合（個人ではなく団体に委託する場合等）で、町村に法律上の賠償責任が発生した場合に限り、町村の責任部分のみ本保険の対象となります。

(2) 補償保険

これらの住民の方が「私人（委託・有償ボランティア）」に該当する場合は、本補償保険の対象となりません。

補償保険は社会奉仕活動（ボランティア活動）に該当した場合が対象となります。（ボランティアの定義はP53参照。）

問18 鳥獣被害対策として鳥獣駆除業務を行う場合、猟銃の誤射などによる事故は本保険の対象となりますか。

（答） 町村等が鳥獣被害対策実施隊を設置し、その隊員が駆除業務を行う場合など、非常勤職員が駆除業務を行う場合は、その業務遂行に起因する賠償責任は町村等が負うと考えられますので、対象となります。ただし、自治体施設外における動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任は免責事項に該当するため、猟犬が住民に噛みついてケガをさせてしまった場合などは対象外となります。

問19 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定される「緊急銃猟」に起因して発生した損害は、本保険の対象となりますか。

(答) 緊急銃猟において通常生ずると考えられる物損が発生した場合は法第34条の6による損失補償を市町村が行うとされておりますが、この損失補償については緊急銃猟対応費用保険にて補償されます。

万が一、人身事故などが発生し、町村に損害賠償責任が発生する場合は賠償責任保険の対象となります。また、緊急銃猟の実施主体は市町村とされているため、損害賠償が発生した場合は捕獲者等ではなく、原則、実施主体である市町村が責任を負うものと考えられます。

2. 道路関係

問1 通行車両が路面にできた窪み、いわゆる穴ぼこに車輪を落としたため事故が生じた場合管理に瑕疵がありますか。

(答) 路面は必ずしも鏡のように平坦であることは要求されておらず、通常の車両の走行に著しい支障を与えない程度の軽微な穴ぼこが存することは、管理の瑕疵にはなりません。また、道路が通常備えるべき安全性とは、個々の道路について個別的、具体的に定められるべきであるから、交通量の多い幹線道路においては、管理に瑕疵があると認められる程度の穴ぼこであっても、田舎道においては必ずしも瑕疵とは認められるものではありません。

問2 橋や欄干やガードレールがないため、通行車両が川や崖下に落ちて事故を起した場合、管理に瑕疵がありますか。

(答) 当該道路の交通量、線形等より判断して、転落する可能性の著しく高い箇所に設置しないのは、管理に瑕疵があります。

問3 車両の通行中、突如道路が崩壊して事故が生じた場合、道路管理に瑕疵がありますか。

(答) 崩壊の原因が天然現象その他不可抗力によるものである場合、あるいは、荷重制限を無視したり、路肩のごとく通行してはならない箇所を通行したりしたため起こったものでなければ、管理に瑕疵があります。

問4 道路の維持、補修用の機械や砂利を道路に放置しておいたところ、通行車両がこれに衝突し事故を起した場合、道路管理に瑕疵がありますか。第三者が、物件を道路管理者に無断で放置しておいた場合はどうでしたか。

(答) 交通に著しい支障を与える物件を路上に放置することは、原則として管理に瑕疵があるものと認められます。第三者の行為による場合も、道路管理者がこれら第三者の行為を十分監督しなかったという点において、瑕疵があると考えられますが、道路管理者としても有効な監督、管理を行うことができないような場合、たとえば、夜中に排土を路上に放置されたため、朝方事故が生じたような場合には責任はありません。

問5 橋の架線工事のため、旧橋を撤去しておいたところ、それに気がつかない車両が突っこんで事故を起した場合、管理に瑕疵がありますか。

またバリケードや安全灯を設置していたにもかかわらず、何者かによって撤去されていた場合はどうでしょうか。

(答) 本会の保険は工事請負契約に基づく事故は工事業者の責任に帰するものとして、補償対象外となっています。一般的にこのような事故については旧橋の撤去と迂回路の存在を、一般通行者に十分知らせる措置をとらない場合には、管理に瑕疵があり工事を請負った業者に賠償責任が生じることになります。(発注者として町村が業者に行う指示に不適切な点が認められる場合等は発注者責任が問われ、本保険の対象となることがあります。)

問6 道路の片側車線部分の舗装工事のため、その部分を切りさげていたところ、反対車線を進行してきた原動機付自転車が前輪をおとして転倒した場合、管理に瑕疵がありますか。

(答) 往復の車線が明確に区分されており、反対側の車線に入らないでも十分通行できる余地があれば、管理に瑕疵はありません。

問7 占用許可を受けずに行っている工事(不法占用工事)によって事故が生じた場合についても、管理の瑕疵がありますか。

(答) そのような工事が行われないよう十分監督しなかったという点において管理の瑕疵が認められる場合がありますが、基本的には、工事を請け負った業者に賠償責任が生じることになります。

問8 落石が通行中の車両にあたり事故を起こした場合、管理に瑕疵がありますか。

(答) 落石の危険があるものと認められるにもかかわらず、道路管理者が落石防止措置を講じていない場合には、管理に瑕疵があると認められます。また、落石防止には巨額の費用を要しますが、その予算措置が困難ということだけでは管理の瑕疵を免れません。

問9 側溝が、塵介のつまりやすい構造であったため、水があふれて路面が凍結し、通行車両がスリップして事故を起した場合、管理に瑕疵がありますか。

(答) 当該側溝においてよく溢水が発生し、明らかに通行上危険な状態であることを知り、あるいは知り得たにもかかわらず、安全上の処置を怠った場合における凍結路面スリップ事故等については、管理の瑕疵があると認められます。

問10 冬期、路面が凍結しているので、走行に危険を感じた車両が停止したところ、霧のため後続車両がそれに気付かず、追突事故をおこした場合、管理に瑕疵がありますか。

(答) 冬期に道路を利用しようとする者は、これらの危険に遭遇することは当然予想すべきであり、他方、道路管理者は、これらの障害を除去する義務まで課されたものとは考え難いので、管理に瑕疵はありません。

問11 幅員20メートルの道路に幅員10メートルの橋がかけてあり、道路の左側車線の中央部を進行すると、ちょうど橋のかかり口の親柱に衝突することになるため車両が事故を起こしたが、管理に瑕疵がありますか。

(答) 一般通行者に幅員が狭くなることを示すため、標識や照明を十分整備しない場合には、管理に瑕疵があるものと認められることもあります。ただし線形が良く、見通しが十分である場合には、管理に瑕疵がないものと考えられます。

問12 自転車通行者が、自動車を避けようとして誤って無蓋側溝へ転落するという事故が起きましたが、管理に瑕疵がありますか。

(答) 著しく自動車交通量が多い等、とくに危険がある道路以外は、側溝に蓋をすることは特に要求されていないと考えられるので、このような場合の他は瑕疵はありません。

問13 相手方に過失がある場合でも、損害賠償責任はありますか。

(答) 相手方の過失は、過失相殺の対象とはなりますが、損害賠償責任の成立そのものを否定するものではありません。一般に管理瑕疵が問題とされた事例においては、相手方の過失がないのは、落石事故のように極めて稀な場合にかぎられ、ほとんどは相手方に前方不注意、速度制限違反等の過失が認められます。しかし、相手方の過失は、日時が経過すると立証しにくくなるので証拠の収集に努める必要があります。

問14 町道として設定され、一般交通の用に供されていたが、当該道路に関しては、区域決定および供用開始の手続きがなされていませんでした。このような場合でも管理瑕疵の責任を負う必要がありますか。

(答) 道路として使用されている以上、たとえ手続に不備なところがあっても責任を負う必要があります。

問15 国道の管理者たる知事の行う工事に起因して発生した事故については、誰が損害賠償責任を負うのでしょうか。

(答) 知事は、国の機関として国道の管理を行うものですから管理者たる国及びその管理費用の全部または一部を都道府県が負担している場合においては、費用負担者たる都道府県が被害者に対して、連帯して損害賠償責任を負うことになります。

問16 道路整備特別措置法に基づき、日本道路公団、首都高速道路公団、または阪神高速道路公団が管理している道路において発生した管理瑕疵の事件については、誰が損害賠償責任を負うのでしょうか。

(答) 管理者、費用負担者ともに公団であるから、公団が損害賠償責任を負います。

問17 国家賠償法3条2項に規定する「内部関係で損害を賠償する責任ある者」とは、いかなる者を指していますか。

(答) 費用負担者を指しています。したがって、国道の指定区間外の修繕工事を知事が行っている場合において、その費用を負担する者は都道府県ですから、この修繕工事に基づいて発生した事故についての最終的な費用負担者は、都道府県ということになります。

問18 管理瑕疵の責任を負って損害を賠償した場合は、必ず管理に従事していた公務員個人の責任を追及して処分をしたり、求償したりしなければなりませんか。

(答) 管理瑕疵の責任の有無と公務員個人の責任の有無とは、別の観点から判断すべきであり、必ずしも個人の責任の追求をする必要はありません。

問19 横断歩道橋を設置したところ、近傍の住民から、家の中をのぞかれて困るので、どうにかしてほしいという要求がありました。なんらかの補償をすべきでしょうか。

(答) 隣地に高い建物ができた場合に補償がなされないのと同様に、補償すべき義務はありません。

問20 道路の砂利を車両がはねて沿道の家屋のガラス窓を割ってしまいましたが、なんらかの補償をすべきでしょうか。

(答) 道路管理者として補償すべき義務はありません。

3. 学校関係

問1 次のような事例の場合、学校管理下にあてはまり補償保険の対象となりますか。

- ① 学校の運動場が校外にある場合で、体育の授業等により、校舎から運動場に移動している際の事故
- ② 夏季休暇中に少年団スポーツ活動、キャンプ指導講習会に学校から推薦されて参加した生徒の事故
- ③ 体育授業の一環として近くの山の頂上までマラソンに行く途中でケガをした。
- ④ 部活動の一環として国体に教師承認の下で参加したときの事故

(答) 本保険でいう「学校管理下」は原則として日本スポーツ振興センターでいう「学校管理下」と同じです。よって給付対象となる事故は、補償の対象となります。

以上により、設問の①、③、④については、原則として日本スポーツ振興センターの給付対象となり、本補償保険の対象となります。

②については、単なる推薦だけでは対象にならず、それが日本スポーツ振興センターの給付対象となるには、体育の授業やその他課外授業の一環とみなされなければなりません。このような場合、一般的には校長の承認等が必要であり、日本スポーツ振興センターが給付対象と認めて、はじめて補償保険の対象となるわけです。

問2 次のような場合補償保険の対象となりますか。

- ① 学校の部活動の技術指導のためのOBが練習参加中障害を被った。
- ② 学校の部活動の一環として行ったPTAとの対抗試合中におこったPTAの事故

(答) 問1で述べましたように学校の管理下の事故については、原則として日本スポーツ振興センターの給付対象となる事故のみ対象となりますが、本保険では生徒以外の者でも補償保険の対象となります。

設問の①②について、OBやPTAの参加が事前に校長によって承認されている場合は学校管理下の生徒の事故に準ずるものとして、補償保険の対象となります。

問3 次のような行事は学校管理下とみなされ本保険の対象となりますか。

- ① 夏休み中にプールの利用時間を明示し、教師の監督下で希望の生徒に利用させる場合
- ② 希望する生徒だけを対象として行うキャンプ活動

(答) 学校管理下の行事とみなされるためには必ずしも生徒全員が参加する必要はなく希望する者だけ参加する場合でも校長の承認等によって課外活動の一環と認められれば十分です。設問の①、②においても校長が承認し、教師の監督下で行われるかぎり、日本スポーツ振興センターの給付対象となり、したがって本保険の対象となります。

問4 欠席児童に対する文書配布を教師が他の児童に依頼し、その児童が配布に向う途中事故にあった場合、本保険の対象となりますか。

(答) 通常の経路方法により登下校する際の事故については、日本スポーツ振興センターの給付対象となります。しかし、教師からの依頼により文書配布のため、その経路をはずれた場合は問題がでてきます。一般にこのような場合は、経路をはずれた時間的間隔やその理由など具体的な事実に応じて、ケースバイケースによって給付対象の有無が決められます。よって、具体的な事故状況によって日本スポーツ振興センターの給付対象となるか否かがわかれ（多くの場合、日本スポーツ振興センター内での本部稟議事項となります。）本補償保険もその決定に従うことになります。

問5 日本スポーツ振興センターに加入出来ない学校等があるが、この場合、本保険での給付はどのようになりますか。

(答) 日本スポーツ振興センターに加入出来ない学校等についても本保険の対象となります。日本スポーツ振興センターに加入できる学校については、その加入の有無にかかわらず本保険の賠償額から、日本スポーツ振興センターから給付された額（もしくは給付されるであろう額）を差し引いた額が支払われますが、設問のような学校等については、日本スポーツ振興センターに加入出来れば給付されるであろう額は本保険の賠償責任額から控除しません。

問6 学校開放時の事故の本保険での取扱いはどうなるのですか。

(答) 学校開放は、児童生徒が主体的に活動できる場の一つとして開放されるわけですが、学校開放の形態としては、

- ① 幼稚園、小学校低学年で土曜日に保護者がいない幼児児童や特別支援学校の幼児児童生徒で保護者が希望するものなどに対しては、指導員を配置し学校などにおいて必要に応じて、遊び、スポーツ、文化活動等を実施する（指導員が配置される開放）。
- ② 通常の土曜日、日曜日あるいは、放課後に学校施設を児童生徒、地域住民に事由に開放する（指導員の付かない開放）。

が考えられます。

これらの学校開放時における事故と、総合賠償補償保険の取扱いについては、次のとおりとなります。

A. 指導員の付いた場合の学校施設開放の取扱い

(1) 賠償保険

- ア 学校施設の欠陥（瑕疵）による事故は、総合賠償補償保険の対象となります。
- イ 指導員が指導、監督中の事故は、社会教育法に準拠した社会教育上の諸活動（社会教育業務）であると考えられるので、指導員の監督責任が発生した場合には、賠償保険の対象となります。

(2) 補償保険

補償保険については行事性の有無で判断します。

(その場合、町村等に法律上の賠償責任が生じるか否かに関係なく対象となります。)

(注) 指導員の業務は学校教育業務（学校管理下）には当たらないので「日本スポーツ振興センター」からの災害給付は支給されません。C. 補償保険における指導員の取扱いをご参照ください。

B. 指導員の付かない単なる学校施設開放の取扱い

指導員の付かない単なる学校施設の開放は、町村の主催・共催の要件（町村又は町村の委託を受けた者の管理下に有ること。）に該当しません。

(1) 賠償保険

学校施設の欠陥（瑕疵）による事故を除けば、賠償責任が発生することはほとんどないと考えられます。

万一、町村に監督責任ありということで町村に賠償責任が発生した場合には、総合賠償補償保険の対象となります。

(2) 補償保険

補償保険の対象は町村が主催・共催する活動（行事）中の事故にかぎられます。指導員の付かない単なる学校開放時の事故は、上記のとおり町村の主催・共催する行事ではないため、補償保険の対象とはなりません。

C. 補償保険における指導員の取扱い

指導員自身のケガについては補償保険の対象とはなりません。

ただし、指導員の活動が社会奉仕活動として対象となる要件（①無報酬で行われる活動であること。②労力の提供がなされること。③団体あるいは町村の管理下で行われるものであること。）を満たしている場合は対象となります。

（例） 町内会、PTA、青年団等の団体に指導員の業務を委嘱した場合など

（注） 社会奉仕活動の要件の内、弁当代程度の礼金（実費）が支払われる程度であれば無報酬と考えられ補償保険の対象となります。

問 7 学校給食に起因して集団食中毒が発生した場合、本保険の対象となりますか。
また、日本スポーツ振興センターから給付を受けた場合はどうなりますか。

（答） 賠償責任保険では学校施設において提供された飲食物が感染源と特定され、町村が賠償責任を負う場合は対象となります。

なお、日本スポーツ振興センターからの給付額は賠償額から控除されます。

補償保険では町村の賠償責任の有無にかかわらず、学校給食による食中毒は対象となります。（学校教育業務以外の活動（行事）においては、細菌性食中毒は対象となりません。）

児童・生徒の場合の補償の範囲は、死亡、後遺障害のみとなり、入院、通院は対象となりません。

なお、補償保険は賠償責任保険とともに併給されます。

問 8 町村が委託をした看護師等が医療的ケア児に対する医療的ケア行為として、学校内で喀痰吸引を行い、町村に賠償責任が発生した場合は本保険で保険金支払いの対象になりますか。

（答） 健診等業務の対象保険事業（L）として、対象になります。（2021年7月より）

4. 社会体育、社会教育、社会福祉関係

問1 グループ団体の活動を町村の主催・共催行事として年間包括承認することができますか。

(答) 次の3つの項目のうち1つが満たされかつ町村または町村が委託した者の管理下にある行事を主催・共催とみますので、年度当初町村で対象行事・活動を決定することは可能です。

- ① 当該行事等の企画・立案（日時・場所・スケジュール、参加者の範囲等）またはこれへの参画
- ② 運営担当者または体育指導員等の参加あるいは設置
- ③ 当該行事のための特別の運営費の支出

問2 「主催」の定義について次の4項目のうち1つを満たすとき主催としてみなすことができますか。

- ① 当該行事等の企画・立案への参画
- ② 運営担当者または体育指導員等の参加あるいは設置
- ③ 運営費の支出
- ④ 被保険者が主催者（または共催者）として開会式等であいさつを行う

(答) ①～③のうち1つを満たすと同時に町村または町村の委託を受けた者の管理下にあることが必要です。

開会式等でのあいさつの有無は、主催、共催の要件ではありません。

問3 次のような場合、町主催もしくは共催の行事といえますか。

- ① 町にある団地等のバレーボールチームと町当局とが計画を立案、実施方法を定めている場合
- ② 町村長の承認でなく教育委員会の承認下で①のような行事を行う場合

(答) ①については町または町の委託を受けたものの管理下にある場合は、町主催・共催の行事といえます。

②の町村長の承認については、包括的なものでよく、実質的に所管の担当部局（教育委員会等）の長の承認で結構です。

問4 次のような場合、町主催もしくは共催のスポーツ行事といえますか。

- ① 町村が子供会と共同主催してある大会を開催し、その管理を町村がPTA代表に委託し、その代表が受託した場合
- ② すべて体育振興会などに下請代行させて行う行事（その行事に補助金を出したり体育指導員を派遣させたりしている場合）

（答） ①については、町が企画・立案に参画していれば共催行事といえます。

②については、町が主催すべきものを体育振興会に委託する旨が文書で明記されている場合は、町のスポーツ行事実施機関であると考えられるので、町主催の行事といえます。

問5 複数の市町村主催のスポーツ大会は本保険の対象となりますか。

（答） 主催の要件を満たす場合には、対象となります。この場合の保険は、開催市町村の保険または、当該被災住民の所属する町村の保険いずれかを選択できます。

問6 国民体育大会の開催地町村または周辺町村から住民がボランティアとして国民体育大会行事に参加した中で、傷害事故が発生した場合補償保険の対象となりますか。

（答） 全国的規模のスポーツ行事については、大会を共催している町村の住民のみを対象としています。最近の国民体育大会の運営のあり方、町村の対応等により、国民体育大会のボランティアについても、要件を満たす社会奉仕活動については、本保険の対象となります。

問7 県体育大会、郡体育大会に出場する町村住民がケガをした場合本保険の対象となりますか。

（答） 町が県体育大会、郡体育大会について共催しているという文書が存在し、かつ町又は町の委託したものの管理下において行事が行われていれば共催として対象となります。この場合の保険は、開催地町村の保険または、当該被災住民の所属する町村の保険いずれかを選択して結構です。

問 8 学童保育中、鍵っ子学級で子どもが怪我をした場合は、本保険の対象となりますか。

(答) 校長が承認し、教師管理下の元、放課後に学校で行われるものであれば、学校管理下として日本スポーツ振興センターの給付対象となり、したがって補償保険の対象となります。しかし、学校や教師と関わりなく、町村等が独自あるいは外部委託し、行っているものは学校管理下には該当せず、日本スポーツ振興センターの給付対象にはならないため、補償保険も対象外となります。

問 9 体協が主催、町村後援でスポーツ行事を実施した時の事故は本保険の対象となりますか。

(答) 後援はあくまで名義貸しですので、主催、共催の要件を満たさないかぎり対象となりません。「問 4」を参照してください。

問10 町村主催の行事等の実施のため練習中の事故は本保険の対象となりますか。

(答) 主催者が練習の日時、場所等を事前に指定し、体育指導員や町が委託した者の管理下にある場合は、対象となります。

問11 町村が魚釣り大会を実施した場合、本保険の対象となりますか。

(答) 主催の要件を満たしたものであれば魚釣り大会も町村の行事として、本保険の対象となります。

問12 町村の野球チームが官公署野球大会に出場し、ケガをした場合は本保険の対象となりますか。

(答) 補償保険については、特約書第19条のアマチュアスポーツ団体管理下とみなされ、本保険の対象となりませんが、町村所有の施設で行われ、その施設の欠陥で事故がおこった時は賠償保険の対象となります。

問13 国・県・民間等所有の施設を町村が管理するときは、対象施設とみなしますか。

(答) 本保険で対象とする施設は町村が所有・管理・使用するものであります。したがって、町村が管理していれば本保険の対象施設となります。

問14 町村等の業務のなかでドローンを使用します。ドローンの操作ミス等により、通行人にケガをさせた場合や住民等の第三者の財物を損壊させた場合、本保険の対象となりますか。

(答) 町村等に法律上の賠償責任が発生した場合は、本保険の賠償責任保険の対象となります。ただし、本制度の保険対象外の業務においてドローンを使用した際の事故は対象とはなりません。具体的には、「消防、救急、治安または災害救助の業務」が保険対象外の業務になりますので、注意してください。

また、ドローンそのものの損害については、本保険の対象外となります。

問15 その他業務において、自治体業務にかかわる政策・事業または事務の、企画・立案または策定に起因する賠償責任は免責（対象外）となっていますが、具体的にどのようなことをいうのですか。

(答) 政策・事業および事務の企画、立案、策定の瑕疵を理由とした請求はこの制度の対象外となります。

具体的には、町が特定の産業を振興を推進するという政策を企画したことに関して、住環境が悪化して病気になったとの訴えや、橋を設置しなかったために子供が川を渡りそのことで事故にあった、などによる賠償責任が対象外となります。

問16 （公財）日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度と本保険との関係はどうなりますか。

(答) 日本消防協会共済制度の損害賠償死亡・傷害一時金が適用になる事故で本賠償保険と競合する場合は、まず共済制度を適用し、本保険の「賠償保険」はその上乗せとなります。

日本消防協会の災害補償、療養補償、休養補償と本保険の「補償保険」とは併給されます。

問17 自主組織で運営する災害緊急時のボランティア活動等も町村長等の事前の承認が必要ですか。

(答) 緊急性をともなうボランティア活動の場合は、その都度、町村長等の事前の承認を得る必要はなく、当該活動全般（発動要件や活動者の名簿）を包括的に承認していれば、対象となります。

問18 子どもたちが避難できる緊急避難場所として、地域住民がボランティアを行っている「こどもを守る110番の家」の活動中に、傷害を被る事故を生じた場合、対象となりますか。

(答) 社会奉仕活動の定義（P53参照）をすべて満たしていれば、社会奉仕活動に該当します。したがって、町村の依頼による社会奉仕であることが確認できる場合や活動参加者が名簿等で確認できる場合は、補償保険の対象となります。

なお、児童が負傷した場合についても、通常の通学路上でのケガとして、死亡、後遺障害が対象となります。

問19 町村等主催の行事に参加中の住民が熱中症となった場合、本保険の対象となりますか。

(答) 町村等主催の行事中に参加者が、熱中症の症状になった場合は急激性や偶然性がないと考えられるため補償保険の対象とはなりません。ただし、学校管理下の場合は補償保険の対象となります。

なお、室内での行事中に突然空調が故障した等市の管理実態に不備があり、町村等の賠償責任が認められる場合には、町村等の責任部分について本保険の賠償責任保険で対象となります。

5. 予防接種関係

問 1 A 保険（予防接種賠償責任保険）において甲町の住民が、乙村で予防接種を受けて事故がおきた場合どちらの保険が適用になりますか。

（答） 甲町から乙村への委託契約書があっても法律上の賠償責任は予防接種を実施した乙村が負うため、乙村の保険が適用になります。仮に委託契約中に乙村にかわって甲町が責任を負担する旨の契約があっても賠償責任保険普通保険約款第 4 条⑧の規定により保険上は対象外となります。

問 2 B 保険（法定救済措置費用保険）において、甲町の住民が乙村で受けた予防接種により事故があった場合、どちらの保険が適用されますか。

（答） 甲町から乙村への委託契約の有無にかかわらず、甲町は、予防接種法第15条により「区域内に居住する住民」が事故にあった場合補償することになっているため、乙村で行った予防接種により、甲町の住民が事故にあった場合でも甲町の B 保険が適用されます。

問 3 C 保険（行政措置災害補償保険）において、甲町の住民が乙村で受けた予防接種により事故にあった場合どちらの保険が適用になりますか。

（答） 甲町から乙村への委託契約がある場合にかぎり、甲町の C 保険が適用になります。

問 4 予防接種事故のうち法定救済措置費用保険（B 保険）と行政措置災害補償保険（C 保険）については、1977 年 4 月 1 日以降実施した予防接種の事故のみ対象となるとありますが何故ですか。

（答） 1977 年 4 月 1 日より本保険のうち B 保険、C 保険の契約制度が始まったものであり、保険制度創設前の予防接種事故を排除したものです。

ただし、法律上の責任を対象とする A 保険については、何時実施した予防接種であっても、保険期間中に損害賠償請求がなされたものは対象となります。

問5 行政措置災害補償保険（C保険）の対象となる、行政措置接種の範囲について、判断基準はありますか。

（答） 加入町村の認識、取扱い等が重要となりますが、①被接種者の特定と周知の徹底、②委託医師・医療機関の特定と確保、③要綱等（自らの判断で行政措置として実施する接種である旨の諸事項が記載された文書）の作成と関係各方面への周知等を行っている場合は、行政措置とみなすことができます。

したがって、住民が任意に受ける接種に対して、事後的に接種費用の助成のみ実施する場合などは、行政措置接種に該当しません。

問6 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に伴う事故は対象になりますか。

（答） 予防接種賠償責任保険（A保険）

予防接種による過失に起因して被接種者の身体または生命を害し、町村等又は町村等から委託を受けた医師（医師の監督下にある看護師・薬剤師も含む）が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害については、予防接種賠償責任保険（A保険）の保険金支払いの対象となります。

法定救済措置費用保険（B保険）

新型コロナウイルス感染症は令和6年4月1日より予防接種法第2条第3項第3号の政令で定める疾病に位置づけられ、施行令第3条においてその対象者は（1）65歳以上の者、（2）60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの、となりました。上記の対象者が新型コロナウイルスワクチン接種によって健康被害が生じた場合の法定救済措置について、町村等の負担分は本保険の対象となります。

問7 令和7年4月1日より、带状疱疹ワクチンの予防接種が法定予防接種となりましたが、健康被害について本保険ではどのような対応になりますか。

(答) 接種日が令和7年4月1日以降は、法定予防接種のため、健康被害について法定救済措置費用保険（B 保険）での対応となります。

なお、法定予防接種の対象者は以下の通りです。

- ・ 65 歳を迎える方
- ・ 60 ～ 64 歳で対象となる方^(※1)
- ・ 令和7 年度から令和11年度までの5 年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100 歳^(※2)となる方も対象となります。

※ 1：ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

※ 2：100歳以上の方については、令和7年度に限り全員対象となります。

6. 公金総合保険関係

問1 破損や汚損について保険金は支払われないのですか。

(答) 公金総合保険はいわゆるオールリスクカバー（保険金を支払わない場合としてあげられている危険以外はすべての偶然な事故を包括的にカバーします。）を提供する保険です。したがって風災、破損、汚損などについても保険金は支払われることとなります。

問2 詐欺と横領の定義はありますか。

(答) 詐欺とは他人を欺いて錯誤に陥らせる違法行為のことです。横領とは、自己の占有する他人のものを不法に領取することです。（単純横領、業務上横領）

問3 暴動、騒じょうなどによる損害は対象外となっていますが騒じょうとはなんですか。

(答) 暴動、騒じょうの定義は以下の通りです。

騒じょう：数街区以上または、これに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害が生じること。

暴動：全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められること。

問4 公金総合保険の対象外となるものは、どんなものですか。

(答) 一般的に有価証券類などで次のようなものがあげられます。

国債、株券、商品券、地域通貨、プリペイドカード、ギフト券、金塊等。

（なお、電子マネーは現金等ではないため補償対象外です。）

問5 損害が発生した際の町村の自己負担はあるのですか。

(答) いわゆる自己負担額（免責金額）については設定していません。

問6 集金者の集金額誤りに起因する損害は対象となりますか。

(答) いかなる場合も、勘定間違い、出納の過誤による損害について保険金は支払われません。

問7 共済掛金などの歳計外現金についても対象となりますか。

(答) 対象となります。町村等が公金に準じて取り扱う歳計外現金などについても保険の目的に含まれます。

問8 国民年金印紙は対象となりますか。

(答) 印紙、証紙類に含まれるので対象となります。

問9 偽造通貨による損害は対象となりますか。

(答) 詐欺、または盗難による損害として対象となります。

問10 生徒から集めて一時的に学校で保管中の給食費、教材費は対象となりますか。

(答) 支払等のため保管中の現金に該当し、対象となります。

問11 町村が出資して設立する公益法人（公社・財団等）が扱う現金は、対象となりますか。

(答) 町村と人的、資本的な関係の強い団体ですが、町村とは独立した別団体であるため、対象となりません。

なお、町村が出資して設立した第三セクターおよび社会福祉協議会等も対象になりません。

問12 約束手形が盗難にあった場合の本保険の取扱いはどうになりますか。

(答) 通常、約束手形が盗難にあいますと公示催告を行います。公示催告を行い、その後一定期間を過ぎますと盗難された約束手形が無効となる旨の除権判決がなされます。除権判決を得ると、約束手形を再発行したり、約束手形にかえて権利の行使ができるようになります。

上記の通り、約束手形が盗難にあっても一般的には、実際の損害はありません。しかし、公示催告費用、除権判決費用、再発行費用等の一定の費用の負担が発生しますので、その部分を本保険で補償することとなります。

なお、実際に手形に損害が発生した場合は、損保ジャパンまでご相談ください。

問13 コンビニエンスストアの管理下における公金事故の取扱いはどうになりますか。

(答) 本保険は、町村等が直接委託した集金者の管理下にある公金を補償の対象としています（再委託の場合は、再委託先管理下の公金の事故については、補償の対象とはなりません。）が、コンビニエンスストアについては、収納代行の会社と委託をしている等の様々な委託形態がありますが、その形態にとらわれず、コンビニエンスストア管理下における公金に損害があった場合は、本保険の対象となります。

7. 個人情報漏えい保険関係

問1 データ加工を依頼した外部委託先の故意、犯罪行為による漏えいは対象となりますか。

(答) 外部委託先企業の故意、犯罪行為は対象となります。

ただし、保険会社は、保険金支払後に外部委託先企業への求償権を取得します。

問2 使用人の故意、犯罪行為による漏えいは対象となりますか。

(答) 使用人（町村等の役員、使用人、および町村等へ派遣された労働者をいいます。）の故意、犯罪行為による漏えいは対象となります。

ただし、保険会社は使用人の故意による漏えいの場合、保険金支払後に使用人への求償権を取得します。

問3 町村等の故意、犯罪行為による漏えいは対象となりますか。

(答) 町村等の故意（機関決定して意図的にやったこと）は、賠償責任保険金・対応費用保険金ともに対象外となります。

問4 指定管理者・地方独立行政法人の行う業務に起因する個人情報漏えいは対象となりますか。

(答) 「追加被保険者追加条項」の規定により被保険者とみなすものについては、当該業務に関わる個人情報漏えいも対象となります。

問5 対応費用に含まれる、見舞品購入費用では、どのような製品が購入費用保険金の対象となりますか。

(答) 現金は対象外ですが、金券等は支払の対象となります。

また、見舞品購入費用は、送付先一件あたり500円を限度に認定しますが、町村等が製造・販売する製品については、製造原価をもとに判断します。

8. サイバー保険関係

問1 個人情報漏えい保険との違いを教えてください。

(答) 個人情報漏えい保険では、町村等の業務遂行上における個人情報の漏えいまたはそのおそれのみが対象となります。一方、サイバー保険は個人情報に加え、企業情報の漏えいやそのおそれ、サイバー攻撃、デジタルコンテンツ不当事由、ITユーザー業務に起因して、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害や各種発生した費用に対して保険金を支払うものです。なお、サイバー保険の場合は、情報漏えいまたはそのおそれが生じたことを知った場合に必要な各種機能を備えた「緊急時サポート総合サービス」がご利用いただけます。

問2 自治体施設がサイバー攻撃を受け、第三者に対する賠償責任が発生した場合は、対象となりますか。

(答) サイバー攻撃で対象となる「自治体施設」、「町村等の行う業務」は賠償責任保険で対象としている施設、業務と同じです。対象外となる施設や業務におけるサイバー攻撃等で第三者に対する賠償責任が生じた場合は、サイバー保険でも対象外となります。

問3 サイバー攻撃を受けて要求された身代金は対象となりますか。

(答) サイバー攻撃等による身代金や脅迫金、欧州連合（EU）の一般データ保護規則（GDPR）を違反したことによる罰金などは対象外となります。

9. 使用者賠償責任保険関係

問1 いつの時点で本保険に加入していれば補償の対象となりますか。

(答) 身体の障害※の発生日を事故日として考えますので、その時点での加入状況によって判断します。そのため、保険加入以前に身体の障害が発生しており、保険加入後に損害賠償請求を受けたようなケースでは補償の対象外となります。

※精神疾患を含みます

問2 公務災害の要因となったハラスメントの行為者である職員個人の責任は補償の対象となりますか。

(答) 本保険の被保険者は町村であるため、町村の責任分のみが補償の対象となります。職員個人が損害賠償を負った場合でも、その責任分は補償の対象とはなりません。

10. 住民活動者および避難支援者賠償責任保険関係

問1 住民活動者に町外の住民が含まれていても対象になりますか。

(答) 町外の住民が含まれていても対象になります。ただし、加入市町村のために行われる活動であることが要件の一つですので、専ら町外の者で構成されているなど、加入市町村のために行われると考えられない場合は対象外です。

問2 自治会・町内会の活動の中で住民活動に含まれない活動はどのようなものですか。

(答) 例えば、自治会・町内会の中で行われる懇親会やレクリエーションなどはその活の目的を鑑みると、公益的の要件を満たさないと考えられるため対象外です。その他公益的とみなすことのできない活動についても対象外です。

問3 加入市町村が認定したという要件について、どこまで把握している必要がありますか。

(答) 活動内容・目的が把握できており、加入市町村のために行われる活動であると認められる状態であれば、日時や従事者まで把握している必要はありません。ただし、事故発生時に保険金のお支払い可否を判断するにあたっては詳細な情報が必要になります。

また、原則、事前の認定があることを想定していますが、事後になった場合でも活動内容等の詳細が客観的に確認できるのであれば問題ありません。

問4 避難支援者について、個別避難計画等に個人名が記載されている必要がありますか。

(答) 個別避難計画等に個人名が記載されていることは必須ではありませんが、対象者の範囲は把握できることが必要です。突発的に避難支援活動を行った住民などは対象になりません。

11. 緊急銃猟対応費用保険関係

問1 緊急銃猟を委託したハンターがケガをした場合は補償対象となりますか。

(答) 本保険は、鳥獣保護管理法第三十四条の六に規定される損失の補償を行うことによって町村が被る費用を補償するため、ハンターのケガは補償されません。

第13章 契約特約書・約款・特約条項

「全国町村会賠償責任保険契約および災害補償保険契約特約書」、「全国町村会予防接
種事故賠償保険契約特約書」および「全国町村会公金総合保険契約特約書」におい
ては、2024年12月現在の引受保険会社および引受割合を記載している。

1. 全国町村会賠償責任保険契約および災害補償保険契約特約書

第1章 契約関係に関する事項

全国町村会（以下「甲」といいます。）と損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、（以上4社を以下「乙」といいます。）とは、「地方自治体賠償責任保険および災害補償保険」に関して、次のとおり特約書を締結します。

第1条（保険契約者および被保険者）

- (1) 甲は、全国の各町村（以下、町村が合併し、市となったその市を含みます。）のうち乙の賠償責任保険および災害補償保険に加入を希望する町村をとりまとめ、甲を保険契約者、その加入町村、町村長（以下、町村が合併し、市となったその市長を含みます。）または地方自治法（昭和22年法律第27号）第284条2項および3項で定める一部事務組合および広域連合を被保険者とする保険の申込を乙に対して行い、乙はこの特約書ならびに賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）、地方自治体特約条項（全国町村会用）、生産物特約条項、受託者特約条項、災害補償保険普通保険約款、スポーツ災害補償特約、学校管理下災害補償特約、施設災害補償特約、入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約、死亡補償保険金、後遺障害補償保険金のみ支払特約条項、業務過誤賠償責任保険普通保険約款、サイバー保険特約条項、保険料の支払いに関する特約条項およびこれに付帯する追加条項の規定に従って、保険金を支払います。

- (2) その他、乙が承認するものについては、(1)を準用します。

第2条（共同保険）

この特約書に関する乙各社の保険責任分担割合は別表に掲げるとおりとします。乙各社は、別表に掲げる割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の権利を有し、義務を負うものとします。

第3条（幹事会社および副幹事会社）

- (1) 甲は、この特約書に基づく保険契約について、損害保険ジャパン株式会社（以下「丙」といいます。）を乙の幹事会社とします。丙は、甲または被保険者とこの特約書に係る契約の締結、保険料の分担金の収受、契約証の発行、損害の調査、保険金の支払およびその他保険契約運営上必要な一切の業務について乙を代表して行うものとします。
- (2) 甲は、この特約書に基づく保険契約について、東京海上日動火災保険株式会社を副幹事会社とします。副幹事会社は、丙の要請に基づき(1)に定める丙の業務に協力および援助するものとします。

第4条（保険期間）

- (1) この特約書に基づく保険契約の保険期間は、2026年6月1日午前0時に始まり、2027年5月31日午後12時に終了します。
- (2) (1)に定める保険期間の中途において、町村がこの特約書に基づく保険に加入しようとする場合は、その加入町村の属する各都道府県町村会がその町村の保険料分担金を領収した日^(注)の午後4時から始まり、2027年5月31日午後12時に終了します。

(注) 保険料分担金を領収した日

送金による場合は、郵便官署または銀行へ払い込んだ日をいいます。

第5条（契約の種類）

- (1) 本保険に加入しようとする町村は、次に掲げる賠償責任保険および災害補償保険の契約種類のいずれかを選択して加入するものとします。なお、災害補償保険のみの加入はできません。
- (2) 当会社が、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①および地方自治体特約条項（全国町村会用）第2条（損害の範囲）(1)の規定に基づき支払うべき金額は、普通約款およびこれに付帯する特約条項ならびに追加条項を合算して、身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害につきそれぞれ(1)に基づき加入した保険金額を限度とします。

賠償責任保険

賠償責任保険（保険金額）				
身 体			財 物	
契約類型	1名につき	1事故につき	契約類型	1事故につき
5,000万円型	5,000万円	5億円	1,000万円型	1,000万円
1億円型	10,000	10	2,000万円型	2,000
1.5億円型	15,000	15	1億円型	10,000
2億円型	20,000	20		
3億円型	30,000	30		

補償保険

契約 類型	保 險 金 額			
	死亡	後遺障害	入院	通院
I 型	200万円	8～200万円	1～15万円	1～6万円
II 型	500	20～500	1～15	1～6
III 型	500	20～500	2～30	0.5～12

(注1) 免責金額は、なしとします。

(注2) 賠償責任保険の身体賠償1事故保険金額は、土砂災害に起因する事故に関しては、1名あたり保険金額の3倍とします。

(注3) 第12条（賠償責任保険の対象範囲）(3)および(4)に規定する事故については、1事故あたり保険金額を保険期間中の総保険金額とし、当会社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①に規定する保険金を支払った場合は、1

事故あたり保険金額から支払った額を控除した残額を、以降の保険期間における1事故あたり保険金額とします。

(注4) 補償保険の医療補償保険金額は入院・通院日数により次のとおりとします。

ただし入院・通院は併給しません。

入院日数	I・II型	III型	通院日数	I・II型	III型
1日～5日	1万円	2万円	1日～5日		0.5万円
6日～15日	3万円	6万円	6日～15日	1万円	2万円
16日～30日	6万円	12万円	16日～30日	3万円	6万円
31日～60日	9万円	18万円	31日～60日	4.5万円	9万円
61日～90日	12万円	24万円	61日以上	6万円	12万円
91日以上	15万円	30万円			

第6条（保険料分担金率）

- (1) 保険契約の保険料分担金率は、保険加入時点におけるその加入町村の住民基本台帳に基づく全住民数および第5条（契約の種類）に規定する契約類型に応じて、定めます。
- (2) 第4条（保険期間）(2)の規定に基づき保険期間が1か年未満となる場合の保険料分担金は、年間保険料分担金の月割計算によるものとします。この場合、保険期間に1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月に切り上げて計算します。

第7条（保険料分担金率の調整）

- (1) この特約書に定める保険金額、保険料分担金率等を改定する場合には、損害率、事故発生頻度等を勘案のうえ、甲乙協議してこれを行うものとします。
- (2) (1)に規定する改定は、第4条（保険期間）に定める有効期間の中途においては実施しません。

第8条（約款、特約条項等との関係）

この特約書に規定しない事項については、この特約書の趣旨に反しないかぎり、普通約款、地方自治体特約条項（全国町村会用）、生産物特約条項、受託者特約条項、災害補償保険普通保険約款、スポーツ災害補償特約、学校管理下災害補償特約、施設災害補償特約、入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約、死亡補償保険金後遺障害補償保険金のみ支払特約、業務過誤賠償責任保険普通保険約款、サイバー保険特約条項、保険料の支払いに関する特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

第9条（特約書運用上の協議）

甲および乙（または丙）は、次の①または②に掲げる場合には、この特約書の趣旨に

沿って互いに協議し、これを決定するものとします。

- ① この特約書の内容および運用に疑義が生じた場合
- ② この特約書に定めない事態が生じた場合

第10条（特約書の条項の改廃）

- (1) 甲または乙は、必要に応じ相手方に対して、1か月前の書面による通知をもって、この特約書の条項の改廃を申込むことができます。
- (2) (1)の通知に対して、相手方が書面による反対の意志表示をしない場合は、通知期間満了の時に、相手方は条項の改廃に同意したものとみなします。

第11条（特約書の有効期間）

この特約書の有効期間は、この特約書締結の時点から、2024年5月31日までとします。

第2章 賠償責任保険に関する事項

第12条（賠償責任保険の対象範囲）

- (1) 地方自治体特約条項（全国町村会用）（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）に規定する「保険証券記載の自治体施設」とは、被保険者が所有、使用、管理する同特約条項用語の定義に掲げるすべての自治体施設のほか、自治体施設の敷地、敷地内の付属施設および附属施設内の動産を含みます。
- (2) 特約条項第1条（事故）に規定する「保険証券記載の業務」とは、被保険者の行う同特約条項用語の定義に掲げる自治体業務すべてをいいます。
- (3) 特約条項第1条（事故）③については、適用しません。生産物特約条項第1条（事故）に規定する「保険証券記載の財物」とは、被保険者が所有、使用または管理する特約条項第2条用語の定義に掲げる自治体施設が提供する飲食物および製品とします。ただし、次の①および②に掲げるものは含みません。
 - ① 輸出生産物^(注1)
 - ② 医療品、医療用具、医療用計測器
- (4) 受託者特約条項第1条（当会社の支払責任）に規定する「保険証券記載の受託物」とは、被保険者が所有、使用または管理する特約条項用語の定義に掲げる自治体施設において住民（以下この項において被保険者以外の第三者である自然人をいいます。）から預かり管理する受託物をいいます。ただし、受託者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）③に掲げるもののほか、次の①から⑤に掲げるものは含みません。

① 自動車^(注2)

② 土地^(注3)

③ 建物

④ 動物、植物等の生物

⑤ 所有権留保条項付売買契約に基づいて被保険者が購入した財物

(5) (4)に規定する自動車には、これに定着^(注4) または装備^(注5) されている物を含みます。

ただし、次の①から④に掲げるものを除きます。

① 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品

② 法律、命令、規則、条例等により、自動車に定着^(注4) または^(注5) することを禁止されている物

③ 通常装飾品とみなされる物

④ 積載物

(注1) 輸出生産物

間接輸出分を含みます。

(注2) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注3) 土地

地盤および土木構造物を含みます。

(注4) 定着

ボルト、ナットまたはネジ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。

(注5) 装備

自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。

第13条（他の被保険者との関係）

普通約款ならびに特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項（以下この条において「普通約款等」といいます。）の規定は、被保険者間相互においては別個にこれを適用し、普通約款等の規定において、被保険者間相互における他の被保険者を他人とみなします。ただし、これによって普通約款等に規定する当会社の保険金の支払限度額が増額されるものではありません。

第14条（日本スポーツ振興センターとの関係）

乙は、普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、学校の管理下における児童および生徒の身体の障害^(注1)については、1回の事故による損害の額が日本スポーツ振興センターの「免責の特約」付災害共済契約に基づき給付された金額^(注2)を超過する場合にかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

（注1）身体の障害

障害に起因する死亡を含みます。

（注2）日本スポーツ振興センターの「免責の特約」付災害共済契約に基づき給付された金額

日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約が締結されていない場合および「免責の特約」が締結されていない場合には、「免責の特約」付災害共済契約に基づく給付に相当する金額をいいます。

第15条（道路事故の解釈）

- （1）道路区域における漏水、いっ水および湧水については、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）⑦に規定する「排水」とはみなしません。
- （2）地殻の変動については、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）③に規定する「地震」とみなします。
- （3）普通約款第4条（保険金を支払わない場合）③に規定する「洪水」とは河川、湖沼本来の領域をこえていっ水（氾濫）したもので浸水の範囲がある一定の異常な規模に達したものをいいます。
- （4）町村またはこれらの下請業者の道路パトロールが行う道路の補修は、特約条項第6条（保険金を支払わない場合）(1)①に規定する施設の修理とはみなしません。

第16条（公共工事の安全確保に起因する賠償責任）

- （1）被保険者が請負契約に基づき発注する自治体施設の新築、改築、修理、取り壊しまたはその他の工事における安全確保のための監督、指導、注文または指示に起因する賠償責任は、施設管理上の賠償責任とみなし、特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)に規定する工事に起因する賠償責任とはみなしません。
- （2）乙は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧ならびに特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)②から⑭、(2)、(3)に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 工事約款等により請負人および下請負人（以下「請負人」といいます。）が負担

すべき工事の施工等に起因する第三者に対する賠償責任^(注1)

② 請負人およびその使用人の身体の障害ならびに請負人の財物の滅失、き損または汚損に起因する賠償責任。ただし、被保険者がその請負人またはその元請負人に発注する請負工事に起因するものにかぎります。

③ 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事にともなう次のアからウに掲げる事由による財物の滅失、き損または汚損に起因する賠償責任

ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の崩壊

イ. 土地の軟弱化もしくは土砂の流出または流入による地上の構築物^(注2)およびその収容物または土地の損壊

ウ. 地下水の増減

(注1) 第三者の賠償責任

工事の結果に起因する賠償責任を含みます。

(注2) 構築物

基礎および付属物を含みます。

第17条（直営工事に起因する賠償責任）

被保険者の職員が自ら行う簡単な補修^(注)に起因する賠償責任は、施設管理上の賠償責任とみなして、特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)①に規定する工事に起因する賠償責任とはみなしません。

(注) 自ら行う簡単な補修

被保険者が自ら作業員等を手配して行う直営工事を含みます。

第18条（免責条項の適用除外）

(1) この保険契約においては、特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)④および⑫は、適用しません。

(2) この保険契約においては、生産物特約条項第2条（保険金を支払わない場合）③は、適用しません。

第3章 補償保険に関する事項

第19条（スポーツ災害補償特約の対象－その1）

- (1) スポーツ災害補償特約第1条の「保険証券に記載されたアマチュア・スポーツ活動中または社会教育活動中」の活動とは社会教育法に準拠して行う次の活動とします。

① 社会体育活動

スポーツ振興法第2条に規定するすべてのスポーツ活動をいい、スポーツ災害補償特約第1条のスポーツ活動および運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュア・スポーツ団体で高等学校・高等専門学校・大学^(注1)の学生・生徒、官公署・会社等の社会人により構成された体育部・競技部・運動クラブ等の団体の構成員が行う、その団体管理下のスポーツ活動は含まないものとします。

② 社会福祉活動

社会福祉法等に基づいて行われる福祉活動をいいます。

③ 社会文化活動

社会体育活動、社会福祉活動および第20条に規定する社会奉仕活動以外の文化的活動をいいます。

- (2) (1)の活動に関するスポーツ災害補償特約の補償対象者は、(1)の活動に関して被保険者が主催する行事等に参加中の者とします。ただし、これらの者が公務災害補償またはこれに準ずる補償の適用を受ける場合は除きます。なお、「被保険者が主催する行事等」および「参加中」とは、次の①および②の定義に従うものとします。

- ① 被保険者が主催する行事等とは、被保険者が次の要件のいずれかを満たして実施する行事等で、被保険者または被保険者の委託を受けた者の管理下にあるものをいいます。

ア その行事等の企画・立案^(注2)またはこれらへの参画

イ 運営担当者または体育指導員等の参加または設置

ウ その行事等のための特別運営費の支出

- ② 参加中とは、次の間にある場合および行事等に参加するための往復途上を含みます。

ア 行事等に参加するため、被保険者所定の場所・時間に集合し、責任者の指示の下で待機または移動している間

イ 行事等実施中および休憩中

ウ 行事等を終え、被保険者所定の場所・時間に解散のため、責任者の指示の下

で待機または移動している間

(注1) 大学

短期大学を含みます。

(注2) 企画・立案

日時、場所、スケジュール、参加者の範囲等の決定をいいます。

第20条（スポーツ災害補償特約の対象－その2）

(1) スポーツ災害補償特約第1条の「保険証券に記載されたアマチュア・スポーツ活動中または社会教育活動中」の活動とは前条に掲げる活動のほか社会教育法に準拠して行われる社会奉仕活動を含むものとします。なお、社会奉仕活動とは、町村の長の事前の承認を得てあるいは依頼を受けて、次の要件のすべてを満たして行う住民のための業務・活動をいいます。

- ① 無報酬で行う活動であること
- ② 労力の提供をすること
- ③ 団体あるいは町村の管理下で行うものであること

(2) 社会奉仕活動に関するスポーツ災害補償特約の補償対象者は、社会奉仕活動に参加中の者とし、ただし、これらの者が複数の町村の補償保険の適用を受けることができる場合は、いずれかの町村の補償保険の補償対象者とするかを町村間で協議のうえ、決定するものとし、重複して補償対象者としません。なお、「参加中」には、社会奉仕活動に参加するための往復途上を含みます。

第21条（往復途上の定義）

- (1) この特約書において「往復途上」とは、被保険者が参加する第19条に規定する行事等および第20条に規定する社会奉仕活動に参加するため、所定の集合・解散場所と被保険者の住居との通常の経路往復中をいいます。
- (2) (1)における被保険者は、行事に参加する目的をもって住居を出発する前に、保険証券または保険契約者の備える被保険者名簿においてその氏名が記載されている者にかぎります。
- (3) (1)の所定の集合・解散場所は、保険契約者の備える資料により確定しているものにかぎります。

第22条（施設災害補償特約の対象）

施設災害補償特約第1条の保険証券記載の施設とは公職選挙法等に基づき町村の選挙管理委員会が設置した投票所をいい、補償対象者は投票所内の投票者（同行者含みます。）

とします。

第23条（学校管理下災害補償特約の対象）

- (1) 学校管理下災害補償特約の補償対象者は、被保険者の住民にかぎらず、学校の管理下にあるすべての児童・生徒をいいます。ただし、これらの者が公務災害補償の適用をうけることができる場合は、補償対象者に含めないものとします。
- (2) (1)の補償対象者については、「入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約」のかわりに「死亡補償保険金、後遺障害補償保険金のみ支払特約」を適用するものとします。

第24条（学校の管理下の解釈）

- (1) 学校管理下災害補償特約第1条にいう課外指導とは、個別の活動が教育計画の中に規定されていない場合であっても、教育的観点に立って教師の監督、指揮下で行われる課外指導はこれを含むものとします。
- (2) 学校管理下災害補償特約第1条にいう校長、園長等の指示もしくは承認とは、個別の活動ごとに承認を要するものではなく、その活動を包括的に承認している場合を含むものとします。

第25条（町村総合災害補償規程）

本特約に基づく補償保険に加入した町村は、補償保険の内容に合わせて、町村総合災害補償規程（町村規則）を制定するものとします。

上記のとおり特約を締結した証として本書5通を作成し、各当事者記名捺印のうえ各1通を分有します。

2026年6月1日

甲 全 国 町 村 会

乙 損害保険ジャパン株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

別 表

全国町村会総合賠償補償保険
保険責任分担割合

1. 賠償責任保険および災害補償保険（個人情報漏えい保険を除く）

損害保険ジャパン株式会社	70.5%
東京海上日動火災保険株式会社	24.5%
三井住友海上火災保険株式会社	3.0%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2.0%

2. 個人情報漏えい保険

損害保険ジャパン株式会社	71.0%
東京海上日動火災保険株式会社	22.0%
三井住友海上火災保険株式会社	4.0%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3.0%

3. サイバー保険

損害保険ジャパン株式会社	86.0%
東京海上日動火災保険株式会社	7.0%
三井住友海上火災保険株式会社	4.0%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3.0%

2. 賠償責任保険普通保険約款

<用語の定義（五十音順）>

普通保険約款または特約条項等において、次の用語はそれぞれ次の定義によります。ただし、別途定義がある場合は、その定義によります。

用 語	定 義
売上高	保険期間中に被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。
財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
事故	特約条項等に記載された事故をいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
使用人	次の①および②に掲げる者をいいます。 ① 被保険者との間に使用従属関係がある者で、被保険者から賃金の支払いを受けている者 ② 被保険者の下請負人との間に使用従属関係がある者で、被保険者の下請負人から賃金の支払を受ける者 なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣事業者から被保険者または被保険者の下請負人に対して派遣された派遣労働者は使用人とみなします。
身体の障害	身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損害賠償請求権者	事故による身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。
他人	被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の被用者に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金額の総額をいい、その名称を問いません。
特約条項等	特約条項または追加条項をいいます。
入場者	保険期間中に、有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者の使用人および被保険者の使用人と世帯を同じくする親族を除きます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。

保険契約者	当会社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
保険契約申込書等	保険契約申込書およびその付属書類をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する被保険者の自己負担額をいいます。
役員	会社法（平成17年法律第86号）上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者として法令または定款の規定に基づいておかれた者をいいます。ただし、会計参与および会計監査人を除きます。
領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいい、その名称を問いません。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、この普通保険約款に従い、被保険者が事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲および責任限度）

(1) 当会社が、保険金を支払う損害の範囲は、次の①から⑥までのいずれかに該当するものにかぎります。

名 称	損害の内容
①損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
②権利保全行使費用	被保険者が第16条（事故の発生）②の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用
③損害防止費用	被保険者が第16条（事故の発生）③の損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した必要または有益であった費用。ただし⑥の緊急措置費用を除きます。
④争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
⑤協力費用	被保険者が第17条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の協力のため支出した費用
⑥緊急措置費用	前条に掲げる事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が第16条（事故の発生）③の損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため、被保険者が支出した費用

- (2) 当会社の責任は、1回の事故ごとについて定めます。
- (3) 1回の事故について、当社が支払うべき(1)①の保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

$$(1)①の損害賠償金の額 - \frac{\text{保険証券に記載された免責金額}}{\text{}} = \text{保険金}$$

- (4) 当社は、(1)②から⑥までの費用についてはその全額を支払います。ただし、(1)①の損害賠償金の額が保険証券に記載された保険金額を超える場合は、(1)④の争訟費用は、次の算式によって得られた額とします。

$$(1)④の訴訟費用 \times \text{保険金額} \div (1)①の損害賠償金の額$$

第3条（保険適用地域）

- (1) 当社が保険金を支払うべき損害は、保険証券適用地域^(注)において発生した事故に起因する損害にかぎります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険証券適用地域^(注)において発生した事故に係る損害賠償請求が訴訟により提起された場合は、当社が保険金を支払うべき損害は、日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害にかぎります。
- (3) この普通保険約款に付帯される特約条項等に(1)または(2)と異なる規定がある場合は、その特約条項等の規定に従います。

（注）保険証券適用地域

保険証券の保険適用地域欄に記載の国または地域をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑧までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者^(注1)の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

- ⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑥ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑦ 排水または排気^(注3)によって生じた賠償責任
- ⑧ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

(注1) 保険契約者または被保険者

これらの者が法人である場合は、その役員とします。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 排気

煙または蒸気を含みます。

第5条 (責任の始期および終期)

- (1) 保険期間は、その初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時^(注)に終わります。
ただし、保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(注) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第6条 (調査)

- (1) 被保険者は、常に事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当会社は、保険期間中いつでも、(1)の措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(2)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定は、(2)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

第7条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項^(注1)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項^(注1)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)の事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

③ 保険契約者または被保険者が、事故が生じる前に、保険契約申込書等の記載事項^(注1)につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合

⑤ (2)の事実が、当会社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険^(注2)に関する重要な事項に関係のないものであった場合。ただし、他の保険契約等に関する事項については(2)の規定を適用します。

(4) 事故が生じた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第9条（保険契約の解除）(3)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(注1) 保険契約申込書等の記載事項

他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

第8条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等に記載された事項の内容に変更を生じさせる事実^(注1)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰

すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社に申し出る必要はありません。

(2) (1)の事実がある場合^(注2)は、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合には適用しません。

(4) (1)に規定する手続がなされなかった場合は、当会社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできない事由によるときは保険契約者または被保険者がその事実の発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。

① (1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くな
なかった場合

② (1)の事実に基づかずに発生した事故による損害である場合

(注1) 保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実
他の保険契約等に関する事実については除きます。

(注2) (1)の事実がある場合

(5)①の規定に該当する場合を除きます。

第9条（保険契約の解除）

(1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行

おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(3) 当会社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注)を解除することができます。

(4) 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(5) (2)または(3)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、(4)の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(6) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(5)の規定は、次の損害については適用しません。

① (2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (2)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注) この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）

(1) 次の①から③までの場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、

この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還し、または追加保険料を請求します。

区 分	保険料の返還または請求
① 第7条（告知義務） (3)③の承認をする場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第8条（通知義務）(1) の通知に基づいて保険 契約の内容を変更 ^(注1) する場合	ア. 保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する 割合によって定められる場合 変更の時から保険期間が満了する時までの期間に対応 する変更後の保険料と変更前の保険料との差額を返還ま たは請求します。
③ ①および②のほか、 保険契約締結の後、 保険契約者が書面を もって保険契約条件 変更の承認の請求を 行い、当会社がこれ を承認する場合	イ. 保険料が、ア以外によって定められる場合 (ア) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合 返還保険料 = (変更前の保険料 - 変更後の保険料) × (1 - 既経過期間 ^(注2) に対応する別表に掲げる短期料 率) (イ) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合 追加保険料 = (変更後の保険料 - 変更前の保険料) × 未 経過期間 ^(注3) に対応する別表に掲げる短期料率

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注4)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 当会社が(1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、第8条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害については、この規定を適用しません。
- (4) 当会社が(1)③の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合^(注4)は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。

（注1）変更

保険契約者または被保険者の申出に基づく第8条（通知義務）(1)の事実が生じた時を変更の時として、保険料の返還または請求の規定を適用します。

（注2）既経過期間

1 か月に満たない期間は1 か月とします。

(注3) 未経過期間

1 か月に満たない期間は1 か月とします。

(注4) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第11条（保険料の精算）

- (1) 保険契約者は、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年以内の期間において、保険料を算出するために必要があると認める場合は、いつでも保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) 当会社は、(1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づき算出された保険料^(注)と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

(注) 保険料

この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合は、その最低保険料をいいます。

第12条（保険契約の無効・取消し）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条（保険料の返還－契約の無効・取消し・失効の場合）

この保険契約が無効、取消しまたは失効となる場合の保険料については、下表の規定に従います。

区 分	保険料の返還
① この保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、前条(1)の規定によりこの保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 前条(2)の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
③ この保険契約が失効となる場合	既に払い込まれた保険料×（1－既経過期間 ^(注) に対応する別表に掲げる短期料率）

(注) 既経過期間

1 月に満たない期間は 1 か月とします。

第14条（保険料の返還－契約解除の場合）

この保険契約が解除となる場合は、当会社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還します。

区 分	保険料の返還
① 第 6 条（調査）(3)、第 7 条（告知義務）(2)、第 8 条（通知義務）(2)、第 9 条（保険契約の解除）(2)または第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(2)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料×（1－既経過期間 ^(注) に対応する別表に掲げる短期料率）
② 第 9 条（保険契約の解除）(1)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合	

(注) 既経過期間

1 月に満たない期間は 1 か月とします。

第15条（失効・解除の特例）

- (1) 第13条（保険料の返還－契約の無効・取消し・失効の場合）③の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約が失効した場合は、第11条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。
- (2) 前条の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約の解除の場合は、第11条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。

第16条（事故の発生）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当会社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

事故発生時の義務	差し引く金額
① 次の事項を遅滞なく書面で当会社へ通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. アについて証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額
② 他人に損害賠償の請求 ^{（注1）} をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求 ^{（注1）} をすることによって取得することができたと認められる額
③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
④ 損害賠償の請求 ^{（注1）} を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑤ 損害賠償の請求 ^{（注1）} についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社へ通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額
⑥ 他の保険契約等の有無および内容 ^{（注2）} について、遅滞なく当会社へ通知すること。	
⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。	

（注1）損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第17条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 被保険者が損害賠償の請求を受けた場合において、当会社が必要と認めたときは、当会社は、被保険者に代わり自己の費用でその解決に当ることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第18条（保険金請求の手続）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ① 第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ② 第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②から⑥までの費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
 - ③ 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
 - ④ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合

(5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第19条（保険金の支払）

(1) 当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、下表の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて下表の①から⑥までに掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日 数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会 ^(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 損害賠償請求の内容もしくは根拠が判例もしくは他の事例に鑑み特殊である場合または事故により多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日

(3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。

(4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 下表の①から⑥までに掲げる日数

①から⑥までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、損害の額^(注2)を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額^(注1)
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額^(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額^(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第21条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

区 分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次の算式により算出された額 被保険者が取得した _ 損害の額のうち保険金 債権の額 が支払われていない額

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第22条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について、先取特権を有します。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第23条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第24条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別表)

短期料率表

既経過期間 または 未経過期間	短期料率	既経過期間 または 未経過期間	短期料率
1か月まで	1/12	7か月まで	7/12
2か月まで	2/12	8か月まで	8/12
3か月まで	3/12	9か月まで	9/12
4か月まで	4/12	10か月まで	10/12
5か月まで	5/12	11か月まで	11/12
6か月まで	6/12	12か月まで	12/12

3. 追加被保険者追加条項（地方自治体特約条項・生産物特約条項・受託者特約条項用）（全国町村会用）

第1条（地方独立行政法人の被保険者への追加）

- (1) 当社は、記名被保険者が地方独立行政法人法に基づき設立した地方独立行政法人（特定地方独立行政法人を含みます。以下「地方独立行政法人」といいます。）が、保険証券記載の被保険者（以下、「記名被保険者」といいます。）のために地方自治体特約条項（全国町村会用）用語の定義に掲げる自治体業務に規定する業務を行う場合については、その地方独立行政法人を被保険者とみなします。
- (2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、(1)において被保険者とみなした地方独立行政法人が(1)に規定しない業務に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（指定管理者の被保険者への追加）

当社は、保険証券記載の被保険者が所有する自治体施設の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせた場合は、その指定管理者を被保険者とみなします。

第3条（私人の被保険者への追加）

地方自治体特約条項、生産物特約条項および受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）の被保険者には、記名被保険者から業務委託を受けたまたは記名被保険者の業務において有償ボランティアとして従事する私人を含みます。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。

（注） 私人

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行前において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に基づく特別職非常勤職員、同法17条に基づく一般職非常勤職員または同法22条に基づく臨時的任用職員として任用されていたまたは任用することが可能であった個人をいいます。

第4条（被保険者相互間の交差責任）

- (1) この保険契約において、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第7条（被保険者相互間の関係）(1)の規定にかかわらず、賠償責任保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）ならびに特約条項およびこれに付帯する追加条項の保険金を支払わない場合につ

いて定めた規定に反しないかぎり、当会社は、被保険者相互間^(注1)における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用します。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、財物の損壊に関して、次に掲げる区分における加害者^(注2)と被害者^(注3)との間に発生した賠償責任については、被保険者相互の関係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する追加条項の規定を適用します。

区分	加害者 ^(注2)	被害者 ^(注3)
①	記名被保険者の下請負人 ^(注4) の 役員または使用人	記名被保険者の下請負人

(注1) 被保険者相互間

記名被保険者とその他の記名被保険者の相互間を含みます。

(注2) 加害者

第1条（事故）に規定する事故を発生させた者をいいます。

(注3) 被害者

第1条（事故）に規定する事故によって損害を被った者をいいます。

(注4) 記名被保険者の下請負人

被害者となった記名被保険者の下請負人と同一の下請負人にかぎります。

第5条（賠償責任保険普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通約款ならびに地方自治体特約条項（全国町村会用）、生産物特約条項、受託者特約条項およびこの保険契約に適用される他の追加条項の規定を適用します。

4. 地方自治体特約条項（全国町村会用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
自治体業務	次の①から⑥に掲げる業務をいいます。ただし、いずれの場合においても、許可、認可、命令またはその他の行政処分を除きます。 ① 自治体施設の保守管理業務 ② 学校教育業務^(注1) ③ 社会教育業務 ④ 社会体育業務 ⑤ 社会福祉業務^(注2) ⑥ その他自治体の行う業務。ただし、医療業務、消防、救急、治安もしくは災害救助の業務または治山治水業務、農地開発業務、耕地整理業務、公有水面埋立業務、都市計画業務、土地区画整理業務等の土地の改良、保全、開発業務もしくはそれらの企画、立案、策定に関する業務を除きます。 (注1) 学校教育業務 保育所業務を含みます。 (注2) 社会福祉業務 保育所業務を含みません。
自治体施設	次の①から⑫に掲げる施設をいいます。 ① 本庁舎、支所、出張所等の庁舎 ② 小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園等の学校および保育所 ③ 児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設、母子福祉施設、隣保館等の福祉施設 ④ 国民宿舎等の保養施設 ⑤ 公会堂、公民館、図書館、博物館等の文化施設 ⑥ 体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場、ゲートボール場、格技場、弓道場等のスポーツ施設 ⑦ 授産施設、農林水産物加工施設、育苗施設、集出荷施設等の産業施設 ⑧ 上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設等の生活環境施設 ⑨ 道路、自動車道、一般自動車道、農道、林道、里道、赤道、牧道およびその他の道路 ⑩ 公園 ⑪ 港湾施設および漁港施設 ⑫ その他の建造物および工作物。ただし、病院または診療所を除きます。

第1条（事故）

この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の事故とは、保険期間中に発生した次の①から③に掲げる事故をいいます。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の自治体施設（以下「自治体施設」といいます。）に起因する偶然な事故
- ② 保険証券記載の自治体業務（以下「自治体業務」といいます。）に起因する偶然な事故
- ③ 被保険者が、用語の定義で規定する「自治体施設」の②から④の施設において生産、販売または提供する保険証券記載の飲食物またはその他の製品（以下「自治体生産物」といいます。）に起因する偶然な事故

第2条（損害の範囲）

この特約条項において、当会社が保険金を支払う損害の範囲は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)の規定にかかわらず、次の①から④のいずれかに該当するものにかぎります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金^(注)
- ② 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用
- ③ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 普通約款第17条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために支出した費用

（注）損害賠償金

弁済によって代位取得するものがあるときは、その価額を控除します。

第3条（他の法令との関係）

- (1) 被保険者が他の法令により法律上の賠償責任の全部または一部を免れることができる場合は、前条①の損害賠償金の額は、その他の法令により法律上の賠償責任の全部または一部を免れたものとして算定された額とします。
- (2) 被保険者が他の法令により法律上の賠償責任の全部または一部を免れるための要件を満たすことができるにもかかわらず、その要件を満たしていない場合も(1)と同様とします。

第4条（責任の限度）

- (1) 第2条（損害の範囲）の①から④に掲げる損害にかかる当会社の責任の限度は、次の①および②のとおりとします。

① 第2条（損害の範囲）①の損害賠償金については、その金額が1回の事故につき保険証券記載の免責金額を超える場合にかぎり、その超える金額を保険証券記載の1名あたりの保険金額または1事故あたりの保険金額（以下「1事故保険金額」といいます。）を限度として保険金を支払います。

② 第2条（損害の範囲）②から④の費用については、その全額を支払います。ただし、1回の事故につき、同条①の損害賠償金の額が1事故保険金額を超えた場合は、同条③の費用は、次の算式によって得られた額とします。

$$\text{第2条③の費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{第2条①の損害賠償金の額}}$$

- (2) 第1条（事故）③の事故については、1事故保険金額を保険期間中の総保険金額とし、当会社が第2条（損害の範囲）①の損害を支払った場合は、1事故保険金額からその支払った額を差し引いた残額をもって、以後の保険期間における1事故保険金額とします。

第5条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧に掲げる賠償責任のほか、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑭に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 自治体施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、自動車^(注1)または自治体施設外における船、車両^(注2)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 屋根、樋^{とい}、扉、戸、窓または通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 台風、旋風、暴風雨等により河川、湖沼もしくは運河の氾濫または山崩れに起因する賠償責任
- ⑤ 医師またはその補助者が行う医療行為により生じた身体の障害に起因する賠償責任
- ⑥ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ自治体

施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任。ただし、自治体生産物に起因する賠償責任については除きます。

- ⑦ 自治体生産物のかしに基づく自治体生産物の損壊それ自体の賠償責任
 - ⑧ 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売または提供した自治体生産物に起因する賠償責任
 - ⑨ 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して使用または管理する昇降機に起因する賠償責任
 - ⑩ 自治体業務の結果に起因する賠償責任^(注3)
 - ⑪ 自治体業務にかかわる政策、事業または事務の企画、立案または策定に起因する賠償責任。ただし、本号は自治体業務のうち、その他自治体の行う業務についてのみ適用します。
 - ⑫ 自治体業務の不作为に起因する賠償責任。ただし、自治体業務のうち、社会福祉業務およびその他自治体の行う業務についてのみ適用します。
 - ⑬ 強制執行または即時強制に起因する賠償責任
 - ⑭ 核燃料物質^(注4) または核原料物質、放射性元素、放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物^(注5) の原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ^(注6) の原子核反応または原子核の崩壊等による場合を除きます。
- (2) 当会社は、原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油物質^(注7) が自治体施設から海、河川、湖沼または運河（以下「公共水域」といいます。）へ流出したことに起因して、被保険者が次の①および②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する賠償責任
 - ② 水の汚染によって漁獲高が減少しまたは漁獲高の品質が低下したことに起因する賠償責任
- (3) 当会社は、被保険者が支出したと否とを問わず、次の①および②の費用については、保険金を支払いません。
- ① 石油物質^(注7) の自治体施設からの流出により、公共水域の水を汚染し、またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理または乳化分散処理等について、支出された費用またはその他損害の発生

および拡大を防止するために要した費用

- ② 自治体生産物により事故が発生した場合、またはそのおそれがあることを知った場合に、被保険者が行う自治体生産物に対する回収、廃棄、検査、修理、交換、取壊し、解体その他の適切な措置に要する費用

(注1) 自動車

道路運送車両法（昭和26年第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。

(注2) 車両

原動力がもっぱら人力である場合を除きます。

(注3) 自治体業務の結果に起因する賠償責任

自治体業務の目的物の引渡を要するときは引渡後または自治体業務を放棄した後において、その自治体業務の結果に起因する賠償責任をいいます。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を自治体業務の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。

(注4) 核燃料物質

使用済核燃料を含みます。

(注5) 汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注6) ラジオ・アイソトープ

ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

(注7) 石油物質

これらの石油類より誘導される化成品類およびこれらの物質を含む混合物、廃棄物、残渣^きを含みます。

第6条（代位）

当会社は、普通約款第21条（代位）(1)の規定に基づいて、取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものにかぎり、これを行使しません。ただし、これらの者の故意または重大な過失によって事故が発生した場合は除きます。

第7条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

5. 人格権侵害担保追加条項（地方自治体特約条項用）（全国町村会用）

第1条（当会社の支払責任）

(1) 当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（責任の始期および終期）に規定する保険期間中に、地方自治体特約条項（全国町村会用）（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）に「偶然な事故」の原因として規定されている事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次の①または②に掲げる不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この追加条項の規定に従い、保険金を支払います。

① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損

② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

(2) 同一の原因から生じた一連の不当行為は、不当行為の発生した時もしくは場所、被害者^(注)の数、損害賠償請求もしくは訴訟の数のいかにかわらず、そのすべてを1回の不当行為とみなします。

(3) 不当行為は、最初の不当行為またはその原因が発生した時にすべての不当行為が行われたものとみなします。

（注）被害者

不当行為により被害を受けた個人または組織をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧および特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)から(3)に掲げる賠償責任および費用のほか、被保険者が次の①から⑧に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意にもとづいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為^(注)に起因する賠償責任

② 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任

③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任

- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
- ⑥ 宣伝された品質、性能等に適用しないことによる賠償責任
- ⑦ 価格表示の誤りに起因する賠償責任
- ⑧ 身体の障害または財物の損壊による賠償責任

(注) 犯罪行為

過失犯を除きます。

第3条（保険金の支払限度）

- (1) 1回の不当行為について、当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額は、1回の不当行為につき保険金額1,000万円を限度とします。
- (2) 一人の個人または一つの組織が被った不当行為による普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額は、1被害者につき保険金額100万円を限度とし、当会社がこの追加条項により支払うべき保険金の額は、保険期間を通じて、保険期間中の総保険金額1,000万円を限度とします。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当会社が第1条（当会社の支払責任）に規定する保険金を支払った場合は、保険期間中の総保険金額から、当会社が支払った普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の額を控除した残額を、その不当行為発生日以降の保険期間に対する総保険金額とします。

第4条（読替規定）

この追加条項においては、普通約款の規定中「事故」とあるのを「不当行為」と読み替えて適用します。

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

6. 生産物特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
仕事	被保険者が行った保険証券記載の仕事をいいます。
生産物	次の①から③に掲げる者の占有を離れた保険証券記載の財物をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の名において取引を行う者 ③ 記名被保険者が事業の全部または一部を譲り受けた者または買収した者
被保険者	次の①および②に掲げる者としします。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の使用人等 ^(注) 。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者としします。 (注) 記名被保険者の使用人等 生産物の成分、原材料、部品または容器、包装等として使用されている財物を記名被保険者に提供する者を含みません。

第1条（事故）

この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、次の①または②に掲げる事故をいいます。

- ① 生産物に起因して保険期間中に生じた偶然な事故
- ② 仕事の終了後^(注) または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因して保険期間中に生じた偶然な事故

（注）仕事の終了後

仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑤に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊^(注1) 自体の賠償責任^(注2)
- ② 記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因

する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

③ 被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任

④ 支給財物^(注3)の損壊に起因する賠償責任

⑤ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物^(注4)を損壊したことに起因する賠償責任

ア. 記名被保険者の役員または使用人

イ. 記名被保険者の下請負人

ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人

(注1) 生産物または仕事の目的物の損壊

その生産物またはその仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。

(注2) 生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任

その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体に起因する賠償責任を含みます。

(注3) 支給財物

次のアおよびイに掲げる財物をいいます。

ア. 作業^(注5)に使用される材料または部品をいい、既に作業^(注5)に使用されたものを含みます。

イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。

(注4) 受託財物

次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。

ア. 借用財物

被保険者が借用している財物をいい、所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。

イ. 支給財物^(注3)

ウ. 販売・保管・運送受託物

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、

借用財物および支給財物を除きます。

エ. 作業受託物

作業^(注5)のために被保険者の所有、使用または管理する施設内^(注6)にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。

(注5) 作業

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

(注6) 施設内

仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

第3条（保険適用地域）

この特約条項は、第1条（事故）の事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が、日本国内で発生した場合についてのみ適用します。

第4条（回収措置の実施と回収費用）

- (1) 被保険者は、第1条（事故）の事故の発生またはそのおそれを知った場合は、事故の発生または拡大を防止するため、遅滞なく、生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなす財物について、回収措置^(注1)を講じなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由なく回収措置^(注1)を怠った場合は、当会社は、その措置を講じなかったことによる損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなす財物の回収措置^(注1)が講じられた場合であっても、当会社は、被保険者が支出した回収措置^(注1)に要した費用^(注2)に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 回収措置

回収、廃棄、検査、修理、交換、取りこわし、解体その他の適切な措置をいいます。

(注2) 回収措置に要した費用

被保険者以外の第三者に被保険者が回収措置^(注1)を委託して支出した費用を含みます。

第5条（保険金支払の限度）

- (1) 当会社がこの特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、被保険者の数にかかわらず、保険期間を通じ

て、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

- (2) 当会社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に対して保険金を支払った場合は、同条(3)の規定にかかわらず、保険証券に記載された総保険金額から支払った保険金の額を控除した残額が、その保険金の支払いに係る事故が発生した時以降の保険期間に対する総保険金額となります。

第6条（被保険者相互間の交差責任）

- (1) この特約条項において、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第7条（被保険者相互間の関係）(1)の規定にかかわらず、普通約款およびこの特約条項の保険金を支払わない場合について定めた規定に反しないかぎり、当会社は、被保険者相互間^(注1)における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、財物の損壊に関して、次に掲げる区分における加害者^(注2)と被害者^(注3)との間に発生した賠償責任については、被保険者相互の関係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する追加条項の規定を適用します。

区分	加害者 ^(注2)	被害者 ^(注3)
①	記名被保険者の下請負人 ^(注4) の 役員または使用人	記名被保険者の下請負人

（注1）被保険者相互間

記名被保険者とその他の記名被保険者の相互間を含みます。

（注2）加害者

第1条（事故）に規定する事故を発生させた者をいいます。

（注3）被害者

第1条（事故）に規定する事故によって損害を被った者をいいます。

（注4）記名被保険者の下請負人

被害者となった記名被保険者の下請負人と同一の下請負人にかぎります。

第7条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

7. 賠償責任保険追加条項（全国町村会用）

第1章 共通条項

第1条（用語の定義－五十音順）

この保険契約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります

用 語	定 義
医薬品等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品および医療機器（注）をいいます。 （注）医療機器 体内に移植されるものにかぎります。
汚染物質	固体状、液体状、気体状の、もしくは熱を帯びた刺激物質、有毒物質または汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物等を含みます。なお、廃棄物には再生利用されるものを含みます。
記名被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
記名被保険者の下請負人	記名被保険者が他人から請け負った業務の一部または全部の完成を記名被保険者から請け負った者をいい、数次の請負により請け負った者を含みます。
記名被保険者の使用人等	次の①から③に掲げる者をいいます。 ① 記名被保険者の役員および使用人 ② 記名被保険者の下請負人 ③ 記名被保険者の下請負人の役員および使用人
公共水域	海、河川、湖沼または運河をいいます。
コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ、モバイル通信機器、端末装置等の情報処理機器もしくは設備またはこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器もしくは設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、次に掲げるものを含みます。 ① 通信用回線 ② ソフトウェアまたは電子データ ③ クラウド、ホスティング等のサービスにより利用されるもの
サイバーインシデント	次の①および②に掲げるものをいいます。 ① サイバー攻撃により生じた事象 ② サイバー攻撃以外の事由により生じた次のアからウの事象 ア. ソフトウェアもしくは電子データの損壊、書換え、消失または流出 イ. コンピュータシステムへアクセスすることが不可能になること、または制限されること ウ. アおよびイ以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの停止、機能不全、誤作動または不具合

サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスもしくはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連した不正な行為または犯罪行為をいい、次に掲げるものを含みます。 ① 正当な使用権限を有さない者による、または正当な使用目的もしくはアクセス方法ではないアクセス ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊その他のコンピュータシステムに関する障害を意図的に引き起こす行為 ③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 ④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に電子データを入手する行為
財物	財産的価値を有する有体物をいいます。有体物には、情報機器で使用される記録媒体に記録されている情報、データおよびプログラム、電気ならびに知的財産権を含みません。
石油物質	次の①から③に掲げるものをいいます。 ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 ② ①に記載の石油類より誘導される化成品類 ③ ①または②に記載の物質を含む混合物、廃棄物および残さ
排出等	排出、流出、いつ出、分散、拡散、放出、漏出等をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合－原子力危険）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、核燃料物質^{（注1）}または核原料物質、放射性元素、放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物^{（注2）}の原子核反応、原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ^{（注3）}の原子核反応、原子核の崩壊等による場合を除きます。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。

（注1）核燃料物質

使用済核燃料を含みます。

（注2）汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注3）医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ

ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第3条（保険金を支払わない場合－石綿危険）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、被

保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。

- ① 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

第4条（保険金を支払わない場合－汚染危険）

(1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 汚染物質の排出等に起因する賠償責任。ただし、②の場合を除き、汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合は、この規定を適用しません。

② 公共水域への石油物質の排出等に起因する賠償責任。なお、この賠償責任には、次のアまたはイに掲げる賠償責任を含みます。

ア. 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する賠償責任

イ. 水の汚染によって漁獲高が減少し、または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任

(2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①または②に掲げる費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

① 汚染物質の排出等が発生した場合^(注)において、その汚染物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくは拡散の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用。ただし、②の場合を除き、汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合は、この規定を適用しません。

② 公共水域への石油物質の排出等が発生した場合^(注)において、その石油物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくは拡散の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用

(注) 排出等が発生した場合

そのおそれのある場合を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合－専門職業危険）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に適用される特約条項に、これと異なる規定がある場合を除きます。

① 被保険者または被保険者の業務の補助者^(注)が行う次のアからエに掲げる仕事に起因する賠償責任

ア. 医療行為

イ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等

ウ. 法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売もしくは授与またはこれらの指示

エ. 身体美容または整形。ただし、理容師法（昭和22年法律第234号）に規定する理容または美容師法（昭和32年法律第163号）に規定する美容を除きます。

② 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任

（注）被保険者の業務の補助者

被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。

第6条（1事故の定義）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(2)に規定する「1回の事故」とは、発生の時もしくは場所または被害者もしくは被保険者の数にかかわらず、同一の原因に起因して生じた一連の事故をいい、一連の事故が複数の保険証券の保険期間に発生した場合であっても、当会社は、一連の事故は最初の事故が発生した時にすべて発生したものとみなし、最初の事故が発生した時に適用可能な保険証券に記載された保険金額を適用します。

(2) この保険契約に適用される特約条項または他の追加条項に、(1)と異なる規定がある場合は、当会社は、(1)の規定を適用しません。

第7条（被保険者相互間の関係）

(1) 当会社は、この保険契約において、普通約款ならびにこの保険契約に付帯される特約条項および他の追加条項の規定は、被保険者相互を他人とみなさずに適用するものとします。

(2) この保険契約が、次の①から④のすべてに該当する団体契約である場合は、団体契約の加入者^(注)ごとに、(1)の規定を適用するものとします。

① 当会社の定める団体の基準に該当すること。

② 団体の代表者が保険契約者であること。

③ 団体の構成員が記名被保険者であること。

④ 1保険証券で契約された保険契約であること。

(3) (2)の場合においては、団体契約の加入者^(注)ごとに、保険証券に記載された1事故保険金額および総保険金額の規定を適用するものとします。

(4) この保険契約に適用される特約条項または他の追加条項に(1)から(3)と異なる規定がある場合は、その特約条項または他の追加条項の規定に従います。

(注) 団体契約の加入者

その団体の構成員として保険契約申込書等に明記された者をいいます。

第8条（供託金の貸付け等）

(1) 上訴に伴う強制執行の停止または既になされた執行処分の取消しのために、被保険者が担保として金銭を供託する場合は、当会社は、保険金の支払責任を負うかぎりにおいて、供託金相当額を、供託金に付されると同率の利息により、被保険者に貸し付けることができます。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。この場合において、当会社が1回の事故について既に保険金を支払った普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額があるときは、その全額を保険金額から差し引いた金額をもって限度とします。

(2) (1)の規定により当会社が供託金相当額を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のためにその供託金^(注1)の取戻請求権の上に質権を設定しなければなりません。

(3) (1)の貸付けが行われている間においては、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定は、その貸付金^(注2)を既に支払った同条(1)①の金額とみなして適用します。

(4) (1)の供託金^(注1)が第三者に還付された場合は、その還付された供託金^(注1)の限度で、(1)の貸付金^(注2)が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額として支払われたものとみなします。

(注1) 供託金

利息を含みます。

(注2) 貸付金

利息を含みます。

第9条（短期契約または長期契約の取扱い）

(1) この保険契約の保険期間が1年未満または1年超となる場合は、普通約款第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(1)の「保険料の返還または請求」の欄に規定するイ(ア)およびイ(イ)の規定は、次のとおり読み替えて適用するものとします。

「

(ア) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

$$\text{返還保険料} = (\text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}) \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(\text{注}2)}}{\text{保険期間月数}^{(\text{注}3)}}\right)$$

(イ) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

$$\text{追加保険料} = (\text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料}) \times \frac{\text{未経過月数}^{(\text{注}4)}}{\text{保険期間月数}^{(\text{注}3)}}$$

(注2) 既経過月数

1 か月に満たない期間は、1 か月とします。

(注3) 保険期間月数

1 か月に満たない期間は、1 か月とします。

(注4) 未経過月数

1 か月に満たない期間は、1 か月とします。

」

- (2) この保険契約の保険期間が1年未満または1年超となる場合は、普通約款第13条（保険料の返還－契約の無効・取消し・失効の場合）③ならびに普通約款第14条（保険料の返還－契約解除の場合）①および②の保険料の返還の規定は、次のとおり読み替えて適用するものとします。

「

次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(\text{注}1)}}{\text{保険期間月数}^{(\text{注}2)}}\right)$$

(注1) 既経過月数

1 か月に満たない期間は、1 か月とします。

(注2) 保険期間月数

1 か月に満たない期間は、1 か月とします。

」

第10条（告知義務規定の読み替え）

- (1) この保険契約の記名被保険者が個人の場合^(注1)は、普通約款第7条（告知義務）(1)、(2)および(3)③の規定中「保険契約申込書等の記載事項」とあるのは「告知事項」と読み替えて適用します。
- (2) (1)において読み替える「告知事項」とは、危険^(注2)に関する重要な事項のうち、保険

契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注1) 記名被保険者が個人の場合

記名被保険者が複数の場合において、記名被保険者に個人以外の者が含まれるときを除きます。

(注2) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

第11条（通知義務規定の読み替え）

前条の規定が適用される場合は、普通約款第8条（通知義務）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項^(注1)に変更を生じさせる事実^(注2)が発生した場合は、保険契約者または記名被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実^(注2)がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。
- (2) (1)の事実^(注2)の発生によって危険増加^(注3)が生じた場合において、保険契約者または記名被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または危険増加^(注3)が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第9条（保険契約の解除）(4)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加^(注3)が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加^(注3)をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(注1) 告知事項

危険^(注4)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とする

ことによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 告知事項に変更を生じさせる事実

他の保険契約等に関する事実については除きます。

(注3) 危険増加

告知事項^(注1)についての危険^(注4)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険^(注4)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

(注4) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

」

第12条（費用保険金の保険金請求権の発生時期）

- (1) 普通約款第2条（損害の範囲および責任の限度）(1)②から⑥に掲げる費用のほか、この追加条項が付帯される保険契約に付帯された他の特約条項および追加条項において、支払うことが規定されている費用に係る保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 普通約款第18条（保険金請求の手續）(5)の規定にかかわらず、(1)の保険金の当会社に対する保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条（読替規定）

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約においては、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
「売上高」の用語の定義	被保険者	記名被保険者
「使用人」の用語の定義	被保険者	記名被保険者
「賃金」の用語の説明	被保険者	記名被保険者
「入場者」の用語の定義	被保険者の使用人	記名被保険者の役員および使用人
「領収金」の用語の説明	被保険者	記名被保険者
第4条（保険金を支払わない場合）①	保険契約者または被保険者の故意	保険契約者または被保険者の故意。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

第4条（保険金を支払わない場合）⑤	被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任	被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。（ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。）
第4条（保険金を支払わない場合）⑥	被保険者の使用人	記名被保険者および記名被保険者の使用人等
第4条（保険金を支払わない場合）⑥	被保険者の業務	記名被保険者の業務
第7条（告知義務）	被保険者	記名被保険者
第8条（通知義務）	被保険者	記名被保険者
第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）	被保険者	記名被保険者
第11条（保険料の精算）	被保険者	記名被保険者

第14条（保険金を支払わない場合－管理財物）

普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④の規定にかかわらず、当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から③に掲げる財物の損壊により、その財物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 所有財物

記名被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。

② 受託財物

次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。

ア．借用財物

記名被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。

イ．支給財物

次の(ア)および(イ)に掲げる財物をいいます。

(ア) 作業（注1）に使用される材料または部品をいい、既に作業（注1）に使用されたものを含みます。

(イ) 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。

ウ．販売・保管・運送受託物

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。

エ. 作業受託物

作業^(注1)のために記名被保険者の所有または管理する施設内^(注2)にある財物^(注3)をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。

③ 作業対象物

受託財物以外の作業^(注1)の対象物をいいます。

(注1) 作業

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

(注2) 施設内

仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

(注3) 施設内にある財物

記名被保険者が施設の管理を請け負う場合にかぎり、その施設自体を含みます。

第16条（保険金を支払わない場合－サイバーリスク・賠償責任）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第17条（保険金を支払わない場合－サイバーリスク・費用、損失その他の保険金）

当会社は、この保険契約に付帯される特約条項およびこれに付帯される他の追加条項の規定に従って保険金の支払対象となる損害等^(注)について、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因して生じた損害等^(注)に対しては、保険金を支払いません。

(注) 損害等

医療費用、見舞費用、営業が休止または阻害されたことによる損失等、その名称および種類を問わず、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の損害、費用、損失等をいいます。

第18条（サイバーリスクの一部担保）

当会社は、サイバーインシデントのうち、第1条（用語の定義－五十音順）で規定する

サイバーインシデントの定義②による損害^(注)に対しては、前二条の規定を適用せず、この保険契約に付帯される特約条項およびこれに付帯される他の追加条項の規定に従って保険金を支払います。

(注) 損害

法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の損害、費用、損失等を含みます。

第19条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこの保険契約に付帯される特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

第2章 生産物特約条項に係る条項

第1条（1回の事故の定義）

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(2)に規定する「1回の事故」とは、発生の時もしくは場所または被害者もしくは被保険者の数にかかわらず、同一の原因から生じた一連の事故をいい、一連の事故は最初の事故が発生した時にすべて発生したものとみなします。

第2条（医薬品等の取扱い）

- (1) 生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物が、医薬品等である場合にかぎり、当会社は、生産物特約条項第1条（事故）①に規定する事故が発生したときにおいて、その事故の発生時点を客観的に把握することができないときは、被害者が被保険者に対する損害賠償請求の事由とした症状について最初に医師の診断を受けた時をもって、事故が発生したものとみなします。
- (2) 生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物が、医薬品等であり、かつ、この保険契約に損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）が付帯されている場合にかぎり、当会社は、被保険者が医薬品機構（注）から損害賠償請求を受けた場合は、被害者が医薬品機構（注）に対して給付金の請求を行ったことををもって被保険者に対する損害賠償請求が提起されたものとみなします。なお、被害者が医薬品機構（注）に給付金を請求し、かつ、被保険者に対して損害賠償請求を提起した場合は、これらのいずれか早い請求の時を被保険者に対する損害賠償請求が提起された時とみなします。

(注) 医薬品機構

独立行政法人医薬品医療機器総合機構をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合－医薬品等）

(1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑬に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。

- ① 医薬品等としての製造承認または輸入承認の取得のために実施される臨床試験に供するものに起因する賠償責任
- ② 人体薬であると動物薬であるとを問わず、妊娠関係薬^(注1)、妊娠促進剤またはこれらと同一の効能を主たる目的とする医薬品等に起因する賠償責任
- ③ DES（ジエチルスチルベストロール系製剤）に起因する賠償責任
- ④ クロラムフェニコール系製剤によるとする血液障害に起因する賠償責任
- ⑤ アミノグリコサイド系製剤によるとする聴力障害に起因する賠償責任
- ⑥ 筋肉注射によるとする筋拘縮症に起因する賠償責任
- ⑦ キノホルムによるとするスモンに起因する賠償責任
- ⑧ 経口血糖降下剤によるとする低血糖障害に起因する賠償責任
- ⑨ 後天性免疫不全症候群（AIDS）に起因するすべての身体の障害に起因する賠償責任
- ⑩ Lトリプトファンに起因する身体の障害に起因する賠償責任
- ⑪ トリアゾラムに起因する身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑫ 体内移植用シリコーンに起因する身体の障害に起因する賠償責任
- ⑬ 妊娠の異常、卵子もしくは胎児の損傷もしくは異常または子供の先天的な異常もしくはは疾病に起因する賠償責任

(2) 生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物が、医薬品等であり、かつ、この保険契約に損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）が付帯されている場合にかぎり、当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①および②に掲げる事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）第1条（当会社の支払責任）(1)に規定する遡及日において、既に他の医薬品等の製造または販売会社を相手として製造物責任訴訟が提起されているものと同一の事由による損害賠償請求
- ② 損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）第1条（当会社の支払責任）(1)に規定する遡及日において、被保険者が、損害賠償請求が提起されるおそれのある

身体の障害が発生していたことを知っていた場合（注2）におけるその身体の障害と同一原因の身体の障害

（注1）妊娠関係薬

経口避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤等をいいます。

（注2）損害賠償請求が提起されるおそれのある身体の障害が発生していたことを知っていた場合知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－効能不発揮損害）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧および生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①から③に掲げる賠償責任のほか、生産物が意図された効能または性能を発揮しなかったことに起因して、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その副作用その他これに類する有害な反応に起因する損害を除きます。

第3章 受託者特約条項に係る条項

第1条（受託物の範囲）

受託者特約条項の用語の定義に規定する受託物には、次の①から④に掲げるものを含まれません。

- ① 土地（注1）
- ② 建物（注2）
- ③ 動物、植物等の生物
- ④ 所有権留保条項付売買契約に基づいて被保険者が購入した財物

（注1）土地

地盤および土木構造物を含みます。

（注2）建物

賃貸借契約により記名被保険者が賃借している施設を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧および受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①から⑧に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 修理もしくは加工作業機械の破損、故障または停止による受託物の損壊に起因する賠償責任

② 修理もしくは加工上の過失または欠陥による受託物の損壊^(注1)に起因する賠償責任

③ 受託物の紛失^(注2)に起因する賠償責任

(注1) 受託物の損壊

技術の拙劣^(注3)による仕上り不良を含みます。

(注2) 受託物の紛失

受託物を誤って配送したことによる紛失を含みます。

(注3) 技術の拙劣

被保険者の技術水準が一般的な技術水準に達していないことをいいます。

第3条 (被害受託物に関する特則)

(1) 本条項は、受託者特約条項の用語の定義に規定する受託物に鍵^(注1)が含まれている場合に適用します。

(2) 鍵^(注)もしくはその鍵^(注)により開錠することができる錠前が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことにより、受託者特約条項第1条(当会社の支払責任)の規定に基づき保険金を支払う場合においては、鍵^(注)およびその鍵^(注)により開錠することができる錠前のいずれも受託者特約条項第3条(責任限度額)(1)に規定する「被害を受けた受託物」に含まれるものとします。

(注) 鍵

カードキー、ICキーおよびマスターキーを含みます。

8. 受託者特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
受託物	記名被保険者が管理する保険証券記載の受託物をいいます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
被保険者	次の①および②に掲げる者とします。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の役員および使用人。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）、第4条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合—管理財物）の規定にかかわらず、受託物が次の①または②の間に損壊し、または盗取もしくは詐取されたこと^(注)（以下「事故」といいます。）により、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 受託物が保険証券記載の保管施設内で管理されている間
- ② 受託物が保険証券記載の業務内容に従って保管施設外で管理されている間

（注）盗取もしくは詐取されたこと

ただし、紛失は含みません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧（ただし、④を除きます。）に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑧に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人^(注1)またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

- ② 被保険者、被保険者の法定代理人^(注1)または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任
- ④ 受託物の自然の消耗もしくは欠陥、受託物本来の性質^(注2)またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任
- ⑤ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは汜らんする液体、気体、蒸気等^(注3)に起因する賠償責任
- ⑥ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦ 受託物が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧ 次のアからエの受託物が、法令に定められた運転資格もしくは操縦資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間または道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める酒気を帯びた状態の運転者もしくは操縦者によって運転もしくは操縦されている間に発生した受託物の損壊に起因する賠償責任

ア. 自動車

イ. 車両^(注4)

ウ. 船舶^(注5)

エ. 航空機

(注1) 法定代理人

記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 受託物本来の性質

自然発火および自然爆発を含みます。

(注3) 液体、気体、蒸気等

これらの成分は水にかぎりません。

(注4) 車両

自動車および原動力がもっぱら人力にあるものを除きます。

(注5) 船舶

船舶類をいい、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを含みます。

第3条（責任限度額）

- (1) 当社がこの特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、被害を受けた受託物の時価^(注)を超えないものとしします。
- (2) 当社がこの特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金は、被保険者の数にかかわらず、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度としします。
- (3) 当社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に対して保険金を支払った場合は、同条(3)の規定にかかわらず、保険証券に記載された総保険金額から支払った保険金の額を控除した残額が、その保険金の支払いに係る事故が発生した時以降の保険期間に対する総保険金額となります。

(注) 時価

事故の生じた地および時において、もし事故が発生していなければ有したであろう価額をいいます。

第4条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

9. 漏水担保追加条項（受託者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、受託者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）(木)の規定にかかわらず、被保険者が給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに受託者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

10. 除染作業に関する追加条項（地方自治体特約条項用）（全国町村会用）

第1条（追加条項適用の範囲）

この追加条項の規定は、被保険者が行う地方自治体特約条項（全国町村会用）（以下「特約条項」といいます。）用語の定義に掲げる自治体業務⑥に規定するその他自治体の行う業務のうち除染作業（以下「作業」といいます。）についてのみ適用されます。

第2条（除染作業の定義）

前条に規定する作業とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法第2条（定義）3項に規定する土壌等の除染等の措置をいいます。

第3条（当会社の支払責任）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および特約条項第1条（事故）の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が行った作業に起因して、日本国内において平成23年4月1日以降に発生した他人の身体の障害または他人の財物の損壊（以下「事故」といいます。）につき、被保険者が、普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に損害賠償請求を提起されたことについて、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害にかぎり、保険金を支払います。
- (2) 同一の事故または原因もしくは事由に起因して提起された全ての損害賠償請求は、損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求権者の数等にかかわらず、最初の損害賠償請求が提起された時にすべてなされたものとみなします。

第4条（管理財物の範囲）

この追加条項が付帯された保険契約においては、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④の「被保険者が所有、使用または管理する財物」とは次の①から③に掲げるものにかぎります。

- ① 被保険者が所有する財物 ^(注1)
 - ② 有償であると無償であるを問わず、被保険者が他人から借りている財物 ^(注2) または支給された財物 ^(注3)
 - ③ 有償であると無償であるを問わず、被保険者が他人から受託している、または預かっている財物
- (注1) 所有する財物

所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。

(注2) 他人から借りている財物

リース契約により被保険者の占有する財物および賃貸借契約により被保険者が賃借している施設を含みます。

(注3) 支給された財物

支給された資材および機材を含みます。

第5条（作業場内建設用工作車の取扱い）

- (1) 作業場^(注1)内における建設用工作車^(注2)は、特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)②の自動車とみなしません。
- (2) 普通約款第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、建設用工作車^(注2)の所有、使用または管理に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その建設用工作車^(注2)に自賠責保険^(注3)の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険契約を締結しているときは、当社は、その損害の額がその自賠責保険^(注3)および自動車保険契約により支払われるべき金額の合算額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを支払います。
- (3) 当社は、自賠責保険^(注3)および自動車保険契約により支払われるべき金額の合算額または保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定を適用します。

(注1) 作業場

被保険者が作業を行っている場所で不特定多数の人が出入することを禁止されている場所をいいます。

(注2) 建設用工作車

次の①から⑧に掲げるものをいいます。ただしダンプカーおよびユニック車を含みません。

- ① ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー(キャリオール)、ロードローラー、除雪用スノーブラウ
- ② パワーショベル、ドラグライン、クラムシエル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープモビル、ロッカーショベル、バケットローダー、ショベルローダー

- ③ ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤー、発電機自動車
- ④ コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラック、クレーンカー
- ⑤ ①から④のものをけん引するトラクター、整地または農耕用トラクター
- ⑥ ターナロッカー
- ⑦ コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機、清掃作業車
- ⑧ その他①から⑦に類するもの

(注3) 自賠責保険

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合の適用除外）

- (1) 第1条（追加条項適用の範囲）に規定する作業に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)①の規定を適用しません。
- (2) 第1条（追加条項適用の範囲）に規定する作業において行われる貨物の積み込みまたは積み下ろし作業に起因する賠償責任については、特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)②に規定する賠償責任とはみなしません。

第7条（保険金を支払わない場合）

- (1) この追加条項の有効日の時点において、保険契約者または被保険者が、保険期間中に第3条（当会社の支払責任）の損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合^(注1)は、当会社は、その事故または原因もしくは事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧および特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)から(3)（ただし、(1)①を除きます。）に掲げる損害のほか次の①から④に掲げる賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の下請負人およびその使用人の身体の障害に起因する賠償責任
 - ② 被保険者またはその下請負人が行う除染作業に伴う次のアからウに起因する賠償責任
ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その

収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊

イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物^(注2)、その収容物もしくは土地の崩壊

ウ. 地下水の増減

③ 施設の屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

④ 平成23年3月31日以前に行った作業に起因する賠償責任

(注1) 知っていた場合

知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注2) 地上の構築物

基礎および付属物を含みます。

第8条 (通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第3条(当会社の支払責任)の損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、知った日から60日以内に、その事故または原因もしくは事由の具体的状況を、書面により当会社に通知しなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者または被保険者が、(1)の通知を行った場合において、その事故または原因もしくは事由に起因して、保険期間終了後1年以内に被保険者に対して損害賠償請求が提起された場合は、第3条(当会社の支払責任)(2)の規定が適用される場合を除き、その損害賠償請求は、保険期間の終了日に提起されたものとみなします。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、(1)の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、その事故または原因もしくは事由に起因する損害に対して当会社が支払うべき保険金の額を算出するものとします。

第9条 (読替規定)

当会社は、この保険契約においては、次の①から⑪のとおり普通約款を読み替えて適用します。

① 第2条(損害の範囲および責任限度)(1)⑥の規定中「前条に掲げる事故」とあるのは「除染作業に関する追加条項(地方自治体特約条項用)(全国町村会用)第3条(当会社の支払責任)に掲げる事故」

② 第2条(損害の範囲および責任限度)(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1回の損害賠償請求」

- ③ 第5条（責任の始期および終期）の規定中「保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは「保険料領収前になされた損害賠償請求による損害」
- ④ 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が生じる前に」とあるのは「損害賠償請求がなされる前に」
- ⑤ 第7条（告知義務）(4)の規定中「事故が生じた後に」とあるのは「損害賠償請求がなされた後に」
- ⑥ 第7条（告知義務）(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」
- ⑦ 第8条（通知義務）(4)の規定中「承認請求書を受領するまでの間に生じた事故」とあるのは「承認請求書を受領するまでの間になされた損害賠償請求による損害」
- ⑧ 第8条（通知義務）(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」
- ⑨ 第9条（保険契約の解除）(4)の規定中「事故の発生した後になされた」とあるのは「請求がなされた後に行われた」および「解除がなされた時まで発生した事故」とあるのは「解除が行われた時まで保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求または解除が行われた時までになされた損害賠償請求」
- ⑩ 第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(3)の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故」とあるのは「この事実が生じた時より前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求またはその事実が生じた時より前になされた損害賠償請求」
- ⑪ 第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(4)の規定中「追加保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは「追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害」第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(4)の規定中「追加保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは「追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害」

第10条（他の保険契約との関係）

当会社は、普通約款第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、委託業者^(注)が行う第1条（追加条項適用の範囲）に規定する作業に起因する身体の障害または財物の損壊（以下「被害事故」といいます。）について、被害事故の被

害者に対する法律上の賠償責任に対して、保険金を支払う他の有効な保険契約（以下「他の保険契約」といいます。）がある場合においては、損害の額が他の保険契約により支払われるべき金額とその免責金額の合計額、またはこの保険契約の保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合にかぎり、その超過額をこの保険の保険証券記載の保険金額を限度として支払います。

（注）委託業者

被保険者からの委託を受け作業を行う者をいいます。

第11条（普通約款等との関係）

この追加条項が付帯された保険契約においては、この追加条項の趣旨に反しない限り、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

11. 災害補償保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この普通保険約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医療補償保険金日額	保険証券記載の医療補償保険金日額をいいます。
危険	傷害または損害の発生の可能性をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等（注）に関する事項を含みます。 （注）他の保険契約等 この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）医師 補償対象者が医師である場合は、補償対象者以外の医師をいいます。以下同様とします。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被災者	補償対象者のうち、特約記載の身体の傷害を被った者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
補償対象者	保険証券記載の補償対象者をいいます。
補償保険金	死亡補償保険金、後遺障害補償保険金および医療補償保険金をいいます。
補償保険金額	保険証券に記載された被災者1名当たりの補償保険金額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（補償保険金を支払う場合）

当社は、補償対象者が、特約記載の身体の傷害（注）を被った場合は、被保険者が被災者に対して支払う補償金として、この普通保険約款に従い、被保険者に補償保険金を支払います。

（注）特約記載の身体の傷害

以下「傷害」といいます。

第3条（補償保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次の①から⑮までのいずれかに該当する事由によって補償対象者が傷害を被った場合は、補償保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 補償対象者の故意または重大な過失。ただし、補償保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害にかぎります。
- ③ 死亡補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合は、補償保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ④ 補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、補償保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害にかぎります。
- ⑤ 補償対象者が次のア、またはイ、のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、補償保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害にかぎります。
 - ア、法令に定められた運転資格（注1）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、補償保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害にかぎります。
- ⑦ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑧ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が補償保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、補償保険金を支払います。
- ⑨ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事

故によるものである場合は、補償保険金を支払います。

- ⑩ 補償対象者の刑の執行または拘留もしくは入監中に生じた事故
- ⑪ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の
事変または暴動（注2）
- ⑫ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑬ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）
の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑭ ⑪から⑬までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の
混乱に基づいて生じた事故
- ⑮ ⑬以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、補償対象者が頸部症候群（注5）、腰痛その他の症状を訴えている場合であつても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、補償保険金を支払いません。

（注1）運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

（注2）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注4）核燃料物質（注3）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注5）頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（死亡補償保険金の支払）

当社は、補償対象者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡し、死亡補償金の給付が決定された場合は、被災者1名につき、補償保険金額の全額（注）を死亡補償保険金として被保険者に支払います。

（注）補償保険金額の全額

1 被災者について、同一の事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害補償保険金がある場合は、補償保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第5条（後遺障害補償保険金の支払）

- (1) 当会社は、補償対象者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害を生じ、後遺障害補償金の給付が決定された場合は、被災者1名につき、次の算式によって算出した額を後遺障害補償保険金として被保険者に支払います。

$$\begin{array}{ccccc} \text{補償保険} & & \text{別表1に掲げる各等級の} & & \\ \text{金額} & \times & \text{後遺障害に対する保険金支払割合} & = & \text{後遺障害補償保険金の額} \end{array}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被災者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害補償保険金として支払います。
- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、当会社は、補償保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害補償保険金として支払います。
- ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（補償保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、補償保険金額に、次

の算式によって算出した割合を乗じた額を後遺障害補償保険金として支払います。

別表1に掲げる加重後の後遺障害に 既にあった後遺障害に該当する 適用する
該当する等級に対する保険金支払割合 - 等級に対する保険金支払割合 = 割合

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害補償保険金の額は、1被災者について補償保険金額をもって限度とします。

第6条（医療補償保険金の支払）

- (1) 当会社は、補償対象者が第2条（補償保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要し、医療補償金の給付が決定された場合は、その治療日数に対し、次の①および②に規定する金額を合計した額を医療補償保険金として被保険者に支払います。

① 入院した場合

医療補償保険金
日額 $\times$ 入院した治療日数 $\times$ 1.5 = 医療補償保険金の額

② ①以外で治療を受けた場合

医療補償保険金
日額 $\times$ 入院しない治療日数 = 医療補償保険金の額

- (2) (1)の入院した治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。
- (3) (1)の医療補償保険金の支払は、(1)の①の入院した治療日数については180日、(1)の②の入院しない治療日数については90日をもって限度とします。ただし、いかなる場合においても事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、医療補償保険金を支払いません。
- (4) 補償対象者が医療補償金の給付を受けられる期間中にさらに医療補償金の給付を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては医療補償保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、1 被災者について同一の事故による傷害に対して、医療補償保険金と死亡補償保険金または医療補償保険金と後遺障害補償保険金を重ねて支払うべき場合はその合計額を支払います。

(注) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第7条（死亡の推定）

補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお補償対象者が発見されないときは、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日に、補償対象者が傷害によって死亡したものと推定します。

第8条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 補償対象者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害（注）もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被災者が治療を怠りまたは保険契約者、被保険者もしくは補償金を受け取るべき者が治療をさせなかったために傷害が重大となったときも、(1)と同様の方法で支払います。

(注) 傷害

第2条（補償保険金を支払う場合）の傷害以外の傷害を含みます。

第3章 基本条項

第9条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当会社は、保険期間中に生じた事故による傷害にかぎり補償保険金を支払います。
- (4) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に生じた事故による傷害

に対しては、補償保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会
社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重
大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当
会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することが
できます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によっ
てこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、補償対象者が傷害を被る前に、告知事項につき、書
面をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受け
た場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられ
ていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承
認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した
場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第18条（保険契
約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、補償保険金を支払いません。この場合
において、既に補償保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求すること
ができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

（注）事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場
合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場
合を含みます。

第11条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、補償の対象となる活動の範囲を変更した場合または変更が生じた
ことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知

しなければなりません。

- (2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率（注1）が変更前料率（注2）よりも高いときは、当会社は、(1)の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注1）に対する割合により、補償保険金を削減して支払います。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による補償保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から補償保険金を削減して支払う旨の被保険者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または(1)の変更の事実があった時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定は、(1)の変更の事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (5) (2)の規定にかかわらず、(1)の変更の事実が生じ、この保険契約の引受範囲（注3）を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6) (5)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の変更の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当会社は、補償保険金を支払いません。この場合において、既に補償保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注1）変更後料率

変更後の活動の範囲に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注2）変更前料率

変更前の活動の範囲に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険契約の無効）

保険契約者が、補償保険金を不法に取得する目的または第三者に補償保険金を不法に取

得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第14条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、補償対象者が全員死亡した場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

第15条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第16条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第17条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく補償保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく補償保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のア. からオ. までのいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当会社は、被保険者が(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当する場合は、保険

契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、当会社は、補償保険金を支払いません。この場合において、既に補償保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、(1)の③のア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた補償金については適用しません。

（注1）反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注2）保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第18条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向ってのみその効力を生じます。

第19条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）

(1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 第11条（通知義務）(1)の変更の事実がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注1）と変更後料率（注2）との差に基づき、同条(1)の変更の事実が生じた時以降の期間（注3）に対し計算した保険料を返還または請求します。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注4）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、補償保険金を支払いません。この場合において、既に補償保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、第11条（通知義務）(1)の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注1）の変更後料率（注2）に対する割合により、補償保険金を削減して支払います。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、補償保険金を支払います。

（注1）変更前料率

変更前の活動の範囲に対して適用された保険料率をいいます。

（注2）変更後料率

変更後の活動の範囲に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注3）変更の事実が生じた時以降の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、第11条（通知義務）(1)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

（注4）追加保険料の支払を怠った場合

当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎりります。

第20条（保険料の取扱い－無効の場合）

第13条（保険契約の無効）の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第21条（保険料の取扱い－失効の場合）

第14条（保険契約の失効）の規定により、この保険契約が失効となる場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、補償対象者全員が第4条（死亡補償保険金の支払）の死亡補償保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合は、保険料を返還しません。

第22条（保険料の取扱い－取消しの場合）

第15条（保険契約の取消し）の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第23条（保険料の取扱い－解除の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(5)、第17条（重大事由による解除）(1)または第19条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第16条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いてその残額を返還します。

第24条（調査、閲覧等）

- (1) 当会社は、保険期間中いつでも、保険事故発生の予防措置の状況、災害補償規程等の調査、閲覧または提供を求めることができます。
- (2) (1)の調査の結果、不備がある場合は、当会社は、ただちにその改善を保険契約者または被保険者に要求することができます。

第25条（事故の通知）

- (1) 補償対象者が傷害を被った場合は、保険契約者または被保険者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に傷害発生の日時、場所、被災者の住所、氏名、傷害の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたはその被災者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 補償対象者が搭乗した航空機もしくは船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または被保険者は、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて補償保険金を支払います。

第26条（補償保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使すること

ができるものとします。

- ① 死亡補償保険金については、補償対象者が死亡し、かつ死亡補償金の給付が決定された時
 - ② 後遺障害補償保険金については、次のア. またはイ. のいずれか早い時
ア. 補償対象者に後遺障害が生じ、かつ後遺障害補償金の給付が決定された時
イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ後遺障害補償金の給付が決定された時
 - ③ 医療補償保険金については、次のア. またはイ. のいずれか早い時
ア. 補償対象者の治療が終了し、かつ医療補償金の給付が決定された時
イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ医療補償金の給付が決定された時
- (2) 被保険者が補償保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合、または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて補償保険金を支払います。

第27条（補償保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が補償保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、補償保険金を支払います。
- ① 補償保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害または損害発生の有無、被保険者に該当する事実および被災者に該当する事実
 - ② 補償保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、補償保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 補償保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害

または損害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、被災者の傷害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき補償保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、補償保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による補償保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（注1）請求完了日

被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）次の①から⑤までに掲げる日数

①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第28条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第25条（事故の通知）の通知または第26条（補償保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他補償保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当会社の指定する医師が作成した被災者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第29条（被災者への支払義務）

- (1) 被保険者は、第27条（補償保険金の支払時期）の規定により受領した補償保険金の全額をその被災者またはその法定相続人に支払わなければなりません。
- (2) 被保険者は、(1)の支払を証明するために被災者またはその法定相続人の補償金受領書を補償保険金受領後30日以内に当会社に提出しなければなりません。ただし、被保険者が30日以内に被災者またはその法定相続人の補償金受領書を提出できないことを当会社が認めた場合を除きます。
- (3) (1)または(2)の規定に違反した場合は、被保険者は既に受領した補償保険金を当会社に返還しなければなりません。

第30条（時効）

保険金請求権は、第26条（補償保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して補償保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移

転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を補償保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、補償保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。

第33条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第34条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）	42%

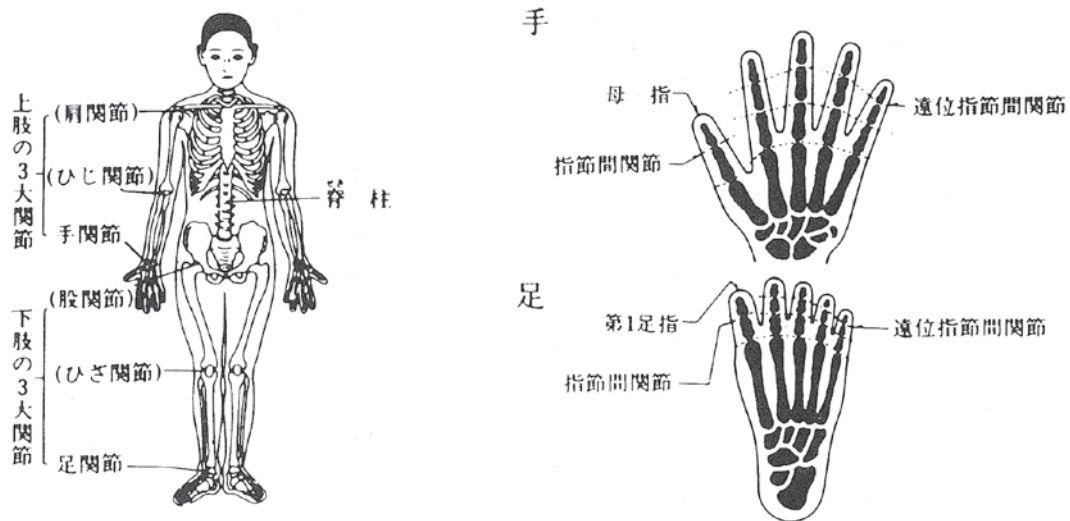
等級	後遺障害	保険金 支払割合
	(12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの	
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第10級	(1) 1 眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの (10) 1 上肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1 下肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第1 の足指を含み2 以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の3 大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の3 大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1 足の第2 の足指を失ったもの、第2 の足指を含み2 の足指を失ったものまたは第3 の足指以下の3 の足指を失ったもの	10%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
	(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1 cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7 %
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4 %

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表2

短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものである。

既経過期間	割合 (%)
15日まで	10
1 か月まで	20
2 か月まで	30
3 か月まで	40
4 か月まで	50
5 か月まで	60
6 か月まで	70
7 か月まで	75
8 か月まで	80
9 か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1 年まで	100

別表3 補償保険金請求書類

提出書類	補償保険金種類	死	後遺	医
		亡	障害	療
1. 補償保険金請求書		○	○	○
2. 保険証券		○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○
4. 補償金給付決定通知書		○	○	○
5. 被災者の死亡診断書または死体検案書		○		
6. 後遺障害の程度を証明する医師の診断書			○	
7. 傷害の程度を証明する医師の診断書				○
8. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書				○
9. 被災者の戸籍謄本		○		
10. 公の機関（やむを得ない場合は、第三者）の事故証明書		○	○	○
11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（補償保険金の請求を第三者に委任する場合）		○	○	○
12. その他当会社が第27条（補償保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○

注 補償保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

12. スポーツ災害補償特約

第1条（身体の傷害）

- (1) 普通保険約款第2条（補償保険金を支払う場合）の「身体の傷害」とは、補償対象者が保険証券記載のアマチュア・スポーツ活動中または社会教育活動中に急激かつ偶然な外来の事故により被った身体の傷害をいいます。
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注）中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第2条（補償保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第3条（補償保険金を支払わない場合）に規定する場合のほか、スポーツを職業または職務とする補償対象者が、職業上または職務上行うスポーツ活動中に被った傷害に対しては、補償保険金を支払いません。

13. 学校管理下災害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および幼稚園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所ならびに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく幼保連携型認定こども園をいいます。
学校の管理下	次の①から⑤までに掲げる場合をいいます。 ① 学校教育法または児童福祉法の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業または保育所の保育を受けている場合 ② 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合 ③ 休憩時間中に学校にいる場合または校長、園長等の指示もしくは承認に基づいて学校にいる場合 ④ 通常の経路および方法により通学する場合（注） ⑤ 学校が管理する寄宿舎にいる場合 （注）通常の経路および方法により通学する場合 住居と学校外において①の授業もしくは②の課外指導が行われる場所またはその場所以外において集合もしくは解散する場所との間を合理的な経路および方法により往復する場合を含みます。

第2条（身体の傷害）

- (1) 普通保険約款第2条（補償保険金を支払う場合）の「身体の傷害」とは、補償対象者が学校の管理下中に、急激かつ偶然な外来の事故により被った身体の傷害をいいます。
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）および日射または熱射による身体の障害を含みます。

（注）中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

14. 施設災害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
施設	被保険者の所有、使用または管理する保険証券記載の施設をいいます。

第2条（身体の傷害）

- (1) 普通保険約款第2条（補償保険金を支払う場合）の「身体の傷害」とは、補償対象者が施設内において、急激かつ偶然な外来の事故（注1）により被った身体の傷害をいいます。
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注2）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注1）急激かつ偶然な外来の事故

以下この特約において「事故」といいます。

（注2）中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（補償保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第3条（補償保険金を支払わない場合）に規定する場合のほか、次の①から⑤までのいずれかに該当する傷害については補償保険金を支払いません。

- ① 被保険者の被用者が被保険者の業務に従事中に被った傷害
- ② 被保険者から施設を賃借する者もしくはその従業員または被保険者から施設を賃借する者と住居および生計を共にする親族がその施設における事故によって被った傷害
- ③ 施設の保守、点検、清掃等の作業に従事する者が、それらの作業に従事中に被った傷害
- ④ 補償対象者が施設の新築、改築、増築、改造、修理、取りこわしその他の工事によって被った傷害
- ⑤ 補償対象者が別表に定める運動を行っている間に生じた事故による傷害

別表 第3条（補償保険金を支払わない場合）⑤の運動等

山岳登山、リュージュ、ボブスレー、グライダー操縦、スカイダイビング、スキューバーダイビング、外洋におけるヨット操縦、パラセール搭乗、ハンググライダー搭乗、その他これらに類する危険な運動

15. 入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただ伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

第2条（入院医療補償保険金の支払）

- (1) 当社は、普通保険約款第6条（医療補償保険金の支払）の規定にかかわらず、補償対象者が同第2条（補償保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として入院し、入院医療補償金の給付が決定された場合は、入院した治療日数（注1）に応じて次に規定する金額を入院医療補償保険金として被保険者に支払います。

「特別型」

入院日数	保険金
1日～5日	10,000円
6日～15日	30,000円
16日～30日	60,000円
31日～60日	90,000円
61日～90日	120,000円
91日以上	150,000円

「特別倍型」

入院日数	保険金
1日～5日	20,000円
6日～15日	60,000円
16日～30日	120,000円
31日～60日	180,000円
61日～90日	240,000円
91日以上	300,000円

- (2) (1)の入院した治療日数（注1）とは、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過するまでの間において入院した治療日数（注1）をいいます。
- (3) 被災者が入院治療中に重ねて(1)の傷害を被った場合は、最初の事故の発生の日からその日を含めて180日を経過するまでの間において入院した治療日数（注1）に対して(1)の規定を適用します。

（注1）入院した治療日数

入院した治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身

体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。

（注2）処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第3条（通院医療補償保険金の支払）

- (1) 当社は、前条に規定する入院医療補償保険金のほかに、補償対象者が普通保険約款第2条（補償保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院し、通院医療補償金の給付が決定された場合は、通院した治療日数に応じて次に規定する金額を通院医療補償保険金として被保険者に支払います。

「特2－1型」

通院日数	保険金
6日～15日	10,000円
16日～30日	30,000円
31日～60日	45,000円
61日以上	60,000円

「特3－1型」

通院日数	保険金
6日～15日	20,000円
16日～30日	60,000円
31日～60日	90,000円
61日以上	120,000円

「特2－2型」

通院日数	保険金
1日～5日	5,000円
6日～15日	10,000円
16日～30日	30,000円
31日～60日	45,000円
61日以上	60,000円

「特3－2型」

通院日数	保険金
1日～5日	5,000円
6日～15日	20,000円
16日～30日	60,000円
31日～60日	90,000円
61日以上	120,000円

- (2) (1)の治療の期間において、補償対象者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱帯損傷等の傷害を被った別表の1. から3. までに掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（注）を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院した治療日数に含めます。
- (3) 当社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条に規定する入院医療補償保険金が支払われる入院治療中の通院および事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した

後の通院については、(1)の通院した治療日数に含めません。

- (4) 被災者が通院治療中に重ねて(1)の傷害を被った場合は、最初の事故の発生の日からその日を含めて180日を経過するまでの間において通院した治療日数に対して(1)の規定を適用します。

(注) ギプス等

ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

第4条（保険金請求権の発生時期）

当会社に対するこの特約の保険金請求権は、次の時から発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 入院医療補償保険金については、次のア. またはイ. のいずれか早い時
 - ア. 補償対象者の治療のための入院が終了し、かつ入院医療補償金の給付が決定された時
 - イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ入院医療補償金の給付が決定された時
- ② 通院医療補償保険金については、次のア. またはイ. のいずれか早い時
 - ア. 補償対象者の治療のための通院が終了し、かつ通院医療補償金の給付が決定された時
 - イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ通院医療補償金の給付が決定された時

第5条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第30条（時効）の規定中「第26条（補償保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第4条（保険金請求権の発生時期）に定める時」
- ② 別表3の規定中「医療」とあるのは「入院医療または通院医療」

第6条（準用規定）

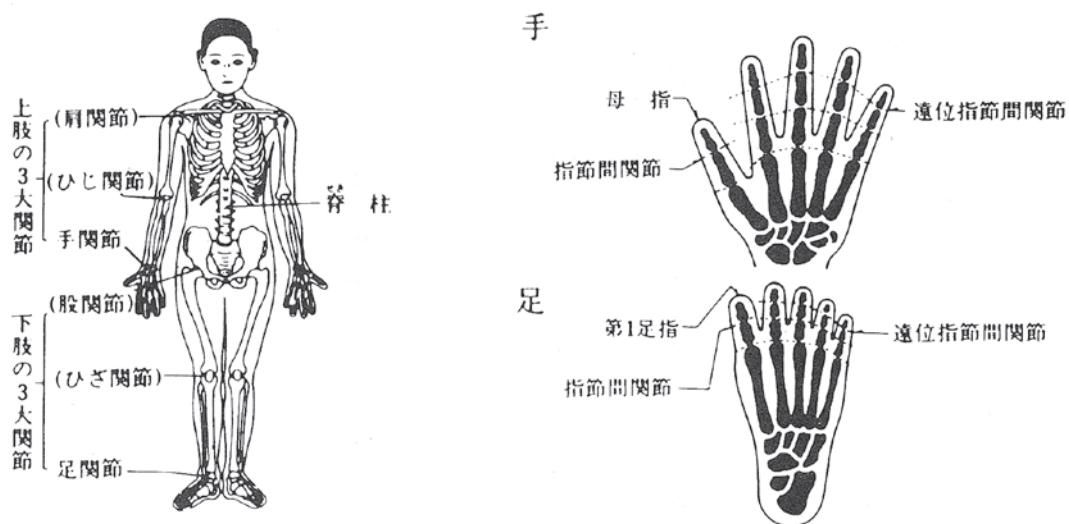
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または^{せき}脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合にかぎります。
3. ^{ろっ}肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合にかぎります。

（注1） 1. から 3. までの規定中「長管骨」、「^{せき}脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「^{ろっ}肋骨・胸骨」については、注2の図に示すところによります。

（注2） 関節等の説明図



（注） ギプス等

ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

16. 死亡補償保険金、後遺障害補償保険金のみ支払特約条項

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する補償保険金については、死亡補償保険金および後遺障害補償保険金のみを支払うものとします。

(注) 当特約は、学校管理下災害補償特約の補償対象者に適用されます。

17. 保険料支払に関する特約条項

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

18. 全国町村会予防接種事故賠償補償保険契約特約書

全国町村会（以下「甲」といいます。）と損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以上4社を以下「乙」といいます。）とは、「全国町村会総合賠償補償保険」における「予防接種保険」に関し、次のとおり特約を締結します。

第1章 契約に関する事項

第1条（保険契約者および被保険者）

- (1) 甲は、全国の各町村（以下「町村」といい、町村が合併し、市となったその市を含みます。）が「全国町村会総合賠償補償保険」（以下「本保険」といいます。）に加入しようとする場合は、これを取りまとめ、甲を保険契約者、その加入町村または町村長（以下、町村が合併し、市となったその市長を含みます。）または地方自治法（昭和22年法律第27号）第284条2項および3項で定める一部事務組合および広域連合を被保険者（注）とする本保険の申込を乙に対して行い、乙は、この特約書の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) その他乙が承認するものについて(1)を準用します。

（注）被保険者

第2章に定める予防接種賠償責任保険の場合は、保険期間中に町村から委託を受け予防接種を行う医師および保険期間開始前に町村より委託を受け予防接種を行った医師を含みます。

第2条（保険契約の構成）

本保険は、第2章に定める「予防接種賠償責任保険」（以下「A保険」といいます。）、第3章に定める「法定救済措置費用保険」（以下「B保険」といいます。）および第4章に定める「行政措置災害補償保険」（以下「C保険」といいます。）により構成します。

第3条（共同保険）

この特約書に関する乙各社の保険責任分担割合は、別表に掲げるとおりとします。乙各社は別表に掲げる割合に応じて連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第4条（幹事会社）

甲は、この特約書に基づく保険契約について、損害保険ジャパン株式会社（以下「丙」といいます。）を乙の幹事会社とします。丙は、甲または被保険者がこの特約書に係る契約の締結、保険料分担金の収受、契約証の発行、損害の調査、保険金の支払およ

びその他本保険契約運営上必要な一切の業務について乙を代表して遂行するものとし
ます。

第5条（保険期間）

- (1) この特約に基づく本保険の保険期間は、2026年6月1日午前0時に始まり、2027年5月31日午後12時に終わります。ただし、2026年5月31日以降の保険期間は、毎年6月1日午前0時に始まり、翌年の5月31日午後12時に終わります。
- (2) (1)に定める保険期間の中途において町村が本保険に加入しようとする場合、その加入町村の属する各都道府県町村会が当該町村の保険料分担金を領収した日^(注)の午後4時から始まり、2027年5月31日午後12時に終わります。

（注）領収した日

送金による場合は、郵便官署または銀行に払い込んだ日

第6条（帳簿の備付）

- (1) 被保険者は、被保険者が予防接種を委託した医師の氏名を明示した書類を作成し、保管しておかなければなりません。
- (2) 丙は、必要に応じて、この書類の提示を求めることができます。

第7条（保険料）

- (1) 本保険における保険料分担金率は、本保険加入時点におけるその加入町村の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく全住民数につき、住民一名当たりにつき、次表の料率とします。

年間保険料分担金率 (住民1名当たり)
1.9円

- (2) この特約書第5条（保険期間）(2)により保険期間が1年未満となったものについては、年間保険料の月割計算によります。この場合、保険期間に1か月未満の端日数が生じたときは、これを1か月に切り上げて計算します。

第8条（保険料分担金率の調整）

- (1) この特約書に定める保険金額、保険料分担金率等を改定する場合には、損害率、事故発生頻度等を勘案のうえ、甲乙協議してこれを行うものとします。
- (2) (1)の改定は、第26条（特約書の有効期間）に定める有効期間の中途においては実施しません。

第2章 予防接種賠償責任保険（A保険）に関する事項

第9条（支払責任）

乙は、被保険者が、予防接種を行う上での過失により、その予防接種を受けた者の身体もしくは生命を害した場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して、賠償責任保険普通保険約款（以下「賠償普通約款」といいます。）、医師特約条項、予防接種のみ担保追加条項およびこの特約書の規定に従い、保険金を支払います。

第10条（予防接種の実施地域）

予防接種のみ担保追加条項第1条（医療の定義）にいう「保険証券記載の地域」とは、日本国内とします。

第11条（対象とする予防接種）

A保険で対象とする予防接種は次の①および②に掲げるものをいいます。

- ① 予防接種法に基づく予防接種^(注)
- ② 被保険者が自らの判断で行政措置として行う予防接種^(注)

（注）予防接種

ツベルクリン反応検査を含みます。

第12条（保険金額および免責金額）

本保険の1被保険者あたりの保険金額および免責金額は次の①および②に掲げるものとします。

- ① 保険金額（身体障害賠償）

1 事故につき	10,000万円
1 年間につき	30,000万円

- ② 免責金額（身体障害賠償）

なし

第3章 法定救済措置費用保険（B保険）に関する事項

第13条（支払責任）

乙は、第15条（補償対象者）に定める補償対象者が予防接種法に基づき被保険者が昭和52年4月1日以降に実施する予防接種により、身体障害を被った場合、被保険者が予防接

種法の規定に従い支出する健康被害救済措置（以下「法定救済措置」といいます。）にかかる費用を賠償普通約款、予防接種実施主体特約条項およびこの特約書の規定に従い、保険金を支払います。

第14条（対象とする予防接種）

このB保険の対象とする予防接種は、予防接種法に基づく予防接種^{（注）}とします。

（注）予防接種

結核に関してはBCG接種に限ります。

第15条（補償対象者）

このB保険における補償の対象となる者は、被保険者の区域内に居住する間に被保険者が行う前条に規定する予防接種を受けた者とし、法定救済措置の適用を受ける者とし、ます。

第16条（一時払）

- (1) 予防接種法の規定による支払いが年金払いである場合においても、このB保険における保険金の支払いについては、次条の規定による一時払とします。
- (2) (1)の一時払いによる保険金の額と町村が負担する法定救済措置の費用との間に余剰額が生じた場合には、その余剰額の全額をその健康被害者のために使用するものとします。

第17条（保険金の種類および保険金額）

このB保険の保険金の種類、支払基準および保険金額は次のとおりとします。ただし、乙は、次表の「死亡保険金」と「障害保険金」を重複して支払いません。

保険金の種類	支 払 基 準	保 険 金 額
死亡保険金	法定救済措置により死亡一時金・遺族年金・遺族一時金の給付があった場合	・A類疾病および臨時接種 （特定B類疾病に係る臨時の予防接種を除く。） 1,200.0万円 ・B類疾病 生計維持者の場合 598.2万円 生計維持者以外の場合 199.8万円 ・特定B類疾病に係る臨時接種 生計維持者の場合 932.5万円 生計維持者以外の場合 700.0万円

保険金の種類	支 払 基 準	保 険 金 額
障害保険金	法定救済措置による障害年金または障害児養育年金の給付があった場合	
	予防接種法施行令別表第二にいう障害１級の場合	A類疾病および臨時接種(特定B類疾病に係る臨時の予防接種を除く。) 1,200.0万円 B類疾病 598.2万円 特定B類疾病に係る臨時の予防接種 932.5万円
	予防接種法施行令別表第二にいう障害２級の場合	A類疾病および臨時接種(特定B類疾病に係る臨時の予防接種を除く。) 799.0万円 B類疾病 398.8万円 特定B類疾病に係る臨時の予防接種 621.0万円
	予防接種法施行令別表第二にいう障害３級の場合	A類疾病および臨時接種(特定B類疾病に係る臨時の予防接種を除く。) 609.8万円 特定B類疾病に係る臨時の予防接種 473.7万円

第４章 行政措置災害補償保険（Ｃ保険）に関する事項

第18条（支払責任）

乙は、被保険者が自らの行政措置に基づき自らが昭和52年４月１日以降行う予防接種を受けた者がその予防接種により身体障害を被った場合、被保険者がこの特約書添付の「予防接種事故災害補償規程（案）」に基づき負担する補償費用を、賠償普通約款、予防接種実施主体特約条項およびこの特約書の規定に従って、保険金を支払います。

第19条（対象とする予防接種）

- (1) このＣ保険の対象とする予防接種は、被保険者が自ら行政措置に基づいて実施する法定外の予防接種のすべてとします。ただし、ツベルクリンは反応検査であるのでＣ保険の対象外とします。
- (2) 被保険者が委託契約書等に基づき他の市町村に委託して行った自己の住民に対する予防接種は、被保険者が自らの行政措置として行った予防接種とみなします。
- (3) 被保険者が他の市町村から委託契約書等に基づき委託を受けて行ったその市町村の住民に対する予防接種は、被保険者が自らの行政措置として行った予防接種とはみなしません。

第20条（補償対象者）

このC保険の補償対象者は、被保険者が自らの行政措置として行う予防接種を受けたすべての者となります。

第21条（予防接種事故災害補償規程）

- (1) このC保険に加入する町村は、加入にあたって、この特約書添付の「予防接種事故災害補償規程（案）」の内容に合せた規程を制定しなければなりません。
- (2) このC保険においては、このC保険に加入する町村が制定する「規程」の内容（金額、範囲等）が、この特約書添付の「予防接種事故災害補償規程（案）」の内容と異なる場合は、そのいずれかの内容のうち、狭い方を適用するものとします。

第22条（保険金の種類及び保険金額）

このC保険の保険金の種類、支払基準および保険金額は次のとおりとします。ただし、乙は、下記の「死亡補償保険金」と「障害補償保険金」を重複して支払わないものとします。

保険金の種類	支 払 基 準	保険金額
死亡補償 保 険 金	事故（身体障害）が発見された日から180日以内に死亡した場合	4,800.0万円
障害補償 保 険 金	事故（身体障害）が発見された日から180日以内に予防接種法施行令別表第二に定める障害を生じた場合 予防接種法施行令別表第二にいう障害1級の場合 予防接種法施行令別表第二にいう障害2級の場合 予防接種法施行令別表第二にいう障害3級の場合	4,800.0万円 3,196.0万円 2,439.9万円

- (2) (1)の障害が、発見された日から180日以内に確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づき障害の程度を決定するものとします。

第5章 この特約書の効力・運用に関する事項

第23条（約款、特約条項との関係）

この特約書に規定しない事項については、この特約書の規定に反しないかぎり、賠償普通約款、医師特約条項、予防接種のみ担保追加条項及び予防接種実施主体特約条項の規定を準用します。

第24条（特約書運用上の協議）

甲および乙は、次の①または②に掲げる場合には、この特約書の趣旨に沿って互いに協議し、これを決定するものとします。

① この特約書の内容および運用に疑義が生じた場合

② この特約書に定めのない事態が生じた場合

第25条（特約書の条項の改廃）

(1) 甲または乙は、必要に応じ相手方に対し、1か月前の書面による通知をもって、この特約書の改廃を申込むことができます。

(2) (1)の通知に対し、相手方が書面による反対の意思表示をしない場合は、通知期間満了のときに相手方は特約書の改廃に同意したものとみなします。

第26条（特約書の有効期間）

この特約書の有効期間は、2026年6月1日から2027年5月31日までとします。

上記のとおり、特約書を締結した証として本書5通を作成し、各当事者記名捺印のうえ各1通を分有するものとします。

2026年6月1日

甲 全 国 町 村 会

乙 損害保険ジャパン株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

別 表

保険責任分担割合

1 予防接種事故賠償責任保険

損害保険ジャパン株式会社	65.0%
東京海上日動火災保険株式会社	20.0%
三井住友海上火災保険株式会社	10.0%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5.0%

2 法定救済措置費用保険および行政措置災害補償保険

損害保険ジャパン株式会社	80.0%
三井住友海上火災保険株式会社	10.0%
東京海上日動火災保険株式会社	10.0%

予防接種事故災害補償規程（案）

この規程は、全国町村会総合賠償補償保険に加入するに伴い、〇〇町（以下「甲」という。）が、法定外の予防接種で、自らの行政措置として実施する予防接種にかかる事故の災害補償について定める。

（補償の対象）

第1条 甲は、自己が第2条に定める予防接種を行うことにより、第3条に定める補償対象者に身体障害（死亡もしくは予防接種法施行令に定める障害に限る。）が発生した場合（この規定の実施後に発見された場合に限る。）において、当該補償対象者に対し、この規程に従い第4条に定める補償を行う。

（対象とする予防接種）

第2条 前条で定める補償の対象とする予防接種は、法定外の予防接種で、甲が自らの行政措置として自ら行うすべての予防接種とする。

ただし、昭和52年4月1日以後に実施したものに限る。

② 甲が委託契約書に基づき他の市町村に委託して行う予防接種は、前項に定める甲が自ら行う予防接種とみなす。

③ 甲が他の市町村より委託契約書に基づき委託を受けて行う予防接種は、第1項規定の自ら行う予防接種とはみなさない。

（補償対象者）

第3条 この規程により甲が補償を行う者は、前条規定の予防接種を受けたすべての者とする。

② 甲は、前項に定める補償対象者が死亡した場合は、当該補償対象者の法定相続人に対して補償を行う。

（補償基準および補償金額）

第4条 甲は、次の基準と金額に基づき補償を行う。

（1）補償基準

ア 補償対象者が、予防接種事故（身体障害）が発見された日から180日以内に死亡もしくは予防接種法施行令別表第二に定める障害を被った場合に限る。

イ 補償対象者が、予防接種事故（身体障害）が発見された日から180日以内に障害の程度が確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づき、その障害の程度を決定するものとする。

(2) 補償金額

ア 死亡の場合（「死亡補償金」という。）…………… 4,800.0万円

イ 障害の場合（「障害補償金」という。）

 予防接種法施行令の障害等級 1 級の場合 …………… 4,800.0万円

 予防接種法施行令の障害等級 2 級の場合 …………… 3,196.0万円

 予防接種法施行令の障害等級 3 級の場合 …………… 2,439.9万円

ただし、甲は「死亡補償金」と「障害補償金」を重複しては給付しない。

（準用規定）

第5条 この規程に定めていない事項については、全国町村会総合賠償補償保険制度において適用される「賠償責任保険普通保険約款」、「予防接種実施主体特約条項」および「全国町村会予防接種事故賠償補償保険契約特約書」の規定を準用する。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

19. 医師特約条項

(2019年4月1日以降保険始期契約用)

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および第3条（保険適用地域）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、その医療の対象者に身体障害が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（保険期間と保険責任の関係）

- (1) 当会社は、普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)に掲げる保険期間中に損害賠償請求がなされた場合にかぎり、損害に対して保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)に掲げる保険期間中に、被保険者もしくはその代理人（医療法（昭和23年法律第205号）に定める管理者を含みます。以下同様とします。）が医療の対象者の身体障害またはその原因・事由を知った場合において、被保険者が負担する普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)④に規定する争訟費用（以下「争訟費用」といいます。）に対して、保険金を支払います。
- (3) 同一の身体障害または同一の原因・事由による複数の身体障害に対してなされたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、1回の損害賠償請求とみなします。
- (4) (3)の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべての損害賠償請求がなされたものとみなします。
- (5) 普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)ただし書の規定にかかわらず、当会社は、次の①または②に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① この保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収するまでの間に損害賠償請求がなされたことによる損害
 - ② この保険契約およびこの保険契約より前に締結していた医師賠償責任保険契約（初年度契約であるか継続契約であるかを問いません。）の保険期間開始時から保険料を領収するまでの間に保険契約者、被保険者もしくはその代理人（医療法（昭和

23年法律第205号)に定める管理者を含みます。以下同様とします。)が知った身体障害またはその原因・事由によって損害賠償請求がなされたことおよび被保険者が争訟費用を負担したことによる損害

- (6) (5)②の規定中「知った」とは、知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。

第3条 (用語の定義)

この特約条項において、次の①から④までに掲げる用語は、それぞれ以下の定義に従います。

① 身体障害

医療を行う者が職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、その医療の対象者に新たな身体の障害（身体症状の悪化または疾病を含みます。以下この①において「障害」といいます。）が発生したこと、または既にその医療の対象者に発生していた障害がさらに悪化することをいい、これらの結果、その医療の対象者が死亡した場合を含みます。

② 医師賠償責任保険契約

平成16年4月1日以降に保険期間が開始する普通約款および医師特約条項に基づく当会社との保険契約をいいます。

③ 継続契約

医師賠償責任保険契約の保険期間の終了日（医師賠償責任保険契約が終了日前に解除されていた場合は解除日とします。以下この③において「終了日」といいます。）を保険期間の開始日（以下この③において「開始日」といいます。）とする医師賠償責任保険契約をいいます。ただし、被保険者が複数の場合は、終了日と開始日のいずれにおいても被保険者である者を継続契約の被保険者とみなします。

④ 初年度契約

継続契約以外の医師賠償責任保険契約をいいます。ただし、被保険者が複数の場合は、継続契約の被保険者とみなされる者以外の被保険者を初年度契約の被保険者とみなします。

⑤ サイバーインシデント

次のアおよびイに掲げるものをいいます。

ア. サイバー攻撃により生じた事象

イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた次のアからウまでの事象

ア ソフトウェアもしくは電子データの損壊、書換え、消失または流出

イ コンピュータシステムへアクセスすることが不可能になること、または制限されること

ウ アおよびイ以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していない
コンピュータシステムの停止、機能不全、誤作動または不具合

⑥ サイバー攻撃

コンピュータシステムへのアクセスもしくはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連した不正な行為または犯罪行為をいい、次のアからエまでに掲げるものを含みます。

ア. 正当な使用権限を有さない者による、または正当な使用目的もしくはアクセス方法ではないアクセス

イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊その他のコンピュータシステムに関する障害を意図的に引き起こす行為

ウ. マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為

エ. コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に電子データを入手する行為

⑦ コンピュータシステム

情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ、モバイル通信機器、端末置等の情報処理機器もしくは設備またはこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器もしくは設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、次のアからウまでに掲げるものを含みます。

ア. 通信用回線

イ. ソフトウェアまたは電子データ

ウ. クラウド、ホスティング等のサービスにより利用されるもの

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）の①から⑧までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑤までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 医療施設（設備を含みます。）、航空機、車両（原動力がもっぱら人力である場合を含みます。）、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任

② 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任

③ 美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任

④ 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任

⑤ 所定の免許を有しない者が行った医療に起因する賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する賠償責任を除きます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

- (1) 当社は、初年度契約締結の当時、保険契約者、被保険者もしくはその代理人が保険期間の開始日（初年度契約の被保険者においては被保険者となった日をいいます。以下同様とします。）より前に知っていた身体障害またはその原因・事由により、保険期間開始後に損害賠償請求がなされるおそれのあることを知っていた場合において、その身体障害またはその原因・事由により損害賠償請求がなされたことによる損害および被保険者が負担した争訟費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定中「知っていた」とは、知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。
- (3) (1)の規定中「身体障害またはその原因・事由」には、次条(2)の規定により、当会社に既に通知された事項を含みません。

第6条（損害賠償請求等の通知）

- (1) 保険契約者、被保険者またはその代理人は、普通約款第16条（事故の発生）①の規定にかかわらず、損害賠償請求がなされた場合は、次の①から③までに掲げる事項を遅滞なく書面で当会社に通知しなければなりません。
- ① 損害賠償請求者および医療の対象者の住所・氏名、請求の内容ならびに請求を受領した日時
 - ② 医療を行った医師等の氏名
 - ③ 身体障害の具体的状況および身体障害またはその原因・事由について保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った時の状況
- (2) 保険契約者、被保険者またはその代理人は、損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害またはその原因・事由を保険期間中に知った場合は、身体障害またはその原因・事由の具体的状況を、知った日（以下「認識日」といいます。）からその日を含めて60日以内に書面により当会社に通知しなければなりません。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、被保険者が争訟費用を支出するおそれのある身体障害または原因・事由を知った場合は、保険契約者、被保険者またはその代理人は、次の①から③までに掲げる事項を遅滞なく書面で当会社に通知しなければなりません。
- ① 医療の対象者の住所・氏名
 - ② 医療を行った医師等の氏名
 - ③ 身体障害の具体的状況ならびに身体障害またはその原因・事由について保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った時の状況および知った日
- (4) 保険契約者、被保険者またはその代理人が、正当な理由がなく、(1)から(3)の通知を怠った場合は、当社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第7条（保険責任に関する特則）

保険契約者、被保険者またはその代理人が前条(2)の通知をした場合において、保険期間終了後5年以内に、通知された身体障害またはその原因・事由による損害賠償請求がなされた場合は、その損害賠償請求は保険期間の終了日になされたものとみなします。ただし、損害賠償請求がなされた時に医師賠償責任保険契約がある場合を除きます。

第8条（賠償の解決における被保険者の同意）

- (1) 普通約款第17条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の規定にかかわらず、当社が損害賠償責任の有無またはその金額について被害者と協定しようとする場合は、あらかじめ被保険者の同意を得るものとします。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく、(1)に定める同意をしない場合は、当社が支払うべき保険金の額は、次の①および②に掲げる金額の合算額を限度として算定するものとします。

① 普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金については、もし被保険者が(1)の同意をしたならば損害賠償金の額として確定したと認められる金額

② 普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②から⑤までの費用については、当社が(1)の同意を求めた時までに発生したものの金額

第9条（供託金の貸付け等）

- (1) 上訴に伴う強制執行の停止または既になされた執行処分 of 取消しのために、被保険者が担保として金銭を供託する場合は、当社は、保険金の支払責任を負うかぎりにおいて、供託金相当額を、供託金に付されると同率の利息により、被保険者に貸し付けることができます。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。この場合において、当社が1回の損害賠償請求について既に支払った普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額があるときは、その全額を保険金額から差し引いた金額をもって限度とします。
- (2) (1)により当社が供託金相当額を貸し付ける場合は、被保険者は、当社のためにその供託金（利息を含みます。以下この条において同様とします。）の取戻請求権に対して質権を設定しなければなりません。
- (3) (1)の貸付けが行われている間においては、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定は、その貸付金を既に支払った同条(1)①の金額とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金が第三者に還付された場合は、その還付された供託金の限度で、(1)の貸付金（利息を含みます。）が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額として支払われたものとみなします。

第10条（保険金の支払額）

- (1) 当社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額は、保険期間を通じて保険証券記載の保険期間中の総保険金額を限度とします。
- (2) 第6条（損害賠償請求等の通知）(2)の認識日が保険期間の開始日より前である場合は、当社は、この保険契約の支払条件により算出した支払責任額と、同条(2)の認識日の属する保険契約の支払条件により算出した支払責任額のうち、いずれか低い金額を限度として、保険金を支払います。
- (3) 保険契約者、被保険者もしくはその代理人が、損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害またはその原因・事由を知らずに、当社に第6条（損害賠償請求等の通知）(2)の通知をしなかった場合において、職業上または職務上の相当な注意をもってすればその身体障害またはその原因・事由を知り得たと認められる日が保険期間の開始日より前であるときは、当社は、この保険契約の支払条件により算出した支払責任額と、その知り得たと認められる日の属する保険契約の支払条件により算出した支払責任額のうち、いずれか低い金額を限度として、保険金を支払います。

第11条（他の保険契約等との関係）

普通約款第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、第7条（保険責任に関する特則）に掲げる期間中になされた損害賠償請求による損害に対して、保険金または共済金が支払われるべき他の保険契約等（第13条（代位）(1)②に掲げる使用人等の保険契約等を除きます。）がある場合は、当社は、損害の額が他の保険契約等により支払われるべき金額を超過するときにかぎり、その超過額に対して保険金を支払います。

第12条（損害防止軽減費用）

身体障害の悪化の防止軽減のために要した治療費用については、被保険者が支出したと否とを問わず、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)③の費用には含まれません。ただし、治療費用が被保険者が負担すべき損害賠償金と認められる場合は、当社は、この特約条項の規定に従い、その損害に対して保険金を支払います。

第13条（代位）

- (1) 当社は、普通約款第21条（代位）(1)の規定に基づき当社に移転した債権のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者（以下この条において「使用人等」といいます。）に対するものにかぎり、これを行使しません。ただし、次の①または②に掲げる場合を除きます。
- ① 使用人等の故意によって身体障害が発生した場合
 - ② 使用人等を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）

あるのは「承認請求書を受領するまでの間に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求または承認請求書を受領するまでの間になされた損害賠償請求」

⑥ 第8条（通知義務）(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」

⑦ 第9条（保険契約の解除）(5)の規定中「事故の発生した後になされた」とあるのは「損害賠償請求がなされた後に行われた」および「解除がなされた時までに発生した事故」とあるのは「解除が行われた時までに保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求または解除が行われた時までになされた損害賠償請求」

⑧ 第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(3)の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故」とあるのは「その事実が生じた時より前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求またはその事実が生じた時より前になされた損害賠償請求」

⑨ 第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(4)の規定中「追加保険料領収前に生じた事故」とあるのは「追加保険料領収前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求または追加保険料領収前になされた損害賠償請求」

⑩ 第18条（保険金請求の手続）(3)の規定中「事故」とあるのは「損害賠償請求」

⑪ 第19条（保険金の支払）(1)①の規定中「事故」および「事故発生」とあるのは「損害賠償請求」

⑫ 第19条（保険金の支払）(1)③および(2)⑥の規定中「事故」とあるのは「医療行為」

第15条（適用除外）

この特約条項においては、普通約款第3条（保険適用地域）(2)の規定を適用しません。

第16条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

この保険契約の被保険者が複数の場合は、それぞれの被保険者ごとにこの特約条項の規定を適用します。

第17条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1) 第1条（当会社の支払責任）の損害には、サイバーインシデントに起因する損害を含みます。
- (2) この特約条項に付帯される追加条項において、下欄記載の損害等には、サイバーインシデントに起因するものを含みます。

- ① 医療付随業務担保追加条項（医師特約条項用）が付帯されている場合には、同追加条項第1章付随業務担保条項第1条（当会社の支払責任）(1)および同追加条項第2章人格権侵害担保条項第1条（当会社の支払責任）(1)の損害
- ② 刑事弁護士費用担保追加条項（医師特約条項用）が付帯されている場合には、同追加条項第1条（保険金を支払う場合）の損害
- ③ 刑事弁護士費用担保追加条項（勤務医師包括担保追加条項用）が付帯されている場合には、同追加条項第1条（保険金を支払う場合）の損害

第18条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

20. 予防接種のみ担保追加条項（医師特約条項用）

第1条（医療の定義）

この追加条項において、医師特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「医療」とは、予防接種法（昭和23年法律第68号）または行政措置に基づき保険証券記載の地域内において実施される予防接種にかかわる医療をいいます。

第2条（被保険者の範囲）

この追加条項において、被保険者とは、次の①から③までに掲げる者をいいます。

- ① 予防接種実施主体
- ② この追加条項に基づく保険契約の保険期間中に医療を行う保険証券記載の医師
- ③ この追加条項に基づく保険契約の保険期間開始前に医療を行った保険証券記載の医師

第3条（当会社の支払責任）

当会社は、前条②および③に掲げる者またはそれらの者の業務の補助者が行った医療に起因する損害にかぎり、保険金を支払います。

第4条（保険金の支払額の特則）

特約条項第10条（保険金の支払額）(1)の規定にかかわらず、当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額は、保険期間を通じて保険証券記載の保険期間中の総保険金額に第2条（被保険者の範囲）②に掲げる者の数を乗じた金額を限度とします。

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

21. 予防接種実施主体特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が予防接種を行うことにより、事故が発生した場合において、被保険者が条例、規則、規約等に基づき、または被保険者の行政措置として障害見舞金もしくは弔慰金を支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の①から④までの用語は、それぞれ次の定義によります。

① 他人

被保険者が行う予防接種を受ける者をいいます。

② 事故

他人の身体の障害をいい、障害に起因する死亡を含みます。

③ 障害見舞金

被保険者が行った予防接種に起因して、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）別表第二に定められた障害を被った者に対して、被保険者が支払うべき金額をいいます。

④ 弔慰金

被保険者が行った予防接種に起因して死亡した者の遺族に対して、被保険者が支払うべき金額をいいます。

第3条（損害の範囲）

この特約条項において、当会社が保険金を支払うべき損害の範囲は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）の規定にかかわらず、次の①および②のとおりとします。

① 被保険者が条例、規則、規約等に基づき、または被保険者の行政措置として被害者に支払うべき保険証券記載の障害見舞金もしくは弔慰金

② ①に掲げる障害見舞金または弔慰金の支払に関する争訟^(注)について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用

(注) 争訟

訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。

第4条（責任の限度）

前条①および②に係る当会社の責任の限度は、次のとおりとします。

- ① 前条①の損害については、保険証券記載の保険金額
- ② 前条②の損害については、その全額

第5条（事故発見期間）

当会社は、普通約款第5条（責任の始期および終期）に掲げる保険期間中に事故が発見された場合にかぎり、第1条（当会社の支払責任）の損害に対して、保険金を支払います。

第6条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者の故意によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（代位）

当会社は、普通約款第21条（代位）(1)の規定に基づき取得する権利のうち、予防接種を行った医師その他予防接種の補助者に対するものについては、これを行いません。ただし、これらの者の故意または重大な過失によって事故が生じた場合を除きます。

第8条（事故の発見）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普通約款第16条（事故の発生）①に掲げる事項のほか、事故発見の日時を遅滞なく、書面で当会社に通知しなければなりません。

第9条（読替規定）

この特約条項においては、次のとおり普通約款を読み替えて適用します。

- ① 第5条（責任の始期および終期）(1)の規定中「保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは「保険料領収前に発見された事故による損害」
- ② 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が生じる前に」とあるのは「事故が発見される前に」
- ③ 第7条（告知義務）(4)の規定中「事故が生じた後に」とあるのは「事故が発見された後に」
- ④ 第9条（保険契約の解除）(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故が発見された後に」
- ⑤ 第7条（告知義務）(5)、第8条（通知義務）(5)、第9条（保険契約の解除）(5)および第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(3)の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」

- ⑥ 第8条（通知義務）(4)および第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(4)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」

第10条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

22. 日付データ処理等に関する不担保追加条項（医師特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる事由に起因して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、それらの事由が実際にあったと認められる場合にかぎらず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害に対しても、この追加条項の規定に従い、保険金を支払わないものとします。

- ① 西暦1999年以降の日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないことに関連する、次に掲げるもの（これらを内蔵するものを含み、被保険者の所有であるか否かを問いません。以下「コンピュータ等」といいます。）の作動不能、誤作動または不具合（これらのおそれが生じたことを含みます。）

ア. コンピュータおよびその周辺機器

イ. ソフトウェア（プログラム、アプリケーションソフトウェア、オペレーティングシステムおよびデータその他これらに類するものをいいます。）

ウ. コンピュータネットワーク

エ. マイクロプロセッサ等の集積回路

オ. 上記アからエまでのいずれかに類する機器または部品

カ. 形態を問わず、アからオまでのいずれかのものを直接もしくは間接的に使用する、またはそれらに依存しているその他のあらゆる製品、サービス、データまたは機能

- ② 被保険者により、または被保険者のために被保険者以外の者が行う、①に掲げる事由（潜在的なものであると現実的に生じているものであるとを問いません。）に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理、請負その他これらに類する業務、または①に掲げる事由の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断（コンピュータ等を使用して行う業務の停止または中断を含みます。）

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠

償責任保険普通保険約款ならびに医師特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

23. 保険料支払関連特約条項の読み替えに関する追加条項（医師特約条項用）

第1条（読替規定）

この追加条項においては、次の①から⑤までに掲げる特約条項の規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

① 保険料分割払特約条項（一般用）

ア．第2条（第1回分割保険料領収前の事故）の見出し中「事故」とあるのは「損害賠償請求」

イ．第2条（第1回分割保険料領収前の事故）の規定中「第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません」とあるのは「第1回分割保険料領収前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求または第1回分割保険料領収前になされた損害賠償請求に対しては、保険金を支払いません」

ウ．第5条（分割保険料不払の場合の免責）の規定中「その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません」とあるのは「その払込期日の翌日以降になされた損害賠償請求に対しては、保険金を支払いません」

エ．第6条（第2回以降分割保険料領収前事故の特則）の見出し中「事故」とあるのは「損害賠償請求」

オ．第6条（第2回以降分割保険料領収前事故の特則）の規定中「事故発生日前」とあるのは「損害賠償請求がなされた日の前」および「その事故」とあるのは「その損害賠償請求」

カ．第7条（追加保険料の払込み）(3)の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については」とあるのは「その事実が生じた時より前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求またはその事実が生じた時より前になされた損害賠償請求については」

キ. 第7条（追加保険料の払込み）(4)の規定中「追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては」とあるのは「追加保険料領収前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求または追加保険料領収前になされた損害賠償請求に対しては」

② 保険料分割払特約条項（大口用）

ア. 第2条（第1回分割保険料領収前の事故）の見出し中「事故」とあるのは「損害賠償請求」

イ. 第2条（第1回分割保険料領収前の事故）の規定中「第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません」とあるのは「第1回分割保険料領収前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求または第1回分割保険料領収前になされた損害賠償請求に対しては、保険金を支払いません」

ウ. 第5条（分割保険料および分割追加保険料不払いの場合の免責）(1)の規定中「その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません」とあるのは「その払込期日の翌日以降になされた損害賠償請求に対しては、保険金を支払いません」

エ. 第6条（追加保険料の払込み）(3)の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については」とあるのは「その事実が生じた時より前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求またはその事実が生じた時より前になされた損害賠償請求については」

オ. 第6条（追加保険料の払込み）(4)の規定中「追加保険料等領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては」とあるのは「追加保険料領収前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求または追加保険料

領収前になされた損害賠償請求に対しては」

③ 保険料支払に関する特約条項

ア. 第2条（保険料領収前の事故）の見出し中「事故」とあるのは「損害賠償請求」

イ. 第2条（保険料領収前の事故）の規定中「その保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません」とあるのは「その保険料を領収する前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求またはその保険料を領収する前になされた損害賠償請求については、保険金を支払いません」

④ クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項

第2条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）の見出しおよび(1)の規定中「生じた事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」

⑤ 初回保険料の口座振替に関する特約条項

ア. 第3条（初回保険料払込み前の事故）の見出しおよび(4)の規定中「事故」とあるのは「損害賠償請求」

イ. 第3条（初回保険料払込み前の事故）(2)の規定中「生じた事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに医師特約条項および他の追加条項の規定を適用します

24. 刑事弁護士費用担保追加条項（医師特約条項用）

<用語の定義>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
死傷	被保険者が日本国内において行った医療に起因して、その医療の対象者が死傷することをいいます。
業務上過失致死傷罪	刑法（明治40年法律第45号）第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送致をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が当会社の同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第41号）第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます（ただし、予納された金額から訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余がある場合は、その残余の額を除きます。）。
刑の確定	刑事事件について、検察官が不起訴と判断したこと（ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。）、裁判所が略式命令を発したこと（ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。）、または、第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定すること（ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合における当該第一審および当該控訴審の判決を除きます。）をいいます。
有罪の確定	第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定すること（ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合における当該第一審および当該控訴審の判決を除きます。）をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この追加条項により、被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（保険期間と保険責任の関係）

(1) 当会社は、被保険者が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第5条（責任の始期および終期）(1)に掲げる保険期間中に送検された場合にかぎり、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時までに発生した損害に対して、保険金を支払います。

(2) 普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)ただし書の規定にかかわらず、当会社は、次の①または②に掲げる送検がなされたことによる損害に対しては、保険金を支払いません。

① この保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収するまでの間になされた送検

② この保険契約およびこの保険契約より前に締結していたこの追加条項を付帯する保険契約（初年度契約であるか継続契約であるかを問いません。）の保険期間開始時から保険料を領収するまでの間に保険契約者、被保険者もしくはその代理人（医療法（昭和23年法律第205号）に定める管理者を含みます。以下同様とします。）が知った死傷またはその原因・事由に起因する送検

(3) (2)②の規定中「知った」とは、知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。

第3条（損害の範囲）

(1) 当会社は、次の①および②に掲げる弁護士費用に係る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 刑法（明治40年法律第45号）第2編第5章に定める公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用

② 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用

(2) 当会社は、次の①から③までに掲げる訴訟費用に係る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第500条第1項に定める訴訟費用の裁判の執行免除の申立を行った結果、執行免除決定がなされた費用

② 被保険者の共犯人が、連帯して負担する費用

③ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第1編第16章の規定により、国が被保険者に対して補償する費用

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①および②に掲げる事由に起因して被保険者が負担する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- (2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑥までに掲げる刑事事件に起因して被保険者が負担する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた刑事事件
 - ② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
 - ③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
 - ④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
 - ⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
 - ⑥ 所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

- (1) 当会社は、初年度契約締結の当時、保険契約者、被保険者もしくはその代理人が保険期間の開始日（初年度契約の被保険者においては被保険者となった日をいいます。以下同様とします。）より前に知っていた死傷またはその原因・事由に起因する刑事事件について、保険期間開始後に送検されるおそれのあることを知っていた場合において、その死傷またはその原因・事由により送検がなされたことによる損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定中「知っていた」とは、知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。
- (3) (1)の規定中「死傷またはその原因・事由」には、次条(2)の規定により、当会社に既に通知された事項を含みません。

第6条（送検の通知等）

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者が送検された場合、遅滞なく当会社に対して書面にて、刑事事件における医療の対象者の氏名および被保険者に対する捜査の内容を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を通知しなければなりません。

- (2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に、送検がなされるおそれのある死傷またはその原因・事由を保険期間中に知った場合（ただし、送検されることが合理的に予想される場合にかぎります。）は、その死傷またはその原因・事由の具体的な状況を、遅滞なく当会社に対し書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された死傷またはその原因・事由に起因する送検は、通知の時をもってなされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)または(2)の通知を行わない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第7条（保険金の支払額）

当会社がこの追加条項により支払うべき保険金の額は、被保険者ごとに、保険期間を通じて、500万円を限度とします。

第8条（保険金の請求と返還義務）

- (1) 普通約款第18条（保険金請求の手続）(1)の規定にかかわらず、当会社に対する保険金請求権は、保険金請求権者^(注)が弁護士費用または訴訟費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) (1)の規定に従って保険金の支払いが行われた場合において、被保険者の有罪の確定が行われたときは、保険金請求権者^(注)は、当会社が既に支払った保険金の全額を返還する義務を負うものとします。

（注）保険金請求権者

損害を被った被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人としす。）をいいます。

第9条（読替規定）

この追加条項においては、普通約款の規定を次の①から⑩までのとおり読み替えて適用します。

- ① 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が生じる前に」とあるのは「死傷またはその原因・事由を知る（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）前または送検がなされる前に」
- ② 第7条（告知義務）(4)の規定中「事故が生じた後に」とあるのは「送検がなされた後に」
- ③ 第7条（告知義務）(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた送検」
- ④ 第8条（通知義務）(4)の規定中「承認請求書を受領するまでの間に生じた事故」と

あるのは「承認請求書を受領するまでの間に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）死傷もしくはその原因・事由によってなされた送検または承認請求書を受領するまでの間になされた送検」

- ⑤ 第8条（通知義務）(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた送検」
- ⑥ 第9条（保険契約の解除）(5)の規定中「事故の発生した後になされた」とあるのは「送検がなされた後に行われた」および「解除がなされた時まで発生した事故」とあるのは「解除が行われた時まで保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）死傷もしくはその原因・事由によってなされた送検または解除が行われた時までになされた送検」
- ⑦ 第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(3)の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故」とあるのは「その事実が生じた時より前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）死傷もしくはその原因・事由によってなされた送検またはその事実が生じた時より前になされた送検」
- ⑧ 第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(4)の規定中「追加保険料領収前に生じた事故」とあるのは「追加保険料領収前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）死傷もしくはその原因・事由によってなされた送検または追加保険料領収前になされた送検」
- ⑨ 第18条（保険金請求の手続）(3)の規定中「事故」とあるのは「送検」
- ⑩ 第19条（保険金の支払）(1)①および③の規定中「事故」および「事故発生」とあるのは「送検」

第10条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

この保険契約の被保険者が複数の場合は、被保険者ごとにこの追加条項の規定を適用します。

第11条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに医師特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

25. 医療施設特約条項

(2023年2月1日以降保険始期契約用)

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
医療施設	被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の医療施設をいい、設備を含みます。
看護業務	次の①から④に掲げる業務をいいます。 ① 看護師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する業務 ② 准看護師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する業務 ③ 保険師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する業務 ④ 助産師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する業務
記名被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
コンピューターシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ、モバイル通信機器、端末装置等の情報処理機器もしくは設備またはこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器もしくは設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、次の①から③までに掲げるものを含みます。 ① 通信用回線 ② ソフトウェアまたは電子データ ③ クラウド、ホスティング等のサービスにより利用されるもの
サイバーインシデント	次の①および②に掲げるものをいいます。 ① サイバー攻撃により生じた事象 ② サイバー攻撃以外の事由により生じた次のアからウまでの事象 ア. ソフトウェアもしくは電子データの損壊、書換え、消失または流出 イ. コンピュータシステムへアクセスすることが不可能になること、または制限されること ウ. アおよびイ以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの停止、機能不全、誤作動または不具合
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスもしくはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連した不正な行為または犯罪行為をいい、次の①から④までに掲げるものを含みます。 ① 正当な使用権限を有さない者による、または正当な使用目的もしくはアクセス方法ではないアクセス ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊その他のコンピュータシステムに関する障害を意図的に引き起こす行為 ③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 ④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に電子データを入手する行為

専門職業業務	次の①から⑮に掲げる業務をいいます。 ① 診療放射線技師の資格を有する者が行う診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）に規定する業務 ② 診療エックス線技師の資格を有する者が行う診療放射線技師法附則（昭和58年法律第83号）に規定する業務 ③ 臨床検査技師の資格を有する者が行う臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）に規定する業務 ④ 衛生検査技師の資格を有する者が行う臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）により改正される以前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）をいいます。）に規定する業務 ⑤ 理学療法士の資格を有する者が行う理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）に規定する業務 ⑥ 作業療法士の資格を有する者が行う理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）に規定する業務 ⑦ 視能訓練士の資格を有する者が行う視能訓練士法（昭和46年法律第64号）に規定する業務 ⑧ 言語聴覚士の資格を有する者が行う言語聴覚士法（平成9年法律第132号）に規定する業務 ⑨ 臨床工学技士の資格を有する者が行う臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）に規定する業務 ⑩ 義肢装具士の資格を有する者が行う義肢装具士法（昭和62年法律第61号）に規定する業務 ⑪ 管理栄養士の資格を有する者が行う栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する業務
	⑫ 歯科衛生士の資格を有する者が行う歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）に規定する業務 ⑬ 歯科技工士の資格を有する者が行う歯科技工士法（昭和30年法律第168号）に規定する業務 ⑭ 精神保健福祉士の資格を有する者が行う精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に規定する業務 ⑮ 薬剤師の資格を有する者が行う薬剤師法（昭和35年法律第146号）に規定する業務 ⑯ 介護福祉士の資格を有する者が行う社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する業務 ⑰ 社会福祉士の資格を有する者が行う社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する業務 ⑱ 救急救命士の資格を有する者が行う救急救命士法（平成3年法律第36号）に規定する業務
不当行為	次の①または②に掲げる不当な行為をいいます。 ① 不当な身体拘束による自由の侵害または名誉き損 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

第1章 医療施設業務担保条項

第1条（当会社の支払責任）

この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、次の①または②によって保険期間中に生じた偶然な事故をいいます。

- ① 医療施設または保険証券記載の業務遂行
- ② 記名被保険者の占有を離れた飲食物その他の保険証券記載の財物

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑩までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任
- ② 医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ③ 航空機、自動車^{（注1）}または医療施設外における船、車両^{（注2）}もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ④ 屋根、樋、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
- ⑥ 昇降機の所有、使用または管理について、保険契約者もしくは被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任
- ⑦ 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑧ 専門職業業務または看護業務の遂行による賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑨ 支給財物^{（注3）}の損壊に起因する賠償責任
- ⑩ 記名被保険者以外の被保険者が、その被保険者の受託財物^{（注4）}を損壊したことに起因する賠償責任

（注1）自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。

(注2) 車両

原動力がもっぱら人力である場合を除きます。

(注3) 支給財物

次のアおよびイに掲げる財物をいい、

ア. 作業^(注5)に使用される材料または部品をいい、既に作業^(注5)に使用されたものを含みます。

イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。

(注4) 受託財物

次のアからエに掲げる他人の財物をいい、

ア. 借用財物

被保険者が借用している財物をいい、所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。

イ. 支給財物^(注3)

ウ. 販売・保管・運送受託物

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。

エ. 作業受託物

作業^(注5)のために被保険者の所有または管理する施設内^(注6)にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。

(注5) 作業

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

(注6) 施設内

仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

(1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から④までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 核燃料物質^(注1)もしくは核燃料物質^(注1)によって汚染された物^(注2)の放射性、爆

発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任

② ①以外の放射線^(注3)照射または放射能汚染に起因する賠償責任

③ 汚染物質^(注4)の排出等^(注5)に起因する賠償責任。ただし、公共水域^(注6)以外への汚染物質^(注4)の排出等^(注5)が急激かつ偶然に発生した場合を除きます。

④ 石綿もしくは石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性、または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

(2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、汚染物質^(注4)の排出等^(注5)が発生した場合またはそのおそれのある場合において、その汚染物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくは拡散の防止等のために支出された費用その他損害の防止軽減のために要した費用については、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。ただし、公共水域^(注6)以外への汚染物質^(注4)の排出等^(注5)が急激かつ偶然に発生した場合を除きます。

(注1) 核燃料物質

使用済核燃料を含みます。

(注2) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注3) ①以外の放射線

医療用放射線を除きます。

(注4) 汚染物質

固体状、液体状、気体状の、または熱を帯びた刺激物質、有害物質および汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

(注5) 排出等

排出、流出、いつ出、分散、拡散、放出、漏出等をいいます。

(注6) 公共水域

海、河川、湖沼または運河をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合の適用除外)

(1) 当会社は、普通約款第3条(保険適用地域)(2)の規定を適用しません。

(2) 当会社は、普通約款第4条(保険金を支払わない場合)④の規定は、昇降機に積載した他人の財物については、これを適用しません。

第2章 人格権侵害担保条項

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定および第1章医療施設業務担保条項第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、医療施設または保険証券記載の業務遂行に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った不当行為により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この担保条項の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) 同一の原因から生じた一連の不当行為は、不当行為の発生した時または場所にかかわらず、そのすべてを1回の不当行為とみなします。
- (3) (2)の不当行為は、最初の不当行為またはその原因が発生した時にすべての不当行為が行われたものとみなします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧までおよび第1章医療施設業務担保条項第2条（保険金を支払わない場合－その1）①から⑩までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑥までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が行った医療に起因する賠償責任
- ② 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為^{（注）}に起因する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 記名被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ④ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑥ 被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

（注）犯罪行為

過失犯を除きます。

第3条（保険金の支払方法および責任限度）

- (1) この担保条項に従いながら当会社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、1回の不当行為について、次の算式によって得られた額とします。

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額－免責金額0円

- (2) 1人の個人または1つの組織が被った行為による普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、1被害者につき1,000万円を限度とし、一連の損害賠償請求について、かつ保険期間を通じて、1億円（以下「総保険金額」といいます。）を限度とします。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当会社が第1条（当会社の支払責任）に規定する損害に対して保険金を支払った場合は、この担保条項に従いながら当会社が支払った普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額を控除した残額をもって、その行為の発生日以降の保険期間に対する総保険金額とします。

第4条（読替規定）

この担保条項においては、普通約款の規定中「事故」とあるのを「不当行為」と読み替えて適用します。

第3章 共通条項

第1条（被保険者の範囲）

この特約条項において、被保険者とは次の①および②に掲げる者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者である個人。ただし、記名

被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。

第2条（読替規定）

当会社は、この特約条項においては、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
「使用人」の用語の定義	被保険者	記名被保険者
第4条（保険金を支払わない場合）①	保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任	保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
第4条（保険金を支払わない場合）④	被保険者	記名被保険者
第4条（保険金を支払わない場合）⑤	被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任	被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
第4条（保険金を支払わない場合）⑥	被保険者の使用人	記名被保険者の使用人
第4条（保険金を支払わない場合）⑥	被保険者の業務	記名被保険者の業務
第7条（告知義務）	被保険者	記名被保険者
第8条（通知義務）	被保険者	記名被保険者
第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）	被保険者	記名被保険者
第11条（保険料の精算）	被保険者	記名被保険者

第3条（被保険者相互間の交差責任）

- (1) この特約条項において、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する追加条項の保険金を支払わない場合について定めた規定に反しないかぎり、当会社は、被保険者相互間^(注)における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用します。
- (2) 当会社がこの特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても、1回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

(注) 被保険者相互間

記名被保険者とその他の記名被保険者の相互間を含みます。

第4条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1) 第1章医療施設業務担保条項第1条（当会社の支払責任）の事故による普通約款第1条（当会社の支払責任）の損害および第2章人格権侵害担保条項第1条（当会社の支

払責任) の損害には、サイバーインシデントに起因する損害を含みます。

(2) この特約条項に付帯される追加条項において、下欄記載の損害等には、サイバーインシデントに起因するものを含みます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 借家人賠償責任担保追加条項（医療施設特約条項用）が付帯されている場合には、同追加条項第1条（当会社の支払責任）の損害② 傷害見舞費用担保追加条項（医療施設特約条項用）が付帯されている場合には、同追加条項第1条（当会社の支払責任）(1)の損害③ 傷害担保追加条項（医療施設特約条項用）が付帯されている場合には、同追加条項第1条（当会社の支払責任）(1)の傷害④ 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保追加条項（医療施設特約条項・傷害担保追加条項用）が付帯されている場合には、同追加条項第1条（当会社の支払責任）(1)の特定感染症の発病⑤ 情報メディア担保追加条項（医療施設特約条項用）が付帯されている場合には、同追加条項第1条（当会社の支払責任）(1)の損害 |
|---|

第5条（普通約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに他の追加条項の規定を適用します。

26. 全国町村会公金総合保険契約特約書

全国町村会 (以下「甲」といいます。) と損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、(以上4社を以下「乙」といいます。) は、現金・有価証券 (以下、「現金等」といいます。) に係わる全国町村会公金総合保険契約 (以下「保険契約」といいます。) につき、次のとおり特約書を締結します。

第1条 (保険契約者および被保険者)

(1) この保険契約における被保険者は次に掲げるとおりとします。

- ① 本保険契約の加入町村
- ② 特別に加入を認めた市 (注)
- ③ 本保険契約に加入した町村または市が構成している一部事務組合、広域連合、合併特例区および地方独立行政法人
- ④ 地方自治体法第252条の2に基づく協議会またはこれに準ずる協議会であって市区町村により構成されるもの。ただし、当該協議会の現金等が、被保険者の庁舎内で保管されているか、または被保険者の職員の管理下 (被保険者の職員自ら輸送する場合を含みます。) にあるかいずれかの場合にかぎり、その協議会を被保険者とみなします。
- ⑤ 全国町村会および都道府県町村会

(2) 甲は、全国の各町村のうち乙の「全国町村会公金総合保険契約特約書」 (以下「この特約書」といいます。) に加入を希望する町村をとりまとめ、甲を保険契約者、その加入町村を被保険者とする保険契約の申込みを乙に対して行い、乙はこの特約書および動産総合保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) ならびに次に掲げる特約条項 (以下「付帯特約条項」といいます。) の規定に従って、保険金を支払います。

- ① 臨時費用限定不担保特約条項
- ② 商品包括契約特約条項C
- ③ 自動販売機等特約条項
- ④ 物損害追加特約条項
- ⑤ 水災危険担保特約条項
- ⑥ 他保険証券記載の特約条項

(3) その他、乙が承認するものについては、(2)を準用します。

(注) 特別に加入を認めた市

2025年5月31日午後12時時点で本保険契約に加入している市で、継続して加入を希望する市

第2条（共同保険）

この特約書に関する乙各社の保険責任分担割合を別表に掲げるとおりとします。乙各社は別表1に掲げる割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の権利を有し、義務を負うものとします。

第3条（幹事会社および副幹事会社）

- (1) 甲はこの特約書に基づく保険契約につき、損害保険ジャパン株式会社（以下「丙」といいます。）を乙の幹事会社とし、丙は甲または被保険者とのこの特約書に基づく保険契約の締結、保険料の分担金の収受、契約証の発行、損害の調査、保険金の支払、その他保険契約運営上必要な一切の業務を乙を代表して遂行します。
- (2) 甲は、この特約書に基づく保険契約につき、東京海上日動火災保険株式会社を副幹事会社とし、副幹事会社は、丙の要請に基づき(1)に定める丙の業務に協力、援助するものとします。

第4条（保険期間）

- (1) 普通約款第3章基本条項第29条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、この保険の保険期間は、2026年6月1日午前0時に始まり、2027年5月31日午後12時に終わります。
- (2) (1)に定める保険期間の中途において、町村がこの保険に加入しようとする場合は、その町村の保険期間は、甲がこの保険の加入依頼書を受け付けた日の午後4時に始まり、2027年5月31日午後12時に終わります。

第5条（保険の目的）

この特約書に基づく保険契約の保険の目的は、以下のとおりとします。

- ① 被保険者が取り扱う一般会計および特別会計の収入金または支払金、その他被保険者が公金に準じて取り扱う歳計外現金（共済掛金等を含みます。）等
- ② 被保険者および被保険者の職員の委託を受けた集金者（納税組合等を含みます。以下「集金者」といいます。）が個別に徴収した各種税金、国民年金、水道料、保育料、各種事務手数料および施設使用料等の現金等
- ③ 職員の給与、賞与および支払等のために保管中の現金等
- ④ ①から③の現金等とは、通貨（外国通貨を含みます。）、小切手、収入印紙、収入証紙、定額小為替および約束手形をいいます（以下同様とします）。

第6条（保険金を支払う場合）

- (1) 乙は、前条に定める保険の目的について生じた損害に対して、この特約書および普通約款ならびに各特約条項の規定にしたがい、保険金を支払います。
- (2) 乙は、普通約款第2章補償条項第4条(保険金を支払わない場合－その2)③の規定にかかわらず、詐欺によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。
- (3) 乙は、商品包括契約特約条項C第4条(保険金を支払わない場合－その1)(2)、自動販売機等特約条項第2条(保険金を支払わない場合)(1)④の規定にかかわらず、保険の目的が自動販売機等に収容される場合、偽造・変造貨幣によって生じた損害に対しては保険金を支払います。
- (4) 乙は、コンビニエンスストアが扱う公金については、委託の形態を問わず、そのコンビニエンスストアの管理下において公金に生じた損害については、保険金を支払います。

第7条 (保険責任の始終)

- (1) 被保険者の収入金については、被保険者および集金者等が債務者より現金等を受領したときに始まり、被保険者の指定金融機関、指定代理金融機関または収納代理金融機関に納入したときに終わります。
- (2) 被保険者の支払金については、被保険者が指定金融機関、指定代理金融機関または収納代理金融機関より現金等を引き出したときに始まり、債権者の手に渡された時に終わります。
- (3) 被保険者の歳計外現金等については、(1)または(2)の規定を準用します。
- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、次条に規定する担保期間経過後に生じた損害に対しては保険金を支払いません。

第8条 (担保期間)

保険金支払の対象となる損害は、次の①または②に掲げる間に生じた損害に限ります。

- ① 町村役場、出張所、行政機関等(以下「町村行政機関等」といいます。)および集金者等宅において一時保管されている間
- ② 町村行政機関等相互間、町村行政機関と金融機関、債権者および集金者等の間を運送されている間

第9条 (保険金を支払わない場合)

乙は、第6条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、次の①から⑤までによる損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 集金者等(被保険者の職員を含みます。)が単独もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗またはその他これらに類似の行為によって保険の目的に生じた損害

- ② 原因のいかんを問わず、勘定間違い、支払いの過誤または受取り不足等の出納過誤によって生じた損害
- ③ 帳簿、帳票等により確認できない損害
- ④ 紛失による損害
- ⑤ 騒擾^(注)に起因する損害

(注) 騒擾

群衆または多数の者の集団の行動によって、数街区もしくはこれに準ずる規模またはそれ以上の範囲にわたり平穏が害されるか、または被害を生じる状態であって普通約款第2章補償条項第3条（保険金を支払わない場合－その1）(2)①の暴動に至らないものをいいます。

第10条（保険金額）

この保険契約における保険金額は、被保険者の直近一般会計歳入額の20%相当額とします。

第11条（損害保険金の支払額）

保険の目的について乙が保険金を支払うべき損害が生じた場合には、乙は、普通約款第2章補償条項第5条（損害額の決定）、同章第6条（保険金の支払額）、商品包括契約特約条項C第8条（保管中の保険金の支払額）および同第9条（運送中の保険金の支払額）の規定にかかわらず、1事故につき保管中および運送中を問わず、前条に定める保険金額を限度としてその実損害額について損害保険金を支払います。

第12条（保険料分担金率）

- (1) 保険契約の保険料分担金率は、保険加入時点におけるその加入町村の住民基本台帳および外国人登録原票に基づく全住民数に応じ、別表2に定めるものとします。
- (2) 第4条（保険期間）(2)により保険期間が1年未満となる場合の保険料分担金は、年間保険料に対して月割により計算した額とします。この場合、保険期間に1か月未満の端日数が生じたときは、これを1か月に切り上げて計算します。

第13条（保険料分担金率等の調整）

- (1) この特約書に定める保険金額、保険料分担金率等を改定する場合には、損害率、事故発生頻度等を勘案のうえ、甲乙協議してこれを行うものとします。
- (2) (1)の改定は、保険期間の中途においては実施しません。

第14条（帳簿等の閲覧）

- (1) 乙は、この保険契約に関連のある町村等の帳簿等の調査・閲覧を被保険者に請求することができます。

- (2) 被保険者が(1)の請求を正当な理由なく拒んだ場合には、(1)の請求時より、乙はその調査・閲覧に係るのある保険の目的につき保険金を支払いません。

第15条（準用規定）

この特約書に規定しない事項については、この特約書の趣旨に反しない限り普通約款および付帯される他の特約条項の規定を準用します。

第16条（特約書運用上の協議）

甲および乙は、次の①または②に掲げる場合には、この特約書の趣旨に沿って互いに協議しこれを決定するものとします。

- ① この特約書の内容および運用に疑義が生じた場合
- ② この特約書に定めない事態が生じた場合

第17条（特約書の改定）

- (1) 甲または乙は、必要に応じ相手方に対し、30日前の書面による通知をもって、この特約書の改廃を申し込むことができるものとします。
- (2) (1)の通知に対して、相手方が書面による反対の意思表示をしない場合は、通知期間満了のときに、相手方は特約書の改廃に同意したものとみなします。

第18条（特約書の有効期間）

- (1) この特約書の有効期間は、2026年6月1日から2027年5月31日までとし、これ以前に締結された特約書は無効とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、特約書の有効期間中であっても、甲および乙は、書面による1か月前の通知により、この特約を解除することができます。

上記のとおり特約書を締結した証として本書5通を作成し、各当事者記名捺印のうえ各1通を分有します。

2026年6月1日

甲 全国町村会

乙 損害保険ジャパン株式会社

東京海上日動火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

別 表 1

全国町村会公金総合保険

保険責任分担割合

損害保険ジャパン株式会社	80.3%
東京海上日動火災保険株式会社	13.3%
三井住友海上火災保険株式会社	4.0%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2.4%

別 表 2

保険料分担金率

1 年間につき住民 1 人あたり保険料分担金率（単位：円）
2.10

27. 動産総合保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書 ^(注1) の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの ^(注2) をいいます。 (注1) 保険契約申込書 付属する明細書がある場合には、これらの書類を含みます。 (注2) 当会社が告知を求めたもの 他の保険契約等に関する事項を含みます。
再調達価額	保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
敷地内	囲いの有無を問わず、保険の目的の保管場所または展示場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
支払限度額	別表に掲げる支払限度額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
全損	損害の額が、保険価額以上となることをいいます。保険の目的を積載している輸送用具が行方不明となった時から60日間を経過してもなお発見されない場合は全損とみなします。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
他の保険契約等	保険の目的の保管場所または展示場所と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結されたこの保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
担保地域	保険責任の及ぶ地域をいい、保険証券に日本国と異なる国または地域が記載されている場合を除き、日本国内とします。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。

配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
保険価額	この保険契約に適用される特約に別の定めがないかぎり、損害が生じた地および時における保険の目的の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金をいいます。
保険の目的の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額^(注)を差し引いた額をいいます。ただし、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材は、仕入価額または原価等のその保険の目的の性質または状況に応じた価額とし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品は、その保険の目的と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 (注) 減価額 保険の目的の種類ごとに、次の額を限度とします。 ア. 設備、装置または機械 稼働しているものは再調達価額の70%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは保守管理の状況および使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。 イ. アに規定する以外のもの 日常生活または業務に使用できる状態のものは再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
免責金額	損害保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この約款に従い、保険の目的について、保険証券記載の担保地域内における偶然な事故によって生じた損害に対して損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、この約款に従い、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の目的が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、臨時費用保険金を

支払います。

- (3) 当社は、この約款に従い、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって生じる残存物取片づけ費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当社は、次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者^(注1)の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注2)の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 被保険者と同じ世帯に属する親族の故意または保険の目的を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りします。
- ④ 保険の目的の自然の消耗もしくは劣化^(注3)もしくは保険の目的の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
- ⑤ 保険の目的の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の目的を使用もしくは管理する者が相当の注意を払ったとしても発見できなかった欠陥については除きます。
- ⑥ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置については除きます。
- ⑦ 保険の目的の加工^(注4)着手^(注5)後の事故。
- ⑧ 取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害

(注1) 保険契約者または被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) その者（①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者）

①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 保険の目的の自然の消耗もしくは劣化

保険の目的が機械、設備または装置である場合は、日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。

(注4) 加工

保険の目的に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業を除きます。

(注5) 加工^(注4) 着手

保険の目的に対して加工作業を加えた時をいいます。

(2) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害^(注1)に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) ①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害

①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質(注3)によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(3) 当会社は、保険の目的の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の目的ごとに、その保険の目的が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険金を支払わない場合－その2)

当会社は、この保険契約に適用される特約に別の定めがないかぎり、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては保険金を支払いません

- ① 保険の目的に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣。ただし、これらの事由によって火災^(注1)、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
- ② 偶然な外来の事故に直接起因しない、電気の作用または機械の稼働に伴って発生した保険の目的の電氣的または機械的事故。ただし、これらの事故によって火災^(注1)、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
- ③ 詐欺または横領
- ④ 保険の目的の置き忘れ^(注2)または紛失^(注3)
- ⑤ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ^(注4)・落石等の水災

(注1) 火災

焦げ損害を除きます。

(注2) 置き忘れ

保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいい、置き忘れ後の盗難を含みます。

(注3) 紛失

紛失後の盗難を含みます。

(注4) 土砂崩れ

崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

第5条（損害額の決定）

- (1) 当会社が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険の目的の損傷を修理することができる場合においては、保険価額を限度とし、次の算式^(注1)によって算出した額を損害の額とします。

修理費－修理によって保険の目的の価額が
増加した場合は、その増加額^(注2)－修理に伴って生じた残存物
がある場合は、その価額＝損害の額

(注1) 次の算式

算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の目的を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の目的の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたとき

は、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注2) 修理によって保険の目的の価額が増加した場合は、その増加額保険の目的の種類ごとに、次の額を限度とします。なお、これらの限度は、その損害が生じた物ごとにそれぞれ適用します。

ア. 設備、装置または機械

稼働しているものは再調達価額の70%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは保守管理の状況および使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

イ. アに規定する以外のもの

日常生活または業務に使用できる状態のものは再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

- (3) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の目的を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)および(2)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。
- (4) 保険の目的が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じた場合は、当会社は、その損害が保険の目的全体の価値におよぼす影響を考慮して、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額を定めます。この場合において、その損害が生じた部分の損害の額が保険価額を超過する場合のみ全損とみなします。

第6条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき額は、保険金額を限度とし、前条に定める損害の額から免責金額を差し引いた額とします。ただし、保険金額が保険価額以上の場合は、保険価額を限度とします。
- (2) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$(\text{前条に定める損害の額} - \text{免責金額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (3) (1)および(2)の場合において、全損となる場合または事故が火災（注）、落雷、破裂または爆発による場合は、免責金額を差し引きません。

（注）火災

焦げ損害を除きます。

- (4) (1)から(3)までの規定により算出した損害保険金の額が1回の事故につき、1敷地内または1輸送ごとにてん補限度額を超える場合は、当会社の支払うべき損害保険金は、てん補限度額を限度とします。

- (5) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、300万円を限度とします。

第2条(1)の損害保険金×支払割合（30%）＝臨時費用保険金の額

- (6) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

- (7) 当会社は、(5)および(6)の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。

- (3) (1)の場合において、第2条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金および同条(3)の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)の損

害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。

第8条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の目的を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の目的に対する保険金額とみなし、第5条（損害額の決定）から前条までの規定をおのおの別に適用します。

第9条（現物での支払）

当会社は、損害の全部または一部について復元もしくは修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第3章 基本条項

第10条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社
社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意
または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げ
た場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除すること
ができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によっ
てこれを知らなかった場合 (注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の
発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれ
を承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申
し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険
契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1
か月を経過した場合または保険契約締結時の翌日から起算して5年を経過した場合
(注) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場
合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた

場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第17条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第11条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次の①から④までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の目的の保管場所、展示場所または運送経路の変更
- ② 保険の目的を収容する建物の構造または用途の変更
- ③ 保険証券記載の担保地域の変更
- ④ ①から③までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)の発生

(注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または危険増加が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第17条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第12条（保険の目的の調査）

当会社は、いつでも、保険の目的またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。

第13条（保険契約の無効または取消し）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第14条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の目的の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の目的の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の目的の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第15条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次の①または②のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の目的の全部が滅失した場合。ただし、第28条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の目的が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条（保険契約の解除）

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社がこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力^(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力^(注)を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力^(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (3) 当会社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注)を解除することができます。

(注) この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- (4) (2)または(3)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(4)の規定は、(2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第17条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第18条（保険料の返還または請求－契約内容の変更の承認等の場合）

- (1) 次の①から③までの場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、下表の規定に従い、算出した額を返還または請求します。

区 分	保険料の返還または請求
① 第10条（告知義務） (1)により告げられた内容が事実と異なる場合	ア. 変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
② 第11条（通知義務） (1)の通知に基づいて契約内容を変更する場合	ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、危険の減少が生じた時以降の期間 ^(注1) に対し、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更後の保険料と変更後の保険料の差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注2)}}{\text{保険期間月数}^{(注2)}} \right)$ イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、危険増加が生じた時以降の期間 ^(注3) に対し、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{変更後の保険料と変更前の保険料の差額} \times \frac{\text{未経過月数}^{(注2)}}{\text{保険期間月数}^{(注2)}}$
③ 第33条（契約内容の変更）の承認をする場合	ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、危険の減少が生じた時以降の期間 ^(注1) に対し、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更前の保険料と変更後の保険料の差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注2)}}{\text{保険期間月数}^{(注2)}} \right)$ イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{変更後の保険料と変更前の保険料の差額} \times \frac{\text{未経過月数}^{(注2)}}{\text{保険期間月数}^{(注2)}}$

(注1) 危険の減少が生じた時以降の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(注2) 月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 危険増加が生じた時以降の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加が生じた時以降の期間

をいいます。

- (2) 保険契約者が(1)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (3) (1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、次の①または②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

① (1)①に該当する場合は、保険期間の初日

② (1)②に該当する場合は、危険増加が生じた時

- (4) 当会社が(1)③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、この約款および適用される特約に従い、保険金を支払います。

第19条（保険料の返還－無効、取消または保険金額の調整の場合）

- (1) 第13条（保険契約の無効または取消し）の規定により保険契約が無効または取消しとなる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 第14条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡さかのぼって、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (3) 第14条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、前条(1)③アの規定により計算した保険料を返還します。

第20条（保険料の返還－失効または解除の場合）

次の①から③までの場合において、当会社は、この保険契約に適用される特約に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い、算出した額を返還します。

区 分	返還保険料
① 保険契約が失効となる場合	既に払い込まれた保険料 $\times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注)}}{\text{保険期間月数}^{(注)}} \right)$
② 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)、第16条（保険契約の解除）(2)または第18条（保険料の返還または請求－契約内容の変更の承認等の場合）(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	解除前の保険料 $\times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注)}}{\text{保険期間月数}^{(注)}} \right)$
③ 第16条(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合	

（注）月数

1 か月に満たない期間は1 か月とします。

（注）月数

1 か月に満たない期間は1 か月とします。

第21条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の目的について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

（注）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 保険の目的について損害が生じた場合は、当会社は、保険の目的またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が生じた場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき（免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。）を除き、

当会社は、これを負担します。ただし、保険金額（注）から第2条(1)の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。

（注）保険金額

保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。

- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第2条（保険金を支払う場合）損害の発生または拡大を防止する
合) (1)の事故による損害の額 $\frac{\text{損害の発生または拡大を防止する}}{\text{損害の額}}$ = 損害の額

- (4) **第6条**（保険金の支払額）(2)、第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1)および第8条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第7条(1)の規定中「支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約の保険金額もしくは共済契約の共済金額の合計額（注）からそれぞれの保険契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済契約によって支払われるべき共済金の合計額を差し引いた残額または第22条（損害防止義務および損害防止費用）(2)本文によって当会社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

（注）それぞれの保険契約の保険金額もしくは共済契約の共済金額の合計額

それぞれの保険契約の保険金額もしくは共済契約の共済金額の合計額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。

第23条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払った場合でも、保険の目的の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の目的について、当会社が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払う前にその保険の目的が回収された場合は、第5条（損害額の決定）(3)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 保険の目的が盗取された場合に、当会社が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の目的について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（注）を当会社に支払って、その保険の目的の所有権その他の物権を取得することができます。

（注）損害保険金に相当する額

第5条（損害額の決定）(3)の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第24条（代 位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第25条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 損害見積書

③ 保険の目的の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類

④ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までに該当する者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族
（注2）

（注1）配偶者

法律上の配偶者に限ります。

（注2）親族

法律上の親族に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日^{（注1）}からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われな

い事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額^(注2)および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 請求完了日

被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

保険価額を含みます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 請求完了日

被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第27条（時効）

保険金請求権は、第25条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第28条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の支払額が1回の事故につき保険金額^(注)以上となった場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額

保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第29条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 初日の午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第30条（保険の目的の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の目的を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの約款および適用される特約に関する権利および義務を保険の目的の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の目的

の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の目的が譲渡された時に保険の目的の譲受人に移転します。

第31条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この約款および適用される特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の目的を譲渡する場合は、前条の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの約款および適用される特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第32条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第33条（契約内容の変更）

- (1) 保険契約者は、第10条（告知義務）、第11条（通知義務）、第14条（保険金額の調整）および第30条（保険の目的の譲渡）から前条までに該当しないその他の契約内容の変更をしようとする場合は、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) (1)の場合において、当会社が書面を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第34条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの約款および適用される特約に関する義務を負うものとします。

第35条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第36条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金	損害の額 ^(注) (注) 損害の額 それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。
2	第2条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円 ^(注) (注) 300万円 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
3	第2条（保険金を支払う場合）(3)の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

28. 臨時費用不担保限定特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約により、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章補償条項第2条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、臨時費用保険金を支払いません。ただし、下欄に特定の事故の記載がある場合は、下欄に掲げる事故によって保険の目的について生じた損害に対し同条(1)の損害保険金が支払われるときを除きます。

火災、落雷、破裂または爆発、盗難

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

29. 商品包括契約特約条項C

第1条（保険の目的の範囲）

この保険契約においては、白地小切手および白地手形は、保険の目的に含まれません。

第2条（保険責任の範囲）

当会社の保険責任は、保険の目的が保険証券記載の保管場所（以下「保管場所」といいます。）に保管されている間および保険証券記載の運送経路（注）を運送されている間とします。

（注）保険証券記載の運送経路

通常かつ合理的な輸送過程に限ります。以下同様とします。

第3条（不着危険の取扱い）

- (1) 当会社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章補償条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）④の規定にかかわらず、運送中の各荷づくり^{（注1）}ごとの不着^{（注2）}によって保険の目的に生じた損害に対して保険金を支払います。ただし自己輸送中の不着によって生じた損害を除きます。

（注1） 荷づくり

ケース・カバン・封筒を含みます。

（注2） 不着

原因不明の不着をいいます。

- (2) 保険契約者または被保険者は(1)の損害の発生を知った場合は、遅滞なく運送人、運送取扱人その他の第三者に対し、求償手続きをとらなければなりません。
- (3) (2)に違反した場合は、当会社は、これら第三者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を控除した残額を基礎として、保険金の額を決定します。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、普通約款第2章補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、勘定間違い、支払いの過誤または受取り不足などの出納過誤によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、普通約款および付帯される他の特約の規定にかかわらず、偽造・変造貨紙幣または偽造・変造有価証券の損害に対しては保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、普通約款第2章補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、次の①から④までのいずれかに該当する事実が生じた場合には、保険金を支払うべき事故が発生した小切手および手形（それぞれ、以下「事故小切手」および「事故手形」といいます。）にかかわる損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 事故小切手または事故手形が支払のため適法に呈示された場合において、支払人、振出人または引受人が支払を拒絶したこと。ただし、支払拒絶の事由が保険金を支払うべき事故である場合またはその小切手または手形の形式または内容の不備（保険金を支払うべき事故以後に生じたことを被保険者が立証したものに限ります。）である場合は除きます。
- ② 事故小切手または事故手形の支払拒絶のため振出人または引受人が銀行取引を停止されたこと（①ただし書きに該当する場合であるか否かを問いません。）
- ③ 事故手形の満期前において、振出人（約束手形の場合。以下同様とします。）または引受人（為替手形の場合。以下同様とします。）につき破産の申立もしくは宣告、民事再生手続開始の申立、整理開始の申立もしくは命令、特別精算開始の申立もしくは命令、会社更生手続開始の申立または銀行取引停止処分がなされるかまたは強制執行の効果がなかったこと。
- ④ 事故手形の満期前に振出人または引受人が支払を停止したこと。

第6条（損害額の証明）

当会社は、保険契約者または被保険者が、帳簿その他の証拠書類により客観的に証明することができた損害額についてのみ保険金を支払います。

第7条（保険価額）

保険の目的に手形および小切手が含まれる場合、その保険価額は額面金額とします。

第8条（保管中の保険金の支払額）

- (1) 各保管場所の保険金額が直近会計年度1年間の平均売上高以上に定められた場合、普通約款第2章補償条項第6条（保険金の支払額）(2)の規定にかかわらず、保管中に生じた保険の目的の損害に対して、1事故につき保険証券記載のてん補限度額を限度として、その実損害額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を損害保険金として支払います。ただし、全損となる場合または事故が火災（焦げ損害を除きます。）、落雷、破裂または爆発による場合は、免責金額を差し引きません。なお、保険金額が直近会計年度1年間の平均売上高を下回る場合には、その平均売上高に対する割合によって損害保険金を削減します。

(2) (1)にいう「平均売上高」とは、直近会計年度1年間の売上高を年間営業日数で除した額とします。

(3) (1)に規定するてん補限度額は保険金を支払った場合でも減額しないものとします。

第9条（運送中の保険金の支払額）

(1) 当会社は普通約款第2章補償条項第6条（保険金の支払額）(2)の規定にかかわらず、運送中に生じた損害については保険証券記載のてん補限度額を限度として、その実損害額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を損害保険金として支払います。ただし、全損となる場合または事故が火災（焦げ損害を除きます。）、落雷、破裂または爆発による場合は、免責金額を差し引きません。

(2) (1)にいう「運送中」とは、保管場所において、輸送の目的をもって保険の目的の移動が開始された時から保険証券記載の運送経路を経て、仕向地保管場所において保険の目的が引き渡された時までとし、運送に付随する一時保管も含むものとします。

(3) 運送方法は、携行、護送、書留郵便または貴重品であることを告げて輸送を委託する鉄道便・航空便・自動車便に限ります。なお、書留郵便の場合においては、保険の目的が仕向地保管場所以外にある受取人に転送されるかまたは差出人に還付される場合は、保険の目的が転送先の受取人に配達もしくは交付される時までまたは差出人に還付される時までを含みます。

(4) (1)に規定するてん補限度額は保険金を支払った場合でも減額しないものとします。

第10条（損害防止義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の目的（手形を除きます。）に損害が生じたことを知った場合は、次の①から③までの措置をとらなければなりません。

① その事故の発生を最も迅速な方法で当会社へ通知するとともに遅滞なく所轄警察官署、郵便局等に届け出て事故に関する証明書を取り付けること。

② 遅滞なく事故小切手の振出人に対して事故発生の通知をし、かつ、小切手事故届の提出を依頼すること。

③ ①および②に定める手続き終了後、公示催告手続きを行うこと。

(2) 保険の目的が小切手、かつ、振出人が被保険者の場合は、(1)②を「小切手事故届の提出をすること」と読み替えるものとします。

(3) 保険契約者または被保険者は、保険の目的である手形に損害が生じたことを知った場合は、次の①から④までの措置をとらなければなりません。

① その事故の発生を最も迅速な方法で当会社へ通知するとともに、所轄警察官署、

郵便局等に届け出て、事故に関する証明書を取り付けること。

② 遅滞なく事故手形の振出人または引受人に対して事故発生の通知をし、かつ、事故手形の支払の差し止めを依頼すること。

③ ①および②に定める手続き終了後、公示催告手続きをとること。

④ 除権決定前に事故手形の満期日が到来する場合には、次のアまたはイの措置をとること。

ア. 振出人または引受人に対して、満期日の前日までに支払銀行に事故届を提出することおよび支払銀行を通じて手形交換所へ異議申立提供金を遅くとも手形交換所規則により許容される期限までに提供することを求めること。

イ. 振出人または引受人に対して、その手形額面金額の供託を求めることを当会社が要求した場合はこれに従うこと。

(4) 振出人または引受人が被保険者である場合には、(3)②および④をそれぞれ次のとおり読み替えるものとします。

① (3)②は「事故手形の支払の差し止めをすること。」

② (3)④は

「ア. 満期日の前日までに支払銀行に事故届を提出することおよび支払銀行を通じて手形交換所へ異議申立提供金を遅くとも手形交換所規則により許容される期限までに提供すること。

イ. その手形額面金額の供託を当会社が要求した場合はこれに従うこと。」

第11条（保険金の支払時期）

(1) 当会社の事故小切手および事故手形に対する保険金支払は除権決定後とします。ただし、事故手形の振出人または引受人が上場会社であり、被保険者が事故手形の満期日に保険金の支払を求めた場合は、当会社は、これに応じるものとします。

(2) 前条(1)④および(3)③の公示催告に要した費用は、これを普通約款第3章基本条項第22条（損害防止義務および損害防止費用）(2)の損害防止費用とみなします。

(3) 損害防止費用の支払時期については(1)を適用せず、普通約款第3章基本条項第26条（保険金の支払時期）の規定を適用します。

第12条（保険金の返還）

被保険者は、次の場合には直ちに保険金（前条(2)の費用その他の損害防止費用を除きます。）を当会社に返還しなければなりません。

① 事故小切手または事故手形につき当会社に保険責任がないことが確定した場合

- ② 被保険者が保険金支払以後に事故小切手または事故手形にかかわる支払を受けた場合

第13条（帳簿等の閲覧）

保険契約者または被保険者は、当会社が請求した場合は、いつでも保険の目的の価額、実輸送額および出納関係等を証明する証拠書類を当会社に閲覧させるものとします。

第14条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の目的の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。
- (2) この保険契約が、事業活動に伴って生じる損害を補償するものではない場合は、(1)の規定を適用しません。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

30. 自動販売機等特約条項

第1条（保険の目的）

この特約は、保険の目的が自動販売機、コインゲーム機、両替機もしくは料金精算機等（以下「機械」といいます。）またはこれに収容される商品もしくは現金である場合に適用されます。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、この特約により、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、次の①から④のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 真空管、ブラウン管、電球、LED蛍光管、その他これらに類似の管球類に生じた損害。ただし、保険の目的が他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。

② 商品または現金が保険の目的の場合、機械の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して商品もしくは現金が規定量または規定額以上に出ることによって生じた損害

③ 商品または現金が保険の目的の場合、棚卸もしくは検品の際に発見された商品または現金の数量不足損害。ただし、外部よりの盗難の形跡が明らかである場合を除きます。

④ 商品または現金が保険の目的の場合、勘定違いによる損害および偽造・変造貨紙幣による損害

(2) 当会社は、商品または現金が保険の目的の場合、保険証券記載の担保地域にかかわらず、商品または現金の運送中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に付帯された他の特約に、商品または現金の運送中の損害を補償する旨の定めがある場合は、その特約の規定にしたがい保険金を支払います。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

31. 情報のみ損害不担保特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約により、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および付帯された他の特約の規定にかかわらず、情報（プログラム、ソフトウェアおよびデータ）のみに生じた損害、またはその損害を受けた結果生じた損害、損失もしくは費用に対しては、保険金を支払いません。

第2条（適用の範囲）

前条の規定にかかわらず、保険証券記載の合計保険金額（複数敷地内所在の保険の目的を一括して契約している場合は、最大敷地内の保険金額とします。）が10億円未満の場合は、前条の規定は適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

32. サイバー攻撃等不担保特約条項

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
悪意のあるコード	コンピュータウイルス、トロイの木馬、キーロガー、スパイウェア、アドウェア、ワーム、ロジックボム等の有害なソフトウェアコードをいいます。
コンピュータシステム	コンピュータ、無線・モバイル通信機器、入力・出力機器、データ記憶機器等のハードウェアまたはソフトウェアをいい、これらをつなぐ通信回線を含みます。
サイバー攻撃	等次の①から⑤に掲げる行為が実施されることをいいます。 ① コンピュータシステム上の電子データまたはソフトウェアの盗難、改ざんまたは破壊 ② コンピュータシステムに対する不正なアクセスおよび使用等 ③ コンピュータシステムに対するD o S 攻撃またはそのアクセスの制限もしくは禁止 ④ コンピュータシステムへの悪意のあるコードの送信 ⑤ その他①から④に類似する行為
ソフトウェア	コンピュータシステムに対して何らかの動作を処理させるための命令、手順等を記述したプログラム、コードまたはアプリケーションをいい、電子データを含みません。
電子データ	電子的方式で記録または保存された情報をいいます。
D o S 攻撃	コンピュータシステムがサービスを提供できない状態にすること等を目的とし、コンピュータシステムに対して過剰な負荷をかける意図的な行為をいいます。
不正なアクセスおよび使用等	次の①または②をいいます。 ① コンピュータシステムの正当な使用権限を有さない者によるコンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの正当な使用権限を有する者によるコンピュータシステムを管理するものにより許可されていない方法によるコンピュータシステムへのアクセス ② コンピュータシステムの正当な使用権限を有さない者によるコンピュータシステムの使用またはコンピュータシステムの正当な使用権限を有する者によるコンピュータシステムを管理するものにより意図された目的以外でのコンピュータシステムの使用

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および付帯された他の特約の規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わずサイバー攻撃等の結果として生じた損害、損失または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険の目的に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

33. 物損害追加特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章補償条項第4条（保険金を支払わない場合—その2）④に規定する紛失には、棚卸しまたは検品の際に発見された品不足を含むものとし、これらによる保険の目的の損害に対しては保険金を支払いません。
- (2) 当社は、普通約款第2章補償条項第4条（保険金を支払わない場合—その2）③にいう詐欺または横領には、偽造・変造貨幣または偽造・変造有価証券による損害を含むものとし、これらによる保険の目的の損害に対しては保険金を支払いません。
- (3) 当社は、普通約款第2章補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、現金・有価証券等の勘定違いによる損害に対しては保険金を支払いません。

第2条（てん補限度額）

当社が、普通約款第2章補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払った場合でも1事故てん補限度額は減額しないものとします。ただし、普通約款第3章基本条項第28条（保険金支払後の保険契約）(1)の場合を除きます。

第3条（修理付帯費用保険金の支払）

当社は、この特約の規定に従い、火災、落雷、破裂または爆発の事故によって保険の目的に損害が生じた結果、その保険の目的の復旧にあたり次の①から⑦までの費用が発生した場合は、その費用のうち当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「修理付帯費用」といいます。）に対して、修理付帯費用保険金を支払います。

- ① 損害が生じた保険の目的を復旧するために要するその損害の原因の調査費用^(注1)
- ② 保険の目的に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、復旧期間^(注2)を超える期間に対応する費用を除きます。
- ③ 損害が生じた保険の目的である設備または装置を再稼働するために要する保険の目的の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
- ④ 損害が生じた保険の目的の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の目的の復旧完了時における価額を除きます。
- ⑤ 損害が生じた保険の目的の代替として使用する物の賃借費用^(注3)。ただし、損害

が生じた保険の目的をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。

⑥ 損害が生じた保険の目的の代替として使用する仮設物の設置費用^(注4) および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用

⑦ 損害が生じた保険の目的を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

(注1) 調査費用

被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下同様とします。

(注2) 復旧期間

保険の目的に損害が生じた時からその保険の目的の復旧完了までの期間をいいます。ただし、保険の目的を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下同様とします。

(注3) 賃借費用

敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下同様とします。

(注4) 設置費用

保険の目的の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

第4条 (修理付帯費用保険金の支払額)

(1) 当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに次の算式によって算出した額または1,000万円のいずれか低い額を限度として、修理付帯費用の額を修理付帯費用保険金として、支払います。

損害が生じた保険の目的の所在する敷地内にかかる保険金額^(注) × 支払割合 (30%) = 修理付帯費用保険金の限度額

(注) 保険金額

保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険契約の目的に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。

(2) (1)の場合において支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額

を超えるときでも、修理付帯用保険金を支払います。

第5条（他の保険契約がある場合の修理付帯費用保険金の支払額）

他の保険契約等^{（注1）}がある場合において、それぞれの支払責任額^{（注2）}の合計額が、修理付帯費用の額^{（注3）}を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等^{（注1）}から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額^{（注2）}
- ② 他の保険契約等^{（注1）}から保険金または共済金が支払われた場合
修理付帯費用の額^{（注3）}から、他の保険契約等^{（注1）}から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額^{（注2）}を限度とします。

（注1）他の保険契約等

この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

（注2）支払責任額

他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注3）修理付帯費用の額

他の保険契約等に、1回の事故につき、1敷地内ごとに限度額が1,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額を限度とします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

34. 保険料支払に関する特約条項

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章基本条項第17条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、前条による解除の効力は、保険期間の初日さかのぼに遡ってその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を適用します。

35. 業務過誤賠償責任保険普通保険約款

第1章 当会社のでん補責任

第1条（当会社のでん補責任）

当会社は、この普通保険約款に従い、被保険者が特約条項記載の業務（以下「業務」といいます。）につき行った行為（不作為を含みます。以下「行為」といいます。）に起因して、被保険者に対し、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）をてん補します。

第2条（損害の範囲）

当会社が前条の規定によりてん補する損害は、次の①から③までに掲げるものを被保険者が負担することによって生じる損害にかぎります。

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用
- ③ 求償権保全費用

第3条（用語の定義）

この普通保険約款において、次の①から⑧までに掲げる用語は、それぞれ以下の定義に従います。

① 被保険者

この保険契約により補償を受ける者として保険証券の被保険者欄に記載された者といえます。また、被保険者が死亡した場合は、その者とその相続人または相続財産法人を、被保険者が破産した場合は、その者とその破産管財人を同一の被保険者とみなします。

② 一連の損害賠償請求

損害賠償請求がなされた時または場所、損害賠償請求権者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。

なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。

③ 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定（業務の結果を保証することを含みます。）がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。

④ 争訟費用

被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。）によって生じた費用（被保険者またはその従業員の報酬、賞与、給与等を除きます。）で、必要かつ有益と認められるものをいいます。

⑤ 求償権保全費用

他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続きをするために必要かつ有益であると認められる費用をいいます。

⑥ 保険契約申込書等

保険契約申込書およびその付属書類をいいます。

⑦ 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

⑧ 無効

保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

第4条（保険期間）

- (1) 保険期間は、その初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時^(注)に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当社は、保険期間が始まった後であっても、当会社所定の保険料領収前になされた損害賠償請求に起因する損害をてん補しません。

(注) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻をいいます。

2章 当会社のてん補しない損害

第5条（てん補しない損害－その1）

当会社は、被保険者に対してなされた次の①から④までに掲げる損害賠償請求に起因する損害についてはてん補しません。

なお、①から④までの中で記載されている事由または行為が、実際に生じた、または行われたと認められる場合に本条の規定が適用されるものとします。

- ① 被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ② 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為（注１）に起因する損害賠償請求
- ③ 法令に違反することを被保険者が認識しながら（注２）行った行為に起因する損害賠償請求
- ④ 被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為に起因する損害賠償請求

（注１）犯罪行為

刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。

（注２）認識しながら

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第6条（てん補しない損害－その２）

当会社は、被保険者に対してなされた次の①から⑬までに掲げる損害賠償請求に起因する損害については、てん補しません。なお、①から⑬までの中で記載されている事由または行為については、実際に生じた、または行われたと認められる場合にかぎらず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 次に掲げるものに対する損害賠償請求

ア．身体の障害（注１）および精神的苦痛

イ．財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害

- ② 遡及日（注２）より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求

- ③ 遡及日（注２）より前に、被保険者に対して提起された訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実起因する損害賠償請求

- ④ この保険契約の保険期間の開始日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合^(注3)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑤ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑥ 直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求
- ア. 汚染物質^(注4)の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態
- イ. 汚染物質^(注4)の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示または要請
- ⑦ 直接であると間接であるとを問わず、核物質^(注5)の危険性^(注6)またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
- ⑧ 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注7)に起因する損害賠償請求
- ⑨ 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求
- ⑩ 通常の業務の範囲でない行為に起因する損害賠償請求
- ⑪ 被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求
- ⑫ 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- ⑬ 他の被保険者からなされた損害賠償請求

(注1) 身体の障害

身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

(注2) 遡及日

保険証券記載の遡及日をいいます。

(注3) 知っていた場合

知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注4) 汚染物質

固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染もしくは汚濁の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を

含みます。

(注5) 核物質

核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます。

(注6) 核物質の危険性

放射性、毒性または爆発性を含みます。

(注7) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第3章 当会社のてん補限度額

第7条 (てん補限度額)

- (1) 一連の損害賠償請求について当会社がてん補すべき損害の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券記載の一損害賠償請求てん補限度額を限度とします。

$$\left(\begin{array}{c} \text{一連の損害賠償請求による} \\ \text{損害の合計額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{保険証券記載の} \\ \text{免責金額} \end{array} \right) \times \frac{\text{保険証券記載の縮小}}{\text{てん補割合}}$$

- (2) 当会社がこの保険契約でてん補する金額は、保険期間を通じて、保険証券記載の期間中でてん補限度額を限度とします。また、第19条（損害賠償請求等の通知）(2)の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、保険証券記載の期間中でてん補限度額が適用されるものとします。

第8条 (他の保険契約等との関係)

当会社は、前条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等^(注)がある場合においては、損害の額が他の保険契約等^(注)によりてん補されるべき金額とその免責金額の合計額またはこの保険契約の保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合にかぎり、その超過額につき保険証券記載の縮小てん補割合を乗じて得た額を、保険証券記載の一損害賠償請求てん補限度額を限度としててん補します。ただし、他の保険契約等^(注)が、この保険契約のてん補限度額の超過額に対して適用されると明記している場合は、本条の規定は適用されません。

(注) 他の保険契約等

この保険契約の全部または一部に対しててん補責任が同じである他の保険契約また

は共済契約をいいます。

第4章 保険契約者または被保険者の義務

第9条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項^{（注1）}について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は適用しません。
 - ① (2)の事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、損害賠償請求がなされる前に、保険契約申込書等の記載事項（注1）につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合
 - ⑤ (2)の事実が、当会社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険（注2）に関する重要な事項に関係のないものであった場合。ただし、他の保険契約等に関する事項については(2)の規定を適用します。
- (4) 損害賠償請求がなされた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害については適用

しません。

(注1) 保険契約申込書等の記載事項

他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

第10条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実^(注1)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に応し出で、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社に応し出する必要はありません。
- (2) (1)の事実が発生した場合^(注2)は、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (1)の手続を怠った場合は、当会社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできない事由によるときは保険契約者または被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間になされた損害賠償請求による損害については、てん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。
- ① (1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合
- ② (1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害である場合
- (注1) 保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実
他の保険契約等に関する事実については除きます。
- (注2) (1)の事実が発生した場合
(5)①の規定に該当する場合を除きます。

第11条 (記録の完備)

被保険者は、業務の遂行に関する記録を備えておかねばなりません。

第5章 保険契約の解除または無効・取消しおよび保険料の返還または請求

第12条（保険契約の解除）

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (3) 当会社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。
- (4) (2)または(3)の規定による解除が、損害賠償請求がなされた後に行われた場合であっても、当会社は、次条の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までになされた損害賠償請求による損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(4)の規定は、次の損害については適用しません。

① (2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (2)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注) この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第13条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条（保険契約の無効・取消し）

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

(2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第15条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）

(1) 当会社が第9条（告知義務）(3)③の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還し、または追加保険料を請求します。

(2) 当会社が第10条（通知義務）(1)の変更の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の規定に従い計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

$$\left(\begin{array}{cc} \text{変更前の} & \text{変更後の} \\ \text{保険料} & \text{保険料} \end{array} \right) \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間}^{(\text{注1})} \text{に対応する}}{\text{別表に掲げる短期料率}} \right) = \text{返還保険料}$$

② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

$$\left(\begin{array}{cc} \text{変更後の} & \text{変更前の} \\ \text{保険料} & \text{保険料} \end{array} \right) \times \frac{\text{未経過期}^{(\text{注2})} \text{に対応する別表に}}{\text{掲げる短期料率}} = \text{追加保険料}$$

- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注3)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) 当会社が(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、第10条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前になされた損害賠償請求による損害については、この規定を適用しません。
- (5) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、(2)①または②の規定に従い計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (6) 当会社が(5)の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合^(注3)は、当会社は、追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害については、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、てん補します。

(注1) 既経過期間

第10条（通知義務）(1)の変更の承認をする場合においては、保険契約者または被保険者の申出に基づく同条(1)の事実が生じた時までの期間をいい、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 未経過期間

第10条（通知義務）(1)の変更の承認をする場合においては、保険契約者または被保険者の申出に基づく同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいい、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第16条（保険料の返還－保険契約の無効・取消し・失効の場合）

- (1) この保険契約が無効となる場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第14条（保険契約の無効・取消し）(1)の規定により、この保険契約

が無効となる場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

(2) 第14条（保険契約の無効・取消し）(2)の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

(3) この保険契約が失効となる場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

既に払い込まれた保険料 × (1 - 既経過期間^(注) に対応する別表に掲げる短期料率)

(注) 既経過期間

1 か月に満たない期間は1 か月とします。

第17条（保険料の返還－保険契約解除の場合）

(1) 第9条（告知義務）(2)、第10条（通知義務）(2)、第12条（保険契約の解除）(2)、第15条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(3)または第18条（当会社による調査）(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間}^{(注)} \text{ に対応する別表に}}{\text{掲げる短期料率}} \right) = \text{返還保険料}$$

(2) 第12条（保険契約の解除）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間}^{(注)} \text{ に対応する別表に}}{\text{掲げる短期料率}} \right) = \text{返還保険料}$$

(注) 既経過期間

1 か月に満たない期間は1 か月とします。

第18条（当会社による調査）

(1) 当会社は、保険期間中いつでも、保険契約者または被保険者の同意を得て、保険契約申込書等に記載された事項および第10条（通知義務）(1)の規定により通知された事項に関して必要な調査をすることができます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、(1)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して1 か月を経過した場合には適用しません。

第6章 保険金の請求

第19条（損害賠償請求等の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合は、遅滞なく、当会社に対して書面にて、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその損害賠償請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（注）を知った場合は、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく当会社に対し書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)または(2)の通知を行わない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、損害をてん補します。

（注）損害賠償請求がなされるおそれのある状況

損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況にかぎります。

第20条（損害の防止軽減）

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、次の①および②の事項を履行しなければなりません。
 - ① 被保険者が第三者に対し求償できる場合は、求償権の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ② 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて、損害をてん補します。
 - ① (1)①に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
 - ② (1)②に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

第21条（争訟費用、法律上の損害賠償金）

- (1) 当社は、当社が必要と認めた場合は、損害賠償請求の解決に先立って、あらかじめ争訟費用を支払うことができるものとします。ただし、被保険者は、既に支払われた争訟費用の全額または一部について、この普通保険約款の規定によりてん補が受けられないこととなった場合は、支払われた額を限度として当社へ返還しなければなりません。
- (2) 当社は、この保険契約による防御の義務を負担しません。
- (3) 被保険者は、あらかじめ当社の書面による同意がないかぎり、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または争訟費用の支払を行ってはなりません。この保険契約においては、当社が同意した法律上の損害賠償金および争訟費用のみが損害としててん補の対象となります。

第22条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 当社は、当社が必要と認めた場合は、自己の費用をもって、被保険者に対する損害賠償請求につき、被保険者に協力することができるものとします。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、当社に協力し、必要な情報を提供しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の当社の求めに応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、損害をてん補します。

第23条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ① 第2条（損害の範囲）①の法律上の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害に係る損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ② 第2条（損害の範囲）②および③の費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書

- ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
 - ③ 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
 - ④ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、損害賠償請求の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害をてん補します。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
- (5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条（保険金の支払）

- (1) 当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害賠償請求の原因、損害賠償請求の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および行為と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解

除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日 数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会 ^(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤ 損害賠償請求の内容もしくは根拠が判例もしくは他の事例に鑑み特殊である場合または行為と被保険者に対してなされた損害賠償請求について当事者間に争いがある場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日

(3) (2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。

(4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

（注1）請求完了日

被保険者が前条(2)の手続を完了した日をいいます。

（注2）①から⑤までに掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数をいいます。

（注3）警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含

みます。

(注4) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第25条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害をてん補したときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額をてん補した場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、てん補されていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第26条 (求償権の不行使)

当会社は、前条(1)の規定により移転した債権に係る権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものにかぎり、これを行使しません。ただし、損害がこれらの者の故意によって生じた場合を除きます。

第27条 (先取特権)

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について、先取特権を有します。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第2条(損害の範囲)①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図

により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第2条（損害の範囲）①に対する保険金請求権にかぎります。

第7章 訴訟の提起および準拠法

第28条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第29条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別表)

短期料率表

既経過期間 または 未経過期間	短期料率	既経過期間 または 未経過期間	短期料率
1か月まで	1/12	7か月まで	7/12
2か月まで	2/12	8か月まで	8/12
3か月まで	3/12	9か月まで	9/12
4か月まで	4/12	10か月まで	10/12
5か月まで	5/12	11か月まで	11/12
6か月まで	6/12	12か月まで	12/12

36. サイバー保険特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
I Tサービス業務	その業務の提供に対する対価を得て、他人のためにまたは他人に使用させる目的のために、記名被保険者が行う次の①から⑦までに掲げる業務をいいます。 ① 特定の顧客向けもしくは不特定の顧客に汎用的に販売することを目的としたソフトウェアもしくはそれを組み入れたハードウェアの開発もしくは製造、またはそれに関連した導入、運用、保守等の作業 ② クラウド、ハウジング等のサービスの運営 ③ 電子商取引の基盤となるインフラ環境、電子商取引プラットフォームまたはオンライン決済サービスの運営 ④ インターネット上でのデジタルコンテンツの発信もしくは制作またはWEBサイトの作成もしくは運営 ⑤ インターネット接続サービスまたはその他類似のデータ通信サービスの運営 ⑥ データの入力、加工、修正、消去、保管等の情報処理作業 ⑦ その他①から⑥に規定する I Tサービスに類似または関連する業務
I Tユーザー業務	I Tサービス業務以外の、被保険者が行う次の①から③までに掲げる業務をいいます。 ① 被保険者システムの所有、使用または管理 ② ①に付随するソフトウェア、電子データまたはデジタルコンテンツの提供 ③ 記名被保険者の製品、サービス等の顧客への販売、提供、宣伝等のために顧客に被保険者システムを使用させること^(注) (注) 被保険者システムを使用させること 使用させることに対する対価を被保険者が得る場合を除きます。
暗号資産等	資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に規定する暗号資産および電子決済手段をいいます。
意匠権	意匠法（昭和34年法律第125号）によって定められる権利をいい、これに相当する日本国外の法令により定められる権利を含みます。
一連の損害賠償請求	損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求権者もしくは被保険者の数にかかわらず、同一の原因もしくは事由または行為に起因する一連の損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求が複数の保険証券の保険期間になされた場合であっても、当会社は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。
1回の事故	発生の時もしくは場所または被害者もしくは被保険者の数にかかわらず、同一の原因もしくは事由または行為に起因して生じた一連の事故をいいます。なお、1回の事故が、複数の保険証券の保険期間に発生した場合であっても、当会社は、最初の事故が発見された時にすべて発見されたものとみなします。

インターネット接続サービス	インターネットサービスプロバイダが提供する顧客のコンピュータをインターネットに接続するためのサービスをいい、同事業者が提供するホームページスペースまたはブログサービスの提供、メールアカウントの付与等の付加価値サービスを含みません。
家族	次の①から③までに掲げる者をいいます。 ① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族 ③ 本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
課徴金等	記名被保険者が公的機関から課せられる課徴金、罰金、科料、過料等をいい、その名称を問いません。
企業情報	記名被保険者以外の企業に関する公然と知られていない情報をいいます。なお、特許権、営業秘密 ^(注1) および知的財産権 ^(注2) を含み、個人情報を除きます。 (注1) 営業秘密 不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項に定めるものをいいます。 (注2) 知的財産権 特許権および営業秘密を除きます。
規制手続	公的機関への報告、公的機関からの命令、要請等にかかる対応、行政審判手続きまたはその上訴等をいい、記名被保険者に対する定期的な検査および調査ならびに記名被保険者を特定しない、業界全体を対象とする検査または調査を含みません。
記名被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
脅迫金	サイバー攻撃の実行者またはそれに加担する者から不当に要求される金銭等 ^(注) をいいます。 (注) 金銭等 通貨、紙幣等の金銭、暗号資産等、電子マネーおよび有価証券等の市場価値を有する金融商品をいいます。
業務	保険証券に記載された対象業務をいいます。
公的機関	監督当局、政府機関、公的な業界団体その他法律により記名被保険者の業務について規制手続きを行う権限を与えられている機関をいい、日本国外に所在する同種の機関を含みます。
個人識別符号	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条に定めるものをいいます。
個人情報	個人に関する情報であつて、次の①または②のいずれかに該当するものをいい、死者に関する情報を含みます。 ① その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 ^(注) により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。 ② 個人識別符号が含まれるもの (注) その他の記述等 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。

コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ、モバイル通信機器、端末装置等の情報処理機器もしくは設備またはこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器もしくは設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、次の①から③までに掲げるものを含みます。 ① 通信用回線 ② ソフトウェアまたは電子データ ③ クラウド、ホスティング等のサービスにより利用されるもの
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスもしくはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連した不正な行為または犯罪行為をいい、次の①から④までに掲げるものを含みます。 ① 正当な使用権限を有さない者による、または正当な使用目的もしくはアクセス方法ではないアクセス ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊その他のコンピュータシステムに関する障害を意図的に引き起こす行為 ③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 ④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に電子データを入手する行為
財物	財産的価値を有する有体物をいいます。有体物には、情報機器で使用される記録媒体に記録されている情報、電子データおよびソフトウェア、電気ならびに知的財産権を含みません。
資金移動業者	資金決済法に規定する資金移動業者をいいます。
資金決済法	資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）をいいます。
支払相手	被保険者が業務を遂行するにあたり正当な理由によって金銭を支払う相手方をいいます。
使用人	記名被保険者との間に使用従属関係がある者で、記名被保険者から賃金の支払いを受けている者をいいます。
使用人等	役員、使用人および労働者派遣業を営む事業者から記名被保険者へ派遣された労働者をいい、その地位にあった者を含みます。
商標権	商標法（昭和34年法律第127号）によって定められる権利をいい、これに相当する日本国外の法令により定められる権利を含みます。
情報	次の①から③までに掲げる情報をいいます。なお、記名被保険者が労働者派遣業を営む事業者である場合、記名被保険者から他の事業者へ派遣された労働者が派遣先で取り扱う情報を含みます。 ① 個人情報 ② 企業情報 ③ ①および②以外の電子データまたは非電子データとして保有され、公然と知られていない情報
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
ソフトウェア	コンピュータ、モバイル通信機器、端末装置その他類似の情報処理機器、通信機器または記録媒体に対して何らかの動作を処理させるための命令、手順等を記述したプログラム、コードまたはアプリケーションをいい、処理、命令等の対象として扱われる電子データを含みません。
他人	被保険者以外の者をいいます。
著作権	著作権法（昭和45年法律第48号）によって定められる権利をいい、これに相当する日本国外の法令により定められる権利を含みます。

適用地域	保険証券の保険適用地域欄に記載の国または地域をいいます。
デジタルコンテンツ	人の知覚で認識可能な形式で構成され、コンピュータシステム上で表現されているテキスト、サウンド、グラフィック、画像、動画等をいい、それらの構成の元となるソフトウェアまたは電子データを含みません。
デジタルコンテンツ不当事由	被保険者がデジタルコンテンツを公表、表示、配信、提供その他の業務における利用をした結果生じる次の①から⑧までに掲げる事由をいいます。 ① 名誉き損 ② プライバシーの侵害 ③ 氏名権^(注1)の侵害 ④ 肖像権^(注2)の侵害 ⑤ パブリシティ権^(注3)の侵害 ⑥ 広告および宣伝内容の誤り ⑦ 情報、アイデア等の盗用 ⑧ 著作権、商標権または意匠権の侵害 (注1) 氏名権 自己の氏名を他人に冒用されない権利をいいます。 (注2) 肖像権 自己の肖像を無断で他人に撮影、使用または公表されない権利をいいます。 (注3) パブリシティ権 経済的利益または価値を有する自己の氏名もしくは名称または肖像を無断で他人に使用されない権利をいいます。
電子データ	コンピュータ、モバイル通信機器、端末装置その他類似の情報処理機器、通信機器または記録媒体上で、ソフトウェアによる変換、加工、送信、伝送、複製、保存、記録その他の処理の対象として電子的形式で存在する情報をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
ビジネスメール詐欺	被保険者以外の者が預貯金^(注1)の詐取を目的として、次の①または②のいずれかの者になりすましてメールを発信し、被保険者が所有する口座に保管された預貯金^(注1)を不法に詐取することをいいます。ただし、脅迫によるものを除きます。 ① 被保険者の役員、使用人等^(注2) ② 支払相手の役員、使用人等^(注3) (注1) 預貯金 金融機関に預けられた日本円および外貨ならびにこれらの通貨建の資産をいい、有価証券および暗号資産等は含みません。 (注2) 被保険者の役員、使用人等 被保険者の役員または使用人から権限を付与された者を含みます。 (注3) 支払相手の役員、使用人等 支払相手の役員または使用人から権限を付与された者または業務を委託された者を含みます。

被保険者システム	次の①から④までに掲げるものをいいます。 ① 記名被保険者が所有、使用または管理^(注1)するコンピュータシステム^(注2) ② 記名被保険者のWEBサイト ③ ①および②上で表現されるデジタルコンテンツ ④ 記名被保険者の使用人等が所有する無線またはモバイル通信デバイスで、次のアおよびイを満たすものにかぎります。 ア. 記名被保険者の使用人等が継続して業務を遂行する上での使用を記名被保険者が認めているもの イ. 記名被保険者の使用人等がそのようなデバイスの使用に関する記名被保険者の方針を遵守しているもの (注1) 管理 書面等による契約に基づいて、記名被保険者のために記名被保険者以外の法人が行う運用または管理を含みます。 (注2) 所有、使用または管理するコンピュータシステム ITサービス業務の提供のために所有、使用または管理するものを除きます。
普通約款	業務過誤賠償責任保険普通保険約款をいいます。
法令等	法律、条令、行政機関が制定する法規範をいい、公的機関が交付するこれらに類似の規則を含みます。
本人	個人情報によって識別される特定の個人をいいます。
前払式支払手段	資金決済法に規定する前払式支払手段をいいます。
前払式支払手段発行者	資金決済法に規定する前払式支払手段発行者をいいます。
役員	会社法（平成17年法律第86号）上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者として法令または定款の規定に基づいておかれた者をいいます。ただし、会計参与および会計監査人を除きます。
労働者派遣業	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣事業をいいます。

第1条（保険金を支払う場合- 賠償責任）

(1) 当社は、普通約款第1章当社のてん補責任第1条（当社のてん補責任）の規定にかかわらず、被保険者が業務を遂行するにあたり、次の①または②に掲げる事由（以下「事故」といいます。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）について、保険金を支払います。

① 情報の漏えいまたはそのおそれ

② ①の事由以外の、次のアからウまでに掲げる事由。ただし、ITサービス業務の提供により生じた場合を除きます。

ア. デジタルコンテンツ不当事由

イ. 被保険者システムに対するサイバー攻撃

ウ. アおよびイ以外のITユーザー業務の遂行にあたり生じた偶然な事由

(2) 当社は、(1)に定める損害賠償請求（注）が、保険期間中に適用地域においてなされた場合にかぎり、保険金を支払います。

(3) 当社は、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を、事故が発生した国または地域を問わず、適用するものとします。

（注）(1)に定める損害賠償請求

普通約款第6章保険金の請求第19条（損害賠償請求等の通知）(2)の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求を含みます。

第2条（保険金を支払う場合－費用）

(1) 当社は、普通約款第1章当社のでん補責任第1条（当社のでん補責任）の規定にかかわらず、前条(1)②に規定する事故を記名被保険者が保険期間中に発見し、その事故に対応するために記名被保険者が支出した「事故対応特別費用」に対して、保険金を支払います。ただし、次の①または②に掲げる場合にかぎります。

① 前条(1)②に規定する事故による他人の損失等^{（注1）}が発生するおそれのある状況を記名被保険者が認識した場合

② 前条(1)②イに規定する事故の発生が次のアまたはイに掲げる事由により客観的に明らかになった場合

ア. 記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等

イ. 記名被保険者が行う公的機関^{（注2）}に対する文書による届出、報告等

(2) 当社は、普通約款第1章当社のでん補責任第1条（当社のでん補責任）の規定にかかわらず、サイバー攻撃のおそれが、次の①または②のいずれかによって保険期間中に発見され、記名被保険者が認識した場合において、それに対応するために記名被保険者が支出した「サイバー攻撃対応費用」に対して、保険金を支払います。

① 公的機関（注2）からの通報

② 被保険者システムのセキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告^{（注3）}

(3) 当社は、普通約款第1章当社のでん補責任第1条（当社のでん補責任）の規定にかかわらず、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を保険期間中に記名被保険者が発見した場合において、それに対応するために記名被保険者が支出した「サイバー攻撃緊急初動費用」に対して、保険金を支払います。ただし、(2)に規定する保険金をお支払いする場合を除きます。

(4) 当社は、普通約款第1章当社のでん補責任第1条（当社のでん補責任）の規定

にかかわらず、前条(1)①に規定する事故を記名被保険者が保険期間中に発見したことにより、その事故に対応するために記名被保険者が支出した「情報漏えい対応費用」に対して、保険金を支払います。ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれによる情報漏えい対応費用に対して保険金を支払うのは、次の①から④までに掲げる事由のいずれかがなされることにより、個人情報の漏えいまたはそのおそれが客観的に明らかになる場合にかぎります。

- ① サイバー攻撃が生じたことの当会社への書面による通知
 - ② 記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等
 - ③ 本人またはその家族への謝罪文の送付
 - ④ 公的機関^(注2)に対する文書による届出、報告等または公的機関^(注2)からの通報
- (5) 当会社は、普通約款第1章当会社のてん補責任第1条（当会社のてん補責任）の規定にかかわらず、前条に規定する事故を記名被保険者が保険期間中に発見したことにより、記名被保険者が規制手続きを行った場合または法令等に抵触するおそれのあることを記名被保険者が認識した場合において、それに対応するために記名被保険者が支出した「法令等対応費用」に対して、保険金を支払います。

(注1) 他人の損失等

他人の業務の休止または阻害、他人のソフトウェアもしくは電子データの損壊または消失、不測の事由による他人の経済的な損失等をいいます。

(注2) 公的機関

サイバー攻撃に関する被害の届出および情報の受付等を行なっている独立行政法人または一般社団法人を含みます。

(注3) セキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告

記名被保険者が導入しているセキュリティ監視のソフトウェア、サービス等からの通知を含み、当該サイバー攻撃のおそれを記名被保険者が認識した時以降に調査等を委託した会社からの報告を除きます。

第3条（被保険者の範囲）

この特約条項において、被保険者は次の①および②に掲げる者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の使用人等。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。

第4条（損害の範囲）

- (1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合－賠償責任）の規定により保険金を支払うべき損害の範囲は、普通約款第1章当会社のてん補責任第2条（損害の範囲）の規定にかかわらず、次の①から③までに掲げるものにかぎります。

名 称	損害の内容
① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、科料、過料、違約金、課徴金、懲罰的賠償金および倍額賠償金の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定 ^(注) がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 (注) 特別の約定 業務の結果を保証することを含みます。
② 争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用をいいます。
③ 協力費用	被保険者が普通約款第6章保険金の請求第22条（損害賠償請求解決のための協力）(1)のために支出した費用をいいます。

- (2) 当会社が第2条（保険金を支払う場合－費用）(1)の規定により保険金として支払うべき「事故対応特別費用」の範囲は、普通約款第1章当会社のてん補責任第2条（損害の範囲）の規定にかかわらず、次の①から⑤までに掲げるものにかぎります。ただし、当会社が妥当と判断する費用にかぎり、事故が生じなかったとしても発生する費用を除きます。

名 称	損害の内容
① 事故対応関連費用	次のアからソまでに掲げる費用をいいます。 ア. 文書 ^(注1) 作成のために要する費用 イ. 増設コピー機の賃借費用 ウ. 事故状況の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。 エ. 事故の原因調査および再現実験に要する費用 ^(注2) オ. 事故の拡大の防止に努めるために要した費用 カ. 事故の対応のために要する記名被保険者の使用人等の交通費および宿泊費 キ. 通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用 ク. 記名被保険者の使用人等の出張手当、超過勤務手当等の人件費 ケ. 臨時雇入費用 コ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用 サ. コールセンターの設置、運営等の費用 シ. 弁護士等への相談費用

	ス. 有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用 セ. 記名被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求^(注3)をすることができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用 ソ. 事故に関して、記名被保険者の信用を毀損するインターネット上での書き込み、投稿等に対応するために要した費用 (注1) 文書 相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎります。 (注2) 事故の原因調査および再現実験に要する費用 意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。 (注3) 損害賠償の請求 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
② 再発防止費用	発生した事故と同一の事象または同一の原因による事象が再び起きないようにするためのセキュリティ対策に要した一時的な費用^(注)をいい、被保険者システムにおける事故の直接的な発生原因となった箇所にかかる費用にかぎります。なお、事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用、再発防止策の結果もしくは実施状況に関する報告書発行または報告会開催に要する費用等を含みます。 (注) 一時的な費用 セキュリティ対策を実施するための初期投資費用、導入費用等の費用をいい、支払形態、請求方法または費用名称の如何にかかわらずセキュリティ対策を継続的に維持、運用、メンテナンス等する費用を除きます。
③ データ復旧費用	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する電子データもしくはデジタルコンテンツまたは記名被保険者のWEBサイトが事故により消失、改ざん、破壊等の被害を受けた場合における次のアまたはイに掲げる費用^(注)をいいます。 ア. 被害を受けたものを事故の発生前の状態に修復または復旧する費用 イ. 被害を受けたものと同種同等のものを再作成または再取得する費用 (注) 費用 脅迫金を含みません。
④ 被保険者システム修復費用	事故により被保険者システムの損傷^(注1)が発生した場合に要する次のアからウまでに掲げる費用^(注2)をいいます。 ア. 被保険者システムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器^(注3)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検、調整試運転等の費用 イ. 損傷した被保険者システムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用^(注4)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用^(注5)および撤去費用 ウ. 消失、改ざん、破壊等を被ったソフトウェア^(注6)の修復、再製作または再取得費用

	(注1) 損傷 機能停止等による使用不能を含みます。 (注2) 費用 脅迫金を含みません。 (注3) サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯 式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。 (注4) 賃借費用 敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金およ び復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。 (注5) 設置費用 付随する土地の賃借費用を含みます。 (注6) ソフトウェア ＜用語の定義（五十音順）＞に規定する被保険者システム ④に組み込まれているソフトウェアを除きます。
⑤ 法人謝罪対応 費用	事故による被害を受けた法人に対する見舞品（注）の購入費用および 発送費用をいいます。 （注）見舞品 有体物にかぎります。

- (3) 当会社が第2条（保険金を支払う場合－費用）(2)の規定により保険金として支払うべき「サイバー攻撃対応費用」の範囲は、普通約款第1章当会社のてん補責任第2条（損害の範囲）の規定にかかわらず、次の①から③までに掲げるものにかぎります。ただし、当会社が妥当と判断する費用にかぎり、サイバー攻撃のおそれが生じなかったとしても発生する費用を除きます。

名 称	損害の内容
① 調査費用	サイバー攻撃の有無を判断するために要した外部調査委託費用をいいます。
② 遮断対応費用	被保険者システムの遮断対応を行うために要した外部委託費用をいいます。
③ 事故対応関連費用	(2)①エ、シおよびスに掲げる費用（注）をいいます。 （注）(2)①エ、シおよびスに掲げる費用 実際にサイバー攻撃が生じていた場合に支出した費用を除きます。

- (4) 当会社が第2条（保険金を支払う場合－費用）(3)の規定により保険金として支払うべき「サイバー攻撃緊急初動費用」の範囲は、普通約款第1章当会社のてん補責任第2条（損害の範囲）の規定にかかわらず、次の①または②に掲げるものにかぎります。ただし、サイバー攻撃のおそれが生じなかったとしても発生する費用を除きます。また、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を記名被保険者が最初に発見した日（以下「緊急初動日」といいます。）の翌日から起算して30日以内に生じた費用（注1）かつ当社が妥

当と判断する費用とします。ただし、次の①または②の費用が生じる（注２）時より前に、かつ、緊急初動日の翌日から起算して30日以内に第13条（事故等の通知）に基づき当会社に通知をした場合は、その費用が緊急初動日の翌日から起算して30日以内に生じたか否かを問わず、当会社が妥当と判断する費用とします。。

名 称	損害の内容
① 調査費用	サイバー攻撃の有無を判断するために要した外部調査委託費用をいいます。
② 遮断対応費用	被保険者システムの遮断対応を行うために要した外部委託費用をいいます。

- (5) 当会社が第2条（保険金を支払う場合－費用）(4)の規定により保険金として支払うべき「情報漏えい対応費用」の範囲は、普通約款第1章当会社のてん補責任第2条（損害の範囲）の規定にかかわらず、次の①から⑧に掲げるものにかぎります。ただし、当会社が妥当と判断する費用にかぎり、情報漏えいまたはそのおそれが生じなかったとしても発生する費用を除きます。

名 称	損害の内容
① 認証取得費用	情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用をいいます。
② 個人見舞費用	個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品 ^(注) の購入費用および見舞品 ^(注) の発送費用をいいます。 (注) 見舞品 有体物にかぎります。
③ 法人見舞費用	情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞金、見舞品 ^(注) の購入費用および見舞品 ^(注) の発送費用をいいます。 (注) 見舞品 有体物にかぎります。
④ 不正使用監視費用	漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用をいいます。
⑤ 事故対応関連費用	(2)①に掲げる費用 ^(注) をいいます。 (注) (2)①に掲げる費用 (2)①キの費用には、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれのある本人に対して、法令等に基づき、事故状況、発生原因等を通知するために要する費用を含みます。
⑥ 再発防止費用	(2)②に掲げる費用をいいます。
⑦ データ復旧費用	(2)③に掲げる費用をいいます。
⑧ 被保険者システム修復費用	(2)④に掲げる費用をいいます。

- (6) 当会社が第2条（保険金を支払う場合－費用）(5)の規定により保険金として支払うべき「法令等対応費用」の範囲は、普通約款第1章当会社のてん補責任第2条（損害の範囲）の規定にかかわらず、次の①から③までに掲げるものにかぎります。ただし、当会社が妥当と判断する費用にかぎり、事故が生じなかったとしても発生する費用および課徴金等を除きます。

名 称	損害の内容
① 調査・報告 対応費用	次のアからキまでに掲げる費用をいいます。 ア. 弁護士費用または有益な第三者のコンサルティングもしくは類似の指導を受けるために要した費用 イ. 文書の作成および公的機関への報告にかかる費用 ウ. 記名被保険者の使用人等の超過勤務手当、交通費および宿泊費 エ. 文書提出命令または当事者照会の対応にかかる費用 オ. 資料の翻訳にかかる費用 カ. 証拠収集費用 キ. アからカまでに付随する費用
② 訴追対応費用	公的機関からの規制手続きに関して確認判決または差し止め命令を請求するため法的手続きを行うために負担した費用をいいます。
③ 再発防止策 定費用	事故の再発を防止するための計画の策定にあたって有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導を受けるために要した費用をいいます。 (注1) 生じた費用 記名被保険者が負担することを約定した費用を含みます。 (注2) 費用が生じる 記名被保険者がその費用を負担することを約定することを含みます。

第5条（保険金を支払わない場合－賠償責任）

- (1) 当会社は、普通約款第2章当会社のてん補しない損害第5条（てん補しない損害－その1）および同第6条（てん補しない損害－その2）に掲げる損害賠償請求に起因する損害のほか、次の①から⑭までに掲げる事由または行為に起因する第1条（保険金を支払う場合－賠償責任）の損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次の①から⑭に記載されている事由または行為については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合にかぎらず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この条の規定は適用されます。

- ① 販売分析、販売予測または財務分析の過誤
② 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。

ア. 火災、破裂または爆発

イ. 第1条（保険金を支払う場合）(1)②イまたはウに規定する事故による被保険者システ

ムの損壊^(注1)または機能の停止

- ③ 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- ④ 人工衛星^(注2)の損壊^(注1)または故障
- ⑤ 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害を除きます。
- ⑥ 被保険者の業務の対価^(注3)の見積もりまたは返還
- ⑦ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害^(注4)
- ⑨ 直接であると間接であるとを問わず、記名被保険者の支払不能または破産
- ⑩ 株主代表訴訟
- ⑪ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
- ⑫ 暗号資産等の換金、売買、決済その他の取引または消失
- ⑬ 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業者である場合、次のアまたはイ
- ア. 前払式支払手段の不正な操作または移動
- イ. 不正な為替取引または資金移動
- ⑭ 他の被保険者からなされた損害賠償請求
- (2) 当社は、次の①または②に掲げる費用に対しては、被保険者が支出したか、または被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害かどうかにかかわらず、保険金を支払いません。
- ① 業務の履行の追完または再履行のために要する費用（注5）
- ② 業務の結果のうち損害賠償請求の原因となった業務およびそれらと同種の業務に対して被保険者が行った回収、検査、修正、交換、やり直しその他適切な措置のために要した費用
- (3) (1)の規定にかかわらず、当社は普通約款第2章当社のてん補しない損害第5条（てん補しない損害－その1）①から③の規定については、次のとおり読み替えて適用します。なお、読替後の規定により、当社が保険金を支払わないのは、それらの行為を行った被保険者が被る損害にかぎります。

「

- ① 保険契約者または被保険者の故意に起因する損害賠償請求

② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求

③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら^(注)行った行為に起因する損害賠償請求。

(注) 認識しながら

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

」

(4) (1)の規定にかかわらず、当社は普通約款第2章当社のてん補しない損害第6条（てん補しない損害－その2）①の規定については、次のとおり読み替えて適用します。

「

① 次に掲げるものに起因する損害賠償請求

ア. 他人の身体の障害

イ. 他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたこと。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。

」

(5) (1)の規定にかかわらず、当社は、普通約款第2章当社のてん補しない損害第6条（てん補しない損害－その2）②および③の規定を適用しません。

(注1) 損壊

滅失、損傷または汚損をいいます。

(注2) 人工衛星

人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。

(注3) 業務の対価

販売代金、手数料、報酬等をいいます。

(注4) 営業権の侵害

商号の侵害または虚偽の事実の陳述もしくは流布による営業上の信用の侵害を含みます。

(注5) 業務の履行の追完または再履行のために要する費用

追完または再履行のために提供する財物、情報または役務価格を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合－費用）

(1) 当社は、次の①から③までに掲げる事由に起因して発生した第2条（保険金を支払

う場合－費用）(1)から(5)までに規定する費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ③ 記名被保険者が他人に対して企業情報を提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または他人との間で企業情報を共同利用したことが、企業情報の漏えいまたはそのおそれに該当するとされたことによる企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- (2) 当会社は、電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されなかったことに起因して発生した第2条（保険金を支払う場合－費用）(1)から(5)までに規定する費用に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、次の①から④までに掲げる事由に起因して発生した第2条（保険金を支払う場合－費用）(1)から(5)までに規定する費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、①アからウまでに掲げる行為について、当会社が保険金を支払わないのは、それらの行為を行った被保険者が被る損害にかぎります。
- ① 次のアからオまでのいずれかの事由
 - ア. 保険契約者または被保険者の故意
 - イ. 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
 - ウ. 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら^(注1) 行った行為
 - エ. 被保険者が、違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を許与された行為
 - オ. 次の(ア)または(イ)に掲げるもの
 - (ア) 他人の身体の障害
 - (イ) 他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたこと。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
 - ② 普通約款第2章当会社のでん補しない損害第6条（てん補しない損害－その2）④から⑫までの事由。なお、この規定に関する限りにおいて、同条④から⑫までの規定を次のアからオまでのとおり読み替えて適用します。
 - ア. ④、⑤および⑩の規定中、「行為に起因する一連の損害賠償請求」または「行為に起因する損害賠償請求」とあるのは、「行為」

- イ. ⑥の規定中、「事由に起因する損害賠償請求」とあるのは、「事由」
- ウ. ⑦から⑨の規定中、「に起因する損害賠償請求」とあるのは、「という事由」
- エ. ⑪の規定中、「親族からの損害賠償請求」とあるのは、「親族に対するもの」
- オ. ⑫の規定中、「不当行為に起因する損害賠償請求」とあるのは、「不当行為」

③ 前条（１）に規定する事由または行為

④ 前条(2)に規定する費用

(4) 当会社は、ビジネスメール詐欺に起因して発生した第２条（保険金を支払う場合－費用）(1)から(5)までに規定する費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、当会社が保険金を支払わないのはビジネスメール詐欺によって詐取された預貯金および詐取されたことに起因する支払相手への債務にかかる費用（注２）にかぎります。

（注１）認識しながら

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

（注２）債務にかかる費用

債務について、支払相手と交渉するための費用を含みます。

第７条（支払保険金）

(1) 当会社が第４条（損害の範囲）(1)に定める損害について支払うべき保険金の額は、普通約款第３章当会社のでん補限度額第７条（てん補限度額）の規定にかかわらず、一連の損害賠償請求について次の算式によって得られた額とします。

$$\text{保険金の額} = \left(\begin{array}{l} \text{第４条（損害の範囲）(1)の} \\ \text{損害の額の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証券に記載され} \\ \text{た免責金額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{保険証券に記載され} \\ \text{た縮小支払割合} \end{array}$$

(2) 当会社が第４条（損害の範囲）(2)、(3)、(5)および(6)に定める費用について支払うべき保険金の額は、普通約款第３章当会社のでん補限度額第７条（てん補限度額）の規定にかかわらず、１回の事故について次の算式によって得られた額とします。

$$\text{保険金の額} = \left(\begin{array}{l} \text{第４条(損害の範囲)(2)、} \\ \text{(3)、(5)および(6)の費用} \\ \text{の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証券に記載され} \\ \text{た縮小支払割合} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{保険証券に記載され} \\ \text{た免責金額} \end{array}$$

(3) 当会社が第４条（損害の範囲）(4)に定める費用について支払うべき保険金の額は、普通約款第３章当会社のでん補限度額第７条（てん補限度額）の規定にかかわらず、１回の事故について次の算式によって得られた額とします。

$$\text{保険金の額} = \left(\begin{array}{l} \text{第４条（損害の範囲）} \\ \text{(4)の費用の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証券に記載された} \\ \text{免責金額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{90\%または保険証券に記} \\ \text{載された縮小支払割合の} \\ \text{いずれか小さい割合} \end{array}$$

(4) (1)および(2)の規定にかかわらず、同一の事故または事由を原因として、第4条（損害の範囲）(1)に定める損害ならびに同条(2)、(3)、(5)および(6)に定める費用のいずれについても保険金を支払う場合、当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。

$$\text{保険金の額} = \left(\frac{\text{第4条（損害の範囲）(1)の損害ならびに同条(2)、(3)、(5)および(6)の費用の合計額} - \text{保険証券に記載された免責金額}}{\text{保険証券に記載された縮小支払割合}} \right) \times \text{保険証券に記載された縮小支払割合}$$

(5) (4)の規定に基づき保険金を支払う場合、当会社は、第4条（損害の範囲）(1)に定める損害に優先して、同条(2)、(3)、(5)および(6)に定める費用について支払うべき保険金の額に対して保険証券に記載された免責金額を適用します。

第8条（支払限度額）

(1) 前条の規定に従いながら、当会社が第4条（損害の範囲）(1)に定める損害について支払うべき保険金の額は、一連の損害賠償請求について、保険証券に記載された1損害賠償請求保険金額を限度とし、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

(2) 前条の規定に従いながら、当会社が第4条（損害の範囲）(2)から(6)に定める費用について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、保険証券に記載された1事故保険金額を限度とし、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

(3) (2)の規定に従いながら、当会社が第4条（損害の範囲）(4)に定める費用について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、1,000万円または保険証券に記載された1事故保険金額のいずれか低い額を限度とし、保険期間を通じて、1,000万円または保険証券に記載された総保険金額のいずれか低い額を限度とします。

(4) (2)の規定に従いながら、第4条（損害の範囲）(2)⑤に定める法人謝罪対応費用については、1法人あたり50,000円を限度とします。なお、被保険者が製造または販売する製品を見舞品とする場合には、発送費用を含め、製造原価相当額を限度とします。

(5) (2)の規定に従いながら、第4条（損害の範囲）(5)②に定める個人見舞費用については、1名あたり1,000円を限度とします。ただし、見舞品の発送費用は除きます。

(6) (2)の規定に従いながら、第4条（損害の範囲）(5)③に定める法人見舞費用については、1法人あたり100,000円を限度とします。なお、被保険者が製造または販売する製品を見舞品とする場合には、発送費用を含め、製造原価相当額を限度とします。

(7) (4)および(6)の規定に従いながら、第4条（損害の範囲）(2)⑤の法人謝罪対応費用およ

び同条(5)③の法人見舞費用は、合算して、1法人あたり100,000円を限度とします。

第9条（総支払限度額）

当会社がこの保険契約で支払う保険金の額は、前二条の規定に従いながら、保険期間を通じて、すべての保険金を合算して、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

第10条（他の保険契約等との関係の読替規定）

この特約条項が付帯された保険契約において、普通約款第3章当会社のでん補限度額第8条（他の保険契約等との関係）を次のとおり読み替えて適用します。

「
他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^{（注1）}の合計額が、損害の額^{（注2）}を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額^{（注1）}

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額^{（注2）}から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額^{（注1）}を限度とします。

（注1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

」

第11条（記名被保険者が複数である場合の取扱い）

(1) この保険契約の記名被保険者が複数である場合、当会社は、記名被保険者ごとにこの特約条項の規定を適用します。

(2) (1)の規定に従いながら、第4条（損害の範囲）(2)から(5)までに定める費用には、その費用について被保険者間で損害賠償請求がなされたことによる損害を含むものとします。

(3) (1)および(2)の規定に従いながら、当会社が支払うべき保険金の額は、記名被保険者の数にかかわらず、一連の損害賠償請求または1回の事故について、保険証券に記載された1損害賠償請求保険金額または1事故保険金額を限度とします。

(4) (1)から(3)までの規定に従いながら、当会社が支払うべき保険金の額は、記名被保険者の数にかかわらず、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

第12条（読替規定）

(1) この特約条項においては、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

普通約款の規定	読替前	読替後
第9条（告知義務）	被保険者	記名被保険者
第10条（通知義務）	被保険者	記名被保険者
第23条（保険金の請求）(1)①	第2条（損害の範囲）①	サイバー保険特約条項第4条（損害の範囲）(1)①
第26条（求償権の不行使）	被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者	記名被保険者の使用人等

(2) この特約条項においては、第2条（保険金を支払う場合－費用）の規定により保険金が支払われるべき場合に関するかぎりにおいて、普通約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 第9条（告知義務）(3)②の規定中、「損害賠償請求がなされる前に」とあるのは「保険金が支払われるべき事由を発見する前に」

② 次のアおよびイの規定中、「損害賠償請求がなされた後に」とあるのは「保険金が支払われるべき事由を発見した後に」

ア. 第9条（告知義務）(4)

イ. 第12条（保険契約の解除）(4)

③ 次のアからエまでの規定中、「なされた損害賠償請求による損害」とあるのは「発見された保険金が支払われるべき事由による損害」

ア. 第9条（告知義務）(5)

イ. 第10条（通知義務）(4)および(5)②

ウ. 第12条（保険契約の解除）(4)

エ. 第15条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(4)および(6)

④ 第20条（損害の防止軽減）(1)の規定中、「被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合」とあるのは「保険金が支払われるべき事由を発見した場合」

⑤ 第20条（損害の防止軽減）(1)の規定中、「被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれ」とあるのは「保険金が支払われるべき事由が発生するおそれ」

⑥ 第24条（保険金の支払）(1)①の規定中、「損害賠償請求」とあるのは「保険金が支払われるべき事由」

第13条（事故等の通知）

(1) 第2条（保険金を支払う場合－費用）の規定により保険金が支払われるべき場合に関するかぎりにおいては、普通約款第19条（損害賠償請求等の通知）の規定にかかわら

ず、保険契約者または被保険者は、保険金が支払われるべき事由を発見した場合は、遅滞なく、当会社に対して書面にて、その事由の状況およびその原因となる事実ならびに発見した日に関する情報を通知しなければなりません。

- (2) (1)の規定に従いながら、第2条（保険金を支払う場合－費用）(3) の規定により保険金が支払われるべき場合に関するかぎりにおいては、保険契約者または被保険者は、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を保険期間中に認識したことを客観的に示す情報等を通知しなければなりません。
- (3) (1)および(2)の通知の後、通知された内容等について当会社が説明を求めた場合には、遅滞なく当会社に対し書面により通知しなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)から(3)までの通知を行わない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、損害をてん補します。

第14条（保険金の請求）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合－費用）に定める費用に係る当会社に対する保険金請求権は、被保険者が支出した費用の額が確定した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から③までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 被保険者が支出した費用およびその金額を証明する書類
 - ③ その他当会社が普通約款第24条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、保険金が支払われるべき事由の内容、費用の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害をてん補します。
 - ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合

- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
- (5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第15条（普通約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の規定に反しないかぎり、普通約款の規定に従います。

37. 制裁等に関する追加条項（サイバー保険特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合－その1）

当社は、この保険契約で保険金を支払うべき損害^{（注）}が発生した場合において、保険金の支払またはその他いかなる利益の提供を行うことにより、当社が次の①もしくは②に掲げる事由に基づく制裁、禁止または制限を受ける恐れがあるときは、いかなる場合も保険金を支払いません。

① 国際連合の決議

② 欧州連合、日本国、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国もしくはアメリカ合衆国の通商もしくは経済に関わる措置、法律または規則

（注）損害

法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の費用、損失その他のこの保険契約で支払われるべき損害の全てを含みます。

第2条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、保険金を支払うべき損害が発生した国または地域において、保険金支払いが禁止されている損害^{（注）}については、保険金を支払いません。

（注）損害

法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の費用、損失その他のこの保険契約で支払われるべき損害の全てを含みます。

第3条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通保険約款ならびにサイバー保険特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

38. サイバー攻撃による対人・対物事故補償追加条項（サイバー保険特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
P F A S	その組成にあたって次の①または②のいずれかを少なくとも1つ有する、ペルフルオロオクタン酸（P F O A）、ペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S）等の化学物質をいいます。 ① ペルフルオロメチル基（-C F 3） ② ペルフルオロメチレン基（-C F 2-）
医薬品等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品および医療機器^{（注）}をいいます。 （注）医療機器 体内に移植されるものにかぎります。
管理財物	次の①から③までに掲げる財物をいいます。 ① 所有財物^{（注1）} ② 受託財物 ③ 作業対象物^{（注2）} （注1）所有財物 記名被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。 （注2）作業対象物 受託財物以外の作業^{（注3）}の対象物をいいます。 （注3）作業 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます
サイバー対人見舞費用	サイバー攻撃に起因して他人の身体の障害が発生したことに關して、身体の障害を被った者に対する見舞金、見舞品^{（注）}の購入費用および見舞品^{（注）}の発送費用をいいます。 （注）見舞品 有体物にかぎります。
仕事	記名被保険者が業務の遂行によって行うすべての仕事をいいます。

自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいい、これに定着（注1）または装備（注2）されている物を含みます。ただし、次の①から④までに掲げるものを除きます。 ① 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品 ② 法律、命令、規則、条例等により、自動車に定着（注1）または装備（注2）することを禁止されている財物 ③ 通常装飾品とみなされる財物 ④ 積載物 （注1）定着 ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。 （注2）装備 自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。
受託財物	次の①から④までに掲げる他人の財物をいいます。 ① 借用財物（注1） ② 支給財物 次のアおよびイに掲げる財物をいいます。 ア. 作業（注2）に使用される材料または部品。既に作業（注2）に使用された物を含みます。 イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備。既に据え付けられた、または組み立てられた物を含みます。 ③ 販売・保管・運送受託物 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物。ただし、①および②を除きます。 ④ 作業受託物 作業（注2）のために記名被保険者の所有または管理する施設内（注3）にある財物。ただし、③を除きます。 （注1）借用財物 記名被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。 （注2）作業 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。 （注3）施設内 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

生産物	業務の遂行にあたり、記名被保険者が製造、販売、輸入または提供し、次の①から③までに掲げる者の占有を離れた財物をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の名において取引を行う者 ③ 記名被保険者が事業の全部または一部を譲り受けた者または買取した者
生産物/完成作業事故	次の①もしくは②の事由に起因する他人の身体の障害または財物の損壊等をいいます。 ① 生産物 ② 仕事の終了後 ^(注) または仕事を放棄した後における、その仕事の結果 (注) 仕事の終了後 仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後をいいます。
損壊等	滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されることをいいます。
特約条項	サイバー保険特約条項をいいます。
被保険者	特約条項3条（被保険者の範囲）①および②に規定する者をいいます。
普通約款	業務過誤賠償責任保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当社は、この追加条項において、普通約款第2章当社のてん補しない損害第6条（てん補しない損害－その2）①およびその読替規定である特約条項第5条（保険金を支払わない場合－賠償責任）(4)の規定を適用しません。

第2条（保険金を支払う場合－賠償責任）

(1) この追加条項が付帯された保険契約において、当社は、被保険者が業務を遂行するにあたり、サイバー攻撃に起因して発生した次の①または②の事由（以下「事故」といいます。）について、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

① 他人の身体の障害

② 他人の財物の損壊等

(2) 当社は、特約条項第1条（保険金を支払う場合－賠償責任）(2)および(3)の規定にかかわらず、日本国内において事故が発生したことについて、保険期間中に日本国内において(1)に定める賠償請求（注）がなされた場合にかぎり、保険金を支払います。

(3) 当社が(1)の規定により支払うべき損害の範囲は、特約条項第4条（損害の範囲）(1)に規定するものにかぎります。

（注）(1)に定める損害賠償請求

普通約款第6章保険金の請求第19条（損害賠償請求等の通知）(2)の規定に従い、こ

の保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求を含みます。

第3条（保険金を支払う場合－費用）

- (1) この追加条項が付帯された保険契約において、当社は、前条に規定する事故を保険期間中に発見し、その事故に対応するために記名被保険者が支出した費用に対して、保険金を支払います。
- (2) 当社が(1)の規定により支払うべき費用の範囲は、特約条項第4条（損害の範囲）(2)①事故対応関連費用に規定する費用およびサイバー対人見舞費用にかぎります。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当社は、次の①から④までに掲げる損害賠償請求または事由もしくは行為に起因する第2条（保険金を支払う場合－賠償責任）(1)の損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 普通約款第2章当社のてん補しない損害第5条（てん補しない損害－その1）に掲げる損害賠償請求。ただし、同条①から③までの規定は特約条項5条(保険金を支払わない場合－賠償責任)(3)の読替規定を適用します。
- ② 普通約款第2章当社のてん補しない損害第6条（てん補しない損害－その2）に掲げる損害賠償請求。ただし、同条①、②、③および⑥を除きます。
- ③ 特約条項5条(保険金を支払わない場合－賠償責任)(1)に掲げる事由または行為。
- ④ 特約条項5条(保険金を支払わない場合－賠償責任)(2)①および②に掲げる費用。
- (2) 当社は、特約条項第6条（保険金を支払わない場合－費用）(3)①から④までに掲げる事由に起因して発生した第3条（保険金を支払う場合－費用）(2)に定める費用（以下「費用」といいます。）に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されなかったことに起因して発生した費用に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当社は、次の①から⑥までに掲げる事由に起因する損害および費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害
- ② 排水または排気（注1）
- ③ 次のアまたはイの事由
- ア. 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- イ. 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性

④ 次のいずれかの所有、使用または管理^(注2)

ア. 施設^(注3) 外における船、車両^(注4) または動物

イ. 航空機

ウ. 自動車

⑤ じんあいまたは騒音

⑥ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯する者が、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為^(注5)

(注1) 排気

煙または蒸気を含みます。

(注2) 所有、使用または管理

貨物の積み込みまたは積み下ろし作業を除きます。

(注3) 施設

記名被保険者が業務の遂行にあたり所有、使用または管理する施設をいいます。

(注4) 車両

自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。

(注5) 破壊行為

ソフトウェアまたは電子データの消失、改ざん、破壊等を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

(1) 当会社は、管理財物の損壊等については、特約条項を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
特約条項第5条（保険金を支払わない場合－賠償責任）(1)②	イ. 第1条（保険金を支払う場合）(1)②イまたはウに規定する事故による被保険者システムの損壊（注1）または機能の停止	イ. サイバー攻撃

(2) 当会社は、管理財物について、次の①から⑦までに掲げる事由に起因して発生する損害および費用に対して、保険金を支払いません。

① 次のアからオまでに掲げる財物の損壊等

ア. 所有財物

イ. 動物、植物等の生物

ウ. 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する財物

エ. 土地^(注1)

オ. 建物

② 保険契約者または記名被保険者の使用人等の同居の親族が行い、または加担した受託財物の盗取もしくは詐取。

③ 被保険者、被保険者の法定代理人^(注2)または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物の損壊等。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

④ 受託財物が正当な権利を有する者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された受託財物の損壊

⑤ 受託財物が自動車である場合において、被保険者、被保険者の法定代理人^(注2)または被保険者の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊等。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

⑥ 受託財物が自動車である場合において、記名被保険者の下請負人が管理している間における自動車の損壊等

⑦ 受託財物のうち、記名被保険者が運送を目的として受託した貨物について、記名被保険者が所有、使用または管理する施設^(注3)の外で発生した損壊等

(注1) 土地

地盤および土木構造物を含みます。

(注2) 法定代理人

記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 施設

記名被保険者が業務の遂行にあたり所有、使用または管理する施設をいいます。

第6条 (保険金を支払わない場合－その3)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者の次の①または②に掲げる行為に起因する損害および費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に適用される特約条項およびこれに付帯する他の追加条項に、異なる規定がある場合を除きます。

① 被保険者または被保険者の業務の補助者^(注)が行う次のアからエまでに掲げる行為

ア. 医療行為

イ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等

ウ. 法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売もしくは授与またはこれらの指示

エ. 身体美容または整形。ただし、理容師法（昭和22年法律第234号）に規定する理容または美容師法（昭和32年法律第163号）に規定する美容を除きます。

② 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為

（注）被保険者の業務の補助者

被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。

第7条（保険金を支払わない場合－その4）

当会社は、サイバー攻撃に起因して発生する生産物/完成作業事故について、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑬までに掲げる事由に起因する損害および費用に対しては、保険金を支払いません。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。

① 医薬品等としての製造承認または輸入承認の取得のために実施される臨床試験に供するもの

② 人体薬であると動物薬であるとを問わず、妊娠関係薬（注）、妊娠促進剤またはこれらと同一の効能を主たる目的とする医薬品

③ DES（ジエチルスチルベストロール系製剤）

④ クロラムフェニコール系製剤による血液障害

⑤ アミノグリコサイド系製剤による聴力障害

⑥ 筋肉注射による筋拘縮症

⑦ キノホルムによるスモン

⑧ 経口血糖降下剤による低血糖障害

⑨ 後天性免疫不全症候群（AIDS）に起因するすべての身体の障害

⑩ Lトリプトファンに起因する身体の障害

⑪ トリアゾラムに起因する身体の障害または財物の損壊

⑫ 体内移植用シリコーンに起因する身体の障害

⑬ 妊娠の異常、卵子もしくは胎児の損傷もしくは異常または子供の先天的な異常もしくは疾病

(注) 妊娠関係薬

経口避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤等をいいます。

第8条 (保険金を支払わない場合－その5)

(1) 当会社は、直接であると間接であるを問わず、P F A Sに起因して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。

(2) 当会社は、直接であると間接であるを問わず、P F A Sに起因して生じる損害等(注)に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、直接であると間接であるを問わず、P F A Sの調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくは拡散の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

(注) 損害等

医療費用、見舞費用、営業が休止または阻害されたことによる損失等、その名称および種類を問わず、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の損害、費用、損失等をいいます。

第9条 (汚染危険の読替)

(1) 当会社は、この追加条項において、普通約款第2章当会社のてん補しない損害第6条(てん補しない損害－その2)⑥の規定を適用しません。

(2) 当会社は、直接であると間接であるを問わず、汚染物質の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらの発生するおそれに起因する損害および費用に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、直接であると間接であるを問わず、汚染物質の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらの発生するおそれが発生した場合において、その汚染物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくは拡散の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用に対して保険金を支払いません。

(4) 前二項の規定は、汚染物質の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらの発生するおそれが、サイバー攻撃によって急激かつ偶然に発生した場合は適用しません。ただし、公共水域(注1)への石油物質(注2)の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらの発生す

るおそれに起因する場合を除きます。

(注1) 公共水域

海、河川、湖沼または運河をいいます。

(注2) 石油物質

次のアからウまでに掲げるものをいいます。

ア. 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類

イ. アに記載の石油類より誘導される化成品類

ウ. アまたはイに記載の物質を含む混合物、廃棄物および残さ

第10条 (生産物/完成作業事故に関する特則)

(1) 当会社は、サイバー攻撃に起因して発生する生産物/完成作業事故について、特約条項第5条(保険金を支払わない場合－賠償)(1)③の規定を適用しません。

(2) 当会社は、サイバー攻撃に起因して発生する生産物/完成作業事故について、第2条(保険金を支払う場合－賠償責任)に基づき保険金を支払う場合は、特約条項第5条(2)の規定を適用せず、生産物自体または仕事の目的物自体(注1)の損壊により、その生産物自体または仕事の目的物自体(注1)について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(3) 当会社は、医薬品等について生産物/完成作業事故が発生し、被保険者が医薬品機構(注2)から損害賠償請求を受けた場合は、被害者が医薬品機構(注2)に対して給付金の請求を行ったことをもって被保険者に対する損害賠償請求が提起されたものとみなします。なお、被害者が医薬品機構(注2)に給付金を請求し、かつ、被保険者に対して損害賠償請求を提起した場合は、これらのいずれか早い請求の時を被保険者に対する損害賠償請求が提起された時とみなします。

(注1) 生産物自体または仕事の目的物自体

生産物/完成作業事故の直接の原因となった生産物そのものまたは仕事の目的物そのものをいい、生産物/完成作業事故が発生するおそれのある他の生産物もしくは他の生産物自体または他の仕事の目的物もしくは他の仕事の目的物自体を含みません。

(注2) 医薬品機構

独立行政法人医薬品医療機器総合機構をいいます。

第11条 (自動車・船・車両に関する特則)

(1) 当会社は、自動車が受託財物である場合の損壊等について、その自動車の正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対

しては、第4条（保険金を支払わない場合－その1）(4)④の規定は適用しません。ただし、次の①または②に掲げる場合を除きます。

① 借用財物である場合

② 販売または運送を目的として受託している場合

(2) 第4条（保険金を支払わない場合－その1）(4)④ウの自動車には、販売、リース等を目的として展示を行っている自動車を含みません。ただし、その自動車が運行されている場合を除きます。

(3) 工事場^(注1)内および施設（注2）内における建設用工作車^(注3)は、第4条（保険金を支払わない場合－その1）(4)④ウの自動車とみなしません。

(4) 当社は、建設用工作車^(注3)の所有、使用または管理に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合、当社は建設用工作車^(注3)に付保された保険契約により支払われるべき金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを支払います。

(5) 当社は、前項の場合において、建設用工作車（注3）に付保された保険契約により支払われるべき金額の合計額または保険証券に記載されたこの追加条項の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として第12条（支払保険金）の規定を適用します。

(6) 当社は、船または車両^(注4)が受託財物であり、それらが業務内容に従って施設（注2）の外で管理されている場合の損壊等について、それらの正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、第4条（保険金を支払わない場合－その1）(4)④の規定は適用しません。ただし、航行または走行している場合を除きます。

（注1）工事場

記名被保険者または記名被保険者の下請負人が、工事を行っている場所で不特定多数の人が出入りすることを禁止されている場所をいいます。

（注2）施設

記名被保険者が業務の遂行にあたり所有、使用または管理する施設をいいます。

（注3）建設用工作車

次のアからクまでに掲げるものをいいます。ただしダンプカーおよびユニック車を含みません。

ア. ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー（キャリアオール）、ロードローラーまたは除雪用スノープラウ

イ. パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープモビル、ロッカーショベル、バケットローダーまたはショベルローダー

ウ. ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤーまたは発電機自動車

エ. コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラックまたはクレーンカー

オ. アからエのものをけん引するトラクター、整地または農耕用トラクター

カ. ターナロッカー

キ. コンクリートミキサーカー、ミキサーモビル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機または清掃作業車

ク. その他アからキに類するもの

(注4) 車両

自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。

第12条 (支払保険金)

(1) 当会社が第2条(保険金を支払う場合－賠償責任)(3)に定める損害について支払うべき保険金の額は、特約条項第7条(支払保険金)(1)の規定にかかわらず、一連の損害賠償請求について次の算式によって得られた額とします。

$$\text{保険金の額} = \left(\begin{array}{cc} \text{第2条(保険金を支払う場合－賠償責任)} & \text{第2条(保険金を支払う場合－賠償責任)} \\ \text{(3)の損害の合計額} & \text{(3)の損害の合計額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{保険証券に記載} \\ \text{された縮小支払} \\ \text{割合} \end{array}$$

(2) 当会社が第3条(保険金を支払う場合－費用)(2)に定める費用について支払うべき保険金の額は、特約条項第7条(支払保険金)(2)の規定にかかわらず、1回の事故について次の算式によって得られた額とします。

$$\text{保険金の額} = \left(\begin{array}{cc} \text{第2条(保険金を支払う場合－賠償責任)} & \text{第2条(保険金を支払う場合－賠償責任)} \\ \text{(3)の損害の合計額} & \text{(3)の損害の合計額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{保険証券に記載} \\ \text{された縮小支払} \\ \text{割合} \end{array}$$

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、同一の事故を原因として、第2条(保険金を支払う場合－賠償責任)(3)に定める損害および第3条(保険金を支払う場合－費用)(2)に定める費用のいずれについても保険金を支払う場合、当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。

$$\text{保険金の額} \left(\begin{array}{l} \text{第2条（保険金を支払う場合－} \\ \text{賠償責任）(3)の損害および第3} \\ \text{条（保険金を支払う場合－費用）} \\ \text{(2)の費用の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証券に記載} \\ \text{された免責金額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{保険証券に記載} \\ \text{された縮小支払} \\ \text{割合} \end{array}$$

- (4) (3)の規定に基づき保険金を支払う場合、当会社は、第2条（保険金を支払う場合－賠償責任）(3)に定める損害に優先して、第3条（保険金を支払う場合－費用）(2)に定める費用について支払うべき保険金の額に対して保険証券に記載された免責金額を適用します。

第13条（支払限度額）

- (1) 前条の規定に従いながら、当会社が第2条（保険金を支払う場合－賠償責任）(3)に定める損害について支払うべき保険金の額は、一連の損害賠償請求について、保険証券に記載された「サイバー攻撃による対人・対物事故補償追加条項」の1損害賠償請求保険金額を限度とし、保険期間を通じて、保険証券に記載された「サイバー攻撃による対人・対物事故補償追加条項」の総保険金額を限度とします。
- (2) 前条の規定に従いながら、当会社が第3条（保険金を支払う場合－費用）(2)に定める費用について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、保険証券に記載された「サイバー攻撃による対人・対物事故補償追加条項」の1損害賠償請求保険金額または「費用損害-サイバー保険特約条項」の1事故保険金額のいずれか低い額を限度とし、保険期間を通じて、保険証券に記載された「サイバー攻撃による対人・対物事故補償追加条項」の総保険金額または「費用損害-サイバー保険特約条項」の総保険金額のいずれか低い額を限度とします。
- (3) (1)の規定に従いながら、第10条（生産物/完成作業事故に関する特則）(2)の規定に基づき支払う保険金の額は、1回の事故について、および保険期間を通じて、1,000万円を限度とします。
- (4) (2)の規定に従いながら、第3条（保険金を支払う場合－費用）(2)のサイバー対人見舞費用には、1回の事故について、身体の障害を被った者1名あたり10万円を限度とします。
- (5) (2)から(4)に規定する額は、保険期間を通じて、(1)に規定する総保険金額額に含まれるものとします。
- (6) (1)から(4)に基づき支払う保険金の額は、特約条項第9条（総支払限度額）に規定する総保険金額に含まれるものとします。

第14条（管理財物に関する支払限度額の特則）

前条の規定に従いながら、当会社が第2条（保険金を支払う場合－賠償責任）の規定に基づき、管理財物の損壊等について支払うべき損害賠償金の額は、被害を受けた管理財物の時価^{（注）}を超えないものとします。

（注）時価

事故の生じた地および時において、もし事故が発生していなければ有したであろう価額をいい、自動車の場合、被害自動車と同一車種および同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第15条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

39. 戦争等不担保追加条項（サイバー保険特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
国家関与型サイバー攻撃	次の①または②に掲げるものをいいます。 ① 国家によって実施されるサイバー攻撃 ② 国家の指示または管理のもとで実施されるサイバー攻撃
重要インフラサービス	国民生活および経済活動の継続に不可欠なサービスをいい、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第3条第1項に規定する重要社会基盤事業者が提供するサービスを含みます。
戦争等	次の①から③までに掲げるものをいい、宣戦布告の有無を問いません。 ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ^(注) ② ①の過程または直接的な準備として行われた国家関与型サイバー攻撃 ③ 国家関与型サイバー攻撃のうち、被害国家における次のアまたはイに重大な影響を及ぼすもの ア. 重要インフラサービスの利用、提供または完全性 イ. 安全保障または防衛 (注) 暴動 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
特約条項	サイバー保険特約条項をいいます。
被害国家	国家関与型サイバー攻撃によって被害を受ける国家をいいます。
普通約款	業務過誤賠償責任保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、直接であると間接であるとを問わず、戦争等に起因する損害^(注)に対しては、保険金を支払いません。

(注) 損害

法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の費用、損失その他のこの保険契約で支払われるべき損害の全てを含みます。

第2条（国家関与型サイバー攻撃の特定）

- (1) 当会社は、第1条（保険金を支払わない場合）の適用にあたり、発生したサイバー攻撃が国家関与型サイバー攻撃であるか否かについて、客観的かつ合理的な証拠を考慮したうえでその判断を行うものとします。
- (2) (1)の客観的かつ合理的な証拠には、次の①または②に掲げるものを含みます。

① 次のアからウまでに掲げる者の声明、発表、見解等

ア. 被害国家または他の国家

イ. 国際連合、北大西洋条約機構等の広く認知されている国際機関

ウ. 一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター、Forum of Incident Response and Security Teams (FIRST) 等のインシデント対応機関^(注)

② サイバーセキュリティ業界等の専門事業者における共通のまたは正統とみなされている声明、発表、見解等

(注) インシデント対応機関

所在する国または地域を問いません。

第3条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

I Tサービス引渡後1か月事故補償追加条項（サイバー保険特約条項用） 【630】

第1条（保険金を支払わない場合の読替規定）

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、I Tサービス業務補償追加条項第3条（保険金を支払わない場合）②の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
I Tサービス業務補償追加条項第3条（保険金を支払わない場合）②	② I Tサービス業務の遂行にあたり、業務の範囲内で新たなまたは改変したI Tサービス業務を提供した場合、次のアおよびイに掲げる事故 ア. 通常要するテストを実施していないI Tサービス業務の瑕疵により生じた事故 イ. I Tサービス業務の瑕疵によって、そのI Tサービス業務のテスト期間内、試用期間内または提供した顧客の正式使用後1か月以内に生じた事故	② I Tサービス業務の遂行にあたり、業務の範囲内で新たなまたは改変したI Tサービス業務を提供した場合、次のアおよびイに掲げる事故 ア. 通常要するテストを実施していないI Tサービス業務の瑕疵により生じた事故 イ. I Tサービス業務の瑕疵によって、そのI Tサービス業務のテスト期間内、試用期間内に生じた事故

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通保険約款ならびにサイバー保険特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

40. サイバー保険特約条項の変更に関する追加条項（全国町村会用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
記名被保険者	本保険に加入する町村 ^(注) をいいます。 (注) 町村が合併し、市となったその市を含みます。
自治体業務	次の①から⑥に掲げる業務をいいます。ただし、いずれの場合においても、許可、認可、命令またはその他行政処分を除きます。 ① 自治体施設の保守管理業務 ② 学校教育業務 ^(注1) ③ 社会教育業務 ④ 社会体育業務 ⑤ 社会福祉業務 ^(注2) ⑥ その他自治体の行う業務。ただし、医療業務、消防、救急、治安もしくは災害救助の業務または治山治水業務、農地開発業務、耕地整理業務、公有水面埋立業務、都市計画業務、土地区画整理業務等の土地の改良、保全、開発業務もしくはそれらの企画、立案、策定に関する業務を除きます。 (注1) 学校教育業務 保育所業務を含みます。 (注2) 社会福祉業務 保育所業務を含みません。
自治体施設	次の①から⑫に掲げる施設をいいます。 ① 本庁舎、支所、出張所等の庁舎 ② 小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園等の学校および保育所 ③ 児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設、母子福祉施設、隣保館等の福祉施設 ④ 国民宿舎等の保養施設 ⑤ 公会堂、公民館、図書館、博物館等の文化施設 ⑥ 体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場、ゲートボール場、格技場、弓道場等のスポーツ施設 ⑦ 授産施設、農林水産物加工施設、育苗施設、集出荷施設等の産業施設 ⑧ 上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設等の生活環境施設 ⑨ 道路、自動車道、一般自動車道、農道、林道、里道、赤道、牧道およびその他の道路 ⑩ 公園 ⑪ 港湾施設および漁港施設 ⑫ その他の建造物および工作物。ただし、病院または診療所を除きます。

第1条（被保険者の業務）

この保険契約においては、サイバー保険特約条項（以下、「特約条項」といいます）<

用語の定義（五十音順）＞で規定する業務は自治体業務とします。

第2条（被保険者の範囲の変更）

この追加条項が付帯された保険契約における被保険者は、特約条項第3条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次の①から⑥までとします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の使用人等。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。
- ③ 記名被保険者が所有する自治体施設の指定管理者。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者としての業務に関するかぎりにおいて被保険者とします。
- ④ 記名被保険者が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき設立した地方独立行政法人（特別地方独立行政法人を含みます。）。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします
- ⑤ 記名被保険者が構成員となる地方自治法（昭和22年法律第27号）第284条2項および3項で定める一部事務組合および広域連合。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。
- ⑥ 記名被保険者から業務委託を受けたまたは記名被保険者の業務において有償ボランティアとして従事する私人（注）。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。

（注）私人

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行前において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に基づく特別職非常勤職員、同法17条に基づく一般職非常勤職員または同法22条に基づく臨時的任用職員として任用されていたまたは任用することが可能であった個人をいいます。

第3条（被保険者相互の関係）

- (1) 当社は、この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項＜用語の定義（五十音順）＞の「他人」の規定にかかわらず、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定について、被保険者相互間における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用するものとします。ただし、次の①から④までに掲げる被保険者相互間の関係を除きます。

- ① 記名被保険者とその記名被保険者の使用人等
- ② 記名被保険者とその記名被保険者に関する前条③から⑥までに掲げる被保険者（注）

③ 記名被保険者の使用人等とその記名被保険者に関する前条③から⑥までに掲げる被保険者^(注)

④ 前条③から⑥までに掲げる被保険者相互間。ただし、同一の記名被保険者における前条③から⑥までの被保険者間に限ります。

(2) (1)の規定に従いながら、被保険者相互間における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用する場合、当会社は、普通約款第1章当会社のてん補責任第6条（てん補しない損害－その2）⑬、特約条項第11条（記名被保険者が複数である場合の取扱い）(2)から(4)の規定を適用しません。

(注) その記名被保険者に関する前条③から⑥までに掲げる被保険者
他の記名被保険者に関する被保険者を含みません。

第4条（記名被保険者ごとの個別適用）

(1) 当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、記名被保険者ごとに普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

(2) (1)の規定に従いながら、当会社が支払うべき保険金の額は、記名被保険者ごとに、一連の損害賠償請求または1回の事故について、保険証券に記載された1損害賠償請求保険金額または1事故保険金額を限度とします。

(3) (1)および(2)の規定に従いながら、当会社が支払うべき保険金の額は、記名被保険者ごとに保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

(4) (1)から(3)までの規定中、「記名被保険者ごと」とあるのは、その記名被保険者の使用人等およびその記名被保険者に関する第2条（被保険者の範囲の変更）③から⑥までに掲げる被保険者^(注)を含めて適用するものとします。

(注) その記名被保険者に関する第2条（被保険者の範囲の変更）③から⑥までに掲げる被保険者

他の記名被保険者に被保険者を含みません。

第5条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこの保険契約に適用される他の追加条項の規定を準用します。

41. 個人情報漏えい補償追加条項（サイバー保険特約条項用）（全国町村会用）

第1条（保険金を支払う場合の読替規定－賠償責任）

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、サイバー保険特約条項（以下「特約条項」といいます）第1条（保険金を支払う場合－賠償責任）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第1条（保険金を支払う場合－賠償責任）

- (1) 当会社は、普通約款第1章当会社のでん補責任第1条（当会社のでん補責任）の規定にかかわらず、被保険者が業務を遂行するにあたり、日本国内において発生した個人情報の漏えいまたはそのおそれ（以下「事故」といいます。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)に定める損害賠償請求（注）が、保険期間中に適用地域においてなされた場合にかぎり、保険金を支払います。
- (3) 当会社は、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を、事故が発生した国または地域を問わず、適用するものとします。

（注）(1)に定める損害賠償請求

普通約款第6章保険金の請求第19条（損害賠償請求等の通知）(2)の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求を含みます。

」

第2条（保険金を支払う場合の読替規定－費用）

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項第2条（保険金を支払う場合－費用）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第2条（保険金を支払う場合－費用）

当会社は、普通約款第1章当会社のでん補責任第1条（当会社のでん補責任）の規定にかかわらず、前条に規定する事故を記名被保険者が保険期間中に発見したことにより、その事故に対応するために記名被保険者が支出した「個人情報漏えい対応費用」に対して、保険金を支払います。ただし、保険期間中に次の①から④までに掲げる事由のいずれかがなされることにより、個人情報の漏えいまたはそのおそれが客観的に明らかになる場合にかぎり、適用します。

- ① サイバー攻撃が生じたことの当会社への書面による通知
 - ② 記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等
 - ③ 本人またはその家族への謝罪文の送付
 - ④ 公的機関^(注)に対する文書による届出、報告等または公的機関^(注)からの通報
- (注) 公的機関

サイバー攻撃に関する被害の届出および情報の受付等を行なっている独立行政法人または一般社団法人を含みます。

」

第3条（損害の範囲の読替規定）

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項第4条（損害の範囲）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第4条（損害の範囲）

- (1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合－賠償責任）の規定により保険金を支払うべき損害の範囲は、普通約款第1章当会社のてん補責任第2条（損害の範囲）の規定にかかわらず、次の①から③までに掲げるものに限りします。

名 称	損害の内容
① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、科料、過料、違約金、課徴金、懲罰的賠償金および倍額賠償金の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定 ^(注) がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 (注) 特別の約定 業務の結果を保証することを含みます。
② 争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用をいいます。
③ 協力費用	被保険者が普通約款第6章保険金の請求第22条（損害賠償請求解決のための協力）(1)のために支出した費用をいいます。

- (2) 当会社が第2条（保険金を支払う場合－費用）の規定により保険金を支払うべき「個人情報漏えい対応費用」の範囲は、普通約款第1章当会社のてん補責任第2条（損害の範囲）の規定にかかわらず、次の①から③までに掲げるものにかぎりします。ただし、当会社が妥当と判断する費用にかぎり、情報漏えいまたはそのおそれ等が生じなかったとしても発生する費用を除きます。

名 称	損害の内容
① 個人見舞費用	個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品^(注)の購入費用および見舞品^(注)の発送費用 (注) 見舞品 有体物にかぎります。
② 事故対応関連費用	次のアからコに掲げる費用をいいます。 ア. 文書^(注1)作成のために要する費用 イ. 事故の原因調査および再現実験に要する費用^(注2) ウ. 事故の拡大の防止に努めるために要した費用 エ. 記名被保険者の使用人等を事故現場に派遣するために要する人件費、交通費、宿泊費等の費用 オ. 通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用^(注3) カ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用 キ. コールセンターの設置、運営等の費用 ク. 弁護士等への相談費用 ケ. 有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用 コ. 記名被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求^(注4)をすることができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用 (注1) 文書 相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎります。 (注2) 事故の原因調査および再現実験に要する費用 意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。 (注3) オ. 通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用 個人情報を漏えいされた、またはそのおそれのある本人に対して、法令等に基づき、事故状況、発生原因等を通知するために要する費用を含みます。 (注4) 損害賠償の請求 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます
③ 再発防止費用	発生した事故と同一の事象または同一の原因による事象が再び起きないようにするためのセキュリティ対策に要した一時的な費用^(注)をいい、被保険者システムにおける事故の直接的な発生原因となった箇所にかかる費用にかぎります。なお、事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用、再発防止策の結果もしくは実施状況に関する報告書発行または報告会開催に要する費用等を含みます。 (注) 一時的な費用 セキュリティ対策を実施するための初期投資費用、導入費用等の費用をいい、支払形態、請求方法または費用名称の如何にかかわらずセキュリティ対策を継続的に維持、運用、メンテナンス等する費用をのぞきます。

第4条（保険金を支払わない場合の読替規定－費用固有）

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項第6条（保険金を支払わない場合－費用）の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定読替前読替後特約条項第6条（保険金を支払わない場合－費用）第2条（保険金を支払う場合－費用）(1)から(5)まで第2条（保険金を支払う場合－費用）

第5条（支払限度額の読替規定）

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項第7条（支払保険金）(2)から(4)までの規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

- (2) 当会社が第4条（損害の範囲）(2)に定める費用について支払うべき保険金の額は、普通約款第3章当会社のでん補限度額第7条（てん補限度額）の規定にかかわらず、1回の事故について次の算式によって得られた額とします。

$$\text{保険金の額} = \frac{\text{第4条（損害の範囲）(2)の費用の合計額}}{\text{第4条（損害の範囲）(2)の費用の合計額}} \times \frac{\text{保険証券に記載された免責金額}}{\text{保険証券に記載された免責金額}} \times \text{縮小支払割合}$$

- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、同一の事故または事由を原因として、第4条（損害の範囲）(1)に定める損害および同条(2)に定める費用のいずれについても保険金を支払う場合、当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。

$$\text{保険金の額} = \frac{\text{第4条（損害の範囲）(1)の損害および(2)の費用の合計額}}{\text{第4条（損害の範囲）(1)の損害および(2)の費用の合計額}} \times \frac{\text{保険証券に記載された免責金額}}{\text{保険証券に記載された免責金額}} \times \text{縮小支払割合}$$

- (4) (3)の規定に基づき保険金を支払う場合、当会社は、第4条（損害の範囲）(1)に定める損害に優先して、同条(2)に定める費用について支払うべき保険金の額に対して保険証券に記載された免責金額を適用します。

」

第6条（支払限度額の読替規定）

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項第8条（支払限度額－費用）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第8条（支払限度額）

- (1) 前条の規定に従いながら、当会社が第4条（損害の範囲）(1)に定める損害について支払うべき保険金の額は、一連の損害賠償請求について、保険証券に記載された1

損害賠償請求保険金額を限度とし、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

(2) 前条の規定に従いながら、当社が第4条（損害の範囲）(2)に定める費用について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、保険証券に記載された1事故保険金額を限度とし、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

(3)(2)の規定に従いながら、4条（損害の範囲）(2)①に定める個人見舞費用については、1名あたり500円を限度とします。ただし、見舞品の発送費用は除きます。

(4)(1)から(3)までに規定する限度額は記名被保険者毎に適用します。

(5)(3)に規定する限度額は、(2)に規定する限度額に含まれるものとします。

」

第7条（総支払限度額の読替規定）

当社は、この追加条項が付帯された保険契約において、サイバー保険特約条項第9条（総支払限度額）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第9条（総支払限度額）

当社がこの保険契約で支払う保険金の額は、前二条の規定に従いながら、保険期間を通じて、すべての保険金を合算して、前条(1)および(2)で規定する総保険金額を合算した額を限度とします。

」

第8条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

42. 労働災害総合保険普通保険約款

第1章 法定外補償条項

第1条（保険金を支払う場合－その1）

- (1) 当会社は、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の被用者（以下「被用者」といいます。）が業務上の事由により被った身体の障害について、次の①または②の金額を、この法定外補償条項および第3章基本条項の規定に従い、保険金（死亡補償保険金、後遺障害補償保険金または休業補償保険金をいいます。この章において以下同様とします。）として被保険者に支払います。
- ① 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額のうち、別表に定める金額
 - ② 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、被保険者が被用者またはその遺族に支払うものとして別表に定める金額
- (2) (1)の保険金の支払は、労災保険法等によって給付が決定された場合にかぎるものとし、別表における身体の障害区分については、労災保険法等による決定に従うものとします。

第2条（保険金を支払う場合－その2）

- (1) 同一の被用者が被った身体の障害について当会社が支払う休業補償保険金は、1,092日分を限度とします。
- (2) 当会社は、同一の被用者が被った身体の障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払は行わず、いずれか高い金額を限度とします。

第3条（被用者への支払義務）

- (1) 被保険者は、第1条（保険金を支払う場合－その1）により受領した保険金の全額を、被用者またはその遺族に支払わなければなりません。
- (2) (1)の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した保険金のうち被用者またはその遺族に支払われなかった部分を当会社に返還しなければなりません。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体

の障害（これらの事由によって発生または拡大した身体の障害を含みます。）については、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。）またはこれらの事業場の責任者の故意
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注)
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。この号において以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

(注) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(2) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。

- ① 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
- ② 風土病による身体の障害
- ③ 職業性疾病による身体の障害

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

(1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。

- ① 被用者の故意、または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害
- ② 被用者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間にその被用者本人が被った身体の障害
- ③ 被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害

(2) 当会社は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条第1項または船員法（昭和22年法律第100号）第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する法定外補償金については、保険金を支払いません。

別 表

保險金額表

〔用途〕		
支払方式	定額方式 （定額で支払が行われる方式）	定率方式 （平均賃金を基礎として支払いが行われる方式）
身体障害 区分と保険金の種類		
（死亡補償保険金）	被用者1名につき	被用者1名につき
死 亡	万円	日分
（後遺障害補償保険金）		
後 遺 障 害		
1級		
2級		
3級		
4級		
5級		
6級		
7級		
8級		
9級		
10級		
11級		
12級		
13級		
14級		
（休業補償保険金）		
負傷・疾病（休業）	休業し、賃金を受けない日の第4日目以降の期間に対し	休業し、賃金を受けない日の第4日目以降の期間に対し
	1日につき 円	1日につき %

本表は、第1章法定外補償条項の別表として用いるほか、第1章に付帯される特約条項の別表としても用い、いずれの目的に使用されているかについては〔用途〕欄に定めます。

第2章 使用者賠償責任條項

第1条（保険金を支払う場合－損害賠償金）

(1) 当会社は、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の被用者（以下「被用者」といいます。）が業務上の事由により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額（以下「損害賠償責任額」といいます。）が、次の①から③までに掲げる金額の合算額を超える場合にかぎり、その超過額（以下「正味損害賠償金額」といいます。）のみを、この使用者賠償責任条項および第３章基本条項の規定に従い、賠償保険金として被保険者に支払います。

① 労災保険法等により給付されるべき金額（この金額には「特別支給金」を含みません。）

② 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額

③ 次のアまたはイの金額

ア. 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額

イ. 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、第1章法定外補償条項により支払われる金額（同一の被保険者について他の労働災害総合保険契約が締結されている場合には、その保険契約の第1章法定外補償条項により支払われる保険金の金額を含みます。）

(2) (1)の賠償保険金の支払は、労災保険法等によって給付が決定された場合にかぎるものとします。

第2条（保険金を支払う場合－費用）

当会社は、前条の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する次の①から④までに掲げる費用を、この使用者賠償責任条項および第3章基本条項の規定に従い、費用保険金として被保険者に支払います。

① 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）

② 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

③ 第3章基本条項第17条（損害賠償責任解決の特則）(1)の規定により被保険者が当会社の求めに応じ、協力するために要した費用

④ 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、第3章基本条項第16条（災害の発生）③の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続きを講じるために要した必要または有益な費用

第3条（保険金の支払限度額）

(1) 当会社が、被保険者に支払う本章第1条（保険金を支払う場合－損害賠償金）の賠償保険金の額は、1回の災害について、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載のてん補限度額（この条において以下「てん補限度額」といいます。）を限度とします。

正味損害賠償金額－保険証券記載の免責金額＝賠償保険金の額

(2) 当会社が、被保険者に支払う前条の費用保険金の額は、前条①から④までの費用の全額とします。ただし、前条①および②の費用については、正味損害賠償金額が1回の災害に適用するてん補限度額を超える場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を費用保険金として、支払います。

前条①および②の費用の額 $\times \frac{\text{てん補限度額}}{\text{正味損害賠償金額}} = \text{前条①および②の費用についての費用保険金の額}$

(3) (1)および(2)にいう「1回の災害」とは、発生の日時、場所を問わず同一の原因から発

生した一連の災害をいいます。

第4条（年金給付の場合の調整）

労災保険法等により給付される額が年金をもって定められている場合は、その年金部分については、次の①または②の額をもって、本章第1条（保険金を支払う場合－損害賠償金）(1)①の金額とします。ただし、労災保険法等の受給権者が受給すべき年金の総額から次の①または②の額を控除した残額の全部または一部が被保険者の損害賠償の履行にあたり考慮された場合には、その考慮された部分に相当する年金の額を次の①または②の額に加算した額をもって同条(1)①の金額とします。

- ① 労災保険法等の受給権者がその年金にかかる前払一時金（以下「前払一時金」といいます。）の給付を請求することができる場合には、被保険者の損害賠償責任額が確定した時に、労災保険法等により被保険者が損害賠償の履行を猶予されている金額および年金または前払一時金の支給により損害賠償責任の負担を免れた金額の合計額
- ② ①以外の場合においては、労災保険法等の受給権者が、被保険者の損害賠償責任額が確定した時まで既に受領した年金の総額

第5条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害（これらの事由によって発生または拡大した身体の障害を含みます。）については、保険金（賠償保険金または費用保険金をいいます。この章において以下同様とします。）を支払いません。

- ① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの事業場責任者の故意
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注)
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。この号において以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

(注) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著し

く平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(2) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。

- ① 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
- ② 風土病による身体の障害
- ③ 職業性疾病による身体の障害

第6条（保険金を支払わない場合－その2）

(1) 当会社は、次の①または②の損害賠償金または費用については、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用
- ② 被保険者が個人事業主の場合には、その被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用

(2) 当会社は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条第1項または船員法（昭和22年法律第100号）第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額については保険金を支払いません。

第3章 基本条項

第1条（用語の定義）

この普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約条項等において使用される用語の定義は、次のとおりとします。ただし、この保険契約に適用される特約条項等において、別途用語の説明がある場合は、その定義に従います。

用 語	定 義
① 労災保険法等	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）もしくは船員保険法（昭和14年法律第73号）またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

② 身体の障害	負傷または疾病をいい、これらに起因する後遺障害（身体の一部を失い、またはその機能に重大な影響を永久に残した状態をいいます。）または死亡を含みます。
③ 災害	被用者が、業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。
④ 職業性疾病	労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。
⑤ 法定外補償規定	被用者に対し、労災保険法等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
⑥ 賃金	賃金、給料、手当、賞与その他いかなる名称であっても、労働の対償として被用者が受けるものをいいます。
⑦ 賃金総額	労働者災害補償保険法適用事業については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第11条にいう賃金総額をいい、船員保険法適用事業については同法第69条にいう標準報酬日額に保険期間中の日数を乗じた額の合算額をいいます。
⑧ 平均賃金	労働者災害補償保険法適用事業については、同法第8条にいう給付基礎日額をいい、船員保険法適用事業については、同法第69条にいう標準報酬日額をいいます。
⑨ 被用者	保険証券記載の事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者のうち保険証券に記載された者をいいます。
⑩ 平均被用者数	保険期間内の毎月一定日の被用者人数の累計を保険期間内の月数で除して算定された人数をいいます。
⑪ 暫定保険料	ア. 保険料が賃金を基礎とする場合には、被保険者が保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に対して保険期間中に支払う賃金総額の見込額に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。 イ. 保険料が被用者数を基礎とする場合には、被保険者が保険証券記載の事業場において使用する保険期間中の平均被用者数の見込数に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。
⑫ 保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
⑬ 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) 当会社は、身体の障害が(1)の保険期間中に生じた場合にかぎり保険金（第1章法定外補償条項および第2章使用者賠償責任条項の保険金をいいます。この章において以下同様とします。）を支払います。
- (3) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、暫定保険料が払い込まれる前に生じた

身体の障害については、保険金を支払いません。

第3条（保険責任のおよぶ範囲）

当会社は、保険証券に別段の記載のないかぎり、被保険者が労災保険法等の施行地内において行う事業に従事する被用者の身体の障害についてのみ保険金を支払います。

第4条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書（付属する明細書等の書類がある場合には、これらの書類を含みます。以下「保険契約申込書等」といいます。）の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)の事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき身体の障害が発生する前に、保険契約申込書等の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結時の翌日から起算して5年を経過した場合
- (4) (2)の事実が、当会社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。

- (5) (2)の規定による解除が、当会社が保険金を支払うべき身体の障害の発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。この規定は、本章第10条（保険契約解除の効力）の規定とはかかわりありません。
- (6) (5)の規定は、(2)の事実に基づかずに発生した身体の障害については適用しません。

第5条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次の①または②の事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この規定を適用しません。
- ① 保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。
- ② 法定外補償規定の新設または変更
- (2) (1)の事実がある場合（(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。）は、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (1)の手続を怠った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた身体の障害については、保険金を支払いません。ただし、(1)①の事実が発生した場合において、変更後の暫定保険料が変更前の暫定保険料より高くならなかったときまたは(1)②の事実が発生したときは、この規定は適用しません。
- (5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した身体の障害については適用しません。

第6条（調査）

- (1) 当会社は、保険期間中いつでも保険契約者または被保険者の事業場、災害防止のための安全衛生に関する施設および労働条件等の調査を行うことができます。
- (2) (1)の調査の際、不備があると認めた場合は、当会社は、その不備の改善を保険契約者

または被保険者に請求することができます。

- (3) 保険契約者または被保険者が、相当の理由なく(1)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定は、(3)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

第7条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第8条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第9条（保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として被用者に身体の障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力^(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力^(注)を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力^(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注)を解除することができます。

(注) この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が身体の障害の発生した後になされた場合であっても、第10条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した身体の障害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 第1章法定外補償条項について、保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。
- (5) 第2章使用者賠償責任条項について、保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
- (6) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第10条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向ってのみその効力を生じます。

第11条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 次の①から③までの場合において、変更前の暫定保険料と変更後の暫定保険料に差額が生じるときは、当会社は、下表およびこの保険契約に適用される特約条項の規定に従い算出した額を返還または請求します。

区 分	返還保険料・請求保険料
① 本章第4条（告知義務）(3)③の承認をする場合	変更前の暫定保険料と変更後の暫定保険料との差額を返還または請求します。
② 本章第5条（通知義務）(1)の承認をする場合	ア. 保険料が賃金を基礎とする場合 変更が生じた時から保険期間が満了する時までの期間に対応する変更後の暫定保険料と変更前の暫定保険料との差額を返還または請求します。
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合	イ. 保険料が被用者数を基礎とする場合 (ア) 変更後の暫定保険料が変更前の暫定保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更前の暫定保険料と変更後の暫定保険料の差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注)}}{\text{保険期間月数}^{(注)}} \right)$ (イ) 変更後の暫定保険料が変更前の暫定保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{変更前の暫定保険料と変更後の暫定保険料の差額} \times \frac{\text{未経過月数}^{(注)}}{\text{保険期間月数}^{(注)}}$ (注) 月数 1 か月に満たない期間は1 か月とします。

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)①または②の追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、本章第5条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した身体の障害については、この規定を適用しません。
- (4) (1)③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払いを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた身体の障害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項の規定に従い、保険金を支払います。

第12条（保険料の精算）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は保険期間中および保険期間終了後1年間は、いつでも、保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類、帳簿等を閲覧することができます。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の資料、書類、帳簿等に基づき、確定された保険期間中の賃金総額、または平均被用者数に所定の保険料率を適用して算出された保険料（この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合はその最低保険料）と既に払い込まれた暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算します。

第13条（保険料の返還－無効または取消しの場合）

本章第7条（保険契約の無効）または同第8条（保険契約の取消し）の規定により保険契約が無効または取消しとなる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第14条（保険料の精算の特則－失効または解除の場合）

保険契約が失効または解除となる場合は、当会社は、下表およびこの保険契約に適用される特約条項の規定に従い算出した額を返還または請求します。

区 分	返還保険料・請求保険料
① 保険契約が失効となる場合	ア. 保険料が賃金を基礎とする場合 既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に支払った賃金総額に基づき算出した保険料（注1）と既に払い込まれた暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。
② 本章第4条（告知義務）(2)、第5条（通知義務）(2)、第6条（調査）(3)、第9条（保険契約の解除）(1)または第11条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	イ. 保険料が被用者数を基礎とする場合 既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用する平均被用者数に基づき既経過月数（注2）の保険期間月数（注2）に対する割合によって算出した保険料（注1）と既に払い込まれた暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。 （注1）保険料 解除の場合において、この保険契約で定められた最低保険料に達しないときはその最低保険料とします。
③ 本章第9条(6)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合	（注2）月数 1か月に満たない期間は1か月とします。

第15条（保険金計算の特則）

当会社は、保険金を支払う場合において、既に払い込まれた暫定保険料が、相当の理由なく、災害発生時に算定した保険期間中の賃金総額見込または平均被用者数見込に所定

の保険料率を適用して得られた保険料（この条において以下「災害発生時算定保険料」といいます。）より低いときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払うことができます。

$$\text{この条の規定を適用する前の保険金の額} \times \frac{\text{既に払い込まれた暫定保険料}}{\text{災害発生時算定保険料}} = \text{保険金の額}$$

第16条（災害の発生）

保険契約者または被保険者は、災害が発生したことを知った場合は、下表①から⑦までの「災害発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由なくこれらの規定に違反した場合は、当会社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

災害発生時の義務	差し引く金額
① 次の事項を遅滞なく書面で当会社に通知すること。 ア. 災害発生の日時、場所および状況ならびに身体の障害を被った被用者の住所、氏名および身体の障害の程度 イ. 損害賠償の請求（注1）を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当社が被った損害の額
② 身体の障害の発生または拡大の防止のために自己の費用で必要な措置を講ずること。	身体の障害の発生または拡大を防止することによって、被保険者が負担を免れることができたと認められる額
③ 被保険者が第三者に対して、損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
④ 損害賠償の請求（注1）の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被用者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、直ちに書面により当会社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当社が被った損害の額
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく当会社に通知すること。	
⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う災害および被用者の身体の障害に関する調査に協力すること。	

（注1）損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第17条（損害賠償責任解決の特則）

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって、自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、相当の理由なく(1)の協力に応じない場合は、当社は、それによって、当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第18条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の①または②の時からそれぞれ発生しこれを行行使することができます。
 - ① 第1章法定外補償条項の保険金については、同章第1条（保険金を支払う場合－その1）(1)に定める金額について被保険者の支払が確定した時
 - ② 第2章使用者賠償責任条項の保険金については、次のアおよびイの時
 - ア. 同章第1条（保険金を支払う場合－損害賠償金）(1)の賠償保険金については、損害賠償金額が判決、和解、仲裁、調停または書面による合意によって、被保険者と損害賠償請求権者との間で確定した時
 - イ. 同章第2条（保険金を支払う場合－費用）の費用保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および保険証券に次の①から⑧までに掲げる書類のうち、当社が求めるものを添えて当社に提出しなければなりません。
 - ① 労災保険法等の給付請求書（写）
 - ② 労災保険法等の支給決定通知書（写）
 - ③ 被用者の死亡にともなう保険金請求の場合には、死亡診断書または死体検案書
 - ④ 被用者の後遺障害にともなう保険金請求の場合には、障害の程度を証明する医師の診断書
 - ⑤ 被用者の休業にともなう保険金請求の場合には、被保険者の休業証明書（賃金不払を証するもの）
 - ⑥ 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定（写）
 - ⑦ 賠償保険金および費用保険金請求の場合には、損害賠償金額および費用を証明する書類
 - ⑧ その他当社が本章第21条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交

付する書面等において定めたもの

- (3) 当社は、災害の内容、身体の障害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第19条（被用者への支払を証する書類）

- (1) 当社が第1章法定外補償条項の規定に基づき法定外補償保険金を支払った場合において被保険者が法定外補償規定を定めていないときは、被保険者は被用者またはその遺族の補償金受領書を、保険金を受領した日以降遅滞なく当社に提出しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が(1)の書類に故意に事実と異なることを記載し、もしくは事実を記載しなかった場合、その書類を偽造もしくは変造した場合または(1)の義務に違反した場合は、被保険者は、既に受領した保険金のうち、これによって当社が被った損害の額に相当する額を当社に返還しなければなりません。

第20条（時 効）

保険金請求権は、本章第18条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第21条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、被保険者が第18条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日（この条において以下「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、災害の原因、災害発生の状況、身体の障害の発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体の障害の程度および身体の障害の事由
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、被用者の身体の障害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表の①から⑥までに掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日 数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 同一の災害により身体の障害を被った被用者が多数となる場合等または損害賠償請求の内容または根拠が判例または事例に鑑み特殊である場合等において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

- (3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第22条（他の保険契約等がある場合－法定外補償条項）

- (1) 第1章法定外補償条項につき他の保険契約等がある場合であっても、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、保険金の種類ごとに被保険者負担の額^(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額^(注1)をこの保険契約により支払うべき保険金の額とします。
- (2) 第1章法定外補償条項につき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、保険金の種類ごとに被保険者負担の額^(注2)を超えるときは、当社は、次の①または②に定める額をこの保険契約により支払うべき保険金の額とします。

区 分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	被保険者負担の額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

（注1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）被保険者負担の額

被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、法定外補償規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額をいい、被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、被用者またはその遺族に支払われる補償金の額をいいます。この場合において、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用があるときは、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第23条（他の保険契約等がある場合－使用者賠償責任条項）

- (1) 第2章使用者賠償責任条項につき他の保険契約等がある場合であっても、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、保険金の種類ごとに被保険者負担の額^(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額^(注1)をこの保険契約により支払うべき保険金の額とします。
- (2) 第2章使用者賠償責任条項につき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、保険金の種類ごとに被保険者負担の額^(注2)を超えるときは、当社は、次の①または②に定める額をこの保険契約により支払うべき保険金の額とします。

区 分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	被保険者負担の額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 被保険者負担の額

被保険者が負担した第2章使用者賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合－損害賠償金）(1)に掲げる正味損害賠償金額および同章第2条（保険金を支払う場合－費用）①から④までの費用の額をいい、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第24条（代 位）

(1) 被用者の身体の障害について被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注1）を取得した場合において、当会社がその身体の障害に関する被保険者負担（注2）に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②の額を限度とします。

① 当会社が被保険者負担^(注2)の額の全額を保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない被保険者負担^(注2)の額を差し引いた額

(注1) 損害賠償請求権その他の債権

当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。以下同様とします。

(注2) 被保険者負担

被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、法定外補償規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額ならびに第2章使用者賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合－損害賠償金）(1)に掲げる正味損害賠償金額および同章第2条（保険金を支払う場合－費用）①から④までの費用をいい、被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、被用者またはその遺族に支払われ

る補償金の額ならびに同章第1条(1)に掲げる正味損害賠償金額および同章第2条①から④までの費用をいいます。

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第25条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者^(注1)は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注2)について、先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第2章使用者賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合－損害賠償金）(1)の賠償保険金を支払います。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者^(注1)に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者^(注1)に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者^(注1)に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者^(注1)に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者^(注1)が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者^(注1)に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者^(注1)に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者^(注1)が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者^(注1)が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権^(注2)は、損害賠償請求権者^(注1)以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注2)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注1）損害賠償請求権者

被用者の身体の障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。

(注2) 保険金請求権

第2章使用者賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合－損害賠償金）の賠償
保険金に対する保険金請求権にかぎります。

第26条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第27条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

43. 使用者賠償責任条項自動追加特約条項

第1条（被保険者の範囲）

当社は、この特約条項に従い、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2章使用者賠償責任条項、第3章基本条項における被保険者には、被保険者の役員^{（注）}を含むものとします。ただし、保険証券記載の被保険者の業務の遂行に起因して法律上の損害賠償責任を負担する場合に限ります。

（注）役員

法人税法に規定する役員および執行役員（業務執行権限を有する者として会社の規程等で定められた地位にある者）ならびにこれらに準ずる者をいいます。

第2条（天災危険担保特約条項の保険金の支払限度額）

前条の適用にあたっては、天災危険担保特約条項第2条（保険金の支払限度額）(2)の規定中、「被保険者」とあるのを、「保険証券記載の被保険者」と読み替えて適用します。

第3条（通勤災害担保）

当社は、この特約条項に従い、普通保険約款第2章使用者賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合-損害賠償金）の規定中「業務上の事由により被った身体の障害について」とあるのを、「業務上の事由または通勤により被った身体の障害について」と読み替えて適用します。

第4条（普通保険約款等の適用）

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

44. 共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までの事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 契約内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知ならびに通知に基づく保険契約の内容の変更の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および質権の設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ ①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までの事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

45. 保険料の確定に関する特約条項（労働災害総合保険用）

第1条（用語の定義）

- (1) 労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3章基本条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、この保険契約において次の①および②に掲げる用語については、それぞれ次の定義に従うものとします。ただし、この保険契約に建設業包括契約用特約条項（下請負人担保）または建設業包括契約用特約条項（下請負人不担保）が付帯されている場合には、この規定を適用しません。

① 平均被用者数

保険契約締結時に把握可能な最近の労働保険年度（1年間）の毎月一定日の被用者人数の累計を12で除して算定された人数をいいます。

② 保険料

ア. 保険料が賃金を基礎とする場合には、被保険者が保険証券記載の事業場において使用する被用者に対して保険契約締結時に把握可能な最近の労働保険年度（1年間）に支払った賃金総額に、所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。

イ. 保険料が被用者数を基礎とする場合には、被保険者が保険証券記載の事業場において使用した保険契約締結時に把握可能な最近の労働保険年度（1年間）の平均被用者数に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。

- (2) この特約条項において(1)の労働保険年度とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第2条第4項に定める保険年度とします。

第2条（有期事業に関する規定）

- (1) 当社は、この保険契約に建設業包括契約用特約条項（下請負人担保）または建設業包括契約用特約条項（下請負人不担保）が付帯されている場合には、普通保険約款第3章基本条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、この保険契約において次の①から③までに掲げる用語については、それぞれ次の定義に従うものとします。

① 賃金総額

保険契約締結時に把握可能な最近の営業年度（1年間）において、被保険者が保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に対して支払った賃金の総額をいいます。

② 平均被用者数

①において規定された賃金総額を当社の定める1人あたり平均賃金で除して得ら

れる人数をいいます。

③ 保険料

ア. 保険料が賃金を基礎とする場合には、本条(1)①に規定する賃金総額に所定の保険料率を適用して得たものをいいます。

イ. 保険料が被用者数を基礎とする場合には、本条(1)②に規定する平均被用者数に所定の保険料率を適用して得たものをいいます。

(2) (1)の場合において、建設業包括契約用特約条項（下請負人担保）および建設業包括契約用特約条項（下請負人不担保）の規定は次の①から⑤までのとおり読み替えます。

①「賃金総額の見込額」は「賃金総額」

②「平均被用者数の見込数」は「平均被用者数」

③「保険期間中の完成工事高の見込額」は「被保険者の把握可能な最近の営業年度（1年間）の完成工事高」

④「対象工事にかかわる賃金総額の見込額」は「被保険者の把握可能な最近の営業年度（1年間）における対象工事にかかわる賃金総額」

⑤ 建設業包括契約用特約条項（下請負人担保）および建設業包括契約用特約条項（下請負人不担保）でいう「暫定保険料」は「保険料」

第3条（保険料の返還－失効の場合）

当会社は、普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料精算の特則－失効または解除の場合）の規定にかかわらず、この保険契約が失効となる場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を保険契約者に返還します。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(\text{注})}}{\text{保険期間月数}^{(\text{注})}} \right)$$

(注) 月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

当会社は、普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料精算の特則－失効または解除の場合）の規定にかかわらず、この保険契約が解除となった場合の保険料の返還について、次の①および②の規定に従うものとします。

① 普通保険約款第3章基本条項第4条（告知義務）(2)、第5条（通知義務）(2)、第6条（調査）(3)、第9条（保険契約の解除）(1)または第11条（保険料の返還または請求－

告知義務・通知義務等の場合) (2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を保険契約者に返還します。

ただし、既に払い込まれた保険料と返還する保険料を差し引いた額は、この保険契約で定められた最低保険料を下回らないものとします。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(\text{注})}}{\text{保険期間月数}^{(\text{注})}} \right)$$

(注) 月数

1 月に満たない期間は 1 か月とします。

- ② 普通保険約款第 3 章基本条項第 9 条（保険契約の解除）(6)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を保険契約者に返還します。ただし、既に払い込まれた保険料と返還する保険料を差し引いた額は、この保険契約で定められた最低保険料を下回らないものとします。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(\text{注})}}{\text{保険期間月数}^{(\text{注})}} \right)$$

(注) 月数

1 月に満たない期間は 1 か月とします。

第 5 条（確定精算の省略）

この保険契約において、当会社は、普通保険約款第 3 章基本条項第 12 条（保険料の精算）(1)および(3)、建設業包括契約用特約条項（下請負人担保）第 5 条（保険料の確定・精算）ならびに建設業包括契約用特約条項（下請負人不担保）第 4 条（保険料の確定・精算）の規定を適用しません。

第 6 条（読み替え規定）

当会社は、普通保険約款の規定中、「暫定保険料」とあるのを「保険料」と読み替えて適用します。

第 7 条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

46. 保険料支払に関する特約条項

第1条（暫定保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の暫定保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条（暫定保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条の規定に従い暫定保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた身体の障害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（暫定保険料不払の場合の保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（暫定保険料の払込み）の規定に従い暫定保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

普通保険約款の保険契約解除の効力の規定にかかわらず、前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯される他の特約条項の規定を適用します。

47.保険契約の終期に関する特約条項

第1条（責任の終期）

当社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険証券に記載された保険期間の末日の時刻が午後4時以外の時刻である場合には、保険期間はその時刻に終わるものとします。

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

48. 地方公務員災害補償法に関わる特約条項（全国町村会用）

第1条（読み替え規定）

- (1) 当社は、この特約条項に従い、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定を次のとおり読み替えて適用するものとします。

読み替え前の規定	読み替え後の規定
① 第1章 法定外補償条項 第5条（保険金を支払わない場合－その2）(2)中「労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条第1項または船員法（昭和22年法律第100号）第91条第1項」	「地方公務員災害補償法（昭和42年8月1日法律第121号）第28条（休業補償）」
② 第3章 基本条項 第1条（用語の定義）中の用語「④ 職業性疾病」の定義「労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病」	「地方公務員災害補償法施行規則別表第1に列挙されている疾病」
③ 第3章 基本条項 第1条（用語の定義）中の用語「⑦ 賃金総額」の定義「労働者災害補償保険法適用事業については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第11条にいう賃金総額をいい、船員保険法適用事業については同法第30条にいう標準報酬日額に保険期間中の日数を乗じた額の合算額をいいます。」	「地方公務員災害補償法 第49条（費用の負担）にいう給与の総額をいいます。」
④ 第3章 基本条項 第1条（用語の定義）中の用語「⑧ 平均賃金」の定義「労働者災害補償保険法適用事業については、同法第8条にいう給付基礎日額をいい、船員保険法適用事業については、同法第30条にいう標準報酬日額をいいます。」	「地方公務員災害補償法 第2条（定義）4にいう「平均給与額」をいいます。」

- (2) 当社は、この保険契約に保険料の確定に関する特約条項（労働災害総合保険用）（以下「保険料の確定に関する特約」といいます。）が適用される場合、この特約条項に従い、保険料の確定に関する特約の規定を次のとおり読み替えて適用するものとします。

読み替え前の規定	読み替え後の規定
① 第1条（用語の定義）(1)①中「労働保険年度（1年間）」	「事業年度（1年間）」
② 第1条（用語の定義）(1)②中「労働保険年度（1年間）」	
③ 第1条（用語の定義）(2)中「(1)の労働保険年度とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第2条第4項に定める保険年度とします。」	「(1)の事業年度とは、地方公務員災害補償法第16条（事業年度）に定める事業年度とします。」

第2条（保険金を支払わない場合の不適用）

当会社は、この特約条項に従い、普通約款第2章 使用者賠償責任条項 第6条（保険金を支払わない場合－その2）（2）の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約条項の規定を適用します。

49. ボランティア活動保険普通保険約款

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約条項等において、別途用語の説明がある場合は、その説明に従います。

用 語	説 明
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。 (注) 情報の流布 特定の者への伝達を含みます。
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス^(注)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 (注) ガイドウェイバス 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間にかぎり、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
競技等	競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次の①から⑦までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ①健康保険法（大正11年法律第70号） ②国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書（その付属書類を含みます。）の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
手術	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^{（注1）}。ただし、次のア. からオ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ②先進医療^{（注2）}に該当する診療行為^{（注3）} （注1） 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 （注2）先進医療 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎります。 （注3）診療行為 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
身体障害	身体障害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

損害賠償請求権者	第1章賠償責任補償条項第1条（保険金を支払う場合） 1 の①から③までに掲げる事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^注 が行う治療をいいます。 (注) 医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
保険期間	保険証券に記載された保険期間をいいます。ただし、保険契約が保険証券に記載された保険期間の途中で失効し、または解除された場合は、その失効日または解除日までの期間をいいます。
保険金	各条項においてそれぞれ次の①から③までに掲げるものをいいます。 ① 第1章賠償責任補償条項においては、同条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金 ② 第2章傷害補償条項においては、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金 ③ 第3章基本条項においては、①または②に規定する保険金
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
ボランティア	ボランティア活動を行う自然人で、次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。 ① ボランティア活動団体の構成員 ② ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた者またはボランティア活動推進法人に登録した者
ボランティア活動	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とし、日本国内で行われる次の①または②に掲げる活動をいいます。なお、活動には、活動のための学習会または会議等を含み、有償の活動は除きます。（交通費、食事代等費用弁償程度の支給がなされる場合は、有償とはみなしません。） ① 所属ボランティア活動団体の会則（いかなる名称であるかを問いません。）に則り企画、立案された活動 ② ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた、またはボランティア活動推進法人に届け出た活動

ボランティア活動推進法人	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とする活動の推進または社会福祉の推進を目的とする法人（国および地方公共団体を含みます。）をいいます。
ボランティア活動団体	ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた、またはボランティア活動推進法人に登録した団体をいいます。
ボランティア活動中	ボランティア活動を行っている間をいい、ボランティア活動を行う目的をもって通常の経路により住居（住居以外の施設を起点とする場合は、「施設」と読み替えます。）を出発してから住居（住居以外の施設に帰る場合は、「施設」と読み替えます。）に帰着するまでの間を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する被保険者の自己負担額をいいます。

第1章 賠償責任補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、この補償条項および第3章基本条項の規定に従い、次の①から③までに掲げる事故（以下この補償条項および第3章基本条項において「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任（②の事故については、保管物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任にかぎります。以下この補償条項において「賠償責任」といいます。）を負担することによって被る損害（以下この補償条項および第3章基本条項において「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

① 次のア. からウ. までに掲げる事由による他人の身体の障害または他人の財物の損壊

ア. 保険証券記載のボランティアのボランティア活動中に発生した偶然な事由

イ. 保険証券記載のボランティアがボランティア活動に伴って提供した財物（以下この補償条項において「提供物」といいます。）に起因する偶然な事由

ウ. 保険証券記載のボランティアのボランティア活動の結果に起因する偶然な事由

② 保険証券記載のボランティアがボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の偶然な事由による損壊、紛失または盗取（詐欺を含みます。）

③ 保険証券記載のボランティアがボランティア活動に従事している間における行為に起因する偶然な事由による軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能

(2) (1)の規定は、次条に定める被保険者につき別個にこれを適用し、被保険者相互間の関

係はそれぞれ互いに他人とみなします。ただし、次の①から③までに掲げる者については他人とはみなしません。

- ① 被保険者の配偶者
- ② 被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③ 被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

第2条（被保険者の範囲）

この補償条項において、被保険者とは次の①または②に掲げる者をいいます。

- ① 保険証券記載のボランティア
- ② ①に掲げる者の監督義務者（監督義務者に代わって監督する者を含みます。）

第3条（保険金を支払う損害の範囲）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、次の①から⑤までに掲げるものにかぎります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金（賠償金の支払により代位取得するものがある場合は、その価額を控除したもの。）
- ② 第3章基本条項第16条（事故の発生）④に掲げる手続を講じるために被保険者が支出した必要または有益な費用
- ③ 同条項第16条⑤に掲げる損害の発生および拡大の防止に努めるために被保険者が支出した必要または有益な費用。ただし、提供物または提供物が一部をなすその他の財物の回収、検査、修理、交換その他の措置を講じるために要した費用を除きます。
- ④ 同条項第16条⑦に掲げる訴訟について、当会社の承認を得て被保険者が支出した費用
- ⑤ 第7条（当会社による解決）(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第4条（保険金の支払額）

- (1) 前条に定める損害のうち①から③までについては、1回の事故により発生した損害の合計額が保険証券記載の免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額について、保険金額を限度として保険金を支払います。なお、同条③に掲げる損害については、被保険者が損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合でも、当会社は、保険金を支払います。
- (2) 前条に定める損害のうち④については、その全額について保険金を支払います。ただし、同条①から③までおよび⑤に掲げる各損害の合計額が保険金額を超過する場合は、保険金額の同条①から③までおよび⑤に掲げる各損害の合計額に対する割合によっ

て、保険金を支払います。

(3) 前条に定める損害のうち⑤については、その全額について保険金を支払います。

第5条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次の①から⑬までのいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この補償条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ③ 地震、噴火または津波
 - ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）または核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。以下同様とします。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ ②から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する事故
 - ⑧ 被保険者の、または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する事故
 - ⑨ 航空機、自動車または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する事故
 - ⑩ 被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する事故
 - ⑪ 提供物またはボランティア活動の結果が、所期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する事故。ただし、提供物の本来意図しなかった悪影響によって発生した事故を除きます。
 - ⑫ 被保険者の職業上の業務の遂行に直接起因する事故
 - ⑬ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者による次のア. からウ. までに掲げる業務の遂行に起因する事故
- ア. 人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案（医療用の器具、器械または装置を上記のために使用した場合を含みます。）

イ. 医薬品または医療器具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示

ウ. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業人がその資格に基づいて行う施術

第6条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次の①または②のいずれかに該当する賠償責任に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

② 提供物の欠陥による提供物自体の損壊に対する賠償責任

第7条（当会社による解決）

(1) 被保険者が損害賠償の請求を受けた場合において、当会社が必要と認めたときは、当会社は、被保険者に代わり自己の費用でその解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額(注)を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額^(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について、先取特権を有します。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第3条（保険金を支払う損害の範囲）①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第3条（保険金を支払う損害の範囲）②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第2章 傷害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この補償条項および第3章基本条項の規定に従い、被保険者がボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によってその身体に被った傷害（以下「傷害」といいます。）に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

第2条（被保険者の範囲）

この補償条項において、被保険者とは保険証券記載のボランティアをいいます。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、次の①から⑬までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対して

は、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のア. からウ. までのいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 日本国内の法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この補償条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

⑩ 地震、噴火または津波

⑪ 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当会社は、被保険者が頸けい部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次の①から④までのいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のア. からウ. までのいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

③ 次のア. からオ. までに掲げるボランティア活動をしている間

ア. 海難救助ボランティア活動

イ. 山岳救助ボランティア活動

ウ. 野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動

エ. チェーンソーを使用する森林ボランティア活動

オ. 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動

④ 職業または職務に従事している間

第5条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額）を、死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(2) 第3章基本条項第21条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(2) 第3章基本条項第21条（死亡保険金受取人の変更）(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を、後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{\text{後遺障害保険金の額}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の算式によって算出した割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表2に掲げる加重後の後遺 障害に該当する等級に対する 保険金支払割合	－	別表2に掲げる既にあった後 遺障害に該当する等級に対す る保険金支払割合	=	適用する割

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

入院保険金日額×入院した日数^(注1)＝入院保険金の額

第7条（入院保険金および手術保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。
- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときには、その処置日数を含みます。
- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術注2にかぎります。

① 入院中^(注3)に受けた手術の場合

入院保険金日額×10＝手術保険金の額

② ①以外の手術の場合

入院保険金日額×5＝手術保険金の額

(注1) 入院した日数

180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(注2) 1事故に基づく傷害について、1回の手術

1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によ

ります。

(注3) 入院中

第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金日額×通院した日数^(注1)＝通院保険金の額

- (2) (1)の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次の①から④までのいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等^(注2)を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること^(注3)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等^(注2)装着により固定していることが確認できる場合にかぎります。

- ① 長管骨^(注4)または脊柱
- ② 長管骨^(注4)に接続する3大関節部分^(注5)
- ③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合にかぎります。
- ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合にかぎります。

- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(注1) 通院した日数

90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(注2) ギプス等

ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿たい骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合にかぎります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合にかぎります。）およびハローベストをいいます。

(注3) 医師の指示による固定であること

診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合にかぎります。

(注4) 長管骨

上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿たい骨、脛けい骨および腓ひ骨をいいます。

(注5) 3大関節部分

上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

第9条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明になった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により、同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第1条 (保険期間と支払責任の関係)

- (1) 当会社は、保険期間中に事故が発生した場合にかぎり、保険金を支払います。
- (2) 保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害(以下「損害等」といいます。)に対しては、保険金を支払いません。

第2条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、事故が生じる前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) 事故が生じた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第12条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害等については適用しません。

(注) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第3条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、告知事項に変更を生じさせる事実（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったとき

は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (2) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害等に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害等については適用しません。

第4条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第5条（契約内容の変更）

- (1) 保険契約者は、第2条（告知義務）から前条まで以外の契約内容の変更をしようとする場合は、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) (1)の場合において、当会社が書面を受領するまでの間に生じた事故による損害等については、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。

第6条（管理と事故の予防）

- ① 保険契約者または被保険者は、常に事故の発生予防に必要な管理と措置を講じなければなりません。
- ② 当会社は、保険期間中いつでも事故発生の予防措置と管理の状況を調査し、不備の点の改善を、保険契約者または被保険者に請求することができます。

第7条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、保険契約は無効とします。
- (2) 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。）に、その被保険者の同意を得なかったときは、第2章傷害補償条項については無効とします。

第8条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第9条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第11条（重大事由による解除）

(1) 当社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のア．からオ．までのいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力^(注1)に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力^(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力^(注1)を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力^(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力^(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注2)を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
- ②被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- (2) (1)または(2)の規定による解除が事故による損害等の発生した後になされた場合であっても、第12条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までが発生した事故による損害等に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者等^(注3)が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(2)の規定は、次の①または②の損害等および保険金については適用しません。
- ① 第1章賠償責任補償条項については、次のア. またはイ. の損害
- ア. (1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない保険契約者等^(注3)に生じた損害
- イ. (1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する被保険者に生じた損害賠償金の損害
- ② 第2章傷害補償条項については、次のア. またはイ. の傷害および保険金
- ア. (2)の規定による解除がなされた場合はその被保険者以外の被保険者に生じた傷害
- イ. (2)②の規定による解除がなされた場合は保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない者の受け取るべき保険金

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

(注3) 保険契約者等

保険契約者、被保険者または損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者をいいます。

第11条（被保険者による傷害補償条項の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約の第2章傷害補償条項(注)を解除することを求めることができます。

- ① 第2章傷害補償条項(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①または同条(1)②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合
 - ④ 前条(1)④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、第2章傷害補償条項(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、第2章傷害補償条項(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、第2章傷害補償条項(注)を解除しなければなりません。
- (3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、(1)の規定にかかわらず当会社に対する通知をもって、第2章傷害補償条項(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合にかぎり、
- (4) (2)の規定により第2章傷害補償条項(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) 第2章傷害補償条項

その被保険者に係る部分にかぎります。

第12条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）

- (1) 次の①から③までの場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当会社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがない限り、下表の規定に従い算出した額を返還し、または追加保険料を請求します。

区 分	保険料の返還または請求
① 第2条（告知義務）(3)③の承認をする場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します

② 第3条（通知義務）(1)の通知に基づいて保険契約の内容を変更(注)する場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対応する保険料を返還または請求します。
③ 第5条（契約内容の変更）(1)の承認をする場合	

- (2) 当社は、保険契約者が(1)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎり。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 当社が(1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害等については、この規定を適用しません。
- (4) 当社が(1)③の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害等に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。

(注) 変更

保険契約者または被保険者の申出に基づく危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。

第14条（保険料の取扱い－保険契約の無効・取消し・失効の場合）

この保険契約が無効、取消しまたは失効となる場合は、当社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがない限り、下表の規定に従い算出した額を返還します。

区 分	保険料の返還または請求
① 第7条（保険契約の無効）(1)の規定によりこの保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 第7条（保険契約の無効）(2)の規定により第2章傷害補償条項が無効となる場合	既に払い込まれた第2章傷害補償条項の保険料の全額を返還します。
③ 第8条（保険契約の取消し）の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。

④ この保険契約が失効となる場合 未経過期間に対して日割をもって 計 算した保険料を返還します。	未経過期間に対して日割をもって計算した 保険料を返還します。

第15条（保険料の取扱い－解除の場合）

この保険契約が解除となる場合は、当会社は、この保険契約に適用される特約条項等
別の定めがないかぎり、下表の規定に従います。

区 分	保険料の取扱い
① 第2条（告知義務）(2)、第3条（通知義務）(2)、第10条（重大事由による解除）(1) または第13条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(2)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 第10条(2)の規定により当会社がこの保険契約(注)を解除した場合	
③ 第9条（保険契約者による保険契約の解除）または第11条（被保険者による傷害補償条項の解除請求）(2)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合	
④ 第11条（被保険者による傷害補償条項の解除請求）(3)の規定により被保険者がこの保険契約を解除した場合	

（注）保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第16条（事故の発生）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当会社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

事故発生時の義務	差し引く金額
① 第1章賠償責任補償条項に基づく事故または事由が発生した場合は、次のア．からウ．までの事項を遅滞なく書面で当会社に通知すること。この場合において、当会社が説明または証明を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければなりません。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額

ア. 事故発生の日時、場所、被害の状況、事故または事由の原因となったボランティア活動の概要ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. ア. について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	
② 第2章傷害補償条項に基づく事故が発生した場合は、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、事故発生の状況および傷害の程度、傷害の原因となったボランティア活動の概要を書面で当会社へ通知すること。この場合において、当会社が説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。	
③ 第2章傷害補償条項に基づく事故が発生した場合において、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となったときまたは遭難したときは、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に、行方不明または遭難発生の状況を書面で当会社へ通知すること。	
④ 第1章賠償責任補償条項に基づく事故または事由が発生した場合において、他人に損害賠償の請求^(注1)をすることができるときは、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求^(注1)をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 第1章賠償責任補償条項に基づく事故または事由が発生した場合は、損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
⑥ 第1章賠償責任補償条項に基づく事故または事由が発生した場合において、損害賠償の請求^(注1)を受けたときは、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。	損害賠償責任がないと認められる額

⑦ 第1章賠償責任補償条項に基づく事故または事由が発生した場合において、損害賠償の請求 ^(注1) についての訴訟を提起し、または提起されたときは、遅滞なく当会社に通知すること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額
⑧ 第1章賠償責任補償条項に基づく事故または事由が発生した場合は、他の保険契約等の有無および内容 ^(注2) について、遅滞なく当会社に通知すること。	
⑨ ①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害等の調査に協力すること。	

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第17条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

区 分		保険金請求権発生の時
① 第1章賠償責任補償条項に係る保険金		被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
② 第2章傷害補償条項に係る保険金	ア. 死亡保険金	被保険者が死亡した時
	イ. 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	ウ. 入院保険金	被保険者が被った第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	エ. 手術保険金	被保険者が同条項第1条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時

	オ. 通院保険金	被保険者が被った同条項第1条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注1)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族^(注2)のうち3親等内の者
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者^(注1)または②以外の親族^(注2)のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (7) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注1) 配偶者

用語の説明の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

用語の説明の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第18条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害等の発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害等との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(第1章賠償責任補償条項にかぎり、適用します。)

(2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3)180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次の①から⑤までに掲げる日数

①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第19条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第2章傷害補償条項に関して、第16条（事故の発生）の通知または第17条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、当会社が負担します。

第20条（代位）

(1) 当会社が第1章賠償責任補償条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 当会社が第2章傷害補償条項の規定に従い保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。
- (4) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注)) 損害賠償請求権その他の債権

当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第21条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、保険契約者は、その旨を当会社へ通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社へ到達した場合は、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社へ到達する前に当会社へ変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後には保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社へ通知しなければ、その変更を当会社へ対抗することができません。なお、その通知が当会社へ到達する前に当会社へ変更前の死亡保

險金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(8) 死亡保険金受取人が、被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

(注) 死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人

法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第22条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等に関する義務を負うものとします。

第23条（被保険者が複数の場合の取扱い）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款の規定を適用します。

第24条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第25条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第2章傷害補償条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）①の運動等

山岳登はん^{（注1）}、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{（注2）}操縦^{（注3）}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^{（注4）}搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1） 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2） 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3） 操縦

職務として操縦する場合を除きます。

（注4） 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 後遺障害等級表

等 級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%

第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものととは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものととは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5 cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	34%

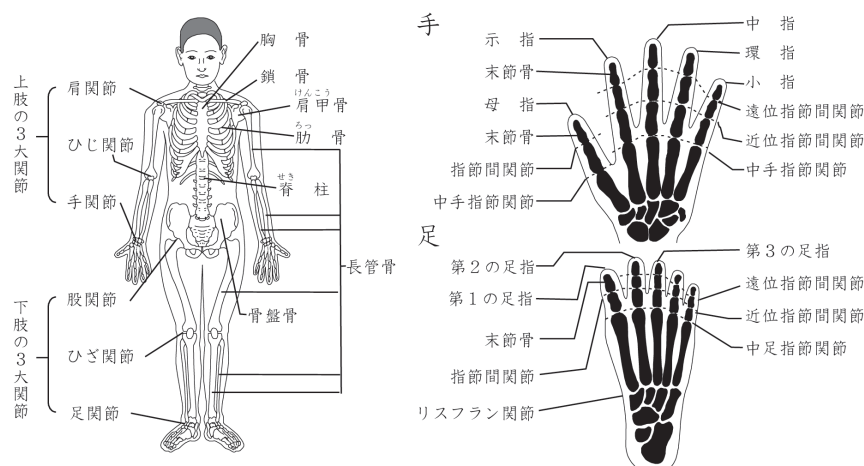
	(8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1 足の足指の全部を失ったもの	
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1 眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄さくまたは視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指または母指以外の2 の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み2 の手指または母指以外の3 の手指の用を廃したもの (14) 1 足の第1 の足指を含み2 以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1 眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴をつを加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の2 の手指の用を廃したもの	20%

	(8) 1 下肢を 3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの (10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10 歯以上に対し歯科補綴をつを加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴をつを加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋ろっ骨、肩けん甲こう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの	10%

	(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄さくまたは視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1 cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもののまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7 %
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの (3) 1耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4 %

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	賠償責任	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
1. 保険金請求書		○	○	○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める事故状況報告書または傷害状況報告書		○	○	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合は、第三者）の事故証明		○	○	○	○	○	○
5. ボランティア活動に参加している間の事故であることが確認できるボランティア活動団体またはボランティア活動推進法人の証明書類		○	○	○	○	○	○
6. 示談書その他これに変わるべき書類		○					
7. 損害を証明する書類		○					
8. 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを証明する書類		○					
9. 死亡診断書または死体検案書			○				
10. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書				○	○	○	○
11. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類					○		○
12. 死亡保険金受取人＜死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人＞の印鑑証明書			○				
13. 被保険者の印鑑証明書		○		○	○	○	○
14. 被保険者の戸籍謄本			○				
15. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）			○				
16. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合）		○	○	○	○	○	○
17. その他当社が第3章基本条項第18条（保険金の支払時期）1に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。添付別紙

1. 対象となるボランティア活動

次の(1)または(2)に該当する活動

(1) 加入市町村 が認定した、無報酬・公益的・自発的・継続的・計画的な活動

(2) 次に該当する活動

- ・ 避難支援、避難誘導
- ・ 避難所開設準備中、避難所開設支援中
- ・ 安否確認
- ・ 出火防止など最低限の初動
- ・ 負傷者の救出、救護
- ・ 情報の収集、伝達
- ・ 飲料や食料の配布、給水活動、給電活動、炊き出し
- ・ 上記以外であっても避難支援に類する活動
- ・ 避難訓練（避難訓練の場合は避難情報の発令等不要）

50. 地方公共団体特約条項

第1条（普通保険約款の読み替え）

当社は、この特約条項により、普通保険約款の用語の説明の規定を次のとおり読み替えて適用します。

この普通保険約款および この普通保険約款に付帯される特約条項等において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約条項等において、別途用語の説明がある場合は、その説明に従います。

用 語	説 明
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
競技等	競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書（その付属書類を含みます。）の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
身体の障害	身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損害賠償請求権者 権者	第1章賠償責任補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故による身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
保険期間	保険証券に記載された保険期間をいいます。ただし、保険契約が保険証券に記載された保険期間の途中で失効し、または解除された場合は、その失効日または解除日までの期間をいいます。
保険金	各条項においてそれぞれ次の①から③までに掲げるものをいいます。 ① 第1章賠償責任補償条項においては、同条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金 ② 第2章傷害補償条項においては、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金 ③ 第3章基本条項においては、①または②に規定する保険金
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
ボランティア	ボランティア活動を行う自然人で、次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。 ① ボランティア活動団体の構成員 ② ボランティア活動推進法人の委嘱もしくは認定を受けた者またはボランティア活動推進法人に登録した者
ボランティア活動	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とし、日本国内で行われる次の①または②に掲げる活動をいいます。なお、活動には、活動のための学習会または会議等を含み、有償の活動は除きます。 （交通費、食事代等費用弁償程度の支給がなされる場合は、有償とはみなしません。） ① 所属ボランティア活動団体の会則（いかなる名称であるかを問いません。）に則り企画、立案された活動 ② ボランティア活動推進法人の委嘱もしくは認定を受けた、またはボランティア活動推進法人に届け出た活動
ボランティア活動推進法人	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とする活動の推進または社会福祉の推進を目的とする地方公共団体、全国市長会または全国町村会をいいます。
ボランティア活動団体	ボランティア活動推進法人の委嘱もしくは認定を受けた、またはボランティア活動推進法人に登録した団体をいいます。

ボランティア活動中	ボランティア活動を行っている間をいい、ボランティア活動を行う目的をもって通常の経路により住居（住居以外の施設を起点とする場合は、「施設」と読み替えます。）を出発してから住居（住居以外の施設に帰る場合は、「施設」と読み替えます。）に帰着するまでの間を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する被保険者の自己負担額をいいます。

第2条（公務災害補償が行われる場合の取扱い）

当会社は、この特約条項により、被保険者が被った傷害について公務災害補償の適用が行われる場合は、普通保険約款第2章傷害補償条項に規定する保険金を支払いません。

第3条（普通保険約款の適用除外）

この特約条項においては、普通保険約款第2章傷害補償条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）③の規定は適用しません。

第4条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

51. 保険料支払に関する特約条項

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

52. 費用・利益保険普通保険約款

<用語の定義（五十音順）>

この普通保険約款において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	説 明
損害	費用損害または喪失利益損害をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
保険契約申込書等	保険契約申込書およびその付属書類をいいます。
無効保	険契約のすべての効力が、保険契約締結の時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

第1章 当会社の支払責任

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この普通保険約款に従い、偶然な事故によって被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①または②に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、②に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合において、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。

① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人^(注1)

② 保険金を受け取るべき者またはその法定代理人^(注1)で①に掲げる者以外の者

(2) 当会社は、次の①から③までに掲げる事由によって生じた損害^(注2)に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3)

② 地震、噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質^(注4)または核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 法定代理人

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(注2) 次の①から③までに掲げる事由によって生じた損害これらの事由によって発生した前条の事故が拡大して生じた損害および発生原因を問わず前条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。

(注3) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険期間）

(1) 保険期間は、その初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時（注）に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に生じた事故による損害については保険金を支払いません。

(注) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻をいいます。

第2章 保険契約者および被保険者の義務等

第4条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項^(注1)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項^(注1)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は適用しません。

- ① (2)の事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- ③ 保険契約者または被保険者が、事故による損害が発生する前に、保険契約申込書等の記載事項^(注1)につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合
- ⑤ (2)の事実が、当会社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険^(注2)に関する重要な事項に関係のないものであった場合。ただし、他の保険契約等に関する事項については(2)の規定を適用します。
- (4) 事故が発生した後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第8条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかずに生じた事故による損害については適用しません。
- (注1) 保険契約申込書等の記載事項
他の保険契約等に関する事項を含みます。
- (注2) 危険
損害の発生の可能性をいいます。

第5条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等に記載された事項の内容に変更を生じさせる事実^(注1)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社に申し出る必要はありません。
- (2) (1)の事実がある場合^(注2)は、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除す

ることができます。

- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (1)に規定する手続がなされなかった場合は、当会社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできない事由によるときは保険契約者または被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。
- ① (1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかった場合
- ② (1)の事実に基づかずに発生した事故による損害である場合
- (注1) 保険契約申込書等に記載された事項の内容に変更を生じさせる事実
他の保険契約等に関する事実については除きます。
- (注2) (1)の事実がある場合
- (5)①の規定に該当する場合を除きます。

第6条（保険契約の解除）

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(3) 当会社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注)を解除することができます。

(4) (2)または(3)の規定による解除が、事故の発生した後になされた場合であっても、当会社は、第8条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(4)の規定は、(2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

(注) この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第7条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）

(1) 当会社が第4条（告知義務）(3)③の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還し、または追加保険料を請求します。

(2) 当会社が第5条（通知義務）(1)の変更の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、保険契約者または被保険者の申出に基づく同条(1)の事実が生じた時以降の期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) 当会社が(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合に

において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができません。ただし、第5条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に生じた事故による損害については、この規定を適用しません。

(5) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、変更後の期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(6) 当会社が(5)の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合^(注)は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第8条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第9条（保険契約の無効・取消し）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第10条（保険料の返還－契約の無効・取消し・失効の場合）

- (1) この保険契約が無効となる場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、前条(1)の規定によりこの保険契約が無効となる場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
- (2) 前条(2)の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
- (3) この保険契約が失効となる場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間}^{(注)} \text{に対応する}}{\text{別表に掲げる短期料率}} \right)$$

(注) 既経過期間

1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

第11条（保険料の返還－保険契約解除の場合）

- (1) 第4条（告知義務）(2)、第5条（通知義務）(2)、第6条（保険契約の解除）(2)、第7条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(3)または第12条（保険契約に関する調査）(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。ただし、この普通保険約款に付帯される特約条項等にこれと異なる規定がある場合は、その特約条項等の規定に従います。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間}^{(注)} \text{に対応する}}{\text{別表に掲げる短期料率}} \right) = \text{返還保険料}$$

- (2) 第6条（保険契約の解除）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。ただし、この普通保険約款に付帯される特約条項等にこれと異なる規定がある場合は、その特約条項等の規定に従います。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間}^{(注)} \text{に対応する}}{\text{別表に掲げる短期料率}} \right) = \text{返還保険料}$$

(注) 既経過期間

1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

第12条（保険契約に関する調査）

- (1) 当会社は、保険期間中いつでも、保険契約に関して必要な調査をすることができ、保険契約者または被保険者は、これに協力しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく、(1)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して 1 か月を経過した場合には適用しません。

第3章 損害の発生および保険金の支払

第13条（事故および損害発生の場合の手続）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から④までのことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 事故発生の日時、事故の状況等について、遅滞なく書面で当会社へ通知すること。

③ 他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社へ通知すること。

④ ①から③までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② (1)②から④までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

（注） 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第14条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が被る損害の額が確定した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から③までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社へ提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 損害および損害の額を証明する書類

③ その他当会社が第18条（保険金支払の時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
- (5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第15条（保険金の支払額）

この保険契約により当社が支払うべき保険金の額は、次の①または②のいずれか低い額とします。

- ① 損害の額。ただし、損害が生じたことにより他人から回収した金額があるときは、この金額を控除した額とします。
- ② 保険証券記載の保険金額

第16条（他の保険契約等との関係）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、損害の額^(注2)を超えるとときは、当社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額^(注1)
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額^(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額^(注1)を限度とします。

（注1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害の額

保険証券記載の免責金額（それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額をいいます。）を差し引いた額に、保険証券記載の縮小支払割合（それぞれの保険契約または共済契約に縮小支払割合の適用がある場合は、そのうち最も高い縮小支払割合をいいます。）を乗じた額とします。

第17条（代 位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

（注） 損害賠償請求権その他の債権

当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第18条（保険金支払の時期）

(1) 当会社は、被保険者が請求完了日（注¹）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次の①から⑥までに掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

<用語の定義(五十音順)>

この普通保険約款において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

特別な照会または調査	日 数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害(注4)の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害(注4)の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 事故の発生の事由が他の事例に鑑み特殊である場合または事故により多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日

- (3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が第14条(保険金の請求)(2)の手続を完了した日をいいます。

(注2) 次の①から⑥までに掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含

みます。

(注4) 後遺障害

治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。

(注5) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第4章 訴訟の提起および準拠法

第19条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第20条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短 期 料 率 表

既経過期間 または 未経過期間	短期料率	既経過期間 または 未経過期間	短期料率
1 か月まで	1 /12	7 か月まで	7 /12
2 か月まで	2 /12	8 か月まで	8 /12
3 か月まで	3 /12	9 か月まで	9 /12
4 か月まで	4 /12	10か月まで	10/12
5 か月まで	5 /12	11か月まで	11/12
6 か月まで	6 /12	12か月まで	12/12

53. 事業費用・利益保険 特約 条項（全国町村会 緊急銃猟制度 用）

第1条（事故の定義）

費用・利益保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の「偶然な事故」とは、突発的に発生した次に掲げる事由により、被保険者が費用を支出することをいいます。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」といいます。）第三章の二緊急銃猟の規定に基づき、緊急銃猟を行ったことに起因して保険期間中に生じた偶然な事故をいいます。

第2条（損害の定義）

(1) 普通約款第1条（保険金を支払う場合）の「損害」とは、被保険者が事故に起因して被る次に掲げる費用を支出することによる損害（以下「損害」といいます。）をいいます。

前条に定める偶然な理由により、鳥獣保護管理法第三十四条の六に規定される損失の補償を行うことによって被保険者が被る費用をいいます。

(2) (1)の「費用の支出」には、次の費用支出を含みません。

- ① 身体の障害またはこれに起因する死亡および精神的苦痛に起因して発生する費用
- ② 被保険者の役職員の報酬または給与
- ③ この保険契約および他の保険契約等の保険料
- ④ 金利等資金調達に関する費用
- ⑤ 事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用
- ⑥ 正当な理由がなく、必要以上に要した費用
- ⑦ 使役犬に起因して発生する費用

第3条（用語の定義）

この特約において、次に掲げる用語は、次の定義に従うものとします。

用語	説明
身体の障害	費用損害または喪失利益損害をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）のほか、次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 関係者（注の故意、重大な過失または法令違反
 - ② 鳥獣保護管理法に基づく緊急銃猟を除く、差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合は、この限りではありません。
 - ③ 保険契約者、被保険者または関係者（注の犯罪行為、闘争行為またはこれらの者の逮捕もしくは出入国拒否等の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合は、この限りではありません。
 - ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失（注、き損または汚損による物的損害（注3）
 - ⑤ 債権者である被保険者が、債務者の債務不履行により被る損害（注4）
 - ⑥ 脅迫および恐喝
 - ⑦ 不当拘束（注5）
- （注1）関係者
保険契約者または被保険者の役職員をいいます。
- （注2）財物の滅失
盗難、紛失等を含みます。
- （注3）き損または汚損による物的損害
価値の減少またはそれを回復するための修理費もしくは再調達費用等をいいます。
- （注4）債務者の債務不履行により被る損害
被保険者の従業員が職務上行った不誠実行為による被保険者の損害を含みます。
- （注5）不当拘束
誘拐およびハイジャック等の拘禁状態を含みます。

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が支払う保険金の額は、普通約款第15条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、1回の事故につき、次の算式によって算出された額とします。ただし、保険証券記載の1事故支払限度額を限度とします。

保険金の額 = (損害の額^(注1) - 保険証券記載の免責金額^(注2)) × 保険証券記載の縮小支払割合（注3）

- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間中の支払限度額が定められている場合は、当社が保険期間中に支払う保険金の総額は、保険期間中の支払限度額を超えないものとします。

（注1）損害の額

被保険者が事故または損害が生じたことにより支出を免れた額および他人から回収した額がある場合は、これらを差し引いた額とします。

(注2) 保険証券記載の免責金額

保険証券に免責金額の記載がない場合は免責金額を零として算出します。

(注3) 保険証券記載の縮小支払割合

保険証券に縮小支払割合の記載がない場合は100%として算出します。

第6条 (保険金の請求)

(1) 被保険者がこの特約条項および普通約款の規定に従い、保険金を請求しようとする場合には、保険金請求書および保険証券に次に掲げる書類を添えて当会 社に提出しなければなりません。

- ① 当社所定の様式に加工した、環境省が定める緊急銃猟時の確認チェックリスト
- ② 損失補償請求者の住所および氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)、補償請求の理由、補償請求額の総額およびその内訳
- ③ 鳥獣保護管理法に基づく緊急銃猟が行われた日時、場所、事故の内容および対応記録
- ④ その他、当会社が被保険者に対し要求する情報

(2) 当会社は、(に掲げる書類以外の書類の提出を求めることまたは (に掲げる書類の提出を一部省略することを認めることがあります。

第7条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

54. 共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

55. 保険料支払に関する特約条項（全国町村会 団体契約用）

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる 最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

事故発生時の連絡先一覧

事故が発生したときには、すみやかに最寄の損害保険ジャパン保険金サービス課までご連絡ください。
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

(2026年1月現在)

地域	県名	担当保険金サービス課	〒	所在地	電話番号
北海道	北海道	北海道火災新種保険金サービス第一課	060-8552	札幌市中央区北1条西6-2-8F	(011) 222-4011
東北	青森	青森保険金サービス課	030-0801	青森市新町1-1-14-6F	(017) 773-2717
	岩手	盛岡保険金サービス課	020-0021	盛岡市中央通2-11-17-5F	(019) 653-4145
	宮城	仙台火災新種保険金サービス課	983-0852	仙台市宮城野区榴岡3-7-35-6F	(022) 298-2280
	秋田	秋田保険金サービス課	010-0921	秋田市大町3-3-15-4F	(018) 862-8434
	山形	山形保険金サービス課	990-0023	山形市松波1-1-1	(023) 624-1735
	福島	福島保険金サービス第二課	963-8878	郡山市堤下町9-4	(024) 922-2078
関東	茨城	茨城火災新種保険金サービス課	310-0021	水戸市南町2-6-13-6F	(029) 302-5161
	栃木	栃木火災新種保険金サービス課	320-0811	栃木県宇都宮市大通り1-1-11-3F	(028) 627-8195
	群馬	群馬火災新種保険金サービス課	371-0023	前橋市本町2-11-2-7F	(027) 223-5120
	埼玉	埼玉火災新種保険金サービス課	330-0854	さいたま市大宮区桜木町2-285-2-7F	(048) 658-6555
	千葉	千葉火災新種保険金サービス課	260-8560	千葉市中央区弁天1-15-3-3F	(043) 252-1800
	東京	団体保険金サービス第二課	160-8338	新宿区西新宿1-26-1-5F	(03) 3349-5255
	神奈川	神奈川火災新種保険金サービス第一課	231-8422	横浜市中区本町2-12-4F	(045) 661-2626
	山梨	山梨保険金サービス第一課	400-0031	甲府市丸の内1-12-4-3F	(055) 237-7289
信越北陸	新潟	新潟火災新種保険金サービス課	950-8661	新潟市中央区万代1-4-33-5F	(025) 244-5191
	富山	富山保険金サービス第一課	930-0029	富山市本町3-21-2F	(076) 441-3375
	石川	金沢火災新種保険金サービス課	920-8558	金沢市香林坊1-2-21-2F	(076) 232-2434
	福井	福井保険金サービス第一課	910-8528	福井市中央3-6-2-2F	(0776) 21-6128
	長野	長野保険金サービス課	380-0824	長野市南石堂町1293-6F	(026) 228-7331
		松本保険金サービス課	390-0814	松本市本庄1-13-5-7F	(0263) 33-3114
東海	岐阜	愛知火災新種保険金サービス第二課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21-13F	(052) 953-3903
	静岡	静岡火災新種保険金サービス課	420-0031	静岡市葵区呉服町1-1-2-10F	(054) 254-1291
	愛知	愛知火災新種保険金サービス第一課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21-13F	(052) 953-3911
	三重	愛知火災新種保険金サービス第一課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21-13F	(052) 953-3911
近畿	滋賀	京都火災新種保険金サービス課	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町801	(075) 343-6717
	京都	京都火災新種保険金サービス課	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町801	(075) 343-6717
	大阪	大阪火災新種保険金サービス第三課	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	(06) 4704-2238
	兵庫	兵庫火災新種保険金サービス課	650-0023	神戸市中央区栄町通4-2-16-3F	(078) 371-1017
	奈良	大阪火災新種保険金サービス第三課	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	(06) 4704-2238
	和歌山	大阪火災新種保険金サービス第三課	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	(06) 4704-2238
中国	鳥取	松江保険金サービス課	690-0007	松江市御手船場町549-1	(0852) 21-9755
	島根	松江保険金サービス課	690-0007	松江市御手船場町549-1	(0852) 21-9755
	岡山	岡山火災新種保険金サービス課	700-0913	岡山市北区大供1-2-10-2F	(086) 232-3665
	広島	広島火災新種保険金サービス課	730-0031	広島市中区紙屋町1-2-29-9F	(082) 243-6364
	山口	広島火災新種保険金サービス課	730-0031	広島市中区紙屋町1-2-29-9F	(082) 243-6364
	徳島	四国火災新種保険金サービス課	760-0027	高松市紺屋町1-6-4F	(087) 825-0897
四国	香川	四国火災新種保険金サービス課	760-0027	高松市紺屋町1-6-4F	(087) 825-0897
	愛媛	四国火災新種保険金サービス課(松山駐在)	790-0011	松山市千舟町4-6-3-6F	(089) 946-0044
	高知	四国火災新種保険金サービス課(高知駐在)	780-0870	高知市本町2-1-6-5F	(088) 822-6217
九州	福岡	福岡火災新種保険金サービス課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17-10F	(092) 481-0910
		福岡傷害保険金サービス課(補償)	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17-10F	(092) 481-0930
	佐賀	福岡火災新種保険金サービス課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17-10F	(092) 481-0910
		福岡傷害保険金サービス課(補償)	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17-10F	(092) 481-0930
	長崎	福岡火災新種保険金サービス課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17-10F	(092) 481-0910
	熊本	熊本火災新種保険金サービス課	860-0844	熊本市中央区水道町9-31-7F	(096) 326-9020
	大分	北九州火災新種保険金サービス課	802-0003	北九州市小倉北区米町1-3-25	(093) 521-6613
	宮崎	鹿児島火災新種保険金サービス課	890-0053	鹿児島市中央町11番地-5F	(099) 812-7512
	鹿児島	鹿児島火災新種保険金サービス課	890-0053	鹿児島市中央町11番地-5F	(099) 812-7512
	沖縄	福岡火災新種保険金サービス課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17-10F	(092) 481-0910
		福岡傷害保険金サービス課(補償)	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17-10F	(092) 481-0930

ご契約に関する問い合わせ先

ご質問、ご相談等は、都道府県町村会までご照会ください

【取扱代理店】

(株)千里

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32

TEL 03-5512-4750

(受付時間:平日午前9時30分から午後5時まで)

【引受幹事保険会社】

損害保険ジャパン(株) 団体・公務開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 050-3808-5528

(受付時間:平日午前9時から午後5時まで)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。
したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

引受保険会社営業所一覧(受付時間 平時の午前9時から午後5時まで)

(2026年1月現在)

地域	県名	担当店名	〒	所在地	電話番号
北海道	北海道	札幌支店法人第一支社	060-8552	札幌市中央区北1条西6-2	(011) 281-6144
東北	青森	青森支店青森支社	030-0801	青森市新町1-1-14	(050) 3788-4770
	岩手	岩手支店盛岡支社	020-0021	盛岡市中央通2-11-17	(050) 3808-5732
	宮城	仙台支店法人第一支社	983-0852	仙台市宮城野区榴岡3-7-35	(050) 3788-3655
	秋田	秋田支店法人支社	010-0921	秋田市大町3-3-15	(050) 3788-3553
	山形	山形支店山形支社	990-0023	山形市松波1-1-1	(050) 3798-1207
	福島	福島支店福島支社	960-8105	福島市仲間町9-16	(024) 523-1310
関東	茨城	茨城支店法人支社	310-0021	水戸市南町2-6-13	(050) 3808-8708
	栃木	栃木支店法人支社	320-0811	宇都宮市大通り1-1-11	(050) 3788-0146
	群馬	群馬支店法人支社	371-0023	前橋市本町1-4-4	(050) 3798-5954
	埼玉	埼玉中央支店法人支社	330-0854	さいたま市大宮区桜木町4-82-1	(048) 648-6010
	千葉	千葉支店法人支社	260-0026	千葉市中央区千葉港8-4	(043) 243-3086
	東京	団体・公務開発部第三課	160-8338	新宿区西新宿1-26-1	(050) 3808-5528
	神奈川	横浜支店営業第一課	231-0007	横浜市中区弁天通5-70	(045) 661-2713
	山梨	山梨支店法人支社	400-0858	甲府市相生1-4-23	(050) 3798-0131
信越 北陸	新潟	新潟支店法人支社	950-8661	新潟市中央区万代1-4-33	(025) 244-5181
	富山	富山支店法人支社	930-0029	富山市本町3-21	(050) 3788-5329
	石川	金沢支店法人支社	920-8558	金沢市香林坊1-2-21	(076) 262-2507
	福井	福井支店福井支社	910-8528	福井市中央3-6-2	(050) 3798-7200
	長野	長野支店長野法人支社	380-0803	長野市三輪1313-11	(026) 235-8126
東海	岐阜	岐阜支店法人支社	500-8685	岐阜市金町5-20	(050) 3788-6118
	静岡	静岡法人営業部静岡法人支社	420-0031	静岡市葵区呉服町1-1-2	(054) 254-2411
	愛知	名古屋企業営業部金融公務室	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21	(050) 3808-0319
	三重	三重支店法人支社	514-0004	津市栄町3-115	(059) 226-5161
近畿	滋賀	滋賀支店法人支社	520-0806	大津市打出浜3-20	(050) 3788-7540
	京都	京都支店法人支社	604-8152	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671	(075) 252-1016
	大阪	大阪金融公務部第一課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	(06) 6449-1050
	兵庫	神戸支店法人第一支社	650-8501	神戸市中央区栄町通3-3-17	(078) 333-2595
	奈良	奈良支店奈良支社	630-8115	奈良市大宮町6-2-8	(050) 3808-3039
	和歌山	和歌山支店和歌山中央支社	640-8331	和歌山市美園町3-32-1	(050) 3798-2199
中国	鳥取	山陰支店鳥取支社	680-0822	鳥取市今町2-112	(050) 3798-2024
	島根	山陰支店松江支社	690-0007	松江市御手船場町549-1	(050) 3798-2024
	岡山	岡山支店法人支社	700-0913	岡山市北区大供1-2-10	(086) 225-1045
	広島	広島支店法人第一支社	730-0031	広島市中区紙屋町1-2-29	(082) 243-6201
	山口	山口支店法人支社	750-0018	下関市豊前田町2-8-10	(050) 3798-7891
四国	徳島	徳島支店法人支社	770-0939	徳島市かちどき橋1-25	(050) 3798-2320
	香川	高松支店法人支社	760-0027	高松市紺屋町1-6	(050) 3798-8234
	愛媛	愛媛支店法人支社	790-0011	松山市千舟町4-6-3	(050) 3798-8677
	高知	高知支店高知中央支社	780-0870	高知市本町2-1-6	(050) 3808-0864
九州	福岡	福岡支店営業第一課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17	(050) 3808-4966
	佐賀	佐賀支店佐賀支社	840-0804	佐賀市神野東1-3-18	(0952) 23-8171
	長崎	長崎支店長崎支社	850-0033	長崎市万才町3-16	(095) 826-7222
	熊本	熊本支店法人支社	860-0805	熊本市中央区桜町3番50	(050) 3788-8598
	大分	大分支店法人支社	870-0027	大分市末広町2-10-22	(097) 538-1510
	宮崎	宮崎支店法人支社	880-0805	宮崎市橘通東5-3-10	(050) 3798-1930
	鹿児島	鹿児島支店法人支社	890-0053	鹿児島市中央町11番地	(099) 812-7504
	沖縄	沖縄支店法人支社	900-0015	那覇市久茂地3-21-1	(050) 3788-8889

